

総合政策集2024

J-ファイル

自由民主党/政務調査会

令和6年10月14日

経済・成長戦略

1 物価高に対する取組み

物価上昇を上回って、賃金が上昇し、設備投資が積極的に行われるといった成長と分配の好循環が確実に回りだすまでの間、足元で物価高に苦しむ方々への支援を行います。物価高への対応に加えて、成長分野に官民挙げての思い切った投資を行い、賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現に取り組みます。

2 成長と分配の好循環の実現

全ての人々が安心と安全を感じられる未来を創るために、物価上昇を上回って賃金が上昇し、設備投資や人への投資が積極的に行われ、成長と分配の好循環が力強く回っていく経済を実現します。

3 付加価値の創出

高付加価値のモノとサービスをグローバル市場において、適正な価格で売ることのできる経済を実現します。中堅・中小企業の賃上げ環境の整備として、省力化投資の促進や価格転嫁の徹底等を進めます。また、輸出企業の競争力を強化し、中小企業を中心とする高付加価値化、労働分配率の向上、官民挙げての思い切った投資を実現します。

4 事業再構築のための法制的整備

経営者の判断により早期の事業再構築を容易にするため、多数決によって金融負債の整理を進めることができる法制について検討し、早期の成立を目指します。

5 公正取引委員会の体制・執行の強化

公正取引委員会の体制及び執行の強化を図るため、量的・質的に人材面の充実を図ります。また、専門性の高い外部人材も活用しつつ、公正取引委員会による提言機能を強化します。

6 危機に強靱な経済財政の実現

日本経済のデフレ脱却を確かなものとし、日本経済の未来を創り、日本経済を守り抜きます。その中で、「デフレ脱却」を最優先に実現するため、「経済あつての財政」との考え方に立った経済・財政運営を行い、「賃上げと投資が牽引する

成長型経済」を実現しつつ、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済財政をつくっていきます。

7 原油高・物価高に対する取組み

原油価格の高騰を踏まえ、燃料油価格の激変緩和策を年内に限って継続し、経済対策の策定とあわせて、骨太 2024 を踏まえ、早期の段階的終了に着手すべく取り組むとともに、状況を丁寧に見極めながら、物価高の大きな影響を受ける低所得者や業種等への支援をきめ細かく行います。

地方創生臨時交付金により、生活者や事業者の支援、給食費負担軽減など、地方の実情に応じた対応を図ります。

国民生活や産業に不可欠な食料、物資・原材料、エネルギー等の安定供給確保を図るため、サプライチェーンの強靱化を図ります。

労務費を含む価格転嫁の促進、強化した賃上げ促進税制の活用促進や省力化支援による生産性向上への支援、赤字でも賃上げする企業に対する補助金の補助率引上げなどにより、中小企業も含めた賃上げを後押しします。

生活関連物資等の値上げについて注視し、「便乗値上げ」の防止に取り組めます。

労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分について、中小企業の取引価格の転嫁対策を徹底します。

資材費等の価格高騰等の影響を受ける中小企業の資金繰りを支えるとともに、過剰債務の軽減を含めた中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの支援を行います。

8 成長志向の中小・中堅企業への支援

地域経済において需要と供給の好循環を起こし、地域に良質な雇用を生み出すためには、国内外の需要の開拓や積極的な投資を通じて、「稼ぐ力」を大きく伸ばす企業の存在が重要です。こうした役割を継続的に果たしていくためには、一定の企業規模が必要です。売上高 100 億円を超える会社は、それ以下の売上の企業と比べて、域内仕入額や直接輸出額、一人あたり賃金が高いというデータもあり、地域内の中小企業・小規模事業者の持続的発展に繋げていくためにも、各地域において中小企業から売上高 100 億円の企業へと成長する企業を創出していく必要があ

ります。また、中小企業から中堅企業、更にその先へとシームレスに成長していけるよう、中堅企業の課題にも対応した成長環境を構築することも重要です。

このため、経営者の成長意欲を高め、企業の成長を実現するための様々な気づきを得る経営者ネットワークの形成や、飛躍的な成長につながる伴走支援の強化、成長志向の中小企業を応援する社会的機運の醸成など、売上高 100 億の企業を目指す経営者を継続的に増加させていく仕組みの構築を目指します。また、2024 年を「中堅企業元年」として、「産業競争力強化法」で、初めて中堅企業を定義し、成長志向の中堅企業等に対して、複数の中小企業を M&A する場合の税制措置等の集中的な支援措置を講じることとしました。中堅企業の自律的な成長を実現するため、中堅企業の役割や課題を明らかにした上で、官民で取り組むべき事項をビジョンとしてとりまとめます。

成長を後押しする資金調達手段の一つとして、資本性資金（エクイティ・ファイナンス及びメザニン・ファイナンス）の理解、認知の拡大、更なる活用の促進を図ります。

また、中小・中堅企業の成長段階に応じて、販路開拓、設備投資、研究開発、組織・人材整備、M&A、資金調達等の政策支援をシームレスに講じていきます。加えて、地方の中小・中堅企業の更なる賃上げに向けて、大規模な成長投資に対する補助金を継続・強化します。

9 中堅・中小企業の海外展開への支援

日本では生産性が高いにも関わらずグローバル化していない企業が多数あり、特に中小企業においてその傾向が顕著です。生産性が高く競争力のある企業がグローバル化することで、更に生産性は高まり、ひいては日本の経済成長を促進させ、国内の雇用も増加させます。

中堅・中小企業の新たな輸出への挑戦を後押しするため、「新規輸出 1 万者支援プログラム」を通じ、海外事業戦略の立案、海外市場に適合する商品開発、商談機会の創出等、早期の輸出実現とその後の輸出継続・拡大に向け、事業者の多様な課題に応じた支援を実施します。

また、中小企業は、海外展開のための支援者に会うことが難しいことを踏まえ、海外進出のパートナーに出会えるような取り組みを進める

と共に、海外取引における企業のリスク軽減に貢献する貿易保険の利用拡大を促進します。

10 新輸出大国コンソーシアム等を通じた支援

「新輸出大国コンソーシアム」を中心に、海外市場や現地のビジネス環境に詳しい専門家を国内外に配置し、一貫した伴走型支援を行うことで、中堅・中小企業の迅速かつ的確な情報収集と経営判断をサポートします。

また、海外現地においてどのような商品が求められているのかという最新のニーズを収集し、その情報を中小企業の海外展開の成約率向上に活用するための取り組みを構築します。

更に「ジャパンモール」などを通じて、海外の EC 事業者等との連携を強化することで、中堅・中小企業の越境 EC 取引の活用を更に促進します。また、海外展開支援の担い手となる地域商社等が連携して行う中堅・中小企業の販路開拓の取り組みを促進し、貿易手続きを円滑化するデジタル・プラットフォームの火曜・データの標準化等により貿易 DX をはじめ輸出支援ビジネスの育成を推進します。また、EPA の利活用促進を通じた輸出促進にも取り組みます。

海外展開の経験を積んだ中小企業に対しては、社長の右腕となる人物を育てるような人材育成を行い、海外進出の体制をより強固にしていくことを促進します。

11 中小企業等の事業再構築

中小企業・小規模事業者等は GX、賃上げ、人手不足、サプライチェーンの再編等のポストコロナ時代の経済社会変化や産業構造転換への対応を迫られています。このような中、中小企業・小規模事業者等がこうした変化に大胆に対応し、リスクを取りながら新たな取組みにチャレンジして更なる成長を目指すための事業再構築を中小企業全体に促していくことは重要です。

そこで、中小企業・小規模事業者等の新分野展開や業態転換を補助金を通じて切れ目なく支援していきます。

12 事業再生の環境整備

コロナ禍を経て経営改善・事業再生のニーズが高まっていることを踏まえ、「再生支援の総合的対策」に基づき、増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジ支

援を着実に進めます。改正した信用保証協会向けの総合的監督指針を通し、保証付融資の割合が高い中小企業などに対する協会の主体的な支援や、中小企業活性化協議会への案件持込等を促進するとともに、活性化協議会の支援レベルの底上げなどを進めます。

13 小規模事業者の持続的発展

2024 年は小規模企業振興基本法の制定から 10 年、同基本法に基づく基本計画の改正から 5 年、小規模事業者支援法の改正から 5 年となる節目の年であり、小規模事業者の多様な課題を踏まえた小規模企業政策の見直しを行います。

小規模事業者が自社の強みを強化し、事業拡大や持続的発展をしていくためには、経営者自らが中長期的な経営計画を策定し、経営の自走化を目指す必要があります。そのため、小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画や事業継続力強化支援計画、小規模事業者持続化補助金、マル経融資を通じ、商工会・商工会議所による伴走支援を一層進めます。

そのためには、商工会・商工会議所による小規模事業者の支援体制の強化が必要であり、広域的な支援体制の構築、他の支援機関との連携強化、経営指導員の質・量の確保を含めた制度見直し、実効性を高める取組みを進めます。

経営指導員の業務が質・量ともに急増しており、人件費等の絶対額が不足しているため、基準財政需要額の算出方法も見直す方向で検討します。

多様な課題に対応するための個々の経営指導員のスキルアップを行い、身につけたスキルや得意分野を見える化しナレッジ・ノウハウを共有することに加え、高いスキルを持った経営指導員が広域的に活動していく取組みを広げていきます。

14 中小企業・小規模事業者等の生産性向上

人口減少社会において一人当たり GDP の成長を目指すには、全就業者数の 7 割、付加価値の 5 割強を占める中小企業・小規模事業者の労働生産性の向上が必要です。

また、中小企業・小規模事業者が持続的な賃上げを実現するにあたっては生産性向上は必要不可欠です。

このため、中小企業・小規模事業者が生産性

向上のために行う取組みを支援します。具体的には、生産性の向上を支援する補助金を充実させ、ものづくり補助金を通じた設備投資、オーダーメイド型の高度な省力化、デジタル化のための腰を据えた投資、小規模事業者持続化補助金を通じた販路開拓、IT 導入補助金を通じた IT 導入、事業承継・引継ぎ補助金を通じた事業承継を切れ目なく継続的に推進します。

加えて、人手不足に対応し、中小企業・小規模事業者にとって簡易で即効性のある省力化投資支援をカタログ型省力化補助金を通じて継続的に実施します。

また、中小企業が画期的な製品・サービスを生み出すことで付加価値を増加させていくことも労働生産性向上のためには重要です。そこで、中小企業が行う研究開発を予算措置や税制で後押しし、新商品・サービスの開発・販路開拓の支援等を実施します。

15 中小企業のデジタル・トランスフォーメーション (DX) の推進

中小企業の DX 推進のため、中小企業自身のデジタル化、DX 化のみならず、中小企業を支える様々な補助金や行政手続もデジタル化、DX 化を進めます。

中小企業のデジタル化、DX 化については、中小企業・小規模事業者をサポートする人員体制を整備します。加えて、クラウドツール等の購入を補助する IT 導入補助金等を通じて、デジタル化、DX 化を強力に推進します。

更に、中小企業が利用しやすいサイバーセキュリティお助け隊サービスの普及支援などを通じ、セキュリティ対策も推進します。

これらのデジタル化、DX 化の取組みは、インボイス制度への対応にも資するものです。

また、新たな中小企業支援コミュニティの活性化に向けて、ローカルベンチマークや地域経済分析システムを活用するとともに、中小企業の補助金申請データ等を一元化したデータ連携基盤である「ミラサポコネクト」を活用し、中小企業に対する支援機関や金融機関等による能動的な支援につながる、企業情報や支援ニーズを集約したマッチングプラットフォームの構築を進めていきます。

併せて、中小企業の DX 化をサポートする地域金融機関等の支援機関等が、中堅・中小企業等

に対して DX 支援を実施する際に考慮すべきことをまとめた「DX 支援ガイドンス」を更に普及していきます。

16 中小企業金融を支える金融支援

今なおコロナの影響に苦しむ中小企業や、資材費等の価格高騰等の影響を受ける中小企業の資金繰りの円滑化のため、信用補完制度の活用や政府系金融機関による融資等を通じて、セーフティネット機能を果たすとともに、経営改善・事業再生や安定的な事業継続・更なる事業成長に必要な資金の供給も着実に進んでいきます。

特に、経済のコロナ禍からの回復が進む中で、金融規律の正常化を進める必要がある一方、「稼ぐ力」の向上に向けた中小企業の経緯努力を促しつつ、民間金融機関の経営支援を引き出し、中小企業の資金調達を円滑化していきます。

17 個人保証に依存しない中小企業金融の促進

「経営者保証に関するガイドライン」、「事業承継に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の一層の周知・普及を行うとともに、「経営者保証改革プログラム」に基づき、スタートアップ・創業、民間金融機関による融資、信用保証付融資、中小企業のガバナンス、の4分野に重点的に取り組みます。特に、本年3月に信用保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする保証制度を創設したことを踏まえ、信用保証付融資における経営者保証の提供を不要とする取組みについての一層の周知と積極的な活用を促します。また、M&A や事業承継時に経営者保証を解除する取組みを一層促進します。

18 下請取引の適正化

頑張る中小企業・小規模事業者が、大企業との取引において、不当な発注・値引き、契約を余儀なくされることなく、労務費、原材料、エネルギーなどのコスト上昇分をサプライチェーン全体で適切に負担できるよう、公平・公正な取引環境を実現します。

サプライチェーンの2次・3次以降の隅々にまで価格転嫁・取引適正化が構造的に行われるよう、下請法の改正を検討します。下請Gメンを活用して監督体制を強化し、下請代金法による厳正な執行等を通じて、下請取引の適正化を

進めます。また、9月と3月の価格交渉促進月間を通じて、大企業と中小企業の価格交渉を促進します。更に、業界による自主行動計画の策定を加速するとともに、大企業と中小企業の連携強化を目指す「パートナーシップ構築宣言」について宣言企業の拡大・実効性強化に取り組みます。

19 中小企業・小規模事業者の活性化、地域経済の発展につながる人材の育成・確保

経営者が「稼ぐ力」の向上に向けて経営戦略を実行するに当たっては、必要な人材の確保も不可欠です。人材は貴重な経営資源であり、中小企業が人材確保をコストではなく「未来への投資」と捉え、賃上げや、従業員一人ひとりが潜在力を十分に発揮するための環境整備に挑戦することが重要です。

このため、経営戦略と人材戦略の一体的な構想・実践に資する人材活用ガイドラインの活用を促進するとともに、中小企業の経営層、経営幹部候補層等を対象とした中小企業大学の研修プログラムの充実に取り組んでいきます。

20 中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の支援

近年、中小企業・小規模事業者に大きな影響を与える大規模な自然災害が頻繁に発生しています。災害発生時における事後の復旧・復興対策のみならず、今後、発生が予想される自然災害に備え、中小企業・小規模事業者においても事前の防災・減災対策を進めていくことが急務です。

こうした状況を踏まえ、2019年7月に施行した「中小企業等経営強化法等」（中小企業強靱化法）に基づいて、事業者が策定した防災減災に係る取組みを「事業継続力強化計画」として認定する制度を実施しています。

認定を受けた中小企業・小規模事業者に対し、税制優遇や金融支援などから多面的な支援を行い、事業継続力強化計画に関する制度の普及啓発、計画策定の支援等により防災・減災対策を後押ししていきます。

更に、小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」に基づき、商工会・商工会議所と関係市町村が一体となって、地域の災害リスクを踏まえた小規模事業者の事業継続力強化

計画の策定支援やフォローアップの実施など、実効性のある取組みを進めます。

21 地域のエリア価値向上に向けた商店街の活性化等

中小小売・サービス業者（中小商業者等）が集積する商店街等は、地域コミュニティの担い手として欠くことのできない重要な存在です。ライフスタイルや地域課題等が多様化する中、地域のエリア価値向上を図るべく、商店街組織等の収益力強化や事業推進体制の強化等を通じて地域経済の活性化を後押ししていきます。

また、商店街等が持続的に発展するためには、地域経済を自律的に循環させる仕組みを構築していくことが重要であり、人口や地理的特性、必要とされるサービスの内容や性質を踏まえた地域の社会課題解決や地域のエリア価値の向上に向けた戦略を作り、地域資源を活かしたビジネスの実施を促進します。

22 事業承継への集中支援

経営者の高齢化が進む中、休廃業・解散件数は約5万件程度と依然として高い水準です。中小企業・小規模事業者の貴重な技術や雇用などの経営資源が失われることのないよう、事業承継を進めることは「待ったなし」の課題です。

このため、47都道府県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」において、「親族内承継」、「従業員承継」、「第三者への引継ぎ（M&A）」といったあらゆる事業承継の相談にワンストップで対応します。

また、事業承継時の贈与税・相続税の負担を実質ゼロとする「事業承継税制」や、「中小企業M&A税制（経営資源の集約化に資する税制）」の活用促進を図ります。

更に、M&A後の成長に向けた円滑な経営統合（PMI：Post Merger Integration）の取組の定着を図るため、PMIにおけるポイントを解説する「中小PMIガイドライン」やPMIの実施時に活用できる「PMI実践ツール」の浸透を図ります。

加えて、M&Aについても、選択肢の一つとして安心して行えるよう、基本的な指針であり、健全な取引環境を担保する「中小M&Aガイドライン」について、取引に関与する者に対する遵守の徹底を図ります。

事業承継税制については、2024年度税制改正

において、法人版個人版の特例承継計画等の提出期限を2年延長しましたが、事業承継の更なる加速化のため、特例措置の適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう役員就任要件の見直し等を検討します。また、個人版事業承継税制において、同族会社や事業用資産を有しない個人との課税の公平性や制度の濫用を防止する観点等を踏まえつつ、青色申告書の貸借対照表に計上される事業用資産を対象とすることに関して、同税制の適用期間中の実施状況等を踏まえ検討します。

23 小規模企業等に係る税制

小規模企業等に係る税制の在り方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税の在り方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」の在り方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に早期に検討を進めてまいります。

24 創業への集中支援

創業の手法が、ゼロからの創業だけでなく、第二創業・ベンチャー型事業承継や、経営資源引継ぎ型創業など、多様化してきています。こうした状況を好機と捉え、今後は、多様な担い手による、多様な手法での創業を促すべく、支援を加速していきます。

将来的に創業者となる人材を輩出し、開業率向上につなげるため、進路選択の岐路にある高校生を中心に、新進気鋭の起業家の体験談に直接接触し、関心を持った層を更にプレイアップすることによって、創業関心層の底上げを図ります。加えて、市区町村等が行う、創業支援や創業に関する普及啓発への取組みへの支援の一層の促進、成長志向の創業を行おうとする起業家への支援強化を行います。

25 社会課題解決事業への支援

地域の社会課題の解決の担い手であり、収益性を確保し持続的に成長するローカル・ゼブラ

企業を創出・育成するエコシステムを確立するべく、2024年3月に策定された「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」を着実に普及します。また、インパクト投融資を促進し、共感による人材の流れを取り込みながら、こうしたエコシステムを全国各地に構築していくに構築していくため、20の地域で実証事業を実施し、ローカル・ゼブラ企業の事業モデルの整理や、中小・小規模事業者でも取り組みやすい社会的インパクトの評価手法の確立に取り組むとともに、ローカル・ゼブラ企業への理解を広く普及し、チャレンジしやすい環境を整えます。

26 約束手形の支払いの短縮化

中小企業等が受け取る約束手形については、2026年の利用廃止に向けて、①約束手形の支払い期間を60日以内へ短縮化する下請法の指導基準変更が確実に遵守されるよう取り組むとともに、②利用の廃止に向けたプロセスをロードマップとして示せるよう、産業界と政府が一体となって取り組みを進めていきます。更に小切手の全面的な電子化も行います。

27 賃上げに向けた環境整備

過去最大の最低賃金引き上げや人手不足の影響を大きく受ける中小企業・小規模事業者等が賃上げできるような事業環境を整備できるよう、労務費を含む価格転嫁の促進、強化した賃上げ促進税制の活用促進や、下請取引の適正化、中小企業の新分野展開や業態転換や省力化、生産性の向上を後押しする補助金による支援を強化します。

28 地方や中小企業・小規模事業者への重点的な支援

最低賃金引き上げをはじめとした急速かつ大規模な経営環境の変化に直面している中小企業・小規模事業者は、新たな需要が喚起される領域・分野を適確に把握した上で、多様なニーズに対応した付加価値をきめ細かに提供できるよう、経営力を強化していく必要があります。

このため、地域の特性に応じたよろず支援拠点の機能強化を図るとともに、よろず支援拠点と地域の支援機関との連携強化を通じた各地域の経営支援力の強化に取り組めます。また、中小企業・小規模事業者が自ら取り組むべき経営

課題を設定して自己変革していけるよう、経営者等との対話を重視した伴走支援の更なる定着を推進します。

29 標準化活動の加速化への支援

革新技術をいち早く社会に実装し、世界に普及させるためには、「国際標準」の獲得をはじめとする、世界に先駆けたルール形成が極めて重要です。

このため、官民の適切な役割分担と、省庁や産業分野を越えた連携の下、企業の経営戦略に標準化を位置付け、標準化を加速化させるための体制整備を進めます。また、民間における、標準化を担う人材育成や持続的な国際標準化活動のための支援を拡充します。特に、AI、バイオ、マテリアル、半導体、Beyond 5G (6G)、健康・医療等、我が国の新しい成長エンジンとなる分野における国際標準化の獲得・活用に重点的に取り組みます。

また、研究開発成果の社会実装を進めるため、政府の研究開発事業において、社会実装戦略、国際競争戦略、国際標準戦略の明確な提示とその達成に向けた取り組みへの企業経営層のコミットメントを求める事業運営やフォローアップ等の仕組みの拡充・横展開を進めます。加えて、改正産業競争力強化法において創設された、産学共同研究開発におけるオープン&クローズ戦略の策定・活用計画の認定制度を通じて、研究開発の初期段階からの市場創出を見据えた標準化活動や、経営層の標準化活動への積極的な関与を推進します。

30 産業インフラの整備

地域の立地環境を整備するため、工業用水等の生産拠点を支えるインフラの有効活用、整備、強靱化を進めると共に、産業用地整備の迅速化に向けた措置を検討します。

31 デジタルインフラ基盤の整備

デジタルによる新たな価値創造を促進し、脱炭素社会・循環経済の実現といった社会課題の解決とイノベーションの両立を図るとともに、「Connected Industries」やDFFTの趣旨を実現するため、企業や業種を横断して、データやシステム連携を行うためのプラットフォーム構築等の取組である「ウラノス・エコシステム」を推

進みます。具体的には、先行ユースケースである蓄電池サプライチェーンでのカーボンフットプリント算出に向けたデータ連携システムの運用を着実に進めるとともに、欧州 Catena-X（欧州等における自動車のバリューチェーン全体でデータを共有する枠組み）をはじめとする海外プラットフォームとの相互運用性確保等にも取り組みます。これらの成果を踏まえた上で、ライフサイクル全体でデータ連携を行う情報流通プラットフォーム及び運用体制の構築を推進します。

今後 10 年を見据えたデジタル時代の社会インフラ整備を目的とする「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づき、先行地域における自動運転サービス支援道、ドローン航路、インフラ管理 DX のアーリーハーベストプロジェクトを本年度から開始するとともに、その成果の他地域への展開を図ります。その際、デジタルライフラインの共通の仕様や規格等を策定し、事業者等に遵守を求めることで、重複投資を回避します。加えて、災害からの創造的復興を目指し、石川県における奥能登版デジタルライフラインの整備を新たなアーリーハーベストプロジェクトの一つとして支援し、他地域への展開が可能な汎用モデルを実現します。

32 AI・半導体政策の推進

生成 AI を巡る急速な技術革新を受け、その用途拡大によって、人手不足や GX 等の社会課題を解決するとともに、革新的な製品・サービスを創出し、経済成長を実現することが期待されており、そのためにも、生成 AI をあらゆる分野へ導入し、高度化させることが重要です。

これを実現するには、生成 AI そのものの開発に加え、計算需要とともに増大する電力需要の抑制に不可欠な低消費電力性が重要であり、半導体・データセンター等のハードと、ソフト（生成 AI）が、相互円滑に機能する技術基盤や産業基盤、人材基盤を国内に構築することが必要です。

こうした基盤構築に向け、国内の生成 AI モデルの開発を進めるとともに、民間による計算資源（データセンター）やデータの整備及びその高度化に取り組みます。

半導体については、AI 等と親和的な最先端半導体の設計開発を支援します。特に、次世代半

導体については、必要な出融資の拡大等、多様な手法を用いてその量産を実現するべく、積極的に支援を行います。

加えて、先端半導体のみならず、レガシー半導体や製造装置、素材を含めたサプライチェーン強靱化に向け、他国に比肩する規模で、長期にわたり、生産基盤拡充と研究開発を支援するとともに、人材育成やインフラ整備を支援します。

33 スタートアップの創出

コストカット型経済から高付加価値創出型経済への移行に向けて、スタートアップ支援を強化していきます。

日本経済の構造改革を先取る存在として、ユニコーン企業などグローバルで活躍するスタートアップの創出を促進します。

スタートアップ・エコシステム（起業家、投資家、大企業、大学、独法、行政等が連携し、スタートアップが自律的、連続的に生み出される仕組み）の構築・強化を行います。また、人手不足対応で期待されるロボット分野において、様々な技術を有するスタートアップによる開発・実装を促す開発環境を構築します。

日本を代表するようなスタートアップの成長や海外展開を官民一体で集中支援する J-Startup プログラムを推進します。

スタートアップの新しいアイデア・技術を政府・地方自治体が積極的に活用し、社会課題の解決や経済の成長を図るよう、国や地方公共団体による公共調達を抜本的に強化します。高度かつ独自の新技术を有するスタートアップの調達促進に向けた仕組みの活用等を積極的に進めるとともに、SBIR 制度を推進します。

スタートアップの新しいアイデア・技術を大企業が積極的に活用し、イノベーション創出を加速させるために、民間調達を促進するようなスタートアップと事業会社の調達の在り方を提示することなど、官民による連携を強化し、民間調達を促進します。

大規模かつ長期的な成長資金供給のために、国内外の機関投資家や事業会社の投資拡大のための環境整備をします。

スタートアップが集積するシリコンバレーに拠点を設け、グローバル展開を目指すスタートアップ等を受け入れ、現地のアクセラレーター

等からの指導・助言を受ける育成プログラムを提供するとともに海外展開を支援します。また、日本のスタートアップや起業家が海外での事業展開や資金調達を目指すプログラムなどを進めていきます。

スタートアップエコシステムの裾野拡大に向け、地域における成長志向の女性起業家のための支援体制の構築、事業計画相談や支援者とのマッチングイベントなどを支援します。

大企業からスタートアップへの投資促進やM&Aによる事業の融合や連携を通じたオープンイノベーションを促進します。

最先端の研究開発成果を事業化し、イノベーションで世界に貢献するテック系スタートアップを創業時から成長段階に応じ、研究開発から量産の実現まで中長期的かつ一貫した支援を強化します。

新技術や斬新なビジネスモデルで地域の課題を解決し、豊かな暮らしを実現する地方発スタートアップの創出を、地域の既存中核企業との連携や都市部との人材交流促進、企業と大学が連携したインキュベーション（創業支援）施設の活用・整備、実証フィールドの整備、地域の強みを活かした自治体や事業化支援機関、公設試、地域企業、地域大学、産総研などの協力体制の構築等により支援します。また、大学等が持つ技術シーズの事業化を促進するため、研究者や起業直後のスタートアップと、外部経営人材とのマッチング支援を行います。

大学の研究者など有為な人材が起業しやすいよう、兼業規定や報酬について大学ごとのルールの明確化に加え、共同研究や知的財産権についての規定の整備を促すなど、起業意欲を支える環境整備に取り組みます。

34 「スタートアップ育成5か年計画」の着実な推進と強化

日本経済の活性化と成長を加速させるため、スタートアップ支援策を引き続き強化します。「スタートアップ育成5か年計画」を着実に進め、「アジア最大のスタートアップハブ」を実現します。

スタートアップ・エコシステムの強化、人材・事業・資金の好循環の創出に向けて、「スタートアップ育成5か年計画」を着実に進めつつ強化するとともに、政府における司令塔を設置し、

スタートアップ政策の一元的・効率的な実行、海外を含めた積極的な情報発信等を行います。

35 スタートアップの創業等支援

スタートアップの成長にかかせない高度な経営人材や技術者を確保すべく、優れたアイデア・技術を持つデジタル人材等を発掘・育成するとともに、同様の取組みを地方でも実施し、地方のデジタル人材の育成・確保を推進します。

また、ディープテック等の分野においても同様に、優れた技術・アイデアを有する若手を含めた人材発掘・起業家育成を推し進めます。

起業に関心がある層が考える失敗時のリスクとして個人保証が挙げられていることを踏まえ、創設した経営者による個人保証を不要とする創業時の新しい信用保証制度の活用を促進します。

アントレプレナーシップ教育を採り入れる高校・高専の重点的支援など、初等中等段階からの起業家教育を充実させます。

若者が躊躇なくスタートアップに挑戦するとともに、社会課題解決と経済成長の二兎を追うため、インパクト・スタートアップを後押しします。そのため、投資家・金融機関、起業、自治体等の幅広い関係者が対話・発信するインパクト・コンソーシアムを進めていきます。また、資金調達の多様化など支援制度を充実します。

36 スタートアップへの資金供給の拡充

SBIR制度の推進や、入札参加資格要件の緩和やスタートアップ技術提案評価方式の活用等により、政府・自治体におけるスタートアップからの調達を大幅に拡充します。

国内外のベンチャーキャピタルに対する有限責任投資による資金供給等やベンチャーキャピタルとも協調した助成を引き続き強化します。これにより、国内のベンチャーキャピタルの育成に加えて、海外の投資家・ベンチャーキャピタルからの投資を呼び込みます。

GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）等の公的投資機関からの大規模かつ長期的な成長資金供給のために、国内VCへの投資等のための環境整備を図ります。

イノベーションで世界に貢献するテック系スタートアップ、特に宇宙・量子等やGX分野のスタートアップに対して、創業時から成長段階に応じ、一貫した支援を強化します。

更に、デュアルユース技術の防衛分野での迅速な活用に向けた基盤の整備など、「デュアルユース・スタートアップ・エコシステム」の構築に取り組みます。

37 スタートアップの創出・育成のための環境整備

海外トップ大学の誘致も含め、当該大学と連携した スタートアップ・キャンパスを創設します。

ストックオプション等の環境整備を図るとともに、スタートアップ関係税制において、税制の将来にわたる効果を見据えた動的思考を活用します。

スタートアップを未上場段階で大きく成長させ、次のイノベーションに繋げるため、未上場株式取引のためのプラットフォーム（セカンダリー・マーケット）を制度化します。

大企業からスタートアップへの投資促進やM&Aによる事業の融合や連携を通じたオープンイノベーション、経営人材等のマッチングを促進します。

大学・国研等の技術シーズと大企業等の経営人材とのマッチング強化、大学が持つ知財の活用、大学ファンド等を活用した世界トップレベルの研究者呼び込み等に取り組みます。

「地方発スタートアップ」の創出を積極的に支援するため、地域中核企業との連携や都市部との人材交流、地方大学が連携した創業支援施設やサテライトオフィス、福島浜通りでの実証フィールド、分散型自立組織（DAO）の整備等を行います。

日本を代表するようなスタートアップの成長や海外展開を官民一体で集中支援する J-Startup プログラムを推進するとともに、地域において選定した J-Startup 地域版企業に対しても、重点的支援を行います。

スタートアップの新市場の創出を促進すべく、規制改革について知見を有する弁護士がスタートアップを支援する取り組みを行い、グレーゾーン解消制度や規制のサンドボックス制度の活用を促進し、規制改革を推進します。

38 組込みシステム関連産業のデジタル・トランスフォーメーション

あらゆる産業においてデータやデジタル技術

を活用することが求められる時代を迎え、デジタル技術導入による競争力強化が不可欠となっています。中でも、競争力の源泉であるデータを取得し処理する、製品等の「頭脳」にあたる電子部品（組込みシステム）や、それをコントロールするソフトウェア（組込みソフトウェア）のレガシー刷新が求められています。そこで、こうした組込みシステム等のデジタル・トランスフォーメーションを推進する支援体制の構築を目指します。

39 自動車・モビリティ産業の支援

自動車・モビリティ産業では、GX と並んでデジタル化が競争軸になりつつある中、SDV に必要な技術開発や自動運転の社会実装の早期実現、脱炭素やサプライチェーン強靱化に資するデータの利活用を促進し、地域における移動課題の解決と、2030 年の SDV（Software Defined Vehicle）世界市場シェア 3 割獲得を目指します。

40 地域未来牽引企業等への支援

地域未来牽引企業等の地域経済・社会を牽引する事業を行う企業に対して、地域未来投資促進法の更なる活用を促進をはじめ、予算、税制、金融、規制の特例等の支援策を重点投入することで、地域の支援機関と連携した新事業展開等への取組みを後押ししつつ、地域の特性を生かした付加価値の創出を促進し、地域に経済波及効果を生み出すことを目指します。また、地方公共団体等の地域内の関係主体と連携しつつ地域・社会課題解決と収益性との両立を目指す取組みを促進します。

41 国内バイオ医薬品開発・生産体制の強化

製薬産業を我が国の基幹産業と位置付け、創薬力の強化を図るため、創薬ベンチャーの実用化開発支援や抗体医薬品・再生医療等製品などのバイオ医薬品の生産体制の整備を推進します。

42 バイオものづくり革命の実現

地球規模の社会課題の解決と、経済成長との「二兎を追うことができる」バイオものづくりの速やかな社会実装に向けて、この分野で世界をリードしていくとの明確な決意の下、大胆かつ重点的な投資を行い、微生物設計・開発プラットフォーム事業者の育成、異分野事業者との

共同開発の推進、生産技術・能力の強化、基盤技術開発と拠点形成、グローバル市場の創出及び獲得等、総合的な取組みを加速していきます。

43 医療上必要不可欠な医療機器の安定供給

新型コロナ感染症の教訓も踏まえ、医療上必要不可欠な医療機器の安定供給に万全を期すため、サプライチェーンを把握するとともに、開発支援などにより緊急時における供給量を高める等の取組みを平時から進めます。

44 健康分野の成長産業の創出

高齢化・人口減少が進展する中で国民の健康増進の重要性は高まっており、これを支える予防・健康づくり分野の成長産業を創出・振興します。このため、健康経営を通じた投資を促進するとともに、PHR を活用したサービスのユースケースの創出、AMED を中心としたエビデンスに基づくサービスの普及、介護保険外サービスの振興、ヘルステックスタートアップ振興の地域拠点の育成等を進めます。また、日本型インバウンドモデルの確立をはじめ、医療の国際展開の更なる推進を図ります。

45 大阪・関西万博の成功へ

2025 年大阪・関西万博を、AI、ロボット、ヘルスケア、GX、デジタル、モビリティ、スマートシティといった分野での新技術の社会実装を先行体験する「未来社会のショーケース」として活用し、イノベーションの力で変革し続ける日本を発信する絶好の機会とします。併せて、万博を契機としたビジネスマッチング、訪日観光客の拡大等にも取り組みます。

46 対日直接投資の推進

対日直接投資促進のための政府横断的な機能を強化し、海外企業の国内立地等の諸手続きを大幅に簡素化しワンストップ化します。国の各省庁及び立地自治体の諸手続きを横断的にワンストップ化し、JETRO の対内直接投資推進業務を更に拡充します。また、経済安全保障の観点にも留意しながら日本企業の経営力強化や地域活性化のための外資誘致・活用、日本企業と海外企業の協業を通じたイノベーション創出を推進します。

47 インフラ海外展開の推進

新興国を中心とした DX/GX や経済安全保障等の新たなインフラ需要を積極的に取り込み、我が国の経済成長につなげるため、積極的なトップセールスや案件形成・事業化への政策支援等を実施します。また、先進国においても、インフラの老朽化や経済安全保障への対応によるインフラ需要にも積極的に対応していきます。また、国際情勢の変化に応じてニーズが高まる貿易保険のリスク対応能力強化を通じて、日本企業のインフラ海外展開を力強く後押しします。

48 自由貿易体制の推進

WTO を中核とするルールベースの多角的貿易体制の維持・強化のため、紛争解決制度改革の実現やルールメイキング手段としてのプल्ली交渉の活用等の WTO 改革について取り組みます。また、公平な競争条件確保のため、過剰供給問題や、その背景にある市場歪曲的な措置への対応を進めます。

CPTPP 協定の着実な実施を確保し、協定のハイレベルを維持するために、一般直しの議論を主導するとともに、RCEP 協定の各国の透明性のある履行確保を進めます。インド太平洋経済枠組み (IPEF) の参加国間で連携し、地域の繁栄と経済秩序の構築に取り組むとともに、米国には TPP の復帰を働きかけます。更に、新規の EPA 交渉や投資協定交渉の推進を通じ、自由で公正な経済秩序を維持・強化します。

また、同志国との産業政策の協調に取り組みます。具体的には、経済版「2+2」等も活用し、米国との経済分野での連携深化を図ることを始め、EU や G7 などの有志国と、半導体や GX、経済安全保障など重要分野における産業協力を進めます。更に、アジア地域を中心にサプライチェーン強靱化を実現するため、地域大でのデータ共有・連携基盤の整備に向けて、企業によるデータ活用の実証支援を進めます。

49 グローバルサウス諸国との連携強化

地政学リスクが高まる今、グローバルサウス諸国との連携強化を通じて、成長する巨大市場の取り込み、脱炭素化と経済成長の両立、重要物資の確保やサプライチェーン強靱化などに資する取組みを進めます。具体的には、フィージビリティ調査や実証事業の実施に加えて、実証

後の施設・設備の実装まで含めて強化し、必要な人材確保、案件発掘や伴走支援、貿易保険のリスク対応能力強化を通じた支援など政策パッケージを組成し支援していきます。

また、有志国との連携や第三国を経由した進出など、グローバルサウス諸国を中心に、面的な市場獲得を目指します。

50 ウクライナ復興支援の更なる推進

ロシアによるウクライナ侵略の情勢は変化しつつあり、日本企業の強みを活かす形でのウクライナ復興への一層の貢献が求められる中で、官民一体で「日本ならではの」の支援を継続して実施していきます。また、ウクライナはエネルギー供給等、周辺国との連携強化が重要であることから、東欧などの周辺国とも協力し、ウクライナ復興を推進していきます。

51 経済のデジタル化に対応した新たな国際課税制度の整備

経済のデジタル化に対応した新たな国際課税制度に係る国際的な合意や国内法化、関連税制の見直しなどを通じて、日本企業に過度な負担を課さないように配慮しつつ、企業間の公平な競争環境を整備し、日本企業の国際競争力の維持・向上につなげます。

52 知財・無形資産の投資・活用による「成長型経済」への変革

世界はデジタル化とグリーン化を基軸とした経済・社会変革競争に突入しており、日本もイノベーションによって差別化を図り、知的財産を活用して有利な地位を確保することが必要です。そのためには、知財戦略を経営戦略に組み込む日本企業の経営変革が重要です。

53 国際標準の戦略的な獲得と活用

産業や技術における国際標準の獲得は大きな市場の獲得と経済安全保障上の戦略的価値を有します。統合イノベーション戦略推進会議の下に設置された「標準活用推進タスクフォース」を司令塔として、官民一体となった標準の形成・活用を推進するとともに、国際標準の戦略的な活用に向けた各省庁の取組みに対し、追加的な予算配分をすることができる枠組みを一層活用し、取組みの加速化を支援します

更に、国際標準化に取り組む企業が国内でも優れた支援サービスが受けられるよう、国内の規格策定機関、認証機関、研究開発機関、アカデミア等の外部の機関を強化します。

54 デジタル社会に対応したデータ戦略の実行

デジタル社会で価値を生み出すデータについては、2021年に「包括的データ戦略」を策定しました。パーソナルデータを含むデータの取引における懸念・不安が払しょくされるようなルール整備により、世界の先導役としてDFFT(信頼性のある自由なデータ流通)を実現します。そして、国民、行政機関、企業、アカデミアのデータ共有を進め、新たな価値の創出に取り組みます。その基盤としてのデータ標準、データ取引市場、プラットフォームの整備、人材育成を進めます。

併せて、競争力の源泉であるデータの流通・活用を円滑に行うためには、データ連携基盤やデータの流通・取引を行う上で必要となるデータ取扱いルール等の整備が必要です。そこで2022年に新たにデータ連携基盤におけるデータ取扱いルールの実装の際に踏まえるべき視点と検討手順を示したガイダンスを公表しました。これを参照し、データ連携基盤の構築に引き続き取り組みます。

55 コンテンツ戦略と海賊版対策

コンテンツ産業は、海外売上において約5兆円となり鉄鋼業や半導体産業の輸出額にも比肩する我が国の基幹産業の一つになっており、地方創生に資する高い波及効果を有しています。インバウンド需要などを通じた経済波及効果も高く、我が国のソフトパワーを高める手段としても有効な分野です。官民の健全なパートナーシップのもと、コンテンツ産業の強化に向けて、関係省庁等及びコンテンツ関係者と議論を重ね、クリエイターが安心して持続的に働ける環境の整備や、クリエイターを中心とする海外展開・情報発信、デジタル化、エンタメ分野のスタートアップ支援等に対応したコンテンツ産業の改革等について取組みを進めていきます。

また、海賊版に対する対策強化として、日本のコンテンツの海賊版が生成 AI により学習されるおそれや、外国での被害も深刻化する中、国外犯処罰の導入検討も含め、国際執行を強化

するとともに日本企業による海外プラットフォーム買収等も活用しつつ、海外への正規版の流通を促進します。

56 「クールジャパン戦略」の推進

海外の人々が良いと思う日本の魅力をマーケットインの考え方にに基づき効果的に発信し、インバウンドや輸出の拡大等にもつながるクールジャパン戦略を強化・拡充します。

コンテンツ、インバウンド、食・食文化の各分野において政策を総動員して取組みを進めてまいります。我が国の強いIP（コンテンツ、多様でおいしい食、様々な地域の自然・伝統など、広義の意味での知的資産）を活用し、新たな技術（Web3 や NFT 等）も取り入れて「イノベーション」を起こし、多層化・深化した「日本ファン」に対して高い「体験価値」を提供しながら、高い利益をあげて外貨を獲得し、関係者による再投資に回していくという好循環を確立していきます。

今後も取組みを更に強化することにより、今後5年間で30兆円以上（2028年）、10年間で50兆円以上（2033年）とすることを目指します。

2025年大阪・関西万博を地域活性化につなげるべく、地域における機運醸成の取組みや、万博と日本各地をつなぐ観光資源の磨き上げや文化創造に向けた支援を行います。海外においても、現地人材の活用等を通じて、在外公館やジャパン・ハウス等の発信・展開拠点を強化します。

57 「クールジャパン」関連コンテンツの振興

世界的に動画配信サービスが普及していく中、アニメやゲームを中心に日本のコンテンツの人気は世界中で非常に高まっています。また、コンテンツ人気はインバウンドにも大きな波及効果をもたらしています。

製作現場のデジタル化、先進デジタル技術を活用したビジネスの創出、クリエイターやビジネス・プロデューサー等の、人材育成、エンタメ分野のスタートアップ支援を進め、コンテンツ産業の振興と海外展開を図ります。

併せて、東京国際映画祭などコンテンツの中心としての日本の魅力を高める取組みや日本のクリエイターの海外発信を進めます。また、国

内への大型映像作品のロケ誘致は、作品を通じて日本の魅力を発信するだけにとどまらず、海外の映像製作のノウハウを日本のコンテンツ産業にもたらしめます。諸外国の制度も参考にしつつ、ロケ誘致の一層の推進を図ります。

文化芸術の需要の裾野を拡大し、クリエイターに資金を循環する環境を整備するため、企業・地域によるアートの積極的な活用を促進を図ります。

58 「新たな成長の源泉へ」～ジョブ型人事とリスキリングの推進

DXの加速をはじめとするグローバルな競争激化や、人口減少社会の到来に対応し、日本社会・経済の回復を確実なものとするためには、企業・従業員の意識改革とリスキリングを合わせて促進することが不可欠です。

企業が個々の職務に応じて必要となるスキルを設定し、従業員が上司と相談をしつつ、自ら職務やリスキリングの内容を選択していく「ジョブ型人事」の普及・促進に取り組めます。

厚生労働省が運営する職業情報提供サイト「日本版O-NET(job tag)」の機能強化による職業情報見える化の充実や、民間求人サイト等との連携を更に推し進めることで、人材マッチング機能の質を高めること等により、在籍型出向・兼業副業・転職・起業を応援し、人材流動化を促進することにより企業組織・企業文化の变革やキャリアアップ支援に取り組めます。

また、リスキリングによる能力向上支援として、在職期間中のリスキリングの強化、企業成長や労働移動につながる教育プログラムの開発、産学官連携での地域のリスキリングのプラットフォームの構築、大学・専門学校等における実践的・専門的な教育プログラムの開発・促進、「デジタル人材育成プラットフォーム」を通じた実践的な学びの場の提供、社会人の学びのポータルサイト「マナパス」による情報発信を通じた学習基盤の整備等を行います。

加えて、企業DXの更なる促進等のため、個人のスキルアップを促すためのスキル情報を蓄積・可視化する情報基盤の構築や地方における若手人材の育成・確保等、デジタル人材育成を加速します。

59 放送コンテンツ産業の強化

日本発のコンテンツの海外市場規模を拡大すべく、放送コンテンツ産業の競争力強化、海外展開の推進に取り組みます。個々のクリエイターが4K・VFXなどの先進的なデジタル技術を用いた高品質の放送コンテンツを制作できるよう人材育成や設備の導入・利用を支援するとともに、権利処理の円滑化、日本の放送コンテンツを集約したオールジャパンの配信プラットフォームの整備に取り組みます。

60 社会全体のICT化

5G、4K・8K放送をはじめとした世界最高水準のICTインフラの整備を目指します。

国、地方、企業、個人、訪日する外国人も含め、それぞれがICTの恩恵を受けられるよう「社会全体のIC化」を進めてまいります。非居住地域も含めた5G等のエリア整備や5Gならではの通信サービスの実現、離島を含む光ファイバなどの未整備地域解消に向けて、通信事業者などによる情報通信インフラ整備を推進します。また、データセンター、インターネット相互接続点（IX）の地方分散立地やオール光ネットワークの整備計画との連動、海底ケーブルの陸揚局の分散立地や多ルート化の推進を支援することで、急増するAIへの対応やGXの推進、地域DXの推進に対応するとともに、我が国の国際的なデータ流通のハブ機能を強化し、大規模なAI用データセンターを国内に立地することによる国際的なAI拠点を創設することを目指します。

更に、2030年代のAI社会を支えるため、電力消費を抑えた高速・低遅延のオール光ネットワーク等の次世代情報通信基盤「Beyond 5G」を早期に導入し、特定の分野に特化した複数のAIや、情報処理を担う各地のデータセンターを結ぶことにより、製造、交通、物流、インフラ管理、医療等、各分野におけるAIの開発・普及を促します。

61 ICT化による成功モデルの提示

テレワークや遠隔医療などに関するICT投資を拡大し、雇用の拡大や働き方改革の推進、医療・救急・介護・健康の連携、高度化に貢献するとともに、個人情報への取扱いにも留意しつつ、こうした諸課題の解決に向けた実証を通じ、新しい成功モデルの提示や標準化を速やかに進め

ます。

62 多言語音声翻訳の普及・高度化

訪日・在留外国人数は増加傾向にあり、2025年大阪・関西万博では更なる来訪者が見込まれている中で、日常生活や行政手続き、観光等の分野において、「言葉の壁」が大きな問題となっています。また、企業活動の国際化により、ビジネスや国際会議でも「言葉の壁」が問題となっています。ICTの発達により実現可能となった多言語の音声翻訳の幅広い普及やビジネスや国際会議にも対応した最先端のAI技術を用いた同時通訳の実現により、訪日・在留外国人との共生社会の実現、企業のビジネスチャンスの拡大や海外連携の促進を図り、国内外での経済・社会活動において日本の価値と魅力を高めていきます。

63 テレワークの普及推進

テレワークは、ICTを利用し時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、多くの企業・団体において緊急避難的にテレワークが導入された一方、急速な導入にこれまでの働き方の慣行や環境が対応しきれなかった面もあります。今後、我が党において取りまとめた提言「多様な働き方と企業の成長を実現する良質なテレワークの推進に向けて」も踏まえつつ、コロナ後の「新たな日常」・「新たな生活様式」に対応した働き方として、生産性の向上や働く人の満足度につながる形で良質なテレワークが導入・定着されるよう、テレワーク月間などの取組みを後押しし、地方の雇用に資するよう、地方も含めたテレワークの普及を更に推進していきます。

64 パーソナルデータの利用の活性化

個人の生涯にわたる医療等のデータを時系列で管理し、本人の判断のもと多目的に活用する仕組みであるPHR（Personal Health Record）について、安心・安全な普及展開のための取組みを行います。また、個人の関与のもとでパーソナルデータの流通・活用を進める仕組みである情報銀行について、取り扱うデータの範囲に関する検討や、地方公共団体とのデータ連携に関する実証などを行うことにより、パーソナルデータの利用の活性化を推進していきます。

65 Society 5.0を支える ICT 先端技術開発

Society5.0を支える「サイバー空間とフィジカル空間の融合」や社会全体のデジタル変革(DX)を加速するため、ICT分野の技術開発などを推進します。具体的には、Beyond 5G、AI、量子情報通信、宇宙通信などの先端技術の研究開発とその成果の社会実装、知財・国際標準化活動を支援します。

66 情報通信産業における経済安全保障の確保と国際競争力強化

あらゆる社会活動・経済活動に不可欠なものとなっているデジタルインフラについて、安全性・信頼性を確保した強靱なインフラの整備・維持、セキュリティの確保や国際通信における自律性の向上を通じて、経済安全保障の確保を図ります。

また、将来のあらゆる産業や社会基盤となる Beyond 5G について、研究開発・国際標準化・社会実装・国際展開を一体的に推進し、将来的な海外市場の獲得などを通じた我が国の国際競争力の強化と経済安全保障の確保を目指します。

67 安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開

5G/オープン RAN、オール光ネットワーク、海底ケーブル、データセンター等、経済安全保障や次世代市場獲得の観点から重要なデジタルインフラについて、トップセールス、海外での実証実験や JICT (株式会社海外通言・放送・郵便事業支援機構) による出資等を通じて、我が国企業による海外展開の取組みを支援します。グローバルサウスを含む海外の旺盛な需要を取り込み、グローバルなデジタルインフラの安全性・信頼性を確保するとともに、我が国企業の開発力・生産力の維持・向上による安定的な供給能力の確保を図ります。

68 電波利用の推進

自動運転、ドローン利用、スマート農業、遠隔医療・高度医療等、技術の進展に伴い活用分野が拡大している電波の利用を推進するため、非地上系ネットワーク (NTN) の導入等に関する研究開発や制度整備、国際的な協調のもとでのドローン用周波数の確保、周波数の円滑な移行・

再編・共用を実現するための制度整備に取り組みます。

69 4K・8K 放送の普及

2018年12月から開始された新4K・8K衛星放送は、2024年7月には視聴可能機器の出荷・設置台数が2000万台を超え、各家庭で臨場感あふれる高精細な映像を楽しむことができるようになりました。引き続き、4K・8K放送の普及に向け、周知・広報等を進めていきます。また、4K・8Kの高精細な映像技術は放送のみならず、幅広い分野への波及が期待されています。例えば医療分野においては、高精細映像を用いることで、内視鏡等の検査・手術の精度の向上のほか、遠隔地にいる専門医による診療といった遠隔医療の普及への寄与が期待されます。このような4K・8Kの高精細な映像技術について、様々な産業分野での活用を通じ、地方創生や社会の福祉の向上といった社会課題の解決を目指します。

70 紛争解決拠点の整備

我が国が積極的に選ばれる仲裁地となることを目指し、仲裁人・仲裁代理人などの人材育成、特に中小企業を対象とする国内外における広報・意識啓発を行うとともに、我が国を拠点とする仲裁機関の国際的な認知度及び評価向上のために必要な取組みを官民の関係機関の緊密な連携により進め、我が国企業の国際進出の促進や海外からの対日投資の呼び込みにつなげます。

また、海外進出する日本企業などを法的側面から支援するため、法曹などによる日本企業などへの支援の在り方などを調査研究し、日本企業などが十分な支援を受けられる環境を整備します。

更に、日本企業などの海外進出や対日直接投資の促進等に向けた環境整備を行うため、AI 翻訳を活用するなどして日本法令の外国語訳の公開の迅速化・内容の充実化を推進します。

71 Well-being を重視した政策実現

「たくさんお金を稼いで、たくさん物を買うのが幸せ」という物質社会はもう過去のものになりつつあります。夢や生きがい、健康や安らぎといった一人ひとりの多様な幸せ、Well-being を重視した政策実現にかじを切ることで、希望あふれる Well-being が高い社会の実現を

目指します。

働き方については、生産性だけでなく、社会や組織の中で、自分自身が楽しみながら、存分に能力を発揮できる働き方の実現を後押ししてまいります。経済効率だけを考えるのではなく、一人ひとりが幸せを感じることができる経済へとシフトし、人とのつながり、地域の特性を大切に多様性のある幸せなまちづくり支援をしていきます。

GDPは経済成長を測る上で大切な指標ですが、GDPだけでは測れない社会の豊かさや人々の生活の質、満足度、幸福度などのWell-beingに関する統計・調査・分析を充実します。また、政府の各種基本計画などにおいて、Well-beingに関連するKPIを設定するとともに、「GDPからGDWへ」（WはWell-being）と、社会の動きを加速させ、国民一人当たりのGDPの増加と、満足度、幸福度の向上を優先する経済の実現を目指します。

72 国家戦略特区制度の活用によるスーパーシティ等の推進

国家戦略特区制度を活用し、地域の実情に応じた規制・制度改革の実現、早期の全国展開などを進めるとともに、スーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区、金融・資産運用特区等において、先端的サービスの実施やデータ連携等を通じて、少子高齢化、人手不足、ビジネス・生活環境整備等の地域課題の解決を進め、地方創生や日本全体の経済活性化に取り組みます。

科学技術

73 量子コンピュータ等のフロンティア領域への大胆な投資

従来のコストカット型の経済から高付加価値創出型経済へと転換するために重要となる研究開発投資を官民で加速させていきます。

将来の経済のパイを拡大させるために、新たな産業や輸出企業を創り出すべく、民間のみでは投資を進めることがディープテックを中心に、フロンティアとなる技術領域を探索し、研究開発政策とスタートアップ政策、知財・標準政策を連動させ、育成する仕組みを構築します。

また、具体的なフロンティア領域である量子

コンピュータについて、量子コンピュータ開発、量子アプリケーション開発など研究基盤と社会実装を推進するための開発拠点整備を行い、産学官連携で技術革新と国際競争力を強化します。また、イノベーションを推進する上では人材の育成が不可欠です。大学において重点分野に特化した育成カリキュラムを整備するとともに、若手研究者と産業界のマッチングや共同研究への支援の拡充、博士人材の産業界における活躍促進に向けた支援に取り組みます。

加えて、イノベーション推進の基盤となる産業技術総合研究所などの国立研究開発法人については、国家戦略に基づく研究開発の中核を担う存在として、その機能強化を進めます。

更に、研究開発の成果を社会実装し、速やかに国際市場の獲得に結びつけていくため、産業界による戦略的な国際標準の開発や知的財産の獲得、それらの活用等を積極的に推進します。

74 次世代航空機開発の技術基盤の強化

裾野が広い航空機産業を我が国の自動車産業に匹敵し得る成長産業とするためには、国が長期的な視点に立って、航空科学技術の施策を戦略的かつ強力で推進していくことが必要です。

具体的には、国際競争力向上に直結する機体構造体の軽量化やエンジンの燃費性能の向上やサプライチェーンの自動化・効率化などの先進的な技術開発・実証を進め、国内産業基盤の強化を図るとともに、産官学が連携して我が国の技術力を結集する体制を構築し、イノベーションを創出することで、カーボンニュートラル達成に向けた次世代航空機について、国際連携の中で完成機事業を創出することを目指します。

75 戦略的宇宙政策の推進

安全保障や経済社会で宇宙の重要性が高まっています。「宇宙基本計画」（2023年6月13日閣議決定）に基づき、戦略的に宇宙政策を推進し、宇宙利用を通じた安全保障、防災・減災、国土強靱化、地球規模課題への対応、宇宙科学・探査における新たな知と産業の創出、また、それらの宇宙活動を支える総合的基盤の強化に取り組みます。

特に、非宇宙のプレーヤの宇宙分野への参入促進や、新たな宇宙産業・利用ビジネスの創出、事業化へのコミットの拡大等の観点からスター

トアップを含む民間企業や大学等の技術開発への支援を強化・加速するために、宇宙戦略基金による支援を拡大します。

また、準天頂衛星システムの7機体制の確立および11機体制に向けた検討・開発、衛星データの利活用等を推進します。

加えて、急速な技術革新に伴う新たな輸送形態に対応した、宇宙活動法の見直しを含めた制度環境の整備や、世界的な宇宙利用の拡大に対応した円滑な審査を可能とする体制の整備に取り組めます。

今後大きな成長が期待される宇宙分野について、政府による徹底した宇宙利用の推進と産業競争力の強化により、宇宙ビジネス拡大の好循環を生み出します。そのため、安全保障や気候変動対策・災害対策などの分野において、積極的に人工衛星等の宇宙の活用を拡大します。アンカーテナンシーやサービス調達等により民間の小型衛星コンステレーションや小型ロケットなどを積極的に利用し、民間の新たなサービスの開発やスタートアップの成長を促進するとともに、基幹ロケットH3の競争力強化や将来宇宙輸送系の実現に向けた開発、宇宙光通信の実証や量子暗号等の宇宙ネットワーク基幹技術の開発等の取組みなど、将来を見据えた戦略的な研究開発を推進します。また、大気の大気観測機能等を搭載することで観測能力を大幅に強化した次期静止気象衛星の整備、衛星を活用した温室効果ガス観測インフラの構築、アルテミス計画やMMX（火星衛星探査計画）等の宇宙科学・探査を推進します。

76 安全保障における宇宙利用の強化

我が国を取り巻く脅威に対応して安全保障を強化していくため、最新の宇宙技術を活用して、警戒・監視能力、指揮・通信能力を強化します。

我が国の国家安全保障に関する政策判断をよりの確に支え、関係機関の活動への一層の寄与を図るインテリジェンス機能を強化するため、情報収集衛星について、光学・レーダ衛星各4機及びデータ中継衛星を加えた機数増を着実に実施し、10機体制が目指す情報収集能力の向上を早期に達成します。

また、宇宙状況把握(SSA)、海洋状況把握(MDA)のための衛星データやAI等を活用したデータ解析、早期警戒衛星、ミサイル防衛のための衛

星コンステレーション活用などの宇宙安全保障の強化に向けて、それぞれの施策の具体化を図ります。

77 宇宙利用の拡大と競争力強化により宇宙産業の成長を促進

今後、世界的に急速な拡大が見込まれる宇宙分野について、利用の拡大と競争力強化により、我が国宇宙産業の成長を促進します。

その一環として、我が国独自の小型のレーダ衛星コンステレーションの2025年までの構築に向けて、関係府省による利用実証を行い、国内事業者による衛星配備を加速するとともに、衛星データ利活用も推進します。

また、今後世界的に広く活用が見込まれる小型衛星コンステレーションによる光通信ネットワーク等の技術について、我が国が先行して獲得できるよう、早期に実証衛星を打ち上げるなどの取組みを進めます。

更に、政府によるサービス調達等により、民間小型ロケットの事業化を促進するなど、ベンチャー企業等の新たな取組みを促進します。

また、衛星データを利用した新たなサービスの事業化を目指すベンチャー企業等への支援を強化し、宇宙利用の拡大を図ります。宇宙新興国との関係強化を図るなどにより、宇宙産業の海外市場開拓を目指します。

78 宇宙利用による災害対策・国土強靱化や地球規模課題への対応

大規模災害への備えを強化するため、必要な宇宙システムを着実に整備します。

民間の小型衛星コンステレーションなどを活用した災害監視宇宙システムを2025年度までに構築します。

準天頂衛星システム7機体制を、2025年度までに整備し、11機体制に向けた検討・開発を進めます。また、大気の大気観測機能等を搭載することで観測能力を大幅に強化した次期静止気象衛星について、2029年度の運用開始に向けて着実に整備を進めます。

衛星リモートセンシングデータの利活用を通じた、国土強靱化や地球規模課題への対応を促進します。

79 宇宙 3 法を通じた宇宙産業の振興と宇宙利用の拡大

2016年に成立した「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（宇宙活動法）及び「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」、並びに2021年に成立した「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」を通じて、宇宙産業の健全な発展及び国際競争力の強化や、宇宙利用の拡大に取り組みます。

特に、宇宙輸送分野においては、急速な技術革新に伴い、サブオービタル飛行（高速二地点間輸送）、宇宙往還機、再使用型ロケット、有人輸送など新たな輸送形態が出現しつつあることから、日本においても、こうした宇宙輸送サービスを早期に実現するために、宇宙活動法の見直しを含めた制度環境の整備や、円滑な審査体制の整備に取り組みます。

80 政府研究開発投資の拡大に向けた取組みの推進

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（2021年3月閣議決定）に基づき、ここで掲げられた幅広い取組みを着実に実行していきます。特に、諸外国が科学技術投資を大幅に増やす中、このままでは科学技術先進国としての地位を失うおそれがあることに強い危機感を持ち、本基本計画で掲げられた5年間での官民合わせた研究開発投資の総額120兆円を達成すべく、諸外国の投資状況を踏まえた更なる予算の充実に向けて、官邸及び政治主導で毎年の科学技術予算を確実に措置し、未来投資を拡大するとともに、科学技術・イノベーション政策を強力に推進していきます。更に、効果的な政府研究開発投資のため、エビデンスに基づく政策立案や指標による計画の進捗把握・評価を推進します。

また、2026年度から開始となる次期基本計画に向けて検討を行います。

81 科学技術政策の強力な推進力となる「司令塔」機能の強化

官邸の科学技術イノベーション政策に関する政治決定と科学的助言の機能強化を図るとともに、我が国の生命線である科学技術を国家戦略として推進するため、「統合イノベーション戦略推進会議」及び科学技術・イノベーション推進

事務局の機能を最大限働かせ、関係府省の連携・協力のもと、政策の重複を排除して、効率的・効果的な政策推進を図ります。社会課題解決に向けた取組みを強力に推進するため、「戦略的イノベーション創造プログラム」（SIP）を発展させた次期SIPを立ち上げるとともに、官民の研究開発投資拡大に向けた「官民研究開発投資拡大プログラム」（PRISM）を推進し、関係府省の連携・マネジメント体制を継続的に強化します。

82 科学技術イノベーションの活性化

新たな技術革新を活用して経済成長と社会的課題の解決の両立を目指す「Society 5.0」の実現は、成長戦略の次なる最大のチャレンジであり、官民をあげた科学技術イノベーションの活性化が不可欠です。このため、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」に基づき、科学技術・イノベーション政策を抜本的に強化し、デジタル活用を前提とした持続可能かつ強靱な社会への構造改革や、価値創造の源泉となる研究力の強化に取り組みます。また、総合科学技術・イノベーション会議と、経済財政諮問会議や成長戦略会議などを連携させるとともに、安保・外交、経済・財政、規制改革などを総合戦略的な科学技術イノベーション政策と位置づけ、官邸を司令塔として、こうした政策を強力に展開します。

83 学術研究・基礎研究の振興や若手研究者の育成などの基盤強化

我が国は、2000年以降では、米国に次ぐ世界第2位のノーベル賞受賞者を輩出してきました。こうした画期的な研究成果を生み、またイノベーションの源泉となる学術研究・基礎研究を一層強力に推進していきます。このため、研究者の自発性や独創性に基づいて行われる学術研究を支える科学研究費助成事業について、現在展開している抜本的な改革を着実に進めながら、国際競争力を有する研究や若手研究者支援の質的・量的拡充を図ります。加えて、学術研究から生まれた優れた成果を踏まえ、イノベーションの源泉となる基礎研究を戦略的に推進する「戦略的創造研究推進事業」を強化していくとともに、「未来社会創造事業」を推進し、実用化が可能かどうか見極められる段階を目指した研究開発を実施します。「創発的研究支援事業」につい

て、好事例の横展開や定常化を推進します。また、「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」を一層発展させていきます。世界と伍する研究大学の実現に向けて、大学ファンドの支援対象となる国際卓越研究大学の選定プロセスを着実に進めるとともに、大学ファンドの運用益を活用することにより、博士課程学生を育成する取組みを推進します。併せて、地域の中核となる大学や特定分野の高い研究力を持つ大学等が、特色ある強みを発揮し、社会変革を牽引する取組みを強力に支援する「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」に基づき、各施策を引き続き強力に推進します。更に、組織・分野の枠を超えた共同利用・共同研究体制を強化することにより、全国の研究者のポテンシャルを引き出し、我が国の研究の厚みを大きくします。また、競争的研究費について、その多様性や連続性を確保しつつ、間接経費 30%を措置するとともに、大幅に拡充します。

84 持続的なイノベーションの創出に向けたシステム改革

新たな社会や経済への変革が世界的に進む中、デジタル技術も活用しつつ、未来を先導するイノベーション・エコシステムの維持・強化が不可欠です。このため、企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究の集中的マネジメント体制の構築、政策的重要性が高い領域や地域発のイノベーションの創出につながる独自性や新規性のある産学官共創拠点の形成を推進します。更に、スタートアップの創出・成長支援や小中高校生から大学生等までのアントレプレナーシップ教育などを推進します。また、地域発のイノベーション創出に向けて、地域の様々なプレイヤーが事業化に向けたチームとして活動を行い、事業化の成功事例を蓄積する取組みを推進します。

我が国の人材育成及び学術研究の中心的役割を担う国公立大学の抜本的改革を確実に進めるとともに、運営費交付金や施設整備費補助金、私学助成などの基盤的経費を拡充します。「研究成果の最大化」を使命とする国立研究開発法人の基盤的経費を充実するとともに、2025年までに大学・研究開発法人などに対する企業の投資額を2014年の水準の3倍とする目標を踏まえ、600兆円経済の実現に向けて科学技術イノベーションの活性化を図り、経済の好循環を実現す

るため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく研究開発法人による出資業務を推進します。

更に、研究開発税制や寄附金税制をはじめとするイノベーション促進に向けた税制改革や、革新的な技術シーズの事業化のためのリスクマネー供給などの政策金融の改革、特許などの知的財産の迅速な保護及び円滑な利活用を促進するための知的財産制度の改革、イノベーションの隘路となっている規制や社会制度などの改革や新技術に関する優先的な政府調達の実現、中小企業などに対する産学官連携などを強力に推進します。

国際標準の獲得を目指す各国の動きが一層活発化していることから、官民協働による戦略的な国際標準化活動を着実に推進します。また、我が国が優れた先端技術を持つ基幹インフラについて、建設から運用、人材養成への寄与までを一体システムとして捉え、官民協働による海外輸出・展開活動を大幅に強化します。

85 国の経済成長と安全保障の基盤となる基幹技術の推進

自然災害観測・予測・予防・対応・復旧技術、海域監視・観測技術、海洋資源調査技術、宇宙探査技術（「はやぶさ2」などの無人探査、有人探査）、次世代ロケット・衛星技術、核融合技術（ITER計画、先進超伝導トカマク装置 JT-60SA など）、次世代スーパーコンピュータ開発・利用技術、光・量子技術、気候変動高精度予測・影響評価技術などは、研究開発に長期間要し、大きな開発リスクを伴う技術であり、民間企業では対応が難しい技術です。これらの技術は、総合的な安全保障を含め国の存立基盤を確固たるものにするばかりか、産業の競争力の維持・発展、安全・安心な社会の実現に寄与する技術です。最近の安全保障環境の変化と対応、グローバルな環境での競争激化の観点からも、国自らが戦略的かつ長期的視点に立って、このような基幹技術の研究開発を今後強力に推進していきます。更に、日本が強みを有する分野であるマテリアルや省エネ・再エネ技術については、我が国の基幹産業を支える要であり、多様な研究領域・応用分野を支える基盤であることから、革新的な材料開発や窒化ガリウム（GaN）などを活用したデバイスなどの開発に向けた研究をオールジ

ジャパンで強力に推進します。

86 量子技術による社会変革に向けた取組みの強力な推進

将来のコンピューティング、センシング、通信性能等の飛躍的な向上を実現し、多様な分野において産業の成長機会の創出や社会課題解決の実現に貢献することが期待される量子技術について、「量子未来社会ビジョン」を踏まえ、最先端の量子技術の利活用促進や新産業／スタートアップ企業の創出・活性化に向けた取組みを政府全体で強力に進めます。

特に、国際競争が激化する量子コンピュータについては、2022年度に国産の初号機を整備し、利用ニーズ等を踏まえたテストベッドの高度化や必要な研究開発を着実に推進するとともに、多様な分野との融合によるソフトウェア研究を強力に推進します。また、量子チップや周辺機器等の試作・製造・評価、サービスを含むユーザー市場開拓支援や標準化支援等、グローバルな視点で将来の事業化を見据えて産業界を総合的に支援する拠点を産業技術総合研究所に整備します。

また、量子セキュリティ・ネットワークについては、量子暗号通信ネットワークのオープンテストベッドの拡張・充実を図り、商用化に向けて幅広いユーザーが参加できる利用実証を拡大するとともに、将来の量子コンピュータの大規模化や量子暗号通信の高度化等を実現する量子通信基盤として量子インターネットの要素技術の研究開発を推進します。

更に、基礎研究から技術実証、オープンイノベーション、知的財産管理、人材育成等に至るまで産学官で一気通貫に取り組む量子技術イノベーション拠点について、新たな拠点の形成やヘッドクォーター機能の抜本的な強化など、拠点体制の強化に取り組みます。

87 G空間（地理空間情報）プロジェクトの推進による新産業創出

G空間社会実現のため政府の総合司令塔機能の強化、産学官連携の一層の強化を図り、自治体のICT化も含め更なるG空間情報の利活用を促進するとともに、2023年度を目途として、日本単独で持続・自律的測位を可能とする準天頂衛星システムについて、7機体制を確立すると

ともに、後継機開発整備および機能・性能向上と、これに対応した地上設備の開発・整備及びセキュリティ強化を着実にを行い、防災・農業・交通等の様々な分野で新たな産業やサービスを実現します。

88 G空間（地理空間情報）プロジェクトによる強靱な社会基盤インフラの構築

地理情報と衛星測位情報を統合活用したG空間情報は、領土、領海、領空統治の基本情報です。国、地方、民間が保有する様々なG空間情報を集約・提供するG空間情報センターの活用、ベース・レジストリに指定された電子国土基本図の継続的な整備・更新、天候や昼夜を問わず地表面を観測可能なSAR衛星の活用等を通じ、我が国の外交・経済・防衛上の安全保障の確保、国土の強靱化等に役立てます。また、準天頂衛星システム等の基盤を活用し、国内外の関係機関と連携することで、我が国及びASEAN諸国等の安全保障、災害対策、海洋監視、国土管理の強化にも貢献します。

89 「地理空間情報活用推進基本計画」の効果的な推進

「第4期地理空間情報活用推進基本計画」に基づき、G空間情報基盤の整備・充実とともに、自然災害・環境問題への対応、経済・産業の活性化、豊かな暮らしの実現等の様々な分野において、自動走行システムの開発・普及、無人航空機等の空モビリティの社会実装、まちづくりDXのデジタルインフラとなる3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化など、G空間情報を活用したプロジェクトを推進します。

その進捗状況のフォローアップを行い、技術進展、社会のニーズ変化に応じて必要な対応をとることで、G空間ビジネスの社会への実装に取り組みます。

この際、個人情報の保護や国の安全確保の観点から、データ悪用リスクの低減等に取り組みます。

90 G空間（地理空間情報）プロジェクトによる資源確保と海の防災システム高度化の促進

我が国は世界第6位と言われる排他的経済水域を持つ国土大国です。「海洋基本法」、「宇宙基本法」と「地理空間情報活用推進基本法」を連携

推進することで、我が国近海の地形をメートル単位で正しく把握し、正確な位置情報のもとで大陸棚や深海に眠るエネルギーやレアメタル資源等の発掘、水産資源の確保等に努めます。

また、今後想定される南海トラフ巨大地震をはじめとした、津波による甚大な被害が予想される地震への対策として、沖合の海底プレートの移動や津波の高さをセンチメートル単位で常時監視するシステムを開発することで、地震・津波を早期に検知する技術の高度化等も図り、防災・減災に役立てます。

91 地理空間情報を活用した自然災害からの復旧・復興支援、防災・減災対策

東日本大震災発災直後から、津波浸水状況の把握や地籍整備をはじめ、大規模な津波リスクを考慮した浸水想定区域の設定やハザードマップの策定等、初動対応や復旧・復興支援等の様々な局面で地理空間情報が有効活用されてきました。そこで得られた教訓を踏まえ、今後想定される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えるため、先進的技術と ICT の連携活用を行うことで、安心・安全な社会の実現を目指します。また、準天頂衛星システムの災害・危機管理サービス、衛星安否確認サービス等を含む G 空間情報を高度に活用した防災・減災に係る技術「G 空間防災技術」の社会実装の推進と、L アラート（災害情報共有システム）の活用等を通じ、住民等への情報伝達の充実を図ります。

92 原子力損害賠償と自立支援策

原子力損害賠償法に基づく東京電力による原子力損害賠償が迅速かつ適切に実施されるよう徹底します。加えて、企業誘致や営農再開などにより雇用を創出するなど、生活の自立に向けた支援策を更に強化します。

93 東京電力福島第一原発の廃炉研究に向けた国内外の英知の結集

福島原子力発電所の事故対策において、環境モニタリングや放射性物質の環境動態調査、地元住民の支援などの現行施策を引き続き実施するとともに、原発事故の後処理や廃棄物の処理・処分、放射線可視化技術などの廃炉現場等で必要とされる技術を早急に確立、普及します。世界でも経験のない燃料デブリの取り出しや放射

性廃棄物の処理処分などを着実に進め、廃炉を加速していくため、日本原子力研究開発機構廃炉環境国際共同研究センターの機能を強化し、福島県富岡町に整備された国際共同研究棟のほか、檜葉遠隔技術開発センターや大熊分析・技術センターなども活用した国内外の大学・研究機関との共同研究などを推進することにより、世界の英知を結集した国際的な廃炉研究拠点を形成します。

94 未来社会創造に向けた取組みの推進

「Society5.0」の実現に向けて、AI やビッグデータ、IoT、サイバーセキュリティなどの基礎研究から社会応用まで一貫した研究開発、それを活かした新しい価値やサービスの創出、人文社会科学の知見も活用した経済・社会制度の整備・構築、AI 技術者やデータサイエンティスト、サイバーセキュリティ人材といった関連する人材の育成などを強力に推進します。また、革新的な AI やビッグデータ、IoT、サイバーセキュリティなどの数理・情報科学技術のみならず、AI ロボット技術やバイオテクノロジー、マテリアル、光・量子科学技術など、未来社会創造の基盤となる研究開発などに戦略的に取り組みます。

95 マテリアル分野の研究開発促進

日本が強みを有し、経済的・社会的・国家的な重要課題解決に幅広く貢献するマテリアル分野について、強みを維持するための研究開発力の強化や人材育成、産学連携を強力に進めるとともに、全国の共用設備の高度化、全国から創出されるマテリアルデータの統合・管理・AI 解析を含む利活用を可能とするデータ基盤の強化や、データも活用した脱炭素などの社会課題解決に向けた革新的マテリアル研究開発を強力に進めます。

96 チャレンジングな研究開発と研究 DX の推進

「ムーンショット型研究開発制度」について、目標達成に向け大胆かつ重点的な投資とともに、欧米等との国際連携の強化や社会実装の担い手となる産業界との連携充実など、研究開発を強力に推進していきます。加えて、意欲ある研究者が自由にアイデアを試すことができるよう、全国的な研究設備・機器の共用体制の強化、研究交流のリモート化や、研究設備・機器への遠

隔からの接続、スーパーコンピュータ「富岳」の次世代となる新たなフラッグシップシステムをはじめとした研究デジタルインフラや先端共用設備、大型研究施設も活用したデータ駆動型研究の拡大など、研究活動のデジタルトランスフォーメーション(研究DX)を推進します。特に、気候変動・レジリエンス、マテリアル、ライフサイエンス、人文・社会科学等の分野において研究データの創出・統合・利活用を一体的に進めユースケース形成に係る取組みを強化します。

97 研究人材の育成、確保、支援等

ノーベル経済学賞につながるような優れた人材の養成に向けて、データやAIを活用したデータ駆動型研究を含む人文社会科学の研究に対する支援も大幅に拡充します。将来を担う博士後期課程学生の処遇向上と研究環境の確保、大学の人事制度の抜本的改革を含む大学改革などを通じた優秀な若手研究者の育成・確保、研究マネジメント人材などの多様な人材の育成・確保、即戦力社会人や企業マインドを持つ人材の育成、女性研究者の活躍促進に向けた支援の充実、更には次代を担う人材の育成などを進めます。海外に出る研究者などへの支援や、優れた外国人研究者の受入れを一層促進しつつ、種々の研究開発事業における国際共同研究を更に強化します。

98 大型研究施設・設備の整備

世界の学術フロンティア等を先導する国際共同研究プロジェクトを推進するとともに、世界最先端のスーパーコンピュータ、大型放射光施設 SPring-8/SACLA や NanoTerasu、大強度陽子加速器施設 J-PARC などの先端的な研究施設・設備などの戦略的な整備・高度化を進めつつ、こうした施設などの産学官の幅広い利用を促進します。特に、現行の約 100 倍の明るさを誇る世界最高峰の放射光施設として、科学的・産業的に飛躍的なイノベーション創出が期待される SPring-8-II の整備を推進します。素粒子物理学分野の大規模プロジェクトである「国際リニアコライダー (ILC)」にも資する加速器技術の更なる向上に日本が主導的に役割を果たすため、しっかりと議論してまいります。

99 経済的・社会的・国家的な重要課題への対応

2050 年カーボンニュートラル達成に向けて、画期的な省エネにつながる次世代半導体・フィジカルインテリジェンスや、蓄電池、水素等の重要技術領域において、革新的 GX 技術創出のための研究開発を進めるとともに、化石燃料の高効率利用、原子力施設の安全確保や試験研究炉・革新炉の整備を含めた原子力の利用に資する研究開発、核融合などの革新的技術の研究開発などオールジャパンで進めます。更に、経済成長と社会課題解決の二兎を追えるバイオものづくりに関する基盤技術の研究開発を進めるとともに、資源や食料の安定的な確保に向けた研究開発にも取り組みます。また、気候変動の予測やその影響・対策の評価を行うための信頼できるデータの創出・蓄積や技術の研究開発、地球環境情報をビッグデータとして捉え経済・社会的課題の解決に活用するための情報基盤である「データ統合・解析システム (DIAS)」を通じた研究開発を強力で推進します。

100 健康長寿社会の実現に向けた研究開発

健康長寿社会の実現に向けて、健康・医療戦略推進本部のもと、日本医療研究開発機構を中心に、我が国の強みを最大限に活かし、医薬品、医療機器・ヘルスケア、再生・細胞医療・遺伝子治療やゲノム・データ基盤など世界最先端の医療の実現、がん、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、感染症・ワクチンなどの現在および将来の我が国において社会課題となる疾患領域に関する研究開発などを強力で推進します。

101 国家安全保障研究への対応強化

宇宙空間や海洋・サイバー空間、テロ・災害対策も含めた国家安全保障への対応を強化します。インターネットや GPS を生み出した米国の国防高等研究計画局 (DARPA) を参考に、国家安全保障に関する研究が先端的・挑戦的な研究開発を牽引し、成果が社会に還元されていることを踏まえ、我が国でも技術の多義性や両義性(いわゆるデュアルユース性)も念頭に、研究開発支援(ハイリスク研究支援)を強化します。

102 経済安全保障に資する戦略的取組みの強化

AI や量子など革新的かつ進展が早い技術が出現する中、経済と安全保障を横断する領域で国

家間の競争が激化し覇権争いの中核が科学技術・イノベーションとなっています。そのような状況の中、我が国の戦略的不可欠性(優位性)を確実に確保し、経済安全保障を強化・推進するため、政府に政策提言を行うシンクタンクを創設するとともに、経済安全保障重要技術育成プログラム(K Program)により、先端的な重要技術を強力に守り育てるための研究開発を複数年度にわたり支援し、その成果の適切な活用を推進します。

103 本格的な産学官連携とスタートアップの創出、科学技術イノベーションによる地方創生

国連の持続可能な開発目標(SDGs)に基づく未来のありたい社会像を拠点ビジョンとして掲げ、その達成に向けたバックキャストによるイノベーションに資する研究開発及びその社会実装と産学官連携マネジメントシステムの構築をパッケージで進めることで、本格的な産学官連携を推進します。更に、スタートアップの創出支援・成長や小中校生から大学生等までのアントレプレナーシップ教育などを推進します。また、地域発のイノベーション創出に向けて、地域の様々なプレイヤーが事業化に向けたチームとして活動を行い、事業化の成功事例を蓄積する取組みを推進し、科学技術イノベーションを駆動力とした地方創生を実現します。

104 大学における世界最高水準の教育・研究水準の向上とイノベーション創出の強化

国立大学については、基盤的経費である運営費交付金を拡充するとともに、客観的な成果指標に基づく資源配分の仕組みや財務基盤の強化などの大学改革を推進します。

私立大学等経常費補助金についても、教員数の維持や施設・設備の管理・運用などで、多大な困難が生じているとの指摘は未だ解消されていないため、我が国の基礎科学を強化する観点からも、これらの基盤的経費を拡充するとともに、効果的で質の高い教育研究に取り組む私立大学等を重点的に支援します。

105 国立研究開発法人の基盤的経費の確実な措置と出資の推進

「研究成果の最大化」を使命とする国立研究開発法人の基盤的経費を確実に措置するととも

に、2025年までに大学・研究開発法人などに対する企業の投資額を2014年の水準の3倍とする目標を踏まえ、600兆円経済の実現に向けて科学技術イノベーションの創造・活性化を図ります。また、経済の好循環を実現するため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に基づく研究開発法人による出資業務を推進します。

106 持続的なイノベーション創出に向けた制度改革

研究開発税制や寄附金税制をはじめとするイノベーション促進に向けた税制改革や、革新的な技術シーズの事業化のためのリスクマネー供給などの政策金融の改革、特許などの知的財産の迅速な保護及び円滑な利活用を促進するための知的財産制度の改革、イノベーションの隘路となっている規制や社会制度などの改革や新技術に関する優先的な政府調達の実現、大学等の研究成果の技術移転、中小企業などに対する産学官連携などを強力に推進します。

107 国際標準化活動と基幹インフラ輸出の推進

国際標準の獲得を目指す各国の動きが一層活発化していることから、官民協働による戦略的な国際標準化活動を着実に推進します。また、我が国が優れた先端技術を持つ基幹インフラについて、建設から運用、人材養成への寄与までを一体システムとして捉え、官民協働による海外輸出・展開活動を大幅に強化します。

108 科学技術外交の戦略的展開

科学技術イノベーションを積極的に平和外交や経済外交に活用し、「科学技術のための外交」及び「外交のための科学技術」の双方に取り組みます。このため、先進国・新興国・途上国との重層的な連携・協力の構築や、自然災害や感染症など、地球規模で発生する深刻な課題の解決に向けた共同研究・人材育成の推進、ODAを活用した科学技術イノベーションに関する支援・協力などを推進します。また、次のブレークスルーにつながる先端研究及び国際頭脳循環を欧米等先進国と柔軟・機動的かつ戦略的に強化します。加えて、ASEANやインドを含むグローバル・サウスなどとの戦略的な協働も進めます。国連「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に、科学

技術イノベーションが大きな役割を果たすとの認識に基づき、国内外の社会的課題の解決に科学技術を一層活用するために、国連機関との連携等を通じた実証を継続します（STI for SDGsの推進）。

109 科学技術外交・研究交流の推進と研究インテグリティの確保

外務省科学技術顧問などが主導して、科学技術イノベーションに関する国際会議におけるアジェンダ設定や政策誘導などに取り組むとともに、国際会議の誘致や主催などによる対外発信・ネットワークの強化に取り組みます。優秀な若手研究者等の海外との間の戦略的な派遣・招へいや、国内外に研究拠点を構築することなどにより国際的なネットワークを強化します。更に、海外動向の収集・分析を進めるとともに、安全保障に関わる技術などの管理を強化し、諸外国と調和した研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的確保を促進します。国際的な核不拡散体制の強化に向けて、我が国の技術を積極的に活用し、これに貢献します。

110 H3 ロケットの開発及び革新的将来宇宙輸送システムの実現に向けた取組みの推進

我が国の宇宙活動の自立性の確保と産業基盤の維持のためには、国際競争力の高い宇宙輸送システムが必要です。このため、官民一体となって、H3 ロケットの安定した打上げを実現し、早期に初号機を打ち上げます。更に、複数の衛星を同時に打ち上げることができる機能の追加や、種子島宇宙センターなどの地上システムの改良により打上げ高頻度化を図るなど、更なる競争力強化を進めます。また、宇宙輸送システムの抜本的な低コスト化等を目指した革新的将来宇宙輸送システムの実現に向け、官民連携による研究開発を進めます。

111 防災・災害対策や、地球環境問題解決等のための衛星開発及び宇宙デブリ対策

カーボンニュートラルの実現やグリーン成長に貢献する温室効果ガス観測技術衛星や、次世代通信衛星技術等の獲得を目指した技術試験衛星、世界の気象や防災情報の高度化を図る降水レーダ衛星等の開発を進めます。また、衛星コンステレーションを含む衛星開発において、官

民で活用可能な挑戦的な技術や新たな開発・製造方式等に関する研究開発を進めます。また、各国の先頭で宇宙デブリ対策に取り組み、世界に貢献します。

112 宇宙科学・探査の戦略的推進

宇宙科学・探査分野においても日本が主体的な役割を担います。その一環として、国際協力のもとで、「はやぶさ」「はやぶさ2」に続き、人類初の火星圏からのサンプルリターン実現に向けた火星衛星探査計画（MMX）や、我が国が強みを持つ X 線天文観測による宇宙の構造と進化にかかる数々の謎の解明を目指す XRISM を推進します。

113 アルテミス計画等の推進

国際宇宙探査「アルテミス計画」に参画し、ゲートウェイ（月周回有人拠点）の機器開発や有人と圧ローバ（宇宙服なしで長期間搭乗できる月面探査車）の民間との協働による開発を進めるとともに、2030年以降の国際宇宙ステーション退役後を見据えた技術開発を行う等、月探査・地球低軌道利用に向けた取組みを加速していきます。また、米国人以外で初となることを目指し、2020年代後半に日本人の月面着陸を実現します。

114 海洋研究開発の戦略的推進

「海洋基本法」の理念と海洋基本計画及び海洋開発等重点戦略に基づき、海洋研究開発を戦略的に推進します。船舶による観測や、漂流フロート、人工衛星などの観測機器の展開、自律型無人探査機（AUV）などを活用した無人海洋観測システムなど、海洋の総合的な観測体制を構築します。また、気候変動予測の高精度化を図り、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、東日本大震災の知見を活かしつつ、海底地殻変動等のリアルタイム観測など海域地震発生帯における動的挙動を総合的に把握し、国民の安全・安心の確保に役立てます。更に、2021年から開始した「国連海洋科学の10年」等の枠組みに基づく国際連携・協力や海洋分野のDXを積極的に進めます。加えて、海洋分野における観測・研究への市民参加を進め、地域における社会課題の解決や人文・社会科学と自然科学を含む多様な知を総合的に活用する「総合知」の

創出を図ります。

115 国家戦略としての北極政策の推進

北極における環境変化は、地球規模の気候変動や生態系への影響などを招いており、国際的に大きな問題となってきています。一方、海氷の減少は、北極海の航路利用や資源の開発など新たな経済活動の可能性を生じさせており、世界的な注目が集まっています。我が国の強みである科学技術を中心として、国際研究プラットフォームとなる北極域研究船「みらいⅡ」の着実な建造や、北極域研究に関わる人材の育成等を通じ、世界の気候変動予測の高度化に貢献するとともに、北極をめぐる国際社会の取組みにおいて主導的な役割を積極的に果たしていきます。

116 「海洋基本計画」及び「海洋開発等重点戦略」の推進

海洋を取り巻く情勢は厳しさを増しています。世界規模で高まる不確実性などの変化にも的確に対応するため、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の国産海洋資源開発や自律型無人探査機（AUV）等の産業化・社会実装に向けた戦略的ロードマップを策定するとともに、我が国の安全保障や国産海洋資源開発などの経済安全保障を強化する分野や洋上風力の海域利用拡大、海洋産業の競争力強化、脱炭素社会の実現などの社会課題の解決に資する分野といったフロンティアの開拓を進め、我が国の成長につなげます。

117 次世代航空機開発の技術基盤の強化

裾野が広い航空機産業を我が国の自動車産業に匹敵し得る成長産業とするためには、国が長期的な視点に立って、航空科学技術の施策を戦略的かつ強力に推進していくことが必要です。具体的には、国際競争力向上に直結するエンジンの高効率化技術などの先進的な技術開発を進め、国内産業基盤の強化を図るとともに、産官学が連携して我が国の技術力を結集する体制を構築し、イノベーションを創出することで、他国より先駆けて高性能・高付加価値、コストに優れた次世代航空機の開発に貢献します。

118 地震・津波、水害・土砂災害、火山噴火などの自然災害に対する強靱な社会を構築するための研究開発の推進

南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの巨大災害に備えた海底地震・津波観測網（N-net 等）の整備、海底地形調査に基づく津波被害の最小化対策、活火山法に基づく火山災害対策や火山調査研究推進本部における調査研究、専門人材の育成・継続確保の推進、自然災害に対する全国的な観測体制の充実・強化を図るとともに、被害を最小化し早期に回復するレジリエントな社会を構築することを目指した研究開発を推進します。組織を越えた防災情報の相互流通を担う SIP4D を核とした情報共有システムについて都道府県・市町村への展開を図る他、人文・社会科学と自然科学を含む多様な知を総合的に活用する「総合知」や、先進的なセンシング・モニタリング手法の開発とデータの統合基盤の整備・活用を通じた防災・減災に資する情報プロダクツの創出やデジタルツイン等の最先端技術の開発など、デジタル技術等を活用した防災分野における DX を進めます。

GX・エネルギー

119 脱炭素社会の構築

2050 年までのカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指します。統合的で野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、更に 50%の高みに向けて、挑戦を続けていきます。

これらの目標は決して容易ではなく、社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠です。目標実現のため、脱炭素を軸として経済成長とエネルギー安定供給に資する政策を推進し、GX（グリーン・トランスフォーメーション）を実行します。

また、国民経済及び産業の国際競争力に与える影響等を踏まえつつ、経済社会及び国民の生活行動の変化を促すとともに、脱炭素に資する設備・施設の普及によってあらゆる部門の排出削減を進めるため、経済的支援や規制的措置を講じます。

パリ協定の 1.5℃目標を達成するため、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ

にするカーボンニュートラルの実現とエネルギー安全保障の確保の両立を目指し、徹底した省エネ、再エネの最大限の導入、原子力の活用など脱炭素効果の高い電源を最大限活用します。

脱炭素を成長分野として位置づけ、10年間で150兆円超の官民投資を引き出します。

120 GXの推進

GX実現に向け、10年間で、官民協調で150兆円超の投資が必要となります。この投資を引き出すため、GX経済移行債を活用した20兆円規模の投資促進策と、規制・制度を一体的に講じることで、GX分野の需要創出や投資を加速します。また、社会実装を目指す企業のコミットを大前提としGI（グリーンイノベーション）基金を通じた継続的な支援により、脱炭素に資する技術開発を進めます。

エネルギー基本計画の改定に際しては、電力需要が伸びる中で、エネルギーの価格上昇リスクや供給途絶リスクに対応し、貿易収支の悪化から脱却するため、省エネの徹底に加え、再エネ、原子力など、エネルギー自給率向上に資する脱炭素エネルギーの供給を拡大し、そのための事業環境整備に速やかに取り組みます。

また、2026年度からの排出量取引制度の本格稼働に向けて公平で実効性のある制度となるよう法定化を進めます。また、GX経済移行債の償還に向けて、化石燃料賦課金を徴収する手続の具体化など、必要な措置を検討します。

これらの取組みを確実なものとし、事業環境の予見性を高めるとともに、2040年を見据えたGXに関する産業構造や産業立地、更には市場創造を総合的に検討し、長期的視点に立ったGX2040ビジョンを、次期エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画と併せて早期に策定します。

更に、GXの国際展開も進めて行きます。アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想を推進し、日本の技術や制度も活用し、アジアの脱炭素・経済成長・エネルギー安全保障を同時に実現します。

121 GX実現に向けた脱炭素技術の推進

次世代型太陽電池、浮体式洋上風力、蓄電池、二酸化炭素回収・有効利用・貯留（CCUS）、メタネーション、水素、アンモニア、人工光合成、バイオ燃料、e-fuelをはじめとした次世代燃料等

のカーボンニュートラルを目指す上で成長が期待される分野について、革新的技術の研究開発から社会実装まで一貫した支援を実施します。

また、変動する再生可能エネルギーに対して需要側で柔軟性を発揮するEV、ヒートポンプ等をICT活用し、需給調整するエネルギーマネジメントシステムの導入を促進するとともに、地域活性化にも貢献する再生可能エネルギー等由来の水素、地域資源循環を通じた脱炭素化を実現する革新的触媒技術、超高効率の次世代パワー半導体（GaN等）、自動車部材の軽量化による燃費改善が期待できるセルロースナノファイバー等の社会実装を推進します。

また、シリコンカーバイドや窒化ガリウム等の次世代半導体や現行リチウムイオン電池の2倍以上の性能をもつ次世代蓄電池等の革新的な省エネルギー・再生可能エネルギー技術の開発を推進します。

更に、「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」の成立を踏まえ、電化や水素化などではCO₂の排出が避けられない分野でも脱炭素を実現できるCCSについて、事業者の投資決定を促す支援策について検討し、2030年までのCCS事業開始を目指します。

122 GX実現に向けた事業者間連携の促進

GX実現に向けた事業者間連携の後押しのため、2024年4月に改定された独占禁止法のガイドラインについて、事業者への分かりやすい周知等を通じて活用実績を積み上げるとともに、更なる見直しを継続的に進めます。

123 地域の脱炭素投資の拡大と地域循環共生圏の創造

地域・くらしの2030年46%削減目標実現のためには資金需要の立ち上がりの早い、地域・くらしも含めた既存最先端技術（BAT：Best Available Technology）の社会実装に向けた巨額の投資が不可欠となります。地域脱炭素の加速化・全国展開（脱炭素ドミノ）を進め、地域・くらしにおける脱炭素設備・製品の需要・ニーズを大きく生み出すことにより、地域の脱炭素化を推進するとともに、産業部門の脱炭素投資・供給の拡大を促します。

こうした考えを踏まえ、まず地球温暖化対策計画及び地域脱炭素ロードマップに基づき、

2025年までに少なくとも100カ所の脱炭素先行地域を選出し、地域の課題解決に資する脱炭素化の先行的な取組みを2030年度までに実現するとともに、屋根置き太陽光発電、ZEB・ZEH、EV等の導入を全国で重点的に促進する重点対策加速化事業を一層推進するため、GX経済移行債も活用しつつ、自治体向けの地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等による支援を拡大・強化します。また、株式会社脱炭素化支援機構を活用し、民間主導の脱炭素投資を強力に進めます。

取組みを強力に進めるため、地方環境事務所による地域の脱炭素化のための支援体制を強化するとともに、国の地方支分部局と地方自治体が緊密に連携します。更に、脱炭素化を推進する短中長期的な人材の確保・育成支援策の強化や、脱炭素まちづくりアドバイザーの派遣等による外部専門人材活用への支援を推進します。

また、各地域が地域資源を活かして自立・分散型社会を形成する「地域循環共生圏」の創造に取り組むため、専門家や情報を集約し、パートナーシップによる地域の構想・計画の策定等を支援するプラットフォームを構築します。

124 徹底した省エネルギーの推進

産業・業務・家庭・運輸の各部門において、省エネ法などの規制と支援の一体型で省エネ投資を促進します。特に中小企業向けには省エネ設備更新や省エネ診断への支援、家庭向けには高効率給湯器の導入など住宅省エネ化への支援を進めるとともに、省エネ余地が大きい分野を含むエネルギー利用効率の更なる向上や、非化石エネルギーの使用拡大、電気需要の最適化の取組みを促進するための制度を検討します。

125 住宅・建築物の脱炭素化の推進

2050年カーボンニュートラルに向け、2030年までに新築される住宅・建築物について、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)水準の省エネ性能を確保し、新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備を導入し、省エネ改修を促進します。省エネ化と併せて、気候変動による災害激甚化等への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指します。

特に、ストックも含めた住宅の脱炭素化を推進し、既存住宅の断熱リフォームや窓改修など、

短期間で実施でき即効性のある取組みを継続的に支援します。

また、住宅・建築物における炭素貯蔵効果の高い木材利用の拡大に向けた取組みを推進します。加えて、高効率給湯器などにより、エネルギー利用機器の省エネを更に推進します。

126 サステナブルファイナンスの普及・拡大への取組み

パリ協定の目指す社会の実現に向け、脱炭素への移行等に必要となる巨額の投資を国内外から引き込んでくる観点から、環境・社会・企業統治の要素を投融资判断に組み込む「ESG金融」をはじめとするサステナブルファイナンスの普及・拡大に積極的に取り組みます。

具体的には、国内外のESG金融を呼び込むため、サステナブルファイナンスについて、関係省庁一丸となって国際原則と整合する国内ルールの整備を推進します。加えて、グリーン、トランジション等のファイナンスの更なる規模拡大のため、企業等のサポート体制の整備や発行支援を検討します。

更に、脱炭素を目指す金融の取組みを推進するため、移行経路の明確化、計画策定や目標設定に必要なデータや手法等の整理を進めます。

127 地域と共生し環境と調和した再生可能エネルギーの導入

地域共生型・裨益型の再生可能エネルギーの導入を拡大し、地域の防災・減災、地方創生にもつなげるため、エネルギー消費の中心である都市部も含め、公共施設や工場・事業場等における自家消費型太陽光発電・蓄電池、PPA事業の導入を進めるとともに、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体の再エネ目標や促進区域等の設定を促進し、環境保全に配慮しつつ、地域に貢献する地域共生型・裨益型の再生可能エネルギーの最大限の導入を加速化します。

また、使用済太陽光パネルの適正な廃棄・リサイクルの推進等に取り組みます。

128 洋上風力発電の導入拡大

洋上風力発電は、大量導入やコスト低減が可能であるとともに、経済波及効果が大きいことから、カーボンニュートラル実現の切り札とし

て、今後の導入拡大が期待されています。案件形成の加速化に向けて計画立案の段階から政府が積極的に関与しつつ、環境影響への評価にも配慮して、系統の整備や港湾施設などのインフラ整備を積極的に進めます。また、着床式洋上風力の更なる普及促進と浮体式洋上風力の技術開発を促進します。こうした取組みを通じて2040年までに3,000万kW～4,000万kWの大きな国内市場を作り出し、洋上風力の導入拡大と産業競争力強化の好循環を実現します。また、更なる導入拡大のため、排他的経済水域（EEZ）まで拡大するなどの制度的な対応を進めていきます。

129 太陽光発電の導入拡大

太陽光発電の更なる大量導入を加速するため、地域との共生を図ることを前提としつつ、再エネの電気を必要とする需要家の関与等によりFIT/FIP制度を活用しない案件形成や有望な適地の確保を進めます。太陽光発電の更なる拡大にあたっては、地域と共生できる事業実施、改正地球温暖化対策基本法によるポジティブゾーニング、災害や不法投棄への対応等適正な導入・管理に向けた対応強化などを推進し、前向きな合意形成に基づく適地確保と事業規律の強化を進めていきます。

また、壁や曲がった場所にも設置できるペロブスカイトなど次世代型太陽電池の量産技術の確立、生産体制整備、需要の創出に三位一体で取り組みます。

荒廃農地を再生利用する際の要件緩和等、農地転用規制等の見直しを通じて優良地を確保しつつ、営農を継続しながら太陽光発電を行う営農型太陽光発電等の導入拡大を進めていきます。

130 水力発電の更なる活用

既存のダムにおける更なる水力発電事業の創出につなげるため、砂防堰堤の水力発電ポテンシャルなどを調査し、地図形式等の分かりやすい形で公表し、事業化に資するような情報提供に努めるとともに、水力発電の事業化に対して、固定価格買取制度（FIT）との適切な役割分担のもと、財政的支援の検討を図ります。

また、設備のリプレース等による高効率化を進め、発電量を増加することに加え、デジタル技術の導入により、高効率に貯水運用を行うこ

とで水力の有効活用を進めます。

131 地熱発電・バイオマスの更なる活用

地熱発電を短期間、かつ低コストに、円滑に導入できるよう地元自治体の勉強会、温泉事業者への説明等の地元の理解促進のほか、リスクマネーの供給や掘削に関する技術開発等の取組みを進め、事業者の開発リスクとコストの低減を図るとともに、更に次世代型地熱技術の実証及び商用化に向けた支援への取組みも進めます。

バイオマス発電については、特に国産木質バイオマス燃料の供給拡大に向け、政府と連携して市場取引の活性化の取組みを推進し、燃料費の低減と林業者の経営の安定化の両立を図ります。

132 デジタルとグリーンによる脱炭素化の推進

地域の再エネ賦存量、地域企業の省CO₂ポテンシャル、再エネなどの脱炭素事業による地域の経済循環の拡大の見通しをDX推進により見える化します。

また、地域に貢献する再エネ、蓄エネ及び再エネの需給調整にも活用可能な需要側省CO₂機器を導入し、デジタル技術も活用して地産地消を推進しつつ、地域のレジリエンスを強化します。

更に、デジタル対応や円滑な再エネ導入等を可能とする法制度・ルールの改善見直しを率先して行うことで、CO₂削減の加速にもつながるDXとGXの同時推進を図ります。

その上で、炭素中立型経済社会への移行に伴う負のインパクトを最小化する「公正な移行」（Just Transition）の視点も持ち、円滑な移行を推進します。

133 自動車産業の支援

我が国の基幹産業である自動車サプライチェーン全体でのカーボンニュートラル化に向け、電動化を推進します。電動車の導入支援と、充電インフラ・水素ステーションの整備を両輪で進めるとともに、蓄電池・材料・製造装置の大規模製造拠点の国内立地や上流資源確保、次世代電池の研究開発、人材育成を大胆に支援します。また、EV・FCV・PHEVを対象に、生産・販売量に応じた税額控除を行います。

更に、自動車産業・雇用を守るため、e-fuel、

水素等の研究開発・実用化など燃料の脱炭素化を進め、内燃機関を含む既存インフラの活用も追求するほか、カーボンニュートラル化・電動化に挑戦する部品サプライヤー・整備業・ガソリンスタンド等の事業転換の伴走的なサポートや技術開発・設備投資・人材育成支援、水素社会・次世代モビリティ社会の実現に向けた規制緩和等を進めます。併せて、海外サプライチェーンの途絶への対策も徹底します。

134 蓄電池サプライチェーンの強化

2030年に150GWhの国内製造能力を確立するため、上流資源の確保や、蓄電池・材料・製造装置の国内製造基盤の大規模設備投資など、蓄電池サプライチェーンの強化に向けた包括的な支援策を実施していきます。

また、再エネの普及に必要な大型定置用蓄電池の導入を支援していきます。こうした大規模投資によるスケール化等により、2030年までのできるだけ早期に、電気自動車とガソリン車の経済性が同等となる車載用の蓄電池パック価格1万円/kWh以下、太陽光併設型の家庭用蓄電池が経済性を持つシステム価格7万円/kWh以下(工事費込み)、工場等の業務・産業部門に導入される蓄電池が経済性を持つシステム価格6万円/kWh以下(工事費込み)を目指します。更に、家庭用、業務・産業用蓄電池の合計で、2030年までの累積導入量約24GWhを目指します。

135 エネルギー多消費産業の燃料転換・低炭素化等支援

鉄鋼、化学、製紙・パルプ、セメントといったエネルギー多消費型産業を中心に、自家発電所の燃料転換や、高炉から電炉への転換などの、CO₂低排出な製造プロセスへの転換のための投資を支援することで、我が国の競争力維持・強化と温室効果ガスの排出削減の両立を図ります。

136 調整電源としての火力発電

火力発電は、太陽光や風力の出力変動を吸収し需給バランス調整や、周波数の急減を緩和しブラックアウトの可能性の低減などの機能により電力の安定供給に貢献しており、当面は更なる導入拡大の進む再生可能エネルギーの変動性を補う調整力・供給力としても必要です。安定供給に必要な供給力を確保するため、電源の退

出防止策や燃料確保の取組み強化に向けた検討を進めます。

137 火力発電の次世代化・高効率化

2050年カーボンニュートラル実現を見据えた上で、火力発電の次世代化・高効率化を推進しつつ、非効率な石炭火力のフェードアウトに着実に取り組むとともに、脱炭素型の火力発電への置き換えに向けた水素・アンモニア等の脱炭素燃料の混焼、CCUS/カーボンリサイクル等の火力発電からのCO₂排出を削減する措置の促進に取り組んでいきます。

併せて、インフラ設備の健全性を確保するとともに、保安人材の不足にも対応するため、IoT、ビッグデータ・AI、ドローン等のテクノロジーの導入によって産業保安における安全性と効率性を追求する取組み、いわゆる「スマート保安」を強力に推進してまいります。

138 資源・エネルギーの安定供給、サプライチェーン支援等

資源の需給を巡る国際情勢は混沌としており、原油をはじめとする資源価格が大きく変動しやすく、上流投資が進みにくい状況が続いています。我が国の資源・エネルギーセキュリティの確保のため、石油・天然ガスと金属鉱物資源の安定供給確保、更には水素やアンモニア、CCS等の脱炭素燃料・技術の将来的な導入・拡大に向けた安定確保を一体的に推進すべく、「包括的資源外交」を推進します。加えて、ウクライナ侵攻後の原材料価格の上昇、物資不足を踏まえ、サプライチェーンへの影響が最小限となるよう重要物資の国内生産設備増強や調達が多様化を進め、物資の供給不足時に陥った際には事業継続を支援します。更に、我が国の最先端技術を通じた支援とともに、政策支援機関等を通じたりスクマネー供給を活用した権益獲得等により、一層の供給源の多角化を図ります。また、資源・エネルギー等の安定的かつ安価な導入を実現するため、石油産業の効率化・国際化・多角化を支援するとともに、効率的な海上輸送網の形成を図ります。

139 災害時・社会インフラとしてのエネルギー供給網

災害時にはエネルギー供給の「最後の砦」と

なる LP ガスについては、その普及・促進を図るため、LP ガスバルク、LP ガス空調機器（GHP）及び事業効率化のための集中監視システム等の利用機器の導入・普及の後押しを進めます。

ガソリンスタンドは石油製品の供給を担う重要かつ不可欠な社会インフラであり、災害時のエネルギー供給の「最後の砦」として、地域の実情に合わせて機能維持に向けた取組みを強化してまいります。このため、石油製品の供給を継続しながら EV や FCV へのエネルギー供給や合成燃料等の新たな供給拠点を担う「総合エネルギー拠点」や、「地域コミュニティインフラ」として燃料供給維持に向けた体制整備などの事業再構築・経営力強化を推進します。

また、病院等の重要施設及び一般家庭・自動車への自衛的燃料備蓄等による災害対応力強化、人手不足克服に向けたデジタル技術の活用等を後押しします。

更に、カーボンフリー社会における脱炭素燃料等の受入・生産・供給拠点とすべく、製油所等の燃料供給インフラ等の強靱化及び機能強化を進め、「カーボンニュートラルコンビナート」の形成に取り組んでまいります。

140 我が国独自のエネルギー資源・鉱物資源の開発・確保の推進

我が国の海洋探査・採掘技術を向上しエネルギー資源・鉱物資源の自主開発を促進します。ものづくり、特に国際競争力を持ったハイテク製品や再生可能エネルギー設備を開発・製造する上で不可欠なレアアース及びコバルト・リチウムなどレアメタルの安定的な確保を戦略的に進めます。また、メタンハイドレート・レアアース泥等の海洋資源戦略の推進を加速します。

国内に廃棄された精密機械などに眠っているレアメタル（いわゆる都市鉱山）を効率的かつ低費用で回収できる「リサイクル事業」（レアメタルのリサイクル）をデジタル技術を活用しながら行い、我が国独自の資源として位置付けます。特にリチウムについては、消費者による分別の徹底を促す仕組み作りや電池の安全対策（発火防止）とともに、選別・解体やリサイクル研究の支援等を行い、リサイクル技術・システムを向上させることで、国内資源循環体制を構築します。

141 我が国周辺の海洋資源探査・開発

我が国周辺の海洋に埋蔵されている石油や天然ガス、メタンハイドレートの探査を進めるとともに、2030 年度までに民間企業が主導するメタンハイドレートの商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指し、採掘技術の確立やコスト減などの技術開発を国が主体的・集中的に行います。

また、沖縄海域、南鳥島周辺海域等、我が国の排他的経済水域で確認されているレアメタルやレアアースをはじめとする鉱物資源の探査・開発を進めるとともに、遠隔離島における活動拠点の整備等を推進します。更に、メタンハイドレートや海底熱水鉱床等の海洋資源開発を加速化するための高性能のセンサーや無人探査機等の海洋資源調査技術の開発を推進します。

142 「包括的資源外交」の推進

これまで以上に産出国との外交展開や JOGMEC によるリスクマネーの供給等を通じた上流権益の確保及び調達先の多角化などを行います。

天然ガスについては、中東や豪州などからの安定供給を確保するとともに、世界最大規模の LNG 輸入国として柔軟な国際 LNG 市場の形成をリードすることで、調達価格の安定化や電力・ガス自由化の中でのレジリエンス強化を戦略的に進めます。その上で、低廉で安定的な天然ガスを確保するために必要なインフラ整備や取引ルールの整備、長期契約締結を促進する事業環境整備、LNG バリューチェーン全体での脱炭素化等を主導していきます。また、北米からのシェールガス輸送等エネルギー輸送ルートの多様化に対応した安定的輸送を確保するため、我が国の技術を活かした海運・造船企業の戦略的取組みを推進します。

143 エネルギー供給構造の一体改革

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素化の中での安定供給の実現に向けた電力・ガスシステムの構築を強力に進めます。

引き続き、エネルギー供給構造の一体改革を推進することにより、エネルギーの安定供給を確保して国民生活の安全・安心を実現することはもちろんのこと、電気料金の抑制等により今後の我が国の産業の成長を促進させ、経済基盤の強化を図り、新規雇用を創出します。

144 電力システム改革と安定供給の実現

今後、DXの進展等により電力需要の拡大が見込まれる中で、再エネや原子力発電などの脱炭素電源への新規投資を促進するための事業環境の整備に取り組みます。また、様々な環境変化の中でも、需要家の皆様へ安定的な電気の供給を実現できるよう、需要家保護や電源調達に係る小売事業環境の整備に取り組みます。更には、海底直流送電なども含む地域間連系線の整備に向けた対応や、災害時にも対応可能なマイクログリッドの構築など、脱炭素と安定供給に資する次世代型電力ネットワークや分散型電力システムの構築を推進します。自由化後の公益的課題に対する費用回収の取組みを着実に進めます。

145 ガスシステム改革と脱炭素化へむけた技術開発支援

ガスの自由化から7年が経過し、ガスシステム改革についても、2050年のカーボンニュートラル、自然災害の頻発・激甚化、国際的なLNG需給構造の変化等の環境変化やそれに伴う新たな課題に対応し、産業競争力を強化していくため、持続可能な競争・市場環境整備を進めます。脱炭素化に向けた取組みを進めることも重要であり、その有望な手段の一つとして考えられているメタネーションを中心に、革新的な技術開発に取り組みつつ、ガスのカーボンニュートラル化を推進します。

146 再生可能エネルギーの主力電源化

2050年カーボンニュートラル及び2030年目標に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、最大限の導入を促します。また、系統用蓄電池の導入等による脱炭素化された調整力の確保や、全国大での地域間連系線の整備等に取り組むとともに、地域マイクログリッド構築を通じ、地域内の地産地消、レジリエンス強化や地域活性化に貢献します。

具体的には、①地域と共生する形での再生可能エネルギーの導入実現のための適地の確保、②技術基準の着実な執行や安全対策強化などの事業規律の強化、③再生可能エネルギーのコスト効率的な導入を促すFIT法の適切な運用、④

設備の低コスト化等の技術開発、⑤基幹系統の増強や既存系統活用に向けた系統ルールの見直しなどの系統制約の克服、⑥風力や地熱導入拡大に向けた環境アセスの最適化や地球温暖化対策推進法に基づく促進区域制度（ポジティブゾーニング）の充実・強化、連続温泉モニタリングを通じた地域の不安解消や合意形成の促進、⑦蓄電池の導入支援や地域マイクログリッドの構築支援、⑧分散型エネルギーリソースを活用したアグリゲーションビジネスを推進するための市場環境整備や技術実証支援等に取り組みます。また、福島を未来の新エネ社会のモデル創出の拠点とする「福島新エネ社会構想」の実現に取り組んでまいります。

147 宇宙太陽光発電衛星計画（宇宙太陽光発電システムの研究開発）の推進

宇宙太陽光発電システムは、宇宙空間に大規模な太陽光発電装置を配置し、電波（マイクロ波）又はレーザー光線により地球に送電して、私たちの電力として利用するシステムです。

その壮大な計画の実現に向けて、現在進められている地上でのエネルギー無線伝送技術などの研究の成果を踏まえ、国際宇宙ステーションに設置されている我が国の実験モジュール「きぼう」などを使用した実証計画を策定することで、将来の新エネルギー利用に向けた研究開発を推進させます。

148 東京電力福島第一原子力発電所事故への反省

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、被害の甚大さによって、我が国だけではなく、全世界に放射能の脅威を示すこととなりました。これまで原子力政策を推進してきた我が党は、このような事故を引き起こしたことに対してお詫びするとともに、今なお被災されている方々に対して心よりお見舞いを申し上げます。

我が党としては、福島第一原発事故から13年が経過し、その経験、反省と教訓を基に原子力をはじめとするエネルギー政策について取り組んでまいります。

149 安全性最優先での原子力発電所の活用

いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、

国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の審査について効率化、体制強化を図りながら、原子力規制委員会により福島第一原発事故を踏まえ強化された新規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原発の再稼働を進めます。その際、国も前面に立ち、地元自治体の理解が得られるよう丁寧な説明を尽くしてまいります。原子力発電所の基数は、東日本大震災前の54基から現在の36基（建設中を含む）に減少し、発電量における原子力比率も大幅に減少しています。新たな制度に基づく運転期間の延長、運転中の設備点検などによる設備利用率向上にも取り組み、既存の原子力発電所を最大限活用します。

また、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組みます。

エネルギー安定供給の責任を果たしつつ、脱炭素社会を実現していくため、原子力は、再エネとともに、脱炭素電源として重要であり、安全性の確保を大前提に最大限活用していきます。

150 原子力発電所の安全性向上へ向けた取り組み

新規制基準を越えた自主的な安全性向上の取り組みをはじめ、更なる安全性向上を追求するなど、原子力に対する社会的信頼の獲得に向けた努力に全力を注ぎ、様々な課題に対応するための技術・人材の維持に向けた責任ある取り組みを進めます。万が一事故が起こった場合の原子力災害対策の具体化・充実化についても、自治体からの意見も真摯に受け止め、しっかりと対応していきます。

151 核燃料サイクル・最終処分への取り組み

原子力発電所から発生した使用済燃料を再処理し、放射性廃棄物の減容化や有害度の低減を図るとともに、回収されるプルトニウム等を有効利用する「核燃料サイクル」を、関係自治体や国際社会の理解を得つつ推進します。特に、核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場について、安全確保を大前提に、これらの施設の竣工と操業に向けた準備を着実に進めていきます。更に、高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定は、必ず解決しなければならない国家的課題であり、次世代に先送らず現世代の責任を果たすべく、地域の皆様の声に丁

寧に向き合い全国で議論が深まっていくよう着実に取り組みを進めます。

152 原発立地地域の振興

原発立地地域が抱える、地域振興や防災体制の充実などの課題に真摯に向き合い、産業振興や住民福祉の向上、防災対策のための予算措置、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の活用などを通じ、課題解決に向けた取り組みを進めていきます。

153 高速炉開発の推進と「もんじゅ」の廃止措置及び今後に向けた取り組みの実施

将来のエネルギー問題の解決策として、現在、ロシア、中国、インドに加え、米国やカナダなどの国々が積極的に高速炉の開発を進めています。高速炉は放射性廃棄物の減容・有害度低減、資源の有効利用に貢献しうるものとしても認識されており、2022年12月に高速炉開発に係る「戦略ロードマップ」を改訂、本ロードマップに基づき開始した実証炉開発を官民一体となって着実に進めていきます。

廃止措置に移行した「もんじゅ」については、地元には大きな影響が生じないように、また地元が共に発展していけるよう、地元の経済や雇用等に配慮するとともに、安全かつ着実に「もんじゅ」の廃止措置を進めます。また、「もんじゅ」でこれまで培われてきた人材や様々な知見・技術等については、将来の高速炉研究開発において最大限有効に活用していきます。加えて、「もんじゅ」サイトにおける新たな試験研究炉の設計等を通じて原子力分野の研究開発・人材育成の基盤整備を進めていきます。

154 原子力安全の向上に向けた研究開発の推進と人材・産業基盤の維持・強化

国際的に、原子力の利用は今後も拡大見込みであり、各国より日本の原子力技術に対する期待の声が寄せられています。たとえば、高温ガス炉は、固有の安全性を有し、高温を取り出せる特長を生かした水素製造等の熱利用が期待され、我が国でも実証炉開発を開始しています。

世界をリードする高い技術力を有する我が国として、原子力の人材・技術・産業基盤の維持・強化に取り組むとともに、次世代革新炉（革新軽水炉、小型炉、高温ガス炉、高速炉等）につい

て、研究開発やその実証・実装を進め、原子力の持続的活用に向けて必要なあらゆる対応をしっかりと講じていきます。

155 水素社会実現に向けた需給一体での取組強化

水素は電力のみならず、鉄鋼や化学、運輸といった脱炭素化が困難な分野での活躍が期待される次世代エネルギーであり、水素社会実現のため、特に商用車における水素の利用拡大に向け、燃料電池トラック等の商用車の導入や、重点地域での商用車用ステーションや水素供給への集中支援を行います。

また、水素発電の商用化、水素還元製鉄をはじめとする製造プロセスの大規模転換に向けた技術開発、定置用燃料電池（エネファーム含む）の更なる普及拡大に向けたコスト低減や、純水素燃料電池の導入支援などを強力に推進します。

更に、分野横断的な取組みとして、商用化に向けた需要の拡大と効率的な供給インフラ整備を通じた価格低減を図ることが必要であることから、水素社会推進法に基づき、低炭素水素等に対する既存原燃料との価格差に着目した支援、国内の拠点整備支援や保安規制の合理化・適正化を行うとともに、技術開発の支援や、電力・ガス・燃料・製造・運輸分野における利用拡大を促す制度整備に向けた検討を進めます。

156 温室効果ガスの抜本的な排出削減を実現する革新的技術の開発

2050年カーボンニュートラルを実現するためには、エネルギー・産業部門の構造転換や大胆な投資によるイノベーションを大幅に加速する必要があります。

このため、再生可能エネルギーの導入拡大に資する次世代太陽電池や浮体式洋上風力の要素技術、次世代型地熱発電技術、発電のみならず鉄鋼や化学、運輸といった脱炭素化が困難な分野での活躍が期待される水素・アンモニアの大量供給・利用技術や、電化社会に必要な次世代蓄電池・デジタル制御技術、バイオ燃料、e-fuel・グリーンLPG等の合成燃料、合成メタン（e-methane）、CCUS、CO₂を燃料や原料として活かすカーボンリサイクル技術、DACといった脱炭素燃料・技術等、温室効果ガスの排出削減に不可欠で、産業としての成長が期待される分野にお

ける革新的技術の開発・社会実装・ルール形成の取組みを更に加速するとともに、新領域での研究開発の推進に向けてグリーンイノベーション基金の拡充等、支援策の強化を進めていきます。また、国内市場のみならず、新興国等の海外市場を獲得し、スケールメリットを活かしたコスト削減を通じて国内産業の競争力を強化するとともに、海外の資金、技術、販路、経営を取り込んでいきます。

157 使用済太陽光パネルの安全な処分ルールの策定

2030年度半ばから増加が見込まれる使用済太陽光パネルの安全な処分ルール策定（土壤汚染や感電防止対策）とリサイクル技術の開発に取り組めます。

158 循環経済（サーキュラーエコノミー）の推進

循環経済（サーキュラーエコノミー）を国家戦略と位置付け、製造業と廃棄物リサイクル業の事業間の連携促進、再生材の供給利用拡大・供給拠点の整備、太陽光パネルのリサイクル促進のための法整備、国際ルール形成の主導等、循環経済の抜本的な強化に取り組めます。

159 サプライチェーン全体での脱炭素経営の推進

グローバルなESG投資や気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）等の情報開示の要請を踏まえ、CO₂削減と企業の生産性の向上につながる脱炭素経営、中小企業を含めたサプライチェーン全体でのCO₂排出把握・削減の取組みを強化します。

とりわけ、サプライチェーン全体での脱炭素化に向け、商工会・商工会議所や地域金融等と連携し、デジタルも活用して、脱炭素化を推進する人材育成やCO₂見える化ツールの整備・普及、Scope3削減のための企業間連携を含む省CO₂化投資支援等により中小企業・小規模事業者の脱炭素移行を包括的に支援します。

また、地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガスの排出削減等のための事業者が講ずべき措置をとりまとめた、温室効果ガス排出削減等指針について、技術の進歩やそのほかの事業活動を取り巻く状況の変化に応じた対策メニューの拡充を進め、活用を促進します。

加えて、地域金融機関を軸として、自治体・企業等との幅広い連携の下で、地域におけるカーボンニュートラル実現を地方創生につなげるモデル構築として促進します。

160 温室効果ガス削減に向けた国際的な取り組みへの貢献

国内での大幅排出削減に取り組むとともに、全ての国、とりわけ主要な排出国が、パリ協定の1.5度目標と統合的な温室効果ガスの削減に取り組むよう、COPなどで働きかけを行います。

特に、アジアを中心とした各国の温暖化対策については、我が国の技術や経験を活用して各国の長期戦略策定を実施状況の透明性向上等支援します。

また、パリ協定6条の市場メカニズムの世界的拡大については、6条交渉を主導し、世界に先駆けて「二国間クレジット制度(JCM)」を実施してきた我が国として、6条に基づく質の高いカーボンマーケットの世界的拡大に積極的に取り組んでいきます。

更に、現在29か国と構築しているJCMについては、改正地球温暖化対策推進法に基づきJCMの実施体制を強化し、JCMパートナー国の拡大や民間資金を中心としたJCMの拡大、国際金融機関との連携等を通じて、我が国の優れた脱炭素技術を活用した世界全体の排出削減を実現します。

加えて、我が国の温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT)及びその2号機により地球全体の温室効果ガス濃度を継続的に観測するとともに、温室効果ガス排出源の特定能力と排出量推計精度を向上させた3号機(GOSAT-GW)を2024年度に打ち上げることを目指し、パリ協定の目標達成に向けた各国の温室効果ガス排出量削減対策と達成状況の把握等に貢献します。

161 ゼロカーボン・ドライブとモーダルシフト

2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることを目指します。

また、世界各国の動向も踏まえ、開発競争をリードし、電動車の量販・量産を加速化するとともに、再エネ×電動車の同時導入(ゼロカーボン・ドライブ)やシェアリングへの電動車拡大を推進し、災害時には非常用電源となる「動く蓄電池」として地域のエネルギーレジリエン

ス向上につなげます。

また、鉄道、船舶等による物資の流通の促進、ゼロエミッション船等の普及促進、公共交通機関やグリーンスローモビリティの活用による利用者の利便性の増進、歩道及び自転車道の整備、モーダルシフトの促進等を進めます。

162 港湾におけるカーボンニュートラルの実現

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定や基地港湾の整備・活用を進めることにより、洋上風力発電の導入を促進します。更に、水素・燃料アンモニア等の大量かつ安定・安価な輸入等を可能とする受入れ環境の整備や港湾オペレーション・臨海部立地産業の脱炭素化等を図るカーボンニュートラルポート(CNP)を形成し、脱炭素社会の実現に貢献します。また、国内輸送網の要ともなるフェリー・RORO船の活用促進を図るため、高規格ユニットロードターミナルの実現を目指します。

社会資本整備

163 所有者不明土地等への対応等

所有者不明土地等の発生予防・利用円滑化を図る民法・不動産登記法等の改正や相続土地国庫帰属法について、デジタル化による行政機関間の一層効果的・効率的な情報連携を図ったうえでシステム構築を行うなどの円滑な施行に向けた準備や適切な運用に取り組みます。

また、長期相続登記未了土地や表題部所有者不明土地の解消に取り組むほか、遺言書保管の利便性の向上による更なる活用を図るとともに、防災減災やまちづくりの観点から登記所備付地図の整備を推進します。

区分所有建物の管理不全化を防ぎ、建替を円滑化するため、マンション関係法を含む区分所有法制の見直しに向けた早期の法整備を実現します。

164 担保法制及び登記制度の整備

不動産担保や個人保証に依存しない資金調達を推進する観点から、動産・債権等を目的とする利用しやすい担保制度の実現に向けて、譲渡担保契約及び所有権留保契約の法制化を図るとともに、これに伴う動産・債権譲渡登記制度の整備に向けた検討を進め、早期の法整備を実現

します。

165 日本経済の回復への対策

経済回復を確実なものとするため、住宅投資促進策やカーボンニュートラルの実現等に向けた自動車購入への予算・税制上の支援について、十二分な対策を講じます。

166 競争政策の特例的取扱いを通じた地域の基盤インフラの維持

「地域基盤企業」といえる地域銀行及び乗合バスの2分野の事業者については、人口減少によるインフラ機能維持や経営力強化のための経営統合や共同経営等に関して、特例的な措置を講ずることで、地域の経済、産業、社会を守ります。その際、独占禁止法の究極的な目的である「一般消費者の利益」の確保の観点についても最大限尊重します。

167 車体課税の見直し

エコカー減税等の期限到来にあわせ、車体課税の見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、応益課税の原則、市場への配慮等の観点を踏まえることとします。

168 自動車関係諸税の課税の在り方の検討

自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税の在り方について、中長期的な視点に立って検討を行います。

169 魅力ある地方都市の形成

地方都市において、地域経済の活性化や多様な働き方・暮らし方の実現に向けたコンパクトでゆとりとにぎわいあるウォークアブルなまちづくりを推進します。このため、都市機能の強化

と公共交通網の再構築などによるネットワーク形成によりコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進め、魅力ある経済・生活圏を形成します。また、公園等の都市インフラや民間施設の利活用とデジタル技術の活用等により、地域資源を活用してエリア価値を高めるまちづくりを推進し、まちに賑わいと活力を生み出すとともに、域外から稼ぐ産業の集積等を図り、民間投資の喚起や所得・雇用の増加等につなげます。

170 まちづくりDX

3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化(PLATEAU)等による「建築・都市のDX」の推進、デジタル技術を用いた都市空間再編やエリアマネジメントの高度化、データを活用したオープンイノベーション創出等を進めるなど、まちづくり分野等のDXを推進します。

171 都市の国際競争力の強化

デジタル技術の活用、脱炭素化、職住近接等の新たなニーズに対応した複合型開発等の優良な民間都市開発事業への支援等を通じた都市再生の推進により、地方都市のイノベーション力の強化と大都市の国際競争力の強化に取り組みます。

172 ICT等による建設現場の生産性向上やインフラ分野のDXの推進

トンネル、橋梁等を含む社会インフラの強靱化に際しては、生産性向上の取組みとして、ICTや、AI、UAV、BIM/CIM等の先端技術導入を含め、建設現場のオートメーション化の取組みである「i-Construction 2.0」を推進し、また、国土交通データプラットフォームの構築・高度化等を進めます。

更に、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション施策により、社会資本や公共サービスを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、建設業の文化・風土や働き方の変革を推進します。

173 ITS技術の活用

官民連携のもと、ITS技術の活用により自動運転の実用化やそのための地図データの整備に取り組むとともに、深刻なドライバー不足が進

行するトラック物流の省人化・効率化を推進するための高速道路でのトラックの自動運転や、地方等における高齢者等の移動手段の確保のための公共交通等における自動運転サービスを、早期に実用化します。併せて、ダブル連結トラックの導入促進や自動運転の早期実用化に向けた新東名・新名神の6車線化等の実施環境整備、自動物流道路の構築など、世界で最も安全で環境に優しく経済的な道路交通社会を早期に実現します。

174 生産性革命の推進

人口減少社会の中、我が国の潜在的成長力を高めるとともに、新たな需要を掘り起こしていくため、ストック効果の高いインフラ整備を進め社会全体の生産性を高めること、建設、物流分野等の生産性向上や自動運転等の新技術の社会実装を進めること等により、生産性革命を推進します。特に、Society 5.0の実現に向けて、スマートシティや陸海空の次世代モビリティの推進、行政手続におけるデジタル化の推進、インフラの整備・管理・機能や産業の高度化、Project LINKS等のデータの分野横断的な整備・オープン化やデータプラットフォームの構築・高度化等の取組みを強力に推進します。

175 働き方改革の推進

地域の経済・雇用を支える建設業や自動車運送事業（トラック・バス・タクシー）について、時間外労働上限規制適用後においても、長時間労働是正等の労働環境の改善を図り、働き方改革を推進します。

176 建設産業における働き方改革の推進

長時間労働を前提とした長年の慣行を打破し、建設業の「働き方改革」の実現に取り組みます。第三次・担い手3法を踏まえ、公共・民間工事を問わず、建設工事全ての関係者が一丸となって、適正な工期設定や週休2日の確保、施工時期の平準化等の働き方改革を推進するとともに、建設現場のオートメーション化の取組みである「i-Construction 2.0」の取組みを進めます。更に、建築物の設計業務等の適切かつ円滑な実施を図り、設計業務の担い手の確保にも資するよう、業務報酬基準の見直しを推進します。

177 建設業の担い手確保に向けた処遇改善の推進

「地域の守り手」である建設業がその役割を果たしていけるよう、将来の担い手の確保に向けて、第三次・担い手3法等に基づき、適正な労務費等必要経費の確保と行き渡りを図るとともに、資材高騰分の転嫁対策を強化することで、労務費へのしわ寄せ防止を図ることにより、建設業の技能労働者の処遇改善を推進してまいります。

178 自動車運送事業等の働き方改革の推進

自動車運送事業、自動車整備事業、宿泊業等については、ITの活用等による労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化等の長時間労働を是正するための環境整備等を推進します。また、2018年に改正された貨物自動車運送事業法に基づき、荷主への働きかけ等を着実に進めるとともに、トラック輸送の生産性向上・物流の効率化、女性や60代以上の運転者等も働きやすい、より「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む「ホワイト物流」推進運動を、荷主企業・物流事業者等の相互協力に基づき推進します。

179 不動産投資市場の活性化

民間資金等を活用し、オフィス・住宅の耐震化・省エネ化等を進め、ESGに即した質の高い不動産ストックを形成するとともに遊休不動産等の再生等を図ることで、地方都市の不動産を含め、不動産投資市場の活性化に取り組みます。また、不動産取引価格情報等の公表、不動産情報ライブラリの推進や不動産IDの活用に向けた環境整備等を通じて不動産市場の活性化・透明化を図ります。また、我が国不動産業の海外展開を促進します。

180 所有者不明土地等対策の推進

所有者不明土地法に基づく所有者不明土地対策や新たな土地基本方針を踏まえた低未利用土地の適正な利用及び管理の確保を図るための施策を推進し、それらの実効性を確保するための地域の取組みへの支援策の強化を図ります。また、迅速な災害復旧・復興等に役立つ地籍調査の加速化に向け、自治体の取組みを支援します。

181 地方版図柄入りナンバープレートの推進

地域の魅力ある風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートの普及促進を通じ、地域の魅力を全国に発信します。

182 地域の貴重な公共空間である川の利活用の推進

全国各地を流れる川にはその地域特有の自然があり、歴史があり、そこに集う人々の心を安らげ、豊かにする魅力があります。地域の貴重な公共空間である川の価値を更に活かすことで、その地域は観光振興や健康増進等により、もっと生き生きと元気になる可能性があります。自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラの活用を推進し、更なる民間活用の促進による魅力ある水辺空間の創出や、生態系の機能の保全・創出、河川上空でのドローン活用等を進め、水辺から得られる恵みを地域振興に活かします。

183 健全な水循環の維持・回復の取組みの推進

近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となってきています。国民共有の貴重な財産であり、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしている水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、地下水マネジメント等による健全な水循環の維持・回復や流域の水資源の有効活用を図るとともに、流域治水、水利用、流域環境に一体的に取り組む流域総合水管理を推進します。

184 地域の建設産業の健全な発展と企業の利潤確保・労働者の処遇改善

地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で活躍する建設産業に若い世代が安心して入職できるよう、社会保険の加入徹底、建設キャリアアップシステムの拡大、女性も活躍できる環境整備などを進めます。特に、12年連続で引き上げられた公共工事設計労務単価の上昇分が、下請も含めた技能労働者にも確実に行き渡るよう、引き続き、適切な賃金水準の確保に取り組みます。加えて、我が党が中心となって成立させた建設職人基本法の趣旨を踏まえた取組みを推進

します。

185 公共工事の品質確保等に向けた入札契約制度の運用改善等

我が党が中心となって実現した公共工品質確保法の改正など、いわゆる「第三次・担い手3法」の趣旨を公共工事発注の現場で徹底し、災害対応や冬期の除雪作業など「地域の守り手」である建設企業や測量、地質、コンサルタント等の建設関連企業を応援します。引き続き、予定価格の適正な設定、ダンプ対策の強化を図るとともに、災害時における随意契約等の適切な入札・契約方法の選択、適正な工期設定、国庫債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、ICTの活用等による生産性向上、調査・設計の品質確保など、国や地方公共団体などにおける入札契約制度の運用改善等を進めます。

186 地方の良質な建設産業の維持

地方の建設産業の持続可能な経営を支援するため、建設産業の資金調達の円滑化、連鎖倒産の防止に取り組むとともに、担い手確保・育成や生産性向上のための取組みを重点支援し、建設産業の経営上の課題解決に向けた取組みを支援します。地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械の保有や人材育成等を促進し地域の発展と安全を支える良質な建設産業を守り、将来のために必要な成長基盤や安全・安心基盤である社会資本の前倒し整備を進め、地域の特色を最大限に活かす国土の均衡ある発展を目指します。

187 インフラシステム海外展開の推進

世界の旺盛なインフラ需要を取り込み、我が国の経済成長に資するため、インフラシステムの海外展開を推進し、我が国企業の受注機会の拡大を図り、2025年のインフラシステムの海外受注額34兆円を目指します。このため、デジタル変革によりポストコロナのより良い回復に資するスマートシティや交通ソフトインフラ等の案件形成支援、気候変動に対応する水素サプライチェーンの構築や水・気象インフラの海外展開、更に、我が国が強みを有する鉄道、空港、港湾、道路等のO&Mの海外事業参画のための取組みを推進します。

188 バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

バリアフリー法に基づき、旅客施設の段差解消やホームドア設置、ホームと車両の段差・隙間の縮小、新幹線・特急車両の車椅子用フリースペース導入、駅を中心とした周辺的生活関連施設を結ぶ道路や公園等、公共交通機関、建築物、公共施設等について、都市部に加え地方部のバリアフリー化を着実に推進するとともに、都市部での利用者の薄く広い負担の枠組みや地方部での既存の支援措置の重点化により、全国の鉄道駅のバリアフリー化を加速します。また、市町村が作成するバリアフリー基本構想等に基づく事業実施を支援します。更に、高速道路のサービスエリアや道の駅における子育て支援施設の整備を推進します。

189 心のバリアフリーと ICT 活用の推進

交通・観光分野の接遇の向上を進めるなど、バリアフリー化への国民の理解・協力を深める「心のバリアフリー」を推進します。高齢者、障害者等への情報、ICT 機器・サービスの提供について、テレビの外国語放送の吹き替えや解説放送の充実、ニュース速報や緊急災害速報に字幕、音声等を付加することや高齢者・障害者にやさしい ICT 機器・サービスを提供することにより情報アクセスに対するバリアフリー化を推進します。視覚障害者が駅ホームから転落する事故を防止するため、IT などの新技術を活用した対策を推進します。

190 住宅における「ストック社会」の実現

内需拡大の柱であり、あらゆる産業に経済波及効果のある住宅を重要な国富として位置づけ、総合的な住宅税制・融資等支援制度、規制緩和等を通じ、住宅を資産として残せる「ストック社会」を実現します。高齢者が保有する資産を現役世代に移転し、財政の負担を伴うことなく住宅取得の促進を図り、内需の柱である住宅需要の喚起を図ります。住宅金融支援機構の金利引下げ等により、良質な住宅の取得や住宅投資の活性化を図ります。老朽化した集合住宅の改築も促進します。

191 既存住宅流通の活性化

ライフステージの各段階や「新たな日常」や

DX の進展を踏まえた多様な働き方・暮らし方に応じた住環境を獲得できるよう、長期優良住宅の供給促進、既存ストックの長寿命化や資産価値の維持増大に向けた耐震・省エネ・バリアフリー化等のリフォームの普及促進、空き家の活用・除却の推進、インスペクションや住宅瑕疵保険、既存住宅の紛争処理制度等による住宅の品質確保等による既存住宅流通のための市場環境整備を進めます。

192 省エネ性の高い住宅の普及促進

エネルギーの効率化や CO2 の削減を図る ZEH、LCCM (ライフ・サイクル・カーボン・マイナス) 住宅などの省エネ性の高い住宅の普及に努めるとともに、既存ストックの省エネ改修への支援を強化します。

193 誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保

高齢化の著しい大都市周辺部で、少子高齢社会に対応し、子育て世帯や高齢者等が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅・シティ」を実現できるよう、都市再生を進めつつ、サービス付き高齢者向け住宅の供給、子育て施設やケア施設と住宅の併設・近接、子供の安全・安心や子育て期の親の孤立・孤独防止に資する共同住宅整備を推進するとともに、要配慮者に対する空き家を活用した賃貸住宅の供給や孤独・孤立対策に資する見守り等の居住支援など、住宅セーフティネット制度に基づく施策を着実に推進します。

194 三世帯同居の推進

大家族による支え合いを応援するため、二世帯住宅の建設支援や UR 賃貸住宅での近居割の実施など、三世帯の同居や近居に対する支援に取り組みます。

195 環境にやさしいまちづくりの推進

少子高齢化が進む中、健康で安心できる持続可能な社会システムの構築に向け、高齢者の住宅ストックの活用・流動化、脱炭素型まちづくりに向けた都市のコンパクト化等の取組み、超小型モビリティの普及推進など次世代型の生活支援、道路照明の LED 化や太陽光発電の活用といった省エネ・創エネ・蓄エネ等まちや建築物

におけるエネルギー利用の効率化などを推進します。

196 良質な木造住宅の供給促進

国産材を活用した良質な木造住宅の供給促進を通して、地域の環境整備や経済の活性化を図るとともに、これを担う中小工務店の技術力向上の支援を行います。

197 国土形成計画の実装

昨年夏に閣議決定された第三次国土形成計画で掲げた「新時代に地域力をつなぐ国土」や「シームレスな拠点連結型国土」といった理念の実現のため、「二地域居住等の促進による地方への人の流れの創出・拡大」、「デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成」などの取組みを推進します。併せて、人口減少下における適切な国土管理の在り方を示した国土の管理構想の取組みを推進します。また、第三次国土形成計画を実効的に推進していくため、新たな「広域地方計画」の策定に向け取り組みます。

198 半島・豪雪地帯の振興

今年度末で期限を迎える半島新興法の延長に当たっては、令和6年能登半島地震の教訓を活かした「半島強靱化」の推進など昨今の情勢を踏まえた所要の見直しを行います。また、半島地域については、地域間交流や特産品の販売促進等の産業育成等を通じて定住を促進し、半島振興対策を強力に推進します。

除雪時の死亡事故ゼロに向け、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を活用した安全確保対策を含め豪雪地帯の振興を図ります。

199 離島地域の振興

離島が我が国及び国民の利益の保護・増進に重要な国家的・国民的役割を担っていることを踏まえ、離島活性化交付金の充実やスマートアイランドの推進など、離島振興の一層の強化を図ります。

また、高校のない島から本土などの高校に進学せざるを得ない場合の修学支援、離島留学の推進、医療従事者確保、妊産婦支援、遠隔医療などの離島医療対策、離島における介護提供体制の整備、漂流・漂着ゴミ対策、デジタル化の推進などの施策の充実に取り組みます。更に、防災

対策強化や本土と離島間の石油輸送コストのための支援措置の拡充を講じます。

このほか、離島航路航空路が本土における国道と同じ役割を果たしていることから、新たに『離島航路航空路整備法』を制定することにより、離島住民の基礎的交通手段（航路・空路）確保のための国の役割を明確にし、人流・物流面での格差是正を実現します。

200 奄美・小笠原地域の振興

奄美については、沖縄との連携を図りつつ、移住・定住の促進、世界自然遺産登録を踏まえた観光振興など、地域の自主的な施策の推進を支援する交付金を積極的に活用します。小笠原については、航空路の開設を含め、交通アクセスの改善などに必要となる施策に引き続き取り組むとともに、島民・観光客の安全確保のための防災施設、産業振興・生活環境の改善のための施設の整備等を支援します。

201 北海道開発の推進

第9期北海道総合開発計画（2024年3月閣議決定）に基づき、北海道の強みである食・観光を担う生産空間の維持・発展、ゼロカーボン北海道の実現、デジタル産業の集積促進、北方領土隣接地域の安定振興等、北海道の開発を推進します。また、ウポポイの充実等アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現します。

202 地域経済を活性化するまちづくり

地方都市における人口減少や高齢化の進展など、我が国の都市を取り巻く環境は厳しさを増してきています。地域の活力を維持・向上させるため、医療・福祉・商業等の都市機能や居住をまちなかに誘導し、既存の施設などを有効活用しながらコンパクトシティの形成と、ネットワークの活用を図るとともに、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度による道路を活用した賑わいの創出や、変化・多様化する人々のニーズに対応するため、まちの資源として存在する地域資源を活用してエリア価値を高めることにより、暮らしやすく、地域経済を活性化するまちづくりを進めます。また、「道の駅」が地方創生・観光を加速する拠点となるための取組みを進めます。

203 持続可能な地域づくり

多くの都市で、空き地、空き家等が発生し、コンパクトなまちづくりを進める上で重大な障害となっていることから、低未利用地の利用促進などの取組みを進め、地域課題の解決においては、人流データを積極的に活用します。更に、過疎地域等において、商店・診療所など、日常生活に不可欠な施設・機能を歩いて動ける範囲に集めた「小さな拠点」を活用し、周辺集落とネットワーク等で結ぶことにより、人口減少、高齢化に伴う課題解決のためのサービスコスト効率化・生活機能の維持を図り、持続可能な地域づくりを推進します。

204 自転車利活用の推進

第2次自転車活用推進計画（2021年5月閣議決定）に基づき、地方公共団体の自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、自転車通行空間の整備を推進し、安全で快適な自転車利用環境を創出します。

また、シェアサイクルの普及促進、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト制度の活用等による自転車通勤等の促進や、日本を代表し、世界に誇り得る「ナショナルサイクルルート」等のサイクリングルートの磨き上げ・PRなど、自転車の活用を推進します。

205 「真の豊かさ」を実現するためのインフラ整備の推進

インフラは、現在を生きる我々だけでなく将来の世代の豊かな生活や社会経済活動、我が国の競争力の基盤となるものです。社会資本整備重点計画に基づき、従来の事業評価に捉われず、ストック効果の高いインフラ整備を進めるとともに、整備・維持管理・利活用の各段階における工夫を凝らした新たな取組みを行うことにより、インフラの潜在力を引き出し、新たな価値を創造していきます。こうした取組みを推進するとともに、現場の担い手や技能人材を確保するため、安定的・持続的な見通しを持って戦略的かつ計画的に必要な公共投資を行います。

206 物価高騰等を踏まえた公共事業の必要な事業費の確保

近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら労務費も含め適切な価格転嫁が進むよう促し

た上で、公共事業の必要な事業費を確保し、インフラ整備を着実に進めます。

207 国民に約束した国の基幹ネットワークを含む道路網の整備

高規格道路のミッシングリンクの解消や4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの構築・強化など、従来の事業評価に捉われず、国民に約束した国の基幹ネットワークを含む全国の道路網の整備を促進します。また重要物流道路制度を活用し、平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能について、広域道路ネットワークを強化します。

208 高速道路の安全性・利便性の向上

高速道路の更新事業を確実に実施するとともに、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の進化事業や、逆走防止対策等の高速道路の安全・安心にかかる取組みを計画的に推進します。また、ETC2.0等のビッグデータなどICTを活用した渋滞対策や、民間施設に直結するインターチェンジも含めてETC専用のスマートICの整備を進めるなど、既存のネットワークの使い方を工夫し、円滑かつ安全な交通サービスの実現を目指します。また、ETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を推進するとともに、高速道路利用者の休憩機会の確保など高速道路の利用しやすい環境整備に取り組みます。

209 利用重視の高速道路料金の導入

高速道路料金については、利用重視の観点から、物流車両に対する大口多頻度割引の最大5割引の継続など実施目的が明確で効果の高い割引を行うとともに、適切な維持管理・更新へ対応した料金にします。また、高速道路の渋滞緩和や地域活性化等に向け、ETC専用化を踏まえ、段階的に混雑に応じた柔軟な料金体系への転換に取り組みます。平日と休日のバランスの見直し等、観光需要の分散・平準化のための高速道路料金の見直しやETC二輪車の割引実施などに取り組みます。

210 安全・安心な道づくり

巨大津波時に防潮機能を発揮するとともに緊急避難路や避難所となり、復旧・復興支援物資などを輸送する代替路になる道路など「命の道」や生活道路・通学路の安全対策など、地域生活に不可欠な道路等については、積極的に整備を進めます。道路は、国民の貴重な資産であり、将来のメンテナンスに必要となる費用を把握し、地方公共団体のインフラ点検・修繕の支援を充実するなど、産学官の予算・人材、技術を最大限投入し、予防保全を前提とした持続可能なメンテナンスを実現します。

211 総合的な交通体系の整備

交通政策基本法に基づいて策定された交通政策基本計画を踏まえ、交通政策を総合的かつ計画的に推進します。更に、未曾有の人口減少・少子高齢化等の状況変化を受けて、交通政策基本計画の見直しに向け取り組みます。

212 「交通空白」の解消等に向けた地域交通の「リ・デザイン」の全面展開

地域交通は地方創生の基盤です。危機に瀕するバス、タクシー、鉄道等の地域交通について、地域住民や観光客が十分に活用できない「交通空白」の解消に向けた公共・日本版ライドシェア等の取り組み強化や、多様な関係者の連携・協働の取り組み、MaaS やキャッシュレス化などの交通 DX・GX、ローカル鉄道の再構築、自動運転の社会実装の推進、バスやタクシー運転手等の人材確保など利便性・生産性・持続可能性の高い地域交通への「リ・デザイン」を全国的に展開します。

213 交通サービスの向上

改正タクシー特措法に基づき、運転者の労働環境改善とタクシーの安全性やサービス向上等に取り組みます。空港・港湾や高速道路等の基幹ネットワーク作りを着実に進め、国際競争力に資する総合的な交通体系を整備します。また、交通ターミナルをはじめとする乗り継ぎ拠点の整備などを行うとともに、「道の駅」のバスの乗り継ぎ拠点化や、「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの導入を図ります。改正債務等処理法等に基づき、基幹的な交通・物流ネットワ

ークを担う JR 二島貨物会社の経営自立に向けた取組みを支援します。

214 整備新幹線の整備

整備新幹線は、2012年6月に着工した新函館北斗―札幌間については、着実に整備を進めます。未着工区間については、財源を確保しつつ早期着工を目指します。更に、新幹線ネットワークの整備が地方創生に資することに鑑み、基本計画路線に係る調査等、全国の幹線鉄道ネットワークの更なる充実に向けた取組みを進めます。青函共用走行問題については、時間帯区分方式の段階的拡大も含め、引き続き努力するとともに、札幌までの高速化を実現する可能性を検討します。

215 北陸新幹線の着実な整備

敦賀・新大阪間については、与党整備新幹線建設推進PTにおいて、2024年8月28日に取りまとめられた「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の取扱いに関する決議」に基づき、環境影響評価を着実に進めるとともに、安定的な財源見通しの確保を含む着工5条件の早期解決を図ります。

216 九州新幹線（西九州ルート）の整備

未着工区間である新鳥栖・武雄温泉間の整備について、新幹線は全国につながる高速交通ネットワークとして整備すべきものであり、九州全体、ひいては西日本全体の未来に関わる重要な課題であるとの認識のもと、武雄温泉駅での対面乗換を利用者利便の観点から1日も早く解消する必要があることを踏まえ、在来線の利便性の確保や、佐賀県の財政負担の軽減等についての検討を進めます。

217 幹線鉄道ネットワークの更なる充実

新幹線ネットワークの整備が地方創生や国土強靱化に資することに鑑み、基本計画路線に係る調査等、全国の幹線鉄道ネットワークの更なる充実に向けた取組みを進めます。また、リニア中央新幹線、北陸新幹線等との乗り継ぎ利便性の観点から、新大阪駅の機能強化に向けて取り組むとともに、新大阪―関西国際空港間のアクセス改善にも取り組みます。

218 山形新幹線の高速化

約2時間22分を要する山形新幹線（山形・東京間）は、降雪や豪雨により年平均173本（最高261本）が運休・遅延しています。

人を呼び込み地方を活性化する「地方創生」や命と暮らしを守る「国土強靱化」の推進には、山形新幹線の運休・遅延の解消と時間短縮は不可欠です。

将来的なフル規格での整備も見据え、高速走行を可能にする新型車両（E8系新幹線車両）の2024年3月の導入による時間短縮に加え、運休・遅延の4割が集中する福島・米沢間の板谷峠区間に防災短絡トンネルを整備することで、更なる時間短縮と運休・遅延の解消による利便性向上に向けた具体的な検討を進めます。

219 JR二島貨物会社の経営自立に向けた支援

JR北海道、JR四国及びJR貨物のいわゆる「JR二島貨物会社」が置かれた厳しい経営状況を踏まえ、2021年3月に成立した「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、①経営安定基金の下支え、②構造的な経営課題への支援、③経営改革の推進等により、経営自立に向けて必要な支援を着実に実施します。

220 超電導リニアの整備

超電導リニア（超電導磁気浮上式鉄道）については、品川―名古屋間の早期開業と、その建設工事に伴う水資源と自然環境への影響の回避・軽減の両立を図っていきます。建設にあたっては、「地産地消」の考え方のもと、地元事業者が主体的に参画できるような環境を整備します。また、東京―大阪間の全線開業は、財政投融資を活用し、最大8年間の前倒しを図ります。更に、リニアを効果的に活用するためのアクセス整備や企業誘致のための優遇制度等を創設するとともに、超電導リニア技術の輸出を支援します。

221 災害に強い鉄道インフラによる地域の活力の創出

コロナ禍を踏まえ、一極集中でない分散型の社会を形成するためには、地方と都市部が災害に強く安定性に優れた高速交通ネットワークで結ばれることが不可欠です。人の移動や交流を

確保・促進するため、ミニ新幹線を含む主要な幹線鉄道について、災害時のボトルネック解消や大幅な高速化など、地域の活力を生む鉄道インフラの抜本改善に取り組みます。

222 物流機能の強化に向けた施策の推進

総合物流施策大綱等を踏まえ、物流DX・GXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の効率化、働き方改革等による物流構造改革の推進や過疎地域でのラストワンマイル配送の確保・維持、物流ネットワークの強靱性・持続性の確保・充実、荷主・消費者の行動変容の促進等により、国民生活や日本経済、地方創生を支える物流機能の強化を図ります。

223 燃料油価格高騰への対応の推進

コロナに加えて、燃料油価格高騰の影響を強く受けている交通・物流事業者に対し、価格高騰の負担軽減を図り、コロナ禍からの経済回復等への悪影響を与えることを防ぐため、燃料油に対する激変緩和事業を通じて支援するとともに、LPガスを使用するタクシー事業者にも同様の支援を行います。

また、物流において、燃料等の価格上昇分が適正に運賃・料金に反映されるよう、荷主等への周知や法令に基づく働きかけ等の取組みを推進します。

224 安全・安心な航空輸送の実現

コロナにより深刻な影響を受けた航空・空港関連企業の安定的経営に必要な支援を行うとともに、航空ネットワークの維持・確保、空港等の機能強化等を図ります。また、航空会社・空港会社等の設備投資等への支援、成田空港の滑走路増設等による首都圏空港の発着枠の拡大、国内外からの地方空港への就航の促進等により、地方経済活性化や日常生活に不可欠な地方航空ネットワークの維持・確保、空港等の機能強化等を図ります。更に、空港での水際対策に引き続き万全を期すとともに、2024年1月に羽田空港で発生した航空機衝突事故を踏まえた更なる安全・安心対策を推進します。

225 航空イノベーションの推進

航空保安対策の着実な実施を図るとともに、第三者上空での目視外飛行（レベル4）が実現し

たドローンや、「空飛ぶクルマ」の利活用の促進に向けた環境整備・技術開発を進めます。

226 航空分野の脱炭素化の推進

航空分野の脱炭素化に向け、①機材・装備品等への新技術導入、②管制の高度化による運航方式の改善、③持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進、④空港施設・空港車両のCO2削減等の推進とともに、空港の再エネ拠点化に向けた太陽光発電等の再エネ設備の導入等を推進します。

227 操縦士・整備士等の育成、MRO産業・航空機産業の振興

航空需要への的確な対応のため、操縦士・整備士・製造技術者等の養成・確保や地上支援業務の省力化等を推進します。また、組織認証制度等を活用した航空機整備・製造産業の拡充に取り組み、MRO（整備・修理・オーバーホール）産業を推進します。航空機の設計・製造国としての国産旅客機の安全性審査の適確な実施や、市場への投入・外国への輸出円滑化のための制度・体制の整備を進め、航空機産業の振興を図ります。

228 安定的な海上輸送の確保

我が国造船・海運業の競争力強化、船員の働き方改革・内航海運の生産性向上を図るため、海事産業強化法を着実に施行し、造船業・舶用工業におけるDX、高性能・高品質な船舶の導入、内航海運の取引環境改善・生産性向上に関する取り組み等を推進します。また、海事分野の脱炭素化について、水素・アンモニア燃料船等のゼロエミッション船の技術開発支援、生産基盤確立、導入促進等を進めます。加えて、造船等のサプライチェーン強靱化、自動運航船の普及に向けた環境整備、高騰する鋼材等の船価への転嫁の円滑化をはじめとした適正な取引環境整備に取り組みます。更に、離島航路等の輸送サービスの確保、日本人船員の養成を推進します。

229 知床での遊覧船事故対応

2022年4月に北海道知床で発生した遊覧船事故を受け、海上保安庁の救助・救急体制の強化を行うとともに、小型船舶を使用する旅客輸送について、事業参入の際の安全確保に関するチェックの強化、安全管理規程の実効性の確保、

監査・行政処分強化、船員の資質向上、船舶検査の実効性の向上、船舶の安全基準の強化、利用者への安全情報の提供などの、旅客船の総合的な安全・安心対策に取り組みます。

230 経済・産業を支える港湾機能の整備

港湾において、産業の立地環境の整備、地域の基幹産業等を支える物流機能の強化を図るとともに、国際コンテナ戦略港湾の機能強化、国管理への移行、AIターミナルの実現、サイバースポーツによる生産性向上、国際バルク戦略港湾の整備、クルーズの再興と拠点形成等を行い、国主導による国際競争力の強化を目指します。また、港湾施設等の老朽化対策の加速、大規模地震や強大化する台風発生時の港湾機能の維持、事故対応能力の強化等、我が国産業のライフラインとしての港湾の災害・危機対応力を強化し、産業・物流基盤の安全性を確保します。更に、循環経済への移行に向けて、港湾を核とする物流システムの構築による広域的な資源循環の促進を図ります。

また、瀬戸内海や日本海等の地域の個性を活かした地方の創生を図ります。

231 経済・産業を支える道路ネットワークの整備

地域で進む大規模な産業拠点整備等にも対応し、経済成長を支えるとともに、地域活性化に向けた環境整備や迅速かつ円滑な物流の実現等を図るため、全国的な高速交通ネットワークである高規格道路について、大都市圏における三大都市圏環状道路の整備や地方部におけるミッシングリンク解消等を推進することに加え、空港、港湾等の物流拠点へのアクセスの強化を推進します。

232 通学路等の安全確保

2019年5月には滋賀県大津市で保育園児の列に車が衝突し、園児2人が亡くなり、2021年6月には千葉県八街市で下校中の小学生の列に車が衝突し、児童2人が亡くなるなど、痛ましい事故が相次いで発生しています。

このため、ボランティアの方々とも連携しつつ、生活道路は幹線道路と機能分化させ、通学路を含めた点検やビッグデータの活用による効果的な取り組みや法定速度の見直しの実施、速度規制と物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン

30 プラス」等の生活道路等の対策を推進します。

233 高齢者に対する交通安全対策

近年、交通事故死者数は減少を続けていましたが2023年には増加するなど、いまだ多くの方が交通事故によって命を落としています。その半数は高齢者となっております。高齢者の移動手段の確保、高齢運転者の交通事故防止に資する衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）など一定の安全運転支援機能を備えた車（サポカーS）の普及、自動運転による移動サービスの社会実装を推進することにより、道路交通の安全と円滑を確保し、誰もが安全・安心に暮らすことができる社会の実現を目指します。また、改正自賠法に基づき、自動車事故被害者救済対策のより一層の充実に取り組みます。

234 総合的な交通安全対策

高度道路交通システム（ITS）の推進による安全性を高めるための安全運転支援システムの実現や、交通事故が起こりにくい街づくり、通学路や園児等の移動経路における交通安全の確保、事故に遭っても被害が最小限に抑えられる車の開発、自転車への対策、バス等の公共交通の安全性向上、踏切対策、高速道路の逆走防止対策など、総合的な交通安全対策を推進します。

また、軽井沢町スキーバス事故を踏まえた再発防止策を着実に実施します。

公共交通の安全を図るため、運輸事業者の安全管理体制の構築状況を国が確認する運輸安全管理体制等を推進します。

235 緑や水を活かした都市空間の形成の推進

こどもまんなかまちづくりに資する公園整備に加え、Park-PFI 制度を活用した都市公園の整備や、市民緑地認定制度の活用など民間活力を最大限活用した緑とオープンスペースの整備・管理を進めるとともに、自然環境の有する多様な機能の活用によって持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラの取組みを推進します。また、景観まちづくりや、ガーデンツアーリズムの取組みを進めます。更に、火災で焼失した首里城の復元に向けた取組みを推進します。

236 2027 国際園芸博開催準備の推進

花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能な社会の創造を目指す2027年国際園芸博覧会の開催に向け、園芸博特措法に基づき準備を着実に進めます。

237 強靱で持続可能な上下水道の実現

上下水道施設の耐震化や災害時の代替性・多重性の確保、雨水対策施設の増強等の強靱化を推進します。また、持続可能な水道・下水道事業運営に向け、上下水道の施設配置の最適化や広域連携、ウォーターPPPの推進、DXの活用等により、最適で効率的なマネジメントを推進します。加えて、上下水道の省エネ、創エネによる脱炭素や、下水汚泥の肥料利用を推進します。

238 能登半島地震等からの復旧・復興

2024年に発生した能登半島地震及び豪雨により被災した地域の復旧・復興については、道路、上下水道、港湾、砂防、河川・海岸堤防等の基幹インフラの整備、復興まちづくり計画の策定や被災地の住宅再建・宅地の復旧等に対する支援を着実に推進します。

能登半島地震の教訓を踏まえ、インフラの整備や耐震化・強靱化等の事前対策、適切な維持管理、発災後に被害の影響を軽減するための応急対応を推進し、迅速な情報収集体制の強化、TEC-FORCE等に係る機能強化、資機材等を活用した自治体支援、陸海空が連携した啓開体制、物資輸送の確保など、災害対応力強化を図ります。また、離島・半島部等における耐震強化岸壁の整備など、防災拠点の形成を進めます。

239 自動車保有関係手続きの利便性向上

自動車保有関係手続きの利便性向上のため、ワンストップ化の充実・拡充に向けた申請書類のペーパーレス化や、手数料等のキャッシュレス納付などの更なるデジタル化を推進します。

240 次世代自動車世界最速普及とモーダルシフト

エコカー減税等により、2030年までに乗用車新車販売に占める次世代自動車（EV、FCV、PHEV、HV等）の割合を5割～7割にすること、2035年までに乗用車新車販売に占める電動車（EV、FCV、PHEV、HV）の割合を100%にすることを目指しま

す。

また、鉄道、船舶等による貨物輸送の推進、MaaSの社会実装や地域交通ネットワークの再編等を通じた公共交通機関やグリーンスローモビリティの活用による利用者の利便性の増進、歩道及び自転車道の整備等により、モーダルシフト（自動車から温室効果ガス排出量がより少ない交通手段への転換）を促進します。

241 ZEH/ZEBの普及拡大

2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH/ZEBレベルの省エネ性能の確保を目指し、ZEH/ZEBの実証や更なる普及拡大に向けた支援等を講じるなど、住宅・建築物の省エネルギー対策を推進します。

242 国産木材利用の拡大

国産材需要の約半分を占める住宅分野において、工務店、林業関係者等の連携による国産材を活用した住宅づくりや木材の安定的な確保に向けた支援を推進します。

また、需要拡大対策として、非住宅や中高層建築物へのCLT（直交集成板）を含めた木材の利用拡大の促進や設計、施工を担う建築士や大工技能者の育成を進めます。

加えて、耐火木材などの新たな木材製品・部材の開発・普及や、「木材利用促進法」による公共建築物（学校など）における木材利用の徹底と支援、公共土木分野において国産材の利用等を積極的に促進します。

243 我が国建設企業等の海外における受注の確保・拡大

海外プロジェクトの推進、建設産業の海外展開の促進のため、トップセールスや情報収集・発信、ビジネスマッチング、人材育成、海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）の活用を通じて、我が国建設企業等の海外における受注の確保・拡大を図るとともに、我が国の優れた土木・建築技術、交通システム、都市インフラ、水ビジネス、防災技術等の海外展開を図り、世界に貢献します。また、インフラ海外展開を支える中堅・中小企業の海外展開支援策を強化します。

244 「グリーンインフラ技術」への投資

厳しい気候に耐え得る「土木・建築技術」や

「農林水産技術」の研究開発、河川流域や市街地全体を再設計するグリーンインフラ技術の官民連携プラットフォームを通じた社会実装等に投資します。

245 PPP/PFIの推進

新しい資本主義における官民連携の柱として、公共の施設とサービスに民間の資金と創意工夫を最大限活用するPPP/PFIを積極的に推進し、行政における「歳出の効率化」、民間事業者における「利益の創出」、住民における「サービスの向上」に寄与する「三方よし」のPPP/PFIを目指します。具体的には、水分野、空港、スタジアム・アリーナ等の様々な分野における活用の推進や、地域における空き家等を官民連携で積極的に活用する「スモールコンセッション」などの地域経済・社会に多くのメリットをもたらす「ローカルPFI」の普及推進等を図ることで、地域の社会課題を解決し、成長型経済をけん引します。

防災・減災・国土強靱化

246 国土強靱化の推進

大規模自然災害等への対応として、被災の都度、復旧を図る事後対策ではなく、平時から備えを進めることが重要であるため、防災・減災、国土強靱化の取組みを強力に進めています。

近年、毎年のように災害が発生する中、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進めることが必要です。引き続き、5か年加速化対策を含む国土強靱化の取組みを着実かつ迅速に実施します。

247 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な実施

2021年度より、風水害や大規模地震等への対策、老朽化対策、デジタル化の推進の3分野について、対策ごとに中長期の目標を定め、5年間で重点的・集中的に対策を実施する「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に推進しており、全国各地で被害を抑制する効果が確実に積み上がっています。

資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、必要・十分な予算を確保し、5か年加速化対策を着実に実施します。

248 「国土強靱化実施中期計画」の策定

5 か年加速化対策後も、国土強靱化について中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に取り組むを進めるため、3 か年緊急対策や5 か年加速化対策の検証を行った上で、現行の加速化対策を大きく上回る規模の「国土強靱化実施中期計画」を早急に策定し、その作業を最大限加速します。

249 防災庁の設置に向けた準備

世界有数の災害発生国である、この日本において、近年の更なる風水害の頻発化・激甚化に早急に対処できる人命最優先の防災立国を構築しなければなりません。事前防災の徹底に向けて、まず、現在の内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面において抜本的に強化するとともに、平時から不断に万全の備えを行うため、専任の大臣を置く防災庁の設置に向けた準備を進めます。

250 避難所の生活環境の改善

被災して大きな悲しみや不安を抱えている方々に手を差し伸べ、温かい食事や安心できる居住環境を提供することが必要です。避難所の満たすべき基準を定めたスフィア基準も踏まえつつ避難所の在り方を見直し、発災後速やかにトイレ、キッチンカー、ベッド・風呂を配備しうる平時からの官民連携体制を構築します。能登半島地震で過酷な避難生活が続いた教訓を踏まえ、避難所の生活環境を抜本的に改善するため、トイレ、ベッド、キッチンカーなどの資機材の備蓄に関して、先進的な取り組みを支援するための新たな仕組みを早急に整備します。

251 防災・減災・国土強靱化、復旧・復興、再度災害防止等の推進

あらゆる自然災害等から国民の生命と財産を守るべく、国連「仙台防災枠組 2015-2030」に基づき、災害リスク削減への投資により事前防災・減災を進めるとともに、改良復旧の積極的な活用など迅速かつより良い復旧・復興、再度災害防止等を実施します。能登半島地震の教訓も踏まえ、そのため、水害・土砂災害対策の推進、インフラの老朽化対策や耐震化の加速、緊急輸送ルート等のリダンダンシー確保、避難路・施設

や救援体制の整備、漂流・漂着流木の迅速な処理、観測・情報伝達体制強化、防災教育等の対策を推進します。

252 鉄道の災害復旧の推進

集中豪雨、地震、台風などの自然災害は、鉄道にも甚大な被害を及ぼしています。鉄道は生活や経済活動に欠かせない交通インフラであることから、改正鉄道軌道整備法を活用し、大規模な災害を受けた鉄道の災害復旧を推進します。

253 インフラ老朽化対策等の推進

早期に措置が必要な施設への集中的な修繕等を実施し、予防保全型インフラメンテナンスへの本格転換を図るとともに、新技術の開発・導入等によりトータルコストの縮減・平準化を図り、老朽化する橋梁等の道路施設、鉄道施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設、上下水道等の的確な点検・診断、修繕・更新を計画的に実施することにより、安全と安心の確保を促進して国民の生命と財産を守ります。

254 大規模地震災害に備えたインフラ整備

大規模地震災害に備えるため、公共交通インフラ等をはじめ住宅・建築物の耐震化や密集市街地の解消、地下空間等の防災対策の推進、広域的な基幹ネットワークの整備・複線化、気候変動の影響を踏まえた津波・高潮対策のための避難路・津波避難施設・海岸堤防等の整備を進めます。また、大規模災害時に人流・物流が滞ることがないように、高規格道路のミッシングリンク解消や暫定二車線区間の四車線化、高速道路と代替機能を発揮する直轄国道のダブルネットワークの構築・強化、重要物流道路の整備、老朽化対策を含めた道路や港湾等の整備・機能強化等を推進します。

2022年3月の福島県沖の地震による東北新幹線の脱線事故の検証を踏まえ、新幹線等の防災・減災対策を推進します。

255 TEC-FORCE の体制・機能拡充等による災害復旧支援の加速化

令和6年能登半島地震・大雨では、全国の地方整備局、地方運輸局等から TEC-FORCE を派遣し、被災状況調査や道路啓開、災害対策用機械による電源支援や給水支援、緊急物資輸送の支

援等により、被災地の災害応急対策・早期復旧に地方出先機関が大きな役割を果たしています。このような国の地方機関について、災害対応力の一層の強化を図るとともに、地域に密接な事業は地方公共団体、基幹的・広域的な事業は国が行う等、適切な役割分担を行います。今後の大規模災害時においても的確な支援ができるよう、地方公共団体との連携や、デジタル技術の活用も含め TEC-FORCE の体制の充実・強化を図ります。

256 大規模災害に備えた体制等の強化・拡充

災害に備え、住民自らの行動に結びつく水災害情報提供の高度化を図ります。大規模災害時に緊急通行車両等の通行が確保されるよう、迅速に道路啓開等を行うため、道路管理者の人員体制や資機材の充実など、体制の強化を図ります。また、大規模災害時に緊急物資輸送船等の航行が確保されるよう、航路監視の強化を図るとともに、航路啓開等を実施する作業船を維持するなど、啓開体制の強化を図ります。更に、「津波対策の推進に関する法律」に沿い、津波防災への意識向上のため、訓練を推進するとともに「世界津波の日」の理念を全世界に展開させます。

257 流域治水の加速化・深化

気候変動のスピードに対応し、早期の効果発現を図るため、流域のあらゆる関係者が協働して行うハード・ソフト一体となった「流域治水」の取組みを強力に推進します。そのため、河川・砂防・下水道・海岸事業等の事前防災対策の加速化、利水ダムを含む既存ダムやため池の洪水調節機能の強化を図るとともに、雨水貯留浸透施設の整備や水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫などを推進します。また、水害リスクマップの整備等水害リスク情報の充実を推進します。

258 国土強靱化に資する防災・減災対策の高度化・効率化

洪水予測・ダム運用の高度化など、平時・災害時における流域治水の DX を推進するとともに、ドローンを活用した河川巡視・砂防施設点検等、河川・砂防維持管理の高度化・効率化を図ります。

また、安価で長寿命な小型浸水センサーの現場実証等を推進するなど、デジタル技術等の活用により防災・減災対策の飛躍的な高度化・効率化に取り組みます。

259 流域総合水管理の推進

治水機能の強化と水力発電によるカーボンニュートラルを両立・強化するハイブリッドダムの取組みなど、あらゆる関係者が協働し、「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進します。

また、2023年の国連水会議で日本が議論を主導した水防災分野等において、国際標準形成等を通じインフラ海外展開を推進します。

260 土砂災害・豪雨災害に対する防災力強化

気候変動を踏まえ、河川、砂防、下水道施設の整備などの事前防災対策を進めるとともに、甚大な被害が生じた水系で策定される「緊急治水対策プロジェクト」に基づき、流域全体で再度災害防止のためのハード・ソフト一体となった対策を推進します。

また、近年の大雨による災害を踏まえ、流域全体の流木被害の防止・軽減のため林野事業と連携した流木対策等の土砂災害対策を実施するとともに、近年内水被害が頻発している中・上流域や支川合流部における対策を強化します。

261 災害に強いまちづくりの推進

基幹的広域防災拠点の整備及び運用体制の構築や気象観測・予測の強化、地震・火山監視機能の強化、防災気象情報の提供及び地域における利活用の促進など、災害に強いまちづくりを推進するため総合的な対策を推進します。まちづくりにおいて防災・減災を主流化し、災害リスクを踏まえた危険エリアでの新規立地の抑制や移転の促進、居住エリアの安全性強化に取り組みます。災害発生時の早期かつ的確な復旧・復興を実現するため、地方公共団体による事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組みを推進します。

262 災害復旧支援による災害防止対策の強化

令和6年能登半島地震・豪雨など、頻発・大規模化する災害や、道路法・河川法改正等を踏

まえ、災害復旧事業等の権限代行制度による地方公共団体の支援を推進するとともに、地域防災力の強化やインフラ老朽化対策の推進、交通連携の推進等のため、地方公共団体が実施する治水事業、道路事業等において、計画的・集中的に支援を実施します。

263 豪雪対策の強化

平年を大きく超える豪雪に対しては市町村に除雪費を臨時に補助する制度を活用するとともに、防雪、凍雪害対策および地域の孤立化を防ぐ防災事業を推進します。また、除雪時の死亡事故ゼロに向け、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を活用した安全確保対策に取り組みます。

264 盛土による災害防止対策の強化

2021年7月1日からの大雨による静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、危険箇所への対策を進めるとともに、盛土規制法に基づき危険な盛土等による災害防止を推進するなど、安全性確保のために必要な対応に取り組みます。

265 避難経路等のバリアフリー化や分かりやすい情報提供の推進

地震、津波等の災害が発生した際に情報を入力しやすくし、災害時要援護者である高齢者、障害者、子供、妊産婦等が安全・安心に避難できるよう、避難経路等のバリアフリー化を推進します。特に、視覚障害者や聴覚障害者等の情報入手に困難を抱える方々に対し、様々な障害特性に配慮した文字、音声、点字、記号、筆談、手話、録音、光、振動等の多様なコミュニケーション手段による情報提供、津波フラッグの普及を推進するほか、周囲の状況や緊急性、情報の量等に応じたわかりやすい情報提供を推進します。

266 無電柱化の推進

「無電柱化の推進に関する法律」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、電柱・電線が無い状態が標準であるとの認識のもと、新たな無電柱化推進計画（2021年5月策定）に定めた約4,000kmについて無電柱化を推進します。また、緊急輸送道路等のほか、幅員が著しく狭い歩道等も対象とした道路上の電柱の占用禁止を行うとともに、沿道区域においても届出・勧告制度を活用するなど、電

柱の抑制や減少に向けた取組みを加速します。

267 都市防災の推進

人口が密集している大都市の機能（政府機能含む）を守るため、帰宅困難者対策、木造住宅密集地域における不燃化・耐震化、避難地・防災拠点となる防災公園の確保、高規格堤防等を含む高台まちづくり、コンビナート対策、宅地や港湾施設の耐震化、宅地等の液状化対策、空港施設の防災対策、上下水道の老朽化対策や耐震化等のライフラインの防災対策を進めるとともに、集中豪雨に備えて河川の改修や地下調節池及び下水道を整備し、排水施設の効果的な整備を進めます。上部空間の利用等により高速道路の老朽化対策と民間都市開発を一体的に行います。

268 空港・港湾の防災対策

旅客や貨物の交流拠点となる空港や、産業や物流機能が集積する港湾における高潮・津波対策を進めるとともに、大規模災害が発生した場合にも空港機能及び港湾機能を維持するため空港BCPや港湾BCPについて、昨今の災害を踏まえた充実化を進めます。

また、港湾における耐震強化岸壁の整備等の防災拠点の形成や、官民の関係者が協働して気候変動適応に取り組む協働防護を進めます。

269 地震・火山・集中豪雨等の自然災害に対する強靱な社会を構築するための研究開発の推進

地震や火山噴火、集中豪雨・土砂災害をはじめ、近年増加する激甚かつ広範囲に及ぶ自然災害から国民の生命と財産を守るため、防災・減災対策を強化するとともに、被害を最小化し早期に回復する社会を構築することを目指した研究開発・技術開発を推進します。具体的には、洪水時の浸水状況の迅速な把握のためのデジタル技術の活用や、排水ポンプ、貯留施設の整備等による内水氾濫対策の強化、越水に対して決壊しにくい粘り強い河川堤防の技術的検討・導入、降灰後土石流の影響範囲予測の迅速化、地震・津波等による港湾施設の被害推定の迅速化等を推進します。

270 線状降水帯等の気象災害に関する観測・解析・予測の向上

線状降水帯・台風の予測精度向上のため、水

蒸気観測の強化や技術開発、システムの整備を計画通りに進めるとともに、AI技術の活用を進めます。加えて、大気の3次元観測機能等を搭載することで観測機能を大幅に強化した次期静止気象衛星について、2029年度の運用開始に向けて着実に整備を進めます。また、気象防災アドバイザーの拡充や気象台の体制強化等による地域防災力向上に取り組み、更に、防災気象情報について、受け手側の立場に立った情報となるよう改善や充実を図るとともに、本川・支川が一体となった洪水予測による予測精度向上や、支川等の予測情報の提供等の拡充により、安全・安心な地域社会を構築することを目指します。

271 地震・津波・火山に関する監視体制確保・情報提供

南海トラフ地震をはじめとする巨大地震やそれに伴う津波の観測体制を維持するとともに、的確に緊急地震速報や津波警報等の情報を発信します。また、令和6年能登半島地震も踏まえ、大津波を適切に観測可能な体制を構築します。また、大規模噴火時に影響を受ける地域の初動対応を迅速に促す情報を発信できる環境を整備します。

272 国民保護関連施策の強化

地下シェルター整備等の国民保護関連施策の強化に加えて、公共・民間の既存の地下空間を活用して緊急避難場所を確保するための新たな取組みを早急に進めるとともに、国民保護にも大きな効果を発揮する国土強靱化の取組みを加速します。

273 G空間プロジェクトによる資源確保と海の防災システム高度化の促進

沖合の海底プレートの移動や津波の高さを高精度で常時監視するシステムを開発することで、地震・津波を早期に検知する技術の高度化等も図り、防災・減災に役立てます。

274 G空間防災システムとLアラートの連携推進等

G空間情報（地理空間情報）を活用した安全で災害に強い社会を実現するため、G空間防災システムの普及展開を図ります。自治体などが発する災害情報を多様なメディアに一斉同報する

ための共通基盤であるLアラート（災害情報共有システム）と内閣府新総合防災情報システムの連携の充実など、一層の活用や国の関与の在り方を含めた必要なLアラートの見直しを進め、住民の方々をはじめとする情報伝達の充実を図ります。また、災害時において常に信頼できる対応・対策が可能となるよう、防災組織の充実を図るとともに、災害事象の監視体制の強化とJアラート（全国瞬時警報システム）、Lアラートをはじめとした防災情報提供手段の多様化・高度化等を図ります。

275 大規模災害や土砂災害、噴火災害等に備えた地域の防災力の充実・強化

能登半島地震の教訓を踏まえるとともに、今後想定される南海トラフ地震などの大規模災害やテロ災害に備え、警察・消防・自衛隊などによる初動対応をはじめとする災害応急対策を強化します。緊急消防援助隊の大幅な増隊や消防防災ヘリなど常備消防力の充実強化を図るとともに、産業・エネルギー基盤の被害軽減や大規模な津波・風水害等への対応のため、必要な車両・装備等を整備します。また、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を踏まえ、消防団について、団員の処遇改善を進めるとともに、団活動に対する社会的な理解を深めていくことで、学生はじめ若者や女性などの入団を促進します。また、資機材、車両等の整備や訓練の実施により、女性や若者が活躍する場と機会を広げていくとともに、自主防災組織等について、その育成及び消防団と連携した教育訓練を実施し、地域の災害対応能力の向上を図ります。

更に、災害対応の標準化を推進し、広域防災教育訓練施設の整備をはじめとして防災に携わる多様な人材の教育訓練の場の充実を図るとともに、平時においても利用できる災害時用資機材の地域での活用も検討します。更に、火山における登山者などの安全を確保するため、火山防災情報の収集・伝達手段や、地方公共団体における退避壕等の整備を促進し、救助・情報収集に必要な装備等を充実・強化します。「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急浚渫推進事業債」により、地方公共団体による住民の避難、行政・社会機能の維持、災害に強いまちづくりを積極的に進めます。

276 情報通信インフラ整備の強化と災害時即応能力の促進

平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震・豪雨など、近年頻発している災害においては、住民や災害救助機関の情報伝達・情報収集手段としての携帯電話をはじめとする通信サービスや、テレビ・ラジオといった放送メディアの重要性が改めて認識されました。災害発生時における住民の生命・財産確保に必要な情報の伝達・収集のため、通信・放送ネットワークの強靱化が不可欠です。

そのため、具体的には、携帯電話について、大容量化した蓄電池やソーラーパネルの設置、衛星回線を活用した携帯基地局の強靱化や応急復旧体制の強化、非常時の事業者間ローミングによる携帯電話サービスの継続的な利用の確保を推進します。更に、非常時において、通信確保と被災状況収集を官民連携で対応する体制の設立に計画的に取り組めます。

災害時における住民への情報伝達手段として特に大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送について、放送設備・送信所設備の耐災害性強化に加え、局舎や鉄塔の耐震対策を支援するなど、引き続き、放送ネットワークの災害対策に対する支援を集中的に行っていきます。また、ケーブルテレビにおいては、災害時のケーブルの断線と長時間の停電がサービス停止の主な要因となることから、地域のケーブルテレビ事業者におけるネットワークの複線化、光化や辺地共聴施設の光化に対する支援を行っていきます。

277 大規模テロや NBC 災害への対応に万全を期すための消防防災・警察体制の充実強化

2025年大阪・関西万博等の大規模イベント開催時における大規模テロや NBC 災害への対応に万全を期すため、特殊災害に対応するための消防車両や資機材の整備を進めるとともに、大規模テロや NBC 災害に対処するための専門教育・訓練の充実強化を図り、消防防災体制・警察のテロ対処体制の充実強化を進めます。

278 女性消防吏員や女性消防団員等の増加などの活躍推進

女性の参画が十分に進んでいない消防の分野

において、仕事と家庭の両立支援等による女性が働きやすい環境の整備や、業務の魅力に関する PR を行うことなどにより、全消防吏員に占める女性消防吏員の割合を 2026 年度当初までに 5.0% に増加させるなど、女性の活躍推進に取り組めます。また消防団について、全国女性消防団員活性化大会の開催等により、意識啓発を実施することと併せ、女性団員等の加入促進や女性が活躍しやすい環境づくりを推進し、女性が活躍する場と機会を広げます。

災害復興

279 復興が最優先

引き続き、東日本大震災からの復興を最優先に進めます。我が国で開催される 2025 年の日本国際博覧会では、世界各国の注目が日本に集まるこの機会を最大限に生かし、東日本大震災からの復興を成し遂げつつある姿を世界に発信し、その成功に全力で取り組めます。

280 復興の加速化

来年度で最終年度を迎える「第 2 期復興・創生期間」の次の 5 年間では、これまでの復興施策を検証しつつ、ふるさとの恵みを取り戻すため、これからの正念場と言うべき課題に対して、既存の施策や概念にとらわれず取り組めます。また、これらを着実に実行するために十分な財源を、責任を持って確実に確保します。

281 復興及び防災体制の充実・強化

我が国においては大規模災害が頻発しており、国民の生命・財産を守り、国土の保全強化を図っていくことが急務です。このため、東日本大震災からの復旧・復興に引き続き万全の体制で臨むとともに、国の防災体制の一層の充実・強化を図り、国民の安全・安心の確保を図ります。

282 地震・津波被災地域の復興

地震・津波被災地域では、来年度までの第 2 期復興・創生期間で復興事業が役割を全うすることを目指し、全力で取り組むとともに、持続可能で活力ある地域社会の創生に向けた道筋を確立します。

移住者および交流・関係人口の拡大等に向けた地域の自主的な取り組みや震災伝承施設等の資

源を活かした地域の観光振興等を後押しします。

心のケア等の被災者支援のような長期的な課題の解決に向けて、自治体の状況を丁寧に把握し、ノウハウの引継ぎ等を円滑に行うことにより、必要な支援が届くように尽力します。

造成宅地や移転元地等の活用に向けて、これまでのノウハウを自治体に承継するとともに、事例の紹介や助言等の必要なサポートを行います。

283 行政需要の変化への対応

被災地の自治体への職員派遣に要する経費（応援職員、任期付職員の人件費等）については、第2期復興・創生期間においても引き続き自治体負担ゼロとし、復興の進捗状況を踏まえながら必要な人員確保の体制を整備します。

284 廃炉・汚染水・処理水対策

廃炉対策については、使用済燃料の取出しや溶解した燃料デブリの取出しについて、世界の英知を結集し、放射性物質の飛散防止を含め万全を期して安全かつ着実に進めます。

また、2023年8月より開始したALPS処理水の海洋放出について、昨年4月に決定した基本方針の着実な実行に向け、本年8月にとりまとめた「ALPS処理水の処分に関する基本方針の実施状況と今後の対策の方向性について」を踏まえ、安全性の確保、科学的根拠に基づく説明・情報発信、風評影響対応、なりわい継続支援等を引き続き実施します。

285 国内外の英知を結集した東京電力福島第一原子力発電所の廃炉研究開発の加速

東京電力福島第一原子力発電所の事故対策において、環境モニタリングや地元住民の支援などで現行施策を拡充するとともに、これまでの研究開発成果であるロボットなどを効果的に活用し、廃炉作業上の課題を突破していきます。

また、東日本大震災からの復興のために、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組みは我が国にとって最重要事項の一つであり、事業者任せにするのではなく、国が前面に立って廃炉に向けた支援を進めます。今後、世界でも前例のない廃炉作業の中で、技術的に難易度の高い燃料デブリの取り出しや放射性廃棄物の処理処分等を着実に進め、廃炉を加速していく

ためには、国内のみならず海外の研究者・技術者の英知を結集した技術開発が必要不可欠となります。このため、国内外の英知を結集させ、研究拠点を整備し、廃炉に必要な人材育成や研究開発を加速させます。

286 ALPS 処理水の処分に伴う対策の徹底

2023年8月より開始したALPS処理水の海洋放出について、本年8月にとりまとめた「ALPS処理水の処分に関する基本方針の実施状況と今後の対策の方向性について」を踏まえ、安全性の確保、科学的根拠に基づく説明・情報発信、風評影響対応、なりわい継続支援等を引き続き実施します。

引き続き、安全確保に万全を期し、IAEAによる評価も含め、国内外に向けて科学的知見に基づき、透明性高くわかりやすい情報発信に努めていきます。一部の国・地域が科学的根拠に基づかない輸入規制措置を継続していることについては、引き続き、規制の即時撤廃に向けて取り組んでいきます。また、科学に基づく専門家同士の対話を通じ正しい理解を得る努力を行うとともに、輸入規制措置の影響を受けた日本産の水産物について、引き続き、三陸・常磐ものの魅力発信を含む国内消費拡大・ビジネスマッチング支援等の海外販路開拓等の必要な対策を実施します。我が国の水産業のなりわい、事業を活力ある形で、子や孫の世代まで持続的に引き継いでいけるよう、国内生産持続対策等を含め必要な対策を実施します。

287 事業・なりわいの再建、新産業の創出、農林水産業の再建

原子力災害からの復興を目指す福島では、ふるさとの恵みを取り戻し、新たな産業を興すべく、創業や企業進出の促進等による裾野の広いサプライチェーンの形成、社会課題解決に向けた取組み等の積極的後押し、農業の大規模化・省力化や広域的な産地形成のビジョンのもとでの営農再開や儲かる農業生産体系の構築、森林整備・木材活用、漁業の本格操業に向けた取組み、国内外からの誘客促進等に取り組みます。また、「福島イノベーション・コースト構想」を軸とした新たな産業集積を加速し、自立的・持続的な産業発展を実現するため、政府と一体で、拠点整備、研究開発、生活環境整備、人材育成等

に引き続き取り組みます。

また、福島原子力災害被災地域においては、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」等を活用し、製造業等の企業の新規立地を促進し、併せて被災地域の生活や経済活動の拠点となる商業施設の整備支援等を推進します。更に、地域資源を用いた新商品開発、ブランディング、販路開拓、生産性向上等の支援をはじめ、被災地域の中小企業等の前向きな取り組みと挑戦について、引き続き積極的に支援します。

288 原子力災害被災地域における地域医療・介護の復興

原子力災害被災地域では、医療・介護の提供体制の確保に向け、避難中の看護職員の帰還や再就職の促進、地元の医療機関の連携の推進に加え、被災地で勤務する医師の支援のための効果的な対策を講じるとともに、介護人材の確保等を支援します。

289 「協働」による福島の再生

復興のステージに応じたきめ細かな支援を継続し、福島の避難指示・解除地域について、国・県・市町村・住民が一体となった4輪駆動の「協働」馬力で復興・再生を実現します。

290 避難指示・解除地域の復興及び再生

2023年11月までに6町村の特定復興再生拠点区域の全てで避難指示が解除され、一步步復興が進みつつあります。避難指示の解除は本格的な復興に向けたスタートであり、すでに避難指示が解除されている地域においては地元ごとの課題にきめ細かく対応するとともに、産業の再生や生活環境の整備、移住・定住の促進、交流・関係人口の拡大に取り組むことで、地域の復興・再生を更に進めます。

291 特定復興再生拠点区域外における対応の具体化

特定復興再生拠点区域外にある自宅に帰りたい、という住民の方々の思いに応えるため、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行うという政府の基本的方針が2021年8月に決定されたことを踏まえて、2023年6月に福島復興再生特別措置法を改正し、特定帰還居住区域

制度が創設されました。2024年4月までに大熊町・双葉町・浪江町・富岡町における「特定帰還居住区域復興再生計画」を認定されたところ、各自治体とも十分に協議しながら、除染・インフラ整備等の避難指示の解除に向けた取り組みを進めていきます。併せて、帰還意向調査についても引き続き丁寧に取り組みます。これらの取り組みを通じ、2020年代をかけて、帰還意向のある住民の方々が一人残らず帰還できるよう、取り組みを進めます。また、残された土地・家屋等の扱いについては、地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進め、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組みます。

292 除染の着実な実施

特定帰還居住区域等について、地域住民の皆様の帰還意向を丁寧に把握しながら、可能な限り早期かつ着実に除染等を実施します。

293 特定復興再生拠点区域等への帰還・移住の促進

帰還される方々が生活のしやすさを実感でき、希望の持てる暮らしを実現できるよう、特定復興再生拠点区域をはじめとする地域における住宅・教育・医療・福祉・買い物環境・移動手段などについて、住民が安心して帰還・移住でき、円滑に生活を再開・継続できる環境の整備に向けて、広域的で持続可能な復興に向けた取り組みを具体化します。また、帰還や移住のみならず、交流・関係人口の拡大に向けた取り組みを進めます。

294 鳥獣被害の防止対策

原子力災害被災12市町村において、イノシシなどの野生鳥獣が復興の妨げにもなることから、その生息状況等調査を継続するほか、侵入防止柵の整備や捕獲おり・わなの設置、捕獲・処理、環境管理、人材育成など、鳥獣の被害防止対策を支援します。

295 福島国際研究教育機構

2023年4月1日に、福島をはじめ東北の夢や希望となるとともに、創造的復興の中核拠点として、既存施設の研究活動に対する司令塔機能を持ち、旧来の枠組みに捉われない世界最先端の研究機関「福島国際研究教育機構」を福島浜

通り地域に創設しました。①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5つの分野の研究開発を中心として、「技術立国復活の狼煙(のろし)」を福島から上げるとの強い決意のもと、国が責任を持って財源・人員面での長期・安定的な運営を可能とする仕組みを構築し、政府・与党一体の国策として取り組みます。

296 中間貯蔵施設や除去土壌の再生利用等

中間貯蔵施設の整備については、国が県、市町村と連携して地域住民の方々のご理解とご協力のもと、引き続き施設の整備を推進します。

除去土壌等の輸送については、引き続き、特定帰還居住区域等において発生した除去土壌等の搬入を進めます。

また、福島県内の除去土壌等の県外最終処分に向けて、除去土壌の再生利用基準の策定等に取り組むとともに、全国的な理解醸成の取組みを強化します。

297 指定廃棄物の処理

福島県内の指定廃棄物の処理については、地元の信頼確保と安全・安心の確保に努め、既存の管理型処分場を活用した埋立処分等を進めます。

福島県外の指定廃棄物の処理についても、原子力事故災害被災地域における課題の一環として、地元の意向も踏まえつつ、最終処分に向けた取組みを今後加速していきます。また、基準値以下の農林業系廃棄物等の処理についても、引き続き促進を図ります。

298 風評の完全払拭・リスクコミュニケーション

風評の完全払拭に向け、政府一体となったリスクコミュニケーションを推進します。

福島県産農林水産物に対する風評の払拭や、避難児童生徒へのいじめの解消等を図るため、福島の復興の状況や放射線に関する正しい知識等について、効果的な情報発信を推進していきます。また、福島県産農産物等の流通実態調査のほか、流通段階での産地競争力の一層の強化、被災地産品の利用・販売促進、国内外からの被災地への誘客促進等の取組みを行っていきます。

その他、除染、中間貯蔵施設や除去土壌の再

生利用等、ALPS処理水の処分、避難指示の解除等の進捗について、広く理解されることが風評対策の基本であることを踏まえ、地元をはじめ国民、世界に向けて積極的に広く情報発信していきます。また、科学的根拠を伴わない、不当な輸入規制の撤廃も引き続き求めます。

299 「災害対策に責任をもてる危機管理体制」の整備

東日本大震災を踏まえ、避けられない将来の備えとして、同時複合災害発生時の的確な初動対応に万全を期すため、災害発生時のマニュアルの点検や訓練を充実させるほか、想定外を想定した「災害対策に責任をもてる危機管理体制」の整備についても引き続き検討を進めます。

300 能登半島地震・豪雨災害からの復興

能登半島地震や相次ぐ豪雨、台風等の大規模自然災害からの復旧・復興に向け、道路・河川・鉄道等の本格復旧やインフラの整備、住宅再建、災害廃棄物処理等の支援を着実に進めます。1月の大規模地震の傷が癒えぬ中での豪雨災害という前例のない事態に対し、速やかな復旧を図るため、両災害からの復旧を一体的に進められるよう予算面・制度面でしっかり対応し、切れ目なく、柔軟に支援してまいります。

301 能登半島におけるなりわいの再建

能登半島における地震や大雨の被災地域において、本格化する生活やなりわい再建を後押しし、創造的復興に向けた取組みを加速していきます。

302 学校施設・文化財の復旧

能登半島地震や豪雨等で被害を受けた学校施設の復旧や文化財の復旧を含む文化芸術の創造的復興等を全力で進めます。また、災害時の教育関係者の派遣等、災害応急対策の取組み強化を行います。

303 農林水産業の復興支援

近年の豪雨・地震等、頻発する自然災害に対し、被災した農林漁業者の一日も早い経営再開に向けて、農地の改良・再編復旧や農業用ハウスの再建等、きめ細かな支援対策を継続的かつ迅速に講じます。

304 ICT 基盤整備による復興まちづくりへの貢献

東日本大震災からの復興の進展に伴って復興まちづくりが本格化する中、住民生活や産業復興に不可欠な超高速ブロードバンド、放送の受信環境、公共施設の情報通信システム等の ICT 基盤の整備や復旧を加速化し、住民の円滑な帰還や被災地の復興を支援します。

305 能登半島地震からの復興・再生に向けた公費解体や災害廃棄物処理の推進

2024 年 1 月に発生した能登半島地震からの復興・再生に向けて、職権減失登記等を活用しながら、公費解体をはじめとする災害廃棄物処理の迅速な実施を支援します。更に、廃棄物処理施設や合併処理浄化槽の整備・更新を進め、持続可能で強靱な廃棄物処理体制を構築するとともに、公費解体を迅速・円滑に進めるための手法・体制の構築等を進めます。

金融

306 金融リテラシー向上と顧客本位の業務運営の徹底

ICT を活用した金融経済教育の充実等金融リテラシー向上のための施策を推進します。

家計が安心して金融商品を購入できる環境を整備するため、顧客に分かりやすい説明を行うなど、金融事業者のサービスが顧客本位で提供されるよう促します。

また、資産運用会社等による顧客の最善の利益に適った商品提供等を後押しします。

307 「資産運用立国」、「投資大国」の実現

「資産運用立国」政策を着実に引き継ぎ、更に発展させるとともに、これに加え、地方への投資を含め、内外からの投資を引き出す「投資大国」の実現を目指します。より幅広い層の家計における長期安定的な資産形成を促進するほか、企業の統治・経営の改革を促し、それにより、持続的・構造的な賃上げ等の人的投資や成長分野への戦略的な投資がなされるよう取り組みます。併せて、企業と家計を橋渡しする資産運用業の強化を図ります。

308 市場の魅力向上等

市場の魅力向上に向け、東証プライム・スタンダード市場の上場企業による資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取組みや、東証グロース市場が上場後も企業の成長を加速していくための場となるような中長期的な市場の機能強化に向けた取組み、投資単位が高い上場企業に対する株式分割の促進やより少額で投資できる方策の検討等を推進します。

また、金融所得課税の更なる一体化について、租税回避行為の防止策に関するこれまでの検討の成果も踏まえ、総合的に検討します。

309 コーポレートガバナンス改革の推進

収益性・成長性やサステナビリティを意識した経営を促進する等、企業と投資家の自律的な意識改革に基づくコーポレートガバナンス改革の「実践」に向けた施策を推し進め、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現します。

310 サステナビリティ情報の開示と保証の制度整備の推進と開示の充実

我が国企業の取組が適切に評価されるよう、サステナビリティ情報の開示と保証につき制度整備を進めるとともに、開示の拡大・充実を促します。また、金融機関による脱炭素に向けた企業支援を推進し、アジアにおける GX 投資を促進するほか、社会・環境的效果と成長の実現を図るインパクト投資を推進します。

311 金融におけるデジタル化対応とイノベーション加速

キャッシュレス決済の増加や、決済システムの高度化・効率化、暗号技術やブロックチェーン技術、生成 AI 等の新しいデジタル技術など、金融分野でもデジタル社会に対応した技術革新を支援するとともに、国民が安心して便利に利用できる新たな金融サービスの創出・発展を促進します。

決済システムの高度化・効率化に向けた取組みを引き続き後押しするとともに、決済の安定性確保の観点から、決済システムに接続する事業者を適切にモニタリングします。

また、金融イノベーション加速化のため、ステーブルコインの導入など、安定的かつ効率的

な資金決済に向けた民間事業者の取組みを後押しします。今後も金融機関とフィンテック企業による革新的なサービスが利用者に活用されるよう、政府、金融機関、フィンテック企業に連携を働きかけます。

更に、二次元コードを用いた納税や、電子記録債権の普及、金融機関のデジタルトランスフォーメーション(DX)の後押し等、社会全体で金融インフラのデジタル化を進めます。

312 金融庁検査と日本銀行考査の一体的運用

金融機関の負担軽減やモニタリングの高度化が要請される状況の中で、金融庁、日本銀行の限られたリソースを効果的に活用するという観点から、「最後の貸し手」としての日本銀行の独立性を尊重しつつ、金融庁検査と日本銀行考査の一体化にも近い運用による質の高いモニタリングを更に推し進めます。

313 地域活性化に向けた地域金融の機能強化

地方創生・地域活性化を推進するため、地域企業の価値向上につながる支援や、顧客の課題解決など、地域金融機関の金融仲介機能の一層の発揮と健全性・持続可能性の確保を後押しします。

特に、コロナ禍において債務が膨らんだ事業者に対しては、資金繰り支援にとどまらず、一歩先を見据えた早期の経営改善・事業再生・再チャレンジ支援を促します。

また、不動産担保・保証に依存しない、事業者の事業の実態や将来性に着目した融資を推進するため、無形資産を含む事業全体を担保とする「企業価値担保権」の活用に向けた環境整備に取り組みます。

314 CBDC

中央銀行デジタル通貨(CBDC)については、民間事業者との連携や決済システムの高度化、緊急時における民間決済システムのバックアップ等の観点から、米国や欧州などの諸外国の検討状況を踏まえつつ、丁寧に検討を行います。

まずは、制度設計の大枠の整理として、CBDCの主要論点の基本的な考え方や選択肢等を明らかにします。その後、発行の実現可能性や法制面の検討を進めます。

併せて、パイロット実験を通じ、技術面を中

心とした検討を着実に進めるとともに、ホールセール型も含めて幅広い観点から検討を進めます。

315 マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化

北朝鮮の弾道ミサイル発射やロシアによる核の恫喝など大量破壊兵器の脅威が高まっています。国際的な協調の下、核拡散等の資金源を確実に遮断し、国民の安全・安心を確保すべく、国際基準に対応するための法案の早期国会提出など、マネロンやテロリストへの資金供与、大量破壊兵器の拡散に寄与する資金の供与(拡散金融)への対策を強化します。

316 スタートアップへの資金供給の強化

スタートアップへの成長資金の供給を活性化させるため、非上場株式の発行・流通市場の規制緩和やプロ投資家制度の見直し、ベンチャーデットの拡大等に取り組みます。

317 家計の安定的な資産形成

長期・積立・分散投資の重要性を踏まえつつ、新しいNISA制度やiDeCo、個々人のライフステージに応じた資産形成の普及・促進、金融経済教育の充実を含め、家計の安定的な資産形成の支援に取り組みます。

318 保険市場の信頼の確保と健全な発展

昨今の損害保険業界における不適切事案などを踏まえ、顧客本位の業務運営や健全な競争環境を実現し、保険市場に対する信頼の確保と健全な発展に向けて取り組みます。また、保険会社及び保険代理店への監督体制を強化します。

319 自然災害による被災者等の債務整理に関する支援の促進等

令和6年能登半島地震を含む自然災害の被災者等に対し、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を活用した債務整理の支援を促進するとともに、係る周知広報を一層推進していきます。

320 投資詐欺等への対応

投資詐欺やフィッシング詐欺等、金融犯罪の多様化・巧妙化に対処するため、実効的な周知・

啓発を行うとともに、効果的な対策を講じます。

財政

321 危機に対応する財政余力の確保

数年に一度の頻度で襲ってくる危機に対して、機動的に対応できるように経済成長を実現し、財政余力を高め、財政秩序を確保していきます。

322 経済あつての財政

高齢化・人口減少といった構造的課題を乗り越えるため、「経済あつての財政」の考えに立ち、経済の持続的成長を実現して国民の将来不安を軽減し、消費や投資が更に喚起される好循環を実現します。

323 次代を見据えた財政構造改革

我が国財政は少子高齢化・人口減少といった構造的課題により受益と負担のバランスが崩れた結果債務残高が累積し、国・地方の公債等残高はGDPの2倍を超えています。

中長期にわたる財政秩序を回復し財政の体質改善を図ることで、危機発生時の財政の対応余力を確保し、国民の不安を取り除き、国民や企業が安心して消費や投資活動ができるようにしなければなりません。

そのため、引き続き、2025年度のプライマリーバランス黒字化を達成し、債務残高対GDP比を安定的に低減していくとの財政健全化目標を堅持するとともに、目安に沿った歳出改革努力を進めてまいります。

324 安全通貨「円」の信認維持に向けて

経常収支の黒字、対外資産残高、政治の安定といった日本経済のファンダメンタルズ等により信認を維持している「円」ですが、国際収支の構造変化による円買いニーズの減退、我が国の人口減少に伴う経済成長力の鈍化などによる中長期的な円安トレンドなど取り巻く環境が変化しています。

主要通貨間の相対評価の世界で、引き続き「円」が信認を維持し続けるためにも、信認の基盤である経済成長力の維持、経済財政に関する中長期的見通しと着実な対応などに取り組んでいきます。

325 経済社会の構造変化に対応した税制改革等

少子高齢化、働き方・ライフコースの多様化、デジタル化・グローバル化を背景とした新たな経済活動の拡大など、経済社会の構造変化が加速しています。このような構造変化を踏まえ、経済構造の転換・好循環を実現するとともに、応能負担の強化等による再分配機能の向上を図りつつ経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般の見直し等を進めます。

326 経済社会の構造変化に対応した個人所得課税

個人所得課税については、働き方の多様化等の経済社会の構造変化への対応や応能負担の強化による所得再分配機能の回復の観点から、これまでの改正の効果も見極めつつ、税制の在り方等の検討を行います。また、老後の生活に備えるための支援については、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制の構築に向けて取り組みます。

327 経済の好循環を生み出す法人課税の措置

法人課税については、賃上げを積極的に行い、マルチステークホルダーに配慮した経営に取り組む企業に対する税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための税制措置を講じてきました。引き続き、企業に対して賃上げや投資の拡大を促し、「成長と分配の好循環」の実現に向けて取り組んでいきます。

328 国際課税制度への対応

国際課税制度の再構築を進め、日本企業の健全な海外展開を支えるとともに、国際的な租税回避や脱税に対してより効果的に対応していきます。経済の電子化に伴う課税上の課題についても、引き続き国際的な議論を積極的にリードし、国際合意に則った制度の見直しを進めていきます。

329 地方の経済社会の変化を踏まえた安定的な地方税体系の構築

地方創生を推進するとともに、人口減少の深刻化や急速な高齢化をはじめ経済社会構造の変

化が進む中、各地方公共団体が安定的に地域のコミュニティを支える行政サービスを提供するためには、持続可能な地方税財政基盤を確立していくことが重要です。そのため、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進めます。

330 経済社会の変化を踏まえた納税環境の整備

経済社会のグローバル化や ICT 化の進展を踏まえ、適正・公平な課税の実現による、税に対する信頼の確保、社会全体のコスト削減、企業の生産性向上等の観点から、適切な所得等の把握のための環境整備、記帳水準の向上、税務手続の電子化等の促進など、制度及び執行体制の両面からの取組みを強化します。

2023 年 10 月に開始された消費税のインボイス方式について、引き続き激変緩和措置等の周知・広報や相談への的確かつ丁寧な対応を徹底していきます。更に、インボイスに関連して小規模事業者が一方的に不当な値引きなどを求められないよう、引き続き、独禁法や下請法といった関係法令に基づいて適切に対処していきます。

また、マイナンバーを用いた年金をはじめとする社会保障サービスの向上や所得課税の更なる適正化を図ります。税分野においては、マイナポータルを通じて必要なデータを入手した上、確定申告データに自動で入力できる仕組み（マイナポータル連携）について、対象となるデータの範囲を拡大していきます。そのほか、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の更なる利便性の向上やキャッシュレス納付の推進等により、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会の実現を目指します。

民間人となった日本年金機構の職員が行っている年金保険料の徴収業務を公務員である国税庁の職員が行う、いわゆる歳入庁構想には反対です。

331 財政の単年度主義の弊害の是正

企業に長期的視点を求めることと同様、政府も、科学技術の振興、インフラ整備や経済安全保障などの国家課題に長期的・計画的に取り組めます。

332 財政投融资の積極的活用

民間投資を喚起しながら成長型経済を実現するため、財政投融资を積極的に活用します。

333 ロシアに対する制裁措置

ロシアのウクライナへの侵略は、欧州のみならず、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす暴挙です。この力による一方的な現状変更に毅然と対抗するため、国際社会と連携してロシアに対する厳しい制裁措置を採るとともに、その実施体制を強化します。

334 国際機関を通じた低所得国支援

自然災害やそれに伴う食料不安、極度の貧困、債務危機等の複合的な問題を抱えている低所得国に対する支援の重要性を認識し、国際開発協会の増資（IDA21）に向け、我が国が引き続き責任ある貢献をしていきます。

335 訪日観光客数の更なる増加を見据えた体制強化

訪日観光客数の更なる増加を見据え、安全・安心を確保しつつ円滑な出入国が行えるよう、CIQ 関連行政の体制強化に取り組みます。

こども・子育て

336 未来を担うこどもの安心の確保のための環境づくり

こども政策の司令塔として「こども家庭庁」が 2023 年 4 月に創設されたところであり、引き続き、こども政策を推進する体制の強化を図り、常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組・政策が我が国社会の真ん中に据えられる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、2023 年に閣議決定された「こども大綱」「はじめの 100 か月の育ちビジョン」「こどもの居場所づくりに関する指針」等に基づき取り組みます。子供の貧困、児童虐待、障害、重大ないじめなど子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子供の権利を保障し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、就学時等に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携、

子供の安全・安心の確保、関係部局横断的かつ現場に至るまでのデータ・統計の充実・活用等を行い、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないよう取り組んでいきます。

337 総合的な少子化対策の推進

2023年の出生数は72万7000人であり少子化は想定より大幅に早まっており、国として重大な危機を迎えています。少子化の克服は最優先の国家的課題です。

「こども未来戦略」においては、賃上げや三位一体の労働市場改革など、若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組むとともに、3.6兆円規模のこども・子育て支援の抜本的強化策を盛り込んだ「加速化プラン」を着実に実施し、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会を目指します。また、この財源として、改革工程に基づく徹底した歳出改革等を進めるとともに、実質的な負担を生じさせずに2026年度からこども・子育て支援金制度を導入し、必要な環境整備等を進めます。若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、子供を産み育てたいと望んだ場合に、その希望が叶うよう出会いの機会創出や結婚新生活への経済的支援などの結婚支援、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成のほか、地域における新たな女性雇用の創出に向けた取組みを進めます。

また、コロナ禍における子育て世帯や妊産婦への支援として、子育て世帯生活支援特別給付金は、2022年に出産し収入要件を満たす世帯にも支給されるようにします。

出産費用の負担軽減をはじめとした妊娠から産後までの経済的負担の軽減、性や妊娠に関する正しい知識の普及啓発・健康管理（プレコンセプションケア）の普及、地域産科体制の充実、産後ケア事業や産前・産後サポートの充実、不妊治療の活用を進めます。

育児休業給付について男女ともに実質10割となる水準を確保できるよう改正雇用保険法の施行を進めるとともに、男性の育児休業取得の促進、働き方改革を推進します。

地域に根差した身近な施設である認定こども園・保育所等で、親の就業形態・就業の有無にかかわらず多様な支援として、子育て家庭の交流や相談支援、一時預かりや病児保育、ファミリ

ーサポートの申込み・マッチングなどの一体的提供を行っていきます。

多子世帯への支援として、更なる財源を確保した上で、三子以上の多子世帯の教育費の負担軽減、住宅支援等の充実について検討してまいります。

338 全ての妊産婦、全ての子育て世帯への支援の拡充

将来の子供たちに負担を先送りすることのないよう、安定的な財源を確保しつつ、全ての妊産婦、全ての子育て世帯への支援を拡充します。これまでも「3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化」や、「高校授業料の実質無償化」が実現したところですが、更に財源を確保して、「保育の質の向上」「病児保育の拡充」「児童手当の強化」を目指します。また、2024年に成立したこども・子育て支援法等の一部改正法により創設された、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）について、施行に向けた準備を進めます。

339 妊娠から子育てまで切れ目のない家族支援

次代を担う子供たちを育てる少子化対策は、日本経済と社会保障全体の基盤であることから、2018年に成立した「成育基本法」に基づく取組みを推進するとともに、次のような妊娠から子育てまで切れ目のない支援を進めます。

- ・妊娠や不妊に関する知識の普及啓発
- ・性と健康の相談センターでの相談支援
- ・プレコンセプションケアの推進、仕事との両立支援等の不妊に悩む方に対する支援の充実
- ・出産費用の負担軽減
- ・産後の母親に対するケアの充実や、新生児から3歳まで発達段階に応じた訪問育児支援の充実
- ・入院中の子供の家族の環境整備の取組等の充実
- ・3歳から5歳まで全ての子供たちの幼稚園、保育園等の無償化、0歳から2歳児も所得の低い世帯の無償化の着実な実施
- ・病児・病後児保育や一時預かり保育、地域子育て支援センター拠点などへの支援の拡充
- ・ベビーシッター・家政士の利用の支援
- ・子供の発育に影響を及ぼす感染症の予防啓発

の充実や小児医療の充実など乳幼児の命を守る仕組みの構築

- ・ヤングケアラーへの支援の強化

その他にも、

- ・パパママ教室を充実し、出産前に命の大切さや成長発達を学ぶ機会の提供
- ・男性の育児休業の取得促進など、男女ともに仕事と育児の両立がしやすい職場環境の整備の促進
- ・経済的に様々な困難を抱えているひとり親家庭への支援
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ・マザーズハローワークにおいて求職者の希望やニーズに応じたマッチングを行うなど、子育て中の女性等の再就職を積極的に支援などにより子育て支援を充実します。

340 切れ目のない家族支援の体制整備

どの地域であっても安心して子育て支援を受けることができるよう、必要な体制整備を進めていきます。

- ・全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の整備と子育てに困難を抱える家庭に対する家庭支援事業の充実
- ・小学生のお子さんの保護者が安心して働けるよう、放課後児童クラブにおいて、「場所」と「人」の確保に向けた自治体への支援等を通じた待機児童縮減や、全ての子供が放課後を安全・安心に過ごすための多様な居場所づくりの推進等
- ・小児がんや難病等の重い病気を抱えたこどもと家族を支援する「こどもホスピス」の全国普及に向けた取組の推進
- ・居住地で出産できるよう産科医療機関の確保を支援し、周産期医療ネットワークを整備・充実するなど出産環境の整備
- ・妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費の支援
- ・小児の救急医療体制の整備・拡充
- ・乳幼児健診等を充実し、難聴、弱視、発達障害などを早期に発見できる体制の整備
- ・発達障害児・医療的ケア児を含む全ての障害のあるこどもと家族への支援体制の整備や、

インクルージョンの推進

341 男性の育児休業取得の促進

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充などを内容とする改正育児・介護休業法が2025年4月から段階的に施行されることを踏まえ、改正内容の確実な履行の確保や両立支援に取り組む中小企業に対する両立支援等助成金の拡充等を通じて、男性の育児休業取得率（2023年度：30.1%）を2025年までに50%とする目標の達成に向けて取組みを強力に推進します。

342 質の高い保育提供体制の確保

できるだけ早く待機児童を解消し、女性の就業率の上昇に対応するとともに、人員配置の改善、地域の特性に応じた支援、保育という仕事の魅力向上や処遇の改善を通じた保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用を柱とした取組みを推進し、保育を必要とする全ての子供たちが質の高い保育を受けられるようにします。

また、人口減少地域における保育提供体制づくり、保育所による地域の子育て支援、わいせつ行為を行った保育士の再登録の厳格化について引き続き改正児童福祉法等に基づき取組みを進めていきます。

343 ひとり親の支援

ひとり親に対する職業訓練の支援について、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の支援拡充の継続的实施など、中長期的な自立につながる支援策の強化を図ります。

離婚の際に養育費を支払うのは当然のことであるという意識改革を強力に進めます。また、養育費受領率に関する目標の達成に向けて、養育費の取決めや履行確保が進むよう取り組んでまいります。養育費の取立てに係る裁判等の費用の負担軽減を図るための方策の拡充、回収等についての公的支援の導入を検討します。

344 IT利活用による子育て支援の推進

マイナポータルを活用した子育て関係手続の検索・オンライン申請を提供する「子育てワンストップサービス」について、オンライン申請に対応した子育て関係手続のサービスメニューや利用可能なスマートフォン機種を拡充すると

ともに、地方公共団体への普及と利活用を更に推進し、子育て世代の負担を軽減します。

保育分野における DX について、保育現場における ICT 環境整備の推進、保育業務のワンストップ実現に向けた基盤整備、保活ワンストップシステムの全国展開等に取り組みます。あわせて、放課後児童クラブの DX も進めていきます。

また、母子保健分野における DX について、母子保健情報を住民、医療機関、自治体の間で迅速に共有・活用するための情報連携基盤を活用した健診や、電子版母子健康手帳の普及等を進めていきます。

345 児童虐待の早期発見のため、地域や社会による取り組みの一層の加速化

無料化が実現した児童相談所全国共通ダイヤル 189 番の活用促進と利便性向上を図るとともに、SNS を活用した相談体制の構築に取り組みます。

また、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン等に基づく児童相談所の職員の増員や、育成・定着支援、専門人材の活用促進、児童相談所と警察・検察による司法面接の推進をはじめとした関係機関との連携強化等により児童相談所の体制を強化するとともに、中核市・特別区による児童相談所の設置に対する支援、一時保護所の環境改善や受け皿確保、職員体制の強化など児童相談所がきめ細かく対応できる体制整備を進めます。加えて、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進や一時保護開始時の司法審査の円滑な導入を行うとともに、児童相談所における業務支援に資する AI 活用の推進や DV 施策との連携強化、支援を必要とする妊婦への支援の強化などにより児童虐待について迅速・的確な対応を行うなど児童虐待対応を抜本的に強化します。更に体罰によらない子育てを推進するなど子供の育ちを守り、虐待を防ぐための啓発活動を積極的に展開するとともに、こども食堂など民間団体と連携した子供の見守り体制の強化を進めます。意見表明等支援事業などにより子供の意見表明を支援し、子供の権利擁護を推進します。

346 虐待された子供たちにあたたかな支援を

児童養護施設等で育った子供たちの自立を可

能にするために、18 歳以降の方を含め、住まいの確保や進学・就職の支援を充実させるとともに、子供たちが家庭的な雰囲気の中で生活し、多世代間の交流や地域交流ができるよう、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進するなど、社会的養育の充実・強化に取り組みます。また、専門的な職員の増員や配置基準の引上げなどを通じ、児童一人ひとりにきめ細かな対応ができるように取り組みます。

更に、里親家庭等への支援を拡充し、里親を開拓するなど、里親やファミリーホームへの委託や特別養子縁組を推進し、虐待した親や虐待された子供たちが再び笑顔を取り戻せるよう支援策を拡充します。

347 子供たちの夢を徹底的に支援するための教育費負担の軽減

家庭の経済状況にかかわらず、次代を担う全ての子供たちが共通のスタートラインに立ち、誰にでもチャンスがある社会を実現するため、各学校段階で教育費負担の軽減のための取り組みを強化します。小学校就学前段階においては幼児教育・保育の無償化を着実に実施します。義務教育段階においても、就学援助に加え、家庭の経済状況に左右されることなく、国公立を通じた、子供たちの意欲や能力に応じた学校選択が可能となるよう、私立小中学校児童生徒への授業料負担の軽減などに取り組みます。高等学校段階については、2020 年 4 月から、高等学校等就学支援金を拡充し、年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現するとともに、授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金の充実を図っていきます。

また、高校等専攻科について、実態を踏まえた教育費支援の在り方を検討します。

高等教育段階においては、国公立大学などの授業料免除を充実するとともに、大学等奨学金事業における「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」を導入しました。更に、専門学校生も含め、新たな修学支援制度に基づき授業料減免や給付型奨学金を着実に実施するとともに、「J-HECS」を検討します。また、博士課程学生へのフェローシップ、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・ア

シスタントの充実など経済支援を検討し、学生全員が安心して学べる環境を整備します。

348 こども性暴力防止法の円滑な施行に向けた取組等の推進

こどもに対する性暴力は、こどもの権利を著しく侵害する極めて悪質な行為です。かけがえないこどもたちの尊厳と心身の安全を守るため、「こども性暴力防止法」が円滑かつ着実に施行されるよう、必要なガイドライン等の整備、システム構築、執行体制の確保等に取り組むとともに、併せて「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」を推進します。

社会保障

349 公的価格の在り方の見直し

職種毎に仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保されるかという観点から、引き続き、看護、介護、保育、幼児教育などの分野において、処遇改善に取り組めます。

350 全世代型社会保障の構築

成長と分配の好循環を実現するため、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心となっているこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で安心できる持続可能な「全世代型社会保障」の構築に向け、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」に基づき、計画的に取組みを進めます。

社会保障制度の担い手を確保するとともに、男女が希望通り働ける社会をつくる「未来への投資」として、出産育児にかかわる不安を解消し、仕事と子育てを両立できる環境整備を更に進めます。

また、働き方の多様化が進む中で、「勤労者皆保険」の実現に向けた取組みを進め、働き方に中立的な社会保障制度を構築していきます。

公定価格により運営される医療・介護・福祉分野について、地域医療・介護等の基盤を守る観点から、物価上昇に対応することにより、経済全体の賃上げの底上げを図ります。

351 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立・着実な運営

若者の給付水準の確保等を図るための制度改革に取り組み、若者も高齢者も安心できる持続可能な年金制度を確立します。

2020年に成立した年金改正法により、2022年10月から101人以上、2024年10月から51人以上の企業で働く短時間労働者にも、被用者保険が適用され、保障が充実されることになりました。更なる適用拡大に向けて、引き続き検討を進めます。

「年収の壁」を見直し、働き方に中立な社会保険制度とします。被用者として手厚い給付を受けられる方を増やし、高齢者が働きやすい仕組みとするとともに、基礎年金の受給水準の確保を図るなど、将来に渡る安心を更に強化します。

企業年金・個人年金については、2020年に成立した年金改正法により加入可能年齢を引き上げるとともに、拠出限度額の見直しを行いました。iDeCoの加入可能年齢や拠出限度額の引上げに向けて、引き続き検討を進めます。

年金積立金の運用は、2001年の自主運用開始以来、2024年度第1四半期までで約162.8兆円の黒字となっています。更に安全かつ効率的に運用するため、積立金の運用を専門的に行っている法人（GPIF）の組織体制を強化します。

352 国民皆保険の堅持

少子高齢社会に対応し、国民皆保険を安定的に将来世代に引き継ぎます。人生100年時代を迎えるにあたり、全ての世代が公平に支え合う医療保険制度に向けて取組みを進めます。

後発医薬品やOTC医薬品の適切な使用拡大を図り、保険料負担をはじめ国民負担の増大を抑制します。高額薬剤については、国民負担の適正化とイノベーションの促進の両立が図られるよう取り組めます。

2018年度より都道府県単位化した国民健康保険制度については、引き続き、効果的・効率的な財政支援を実施し、運営の安定化、保険者機能の強化を図っていきます。

高齢者医療制度は現行制度を基本としつつ、世代間の公平性や制度の持続性の観点から、高齢者医療費の負担の在り方を検討するとともに、拠出金の負担が過重なものとならないようにす

るための健保組合への財政支援、協会けんぽへの国庫補助の継続による財政安定化などにより、国民皆保険制度を守ります。

患者の利益に適う最先端の医療技術や医薬品、医療機器等が早く使用できるように、評価療養や患者申出療養によって、患者の安全に配慮しつつ、患者の選択肢を拡大します。

健診を積極的に受診した場合の受診者本人へのインセンティブ付与などの誘導策の導入、特定健診・特定保健指導の推進等により、健康寿命の延伸や、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進します。

353 地域における必要かつ質の高い医療の確保

国民が住み慣れた地域において必要な時に質の高い医療が受けられるように、次の施策を実施し、地域において必要な医療を確保します。

- ・地域枠を活用しながら必要な医学部定員の適正化を図るとともに、国民皆保険を堅持するための早急な医師偏在是正を推進
- ・地域医療構想の取組みを推進するため、地域医療介護総合確保基金などの財源の充実を図るとともに、2040年頃を見据え、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少に対応できるよう、新たな地域医療構想を策定
- ・地域に密着し、入院機能とかかりつけ医機能を担う中小病院や有床診療所の充実策を講ずる
- ・2024年度からの医師の時間外労働上限規制の適用後における医師の働き方改革の実効的な支援策の推進
- ・地域医療を支える大学病院等の医師派遣機能を評価する仕組みの導入
- ・臨床研修医制度の見直し
- ・女性医師をはじめとする子育て世代の医療従事者の働きやすい環境の整備
- ・診療所(有床診療所を含む)の機能の強化・充実
- ・地域に密着した中小病院と大病院との外来機能の分化
- ・かかりつけ医機能を発揮するための制度整備
- ・医療機関薬剤師の充実・強化
- ・地域に定着する看護職員等の養成の充実
- ・医療人材を活用したチーム医療の推進
- ・産業医と精神科医等との連携を含め産業保健

活動総合支援事業の充実・強化等

- ・医用テレメーターの電波遮蔽・混信の解消支援
- ・地域連携ネットワーク経費への支援
- ・適切なオンライン診療のより一層の推進

354 国民が安心できる持続可能な医療の実現

人生の最終段階において、自らが望む生を全うするために、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づいた取組みを普及するとともに、介護施設や在宅サービスを含め、自らの意向を踏まえた看取りを可能とする体制を整備します。

地域医療の中核的な役割を担う公立・公的病院については、産科、小児科、救急部門における医療、感染症対応などの重要な役割を担う医療機関として、地域の民間医療機関との適切な役割分担・連携を図るとともに、持続的な病院経営を目指して経営効率化等を進めるほか、民間病院も含め、適切な財政支援を行います。

地域医療の連携を推進する医療法人制度の適切かつ円滑な施行を進めます。

全国どこでも救急患者が医療機関に確実に受け入れられる救急医療体制づくりやドクターカーやドクターヘリ及びメディカルジェット(メディカルウイング)の体制の整備を行い、救命率の向上を目指します。

「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」の施行も踏まえ、災害時の医療の充実を図ります。また、DMAT活動と日本医師会災害医療チーム(JMAT)等との連携強化を推進します。

入院患者の安全をしっかりと守るために、とりわけ中小病院・有床診療所の防火設備(スプリンクラー設備、火災通報装置等)の整備を更に推進します。

355 医療DXの推進

「医療DX 令和ビジョン2030」の実現に向けて、日本の医療分野の情報の在り方を根本から解決するため、「全国医療情報プラットフォーム」の創設、電子カルテ情報の標準化(全医療機関への普及)、「診療報酬改定DX」の3つの取組みを同時並行で進めます。また、電子処方箋について、更なる全国的な普及拡大を図ります。更に、医療DXを推進する鍵となるマイナンバーカ

ードの健康保険証利用の促進を図るとともに、当面、デジタルとアナログの併用を含めて様々な対応を丁寧に講じます。

これにより、患者・国民、医療関係者、電子カルテ等のシステムベンダのそれぞれがメリットを享受できるようになります。

具体的には、患者・国民にとっては、診療の質の向上、重複検査・投薬の回避、自身の健康維持・増進への活用（1次利用）のほか、治療の最適化やAI医療等の新技術開発、創薬、新たな医療機器の開発等（2次利用）、システム費用の低減を通じた医療保険の制度運営にかかる国民負担の抑制といったメリットを享受できます。

また、医療関係者にとっては、患者情報の共有や新技術開発による医療サービスの向上、電子カルテにかかる費用の低減、電子カルテ未導入機関への導入契機といったメリットを享受できます。

更に、システムベンダにとっては、医療機関ごとのカスタマイズ対応が減り、SEの業務環境の改善・参入障壁の解消を図りつつ、社会的に意義ある医療サービスの高度化に向けて競争するという構造改革の実現といったメリットを享受できます。このほか、調剤録等の薬局情報のDX・標準化の検討も進めます。

多くの関係者の納得と協力を得つつ、実現に向けた強固なガバナンス体制を構築した上で、行政のみならず、医療界、医学界、産業界が一丸となって不退転の決意で取り組んでいくとともに、医療DXを推進し、医療の効果的・効率的な提供を進めるための必要な法整備を進めます。

356 健康医療データの活用促進

「人生100年時代」に向け、国民が自身のライフコースを通して健康状態を確認し維持管理できる基盤として、健康医療ビッグデータの構築に向けた取組みを推進します。また、行政・保険者・研究者・民間等におけるデータ利活用を促進し、自身の健康管理、予防先制医療、医薬品開発等の取組みを推進します。そのために、電子カルテ情報も含めた標準化や公費負担医療の情報連携基盤の推進のほか、被保険者番号の使用などにより各データ基盤の連結など関係機関間の相互運用性、倫理、個人情報も含めたデータセキュリティ、システムの国際連携、必要となる法改正も含めて総合的に検討の上、世界最

高水準の医療情報プラットフォームを速やかに構築します。医薬品・医療機器・再生医療等製品の研究・開発には目的別に必要なデータが異なることを踏まえ、目的に沿った質・量・項目が揃った医療データベースの構築と薬事申請目的の利用を含めた二次利用が可能となる環境整備を進めます。医薬品・医療機器等の新たな医療技術の研究・開発に資するマルチオミクスデータの解析を進め、臨床情報と結び付けた情報基盤の整備と利活用について、ガイドライン・法整備も含めて推進します。

また、健康医療データを扱う専門的人材の育成を行います。

357 データヘルス改革とゲノム医療の推進

健康・医療・介護に関するデータ利活用基盤の構築を軸に、ゲノム医療・AI等の最先端技術の活用、科学的介護の推進、保険者機能の強化等、データヘルス改革を工程表に則り戦略的、一体的に推進していきます。

がん・難病等のゲノム医療について、全ゲノム解析等実行計画を着実に推進し、研究・創薬などに向けた活用を進め、革新的な医薬品・医療機器等の開発体制や新たな個別化医療等を患者に届けるための体制を整備し、より早期の患者還元を実現します。

358 再生医療を国民が迅速かつ安全に受けるための総合的施策の推進

世界初のiPS細胞を用いた臨床研究が行われるなど、我が国の再生医療は実用化に向けて着実に進歩しています。「再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト」や「先駆的再生医療等製品審査指定制度」をはじめとした、再生医療の研究開発から実用化までの施策を世界に先駆けて総合的に推進するとともに、遺伝子治療やオルガノイド（ミニ臓器）等の革新的な関連先端技術の実用化やこれらの技術の製品化に向けた国内製造基盤の強化、人材育成を含め、国民が受ける医療の質及び保健衛生の向上のための取組みを進めていきます。

359 がん対策の充実

がん対策推進基本計画に基づき、がん検診の受診率向上、がん診療連携拠点病院を中心とした医療提供体制の均てん化と役割分担を踏まえ

た集約化、手術療法・放射線療法・薬物療法の更なる充実やがんゲノム医療の推進、がんと診断された時からの緩和ケアの推進、小児・AYA 世代や高齢者等のライフステージに応じたがん対策の充実、がん診療連携拠点病院とハローワークの連携による就労支援、がん研究 10 年戦略（第 5 次）の推進、がん登録の利活用の推進など、患者・国民の立場に立ったがん対策を総合的かつ計画的に推進します。

360 「脳卒中」「心臓病」などの循環器病対策の充実

日本の三大疾病となっている「心臓病」（心筋梗塞、心臓弁膜症など）や「脳卒中」（脳梗塞、クモ膜下出血など）等の克服に向けて、「脳卒中・循環器病対策基本法」に基づく「循環器病対策推進基本計画」を踏まえ、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実、循環器病の研究等を推進します。

361 難病・小児慢性特定疾病対策の充実

難病・小児慢性特定疾病については、「難病の患者に対する医療等に関する法律」等に基づき、医療費助成の対象疾病を追加するなど、拡充を図ってきました。引き続き、医療費助成による患者の負担軽減を図るほか、地域の実情に応じた医療提供体制の構築、相談支援体制や療育環境の整備、就労支援、自立支援事業を実施するとともに、新薬の開発支援や医薬品の適用拡大により難病や小児慢性特定疾病の治療方法の早期確立に向けた研究開発を進めるなど、医療・福祉・就労・研究等の総合的な対策を充実します。

362 ヒト T 細胞白血病ウイルス・結核・腎疾患対策などの推進

ヒト T 細胞白血病ウイルスについて、全国一律の妊婦健診での抗体検査実施により母子感染を予防します。成人 T 細胞白血病、HAM の感染者・患者に対する診療体制の整備等を進め、これらの疾患に罹患されている方々に対する相談支援等に努めます。

結核は年間約 1 万人の新規患者が発生するなど、依然として我が国の主要な感染症であり、確実な治療の実施等、総合的な結核対策を推進

します。

腎疾患対策について、糖尿病性腎症の重症化予防対策や、慢性腎臓病患者が腎不全・透析治療に移行しないため早期に発見・判断し、適切な治療を早期から実施・継続すること等の普及啓発、医療提供体制の整備等を促進し、慢性腎臓病の原因究明の研究を推進します。また、透析患者等が安心して治療を受け生活できる環境及び体制の整備に努めます。

議員立法の「アレルギー疾患対策基本法」に基づく「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」に沿って、発症及び重症化の予防と症状の軽減、医療の均てん化の促進、生活の質向上、研究の推進等、アレルギー疾患対策を総合的に推進します。

「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」にある 6 つの分野（分野 1：普及啓発・教育、分野 2：動向調査・監視、分野 3：感染予防・管理、分野 4：抗微生物剤の適正使用、分野 5：研究開発・創薬、分野 6：国際協力）の総合的な薬剤耐性対策を推進します。

363 肝炎対策の推進

2018 年 12 月より開始している、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進する事業について、患者の方からの要望を踏まえ、2024 年 4 月から要件を緩和しました。更に、対象となる患者が支援を受けられるよう、事業の周知を図ります。また、B 型・C 型肝炎訴訟は各々の合意に則り、B 型肝炎については、給付金の請求期限を 2027 年 3 月末まで、C 型肝炎については、給付金の請求期限を 2028 年 1 月 17 日まで延長しており、引き続き完全解決に向け努力します。

364 臓器移植の推進

移植を希望されている方々に臓器移植の機会を提供できるよう、臓器提供施設、臓器あっせん機関、移植実施施設の課題解決を進めます。

365 在宅医療の推進

「在宅医療」を推進し、子供から高齢者まで全ての世代の通院困難な人々が自宅や施設で必要な医療が受けられ、自分らしい暮らしができるようにします。

366 感染症対策の充実・強化

ヒトやモノの移動の国際化の進展等により、新しい感染症が我が国で発生するおそれが高まっています。新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、司令塔機能の強化等を図るため内閣感染症危機管理統括庁が設置されたところであり、全面改定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、保健医療体制の確保、感染症対策に係る人材育成・研究開発・感染症インテリジェンスの推進、国立健康危機管理研究機構（JIHS）による科学的知見の提供体制の強化、医療 DX の推進等、次のパンデミックを見据えた感染症危機管理体制を整備し、今後も我が国の感染症対策の強化を図ることで、国民の安全を確保してまいります。

鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症の発生予防やまん延防止、薬剤耐性菌対策などの危機管理体制の構築をはじめ、関係省庁や地方行政、大学、研究機関、医療関係団体等の関係機関の連携により、人と動物の健康と環境保全を一体的に守るワンヘルスアプローチを推進します。

現在、アフリカの国々等で感染が急増しているエムボックスについては、国内外の感染動向を注視するとともに、国内においてすでに整備されている検査体制及び患者の受入体制の維持や、エムボックスに関する正確な情報を迅速に提供する等、必要な対応を講じてまいります。

エボラ出血熱については、国民を感染から守るため、今後も検疫体制を強化するほか、海外渡航者への適時適切な情報提供を行ってまいります。また、今後万一、国内で発生した場合にも、国民に正しい理解に基づいて適切な行動をしていただけるよう、引き続き、エボラ出血熱に関する正確な情報を迅速に提供してまいります。

更に、エボラ出血熱等の国際的に脅威となる感染症が国内で発生した場合に備え、万全の検査体制を整備する観点から、BSL4 施設を有する国立感染症研究所（2025 年 4 月以降は JIHS）を中心とした危険性の高い病原体等の検査体制の強化を進めてまいります。

367 感染症に対する国産ワクチン・治療薬・検査薬開発の強化及びワクチン施策の推進

新型コロナウイルス感染症とその変異株や、公衆衛生危機に至る可能性のある感染症を含む

新興・再興感染症、薬剤耐性への対応を強化するため、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」

（2021 年 6 月閣議決定）に基づき、将来のパンデミックにも備え、国産ワクチンの産学官による研究開発力、治験環境、製造段階を含めた企業における創薬力など開発・生産体制を抜本的に強化するほか、現に我が国に存在する疾病負荷が高い感染症を対象とした、国産ワクチンを含む公衆衛生上必要性の高いワクチンの開発支援、国産治療薬・検査薬の研究開発・実用化の加速に向けた支援に取り組みます。併せて、新型インフルエンザ等の発生時においては、国内でのワクチン確保を原則としますが、国民に必要なワクチンを確保できるよう、状況に応じて、輸入ワクチンについて契約締結等の所要の対応を行います。

ワクチンで予防できる病気はワクチンで積極的に対応するとの方針のもと、予防接種基本計画に基づき、公衆衛生の観点に立って、予防接種事務の効率化を図るとともに、疾病負荷や費用対効果などを踏まえた定期接種化の推進、ワクチンの研究開発の促進、スタートアップの育成、生産・供給体制の整備、充実、カルタヘナ、国家検定等の法制度の見直し、整備等を行います。

予防接種に係る国民の利便性向上、自治体や医療機関の事務負担の軽減を図るため、予防接種事務全体のデジタル化に取り組むとともに、予防接種の有効性・安全性に関する調査のため予防接種の実施状況、副反応に係る匿名データベースを整備します。

また、日本の研究開発基盤を整備し、収益や投資回収が確保し難いワクチンについてプッシュ型インセンティブに加え、プル型インセンティブの充実強化により事業性を改善し、産業力を強化することにも併せて取り組みます。

現在検討が進められている帯状疱疹や RS ウイルス、肺炎球菌等について、定期接種化及びプロセスの効率化を実現します。

国民のワクチンへの理解を深めるためには、科学的に正しい情報をリスクも含めて分かり易く伝えていくことが重要です。引き続き情報収集を行った上で、専門家による定期的な分析・評価、積極的な情報発信に努めます。

368 医療事故調査制度の実施

医療の安全を確保するためには、医療事故の再発防止を行うことが重要です。このため、引き続き医療事故調査制度の円滑な実施を図ります。また、この制度の実施状況を踏まえて見直しを検討します。

369 外国人患者の受入体制の整備

地域医療に支障を来さず、かつ、外国人患者が、安全・安心に日本の医療サービスを受けられるよう、外国人患者受入れに関し医療機関が利用できる一元的な問い合わせ先（ワンストップ窓口等）の更なる拡充、医療通訳等の配置等、地域の医療関係者等の参画も得て、医療機関における外国人患者受入れ体制の充実を図るとともに、外国人旅行者が医療機関に関する情報をスムーズに得るための仕組みづくりを行います。

370 医療の国際展開の推進

我が国の医薬品・医療機器や医療サービスの国際展開に向けて、他国における医師・看護師等の人材育成、公的医療保険制度整備の支援、民間保険の活用促進、医療技術・サービス拠点整備などの医療関連事業の展開を図るとともに、国際共同臨床研究・治験の推進、日本で承認された医薬品・医療機器について相手国での許認可手続の簡素化等の取組みをより推進します。

また、「アジア健康構想」、「アフリカ健康構想」及び「グローバルヘルス戦略」を一体的に推進し、アジア・アフリカ市場において、国際機関等との連携強化を通じた日本の医薬品・医療機器の調達推進や、インパクト投資などグローバルヘルス分野への民間資金の呼び込み等を進めるとともに、低中所得国のUHC達成に向けた支援を行う拠点となるUHCナレッジハブの創設のための準備を進めます。

371 精神保健医療福祉の推進

国民の精神保健医療福祉の一層の推進と質の向上を推進します。

特に精神科救急医療、依存症、うつ病、身体合併症、児童思春期、発達障害、高次脳機能障害、認知症など精神科医療に対する新たな社会的ニーズの広がりや深刻化に対応して、精神科医療への適切な評価、精神疾患に対する正しい知識の普及や早期発見・早期治療の促進を図るため

の啓発運動、教育機関や職場などにおけるメンタルヘルス教育、診断法・治療法等に関する研究の推進を支援します。

精神障害者の方々が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

また、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策の更なる推進・強化を図るため、依存症専門医療機関の整備や相談支援体制の強化、自助グループ等民間団体への支援を充実してまいります。

372 認知症施策の推進

共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の実現に向け、認知症の人や家族等の意向を十分に踏まえつつ、国・地方が一体となって、総合的かつ計画的に認知症施策を推進します。

このため、認知症への社会の理解を深めるための広報・啓発の実施や「日本認知症官民協議会」を通じた認知症バリアフリーの取組みを推進します。

また、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を整備するとともに、認知症の人本人によるピア活動の促進や、認知症カフェなどの認知症の人本人が集う取組の普及、認知症地域支援推進員による相談対応や社会参加活動の体制整備等を進めます。

更に、認知症疾患医療センターを全国に設置し運営を支援することにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図るとともに、抗アミロイドβ抗体薬等に関する相談支援体制を整備します。

373 看護職の確保及び処遇改善の推進

看護職の確保対策を推進し、看護職が働き続けられるよう勤務環境を改善する仕組みを着実に普及・推進するとともに、ナースセンターによる無料職業紹介事業を強化し潜在看護職の再就職支援を推進します。また、看護職の処遇改

善を推進するほか、在宅医療の充実、地域包括ケアの推進の観点から、訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護の充実に向け、事業所の整備等を図ります。

また、医療機関等における ICT 機器を活用した看護業務の効率化を支援し、看護 DX を強力に推進します。特に、医師の確保が困難なへき地・離島等においては、ICT を活用した訪問看護の推進、特定行為研修を修了した看護職を活用したタスクシフト／シェアによる地域の診療機能の維持を図ります。看護職の資質の向上を図るとともに、看護職がその専門性にに基づき判断し、より高度な実践を行うことができるようにし、地域の人々への安心・安全な医療の提供を推進します。

また、マイナンバーを活用した看護職資格の活用基盤を強化し、就業支援や資質の維持・向上、キャリア構築支援を推進します。

その他、災害に備え、災害支援ナースの養成や、災害支援ナース派遣協定の締結の促進に務めます。

374 国民歯科医療の充実・発展

唾液の飛散等による感染リスクが高い歯科医療において、新たな感染症対策も踏まえ、更なる安全・安心な診療体制を構築するための具体的な措置を講じます。

超高齢社会における歯科口腔の疾病構造の変化に対応し、健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進として、成人期以降の歯科健診の機会の拡大など、国民の生涯を通じた歯科健診の充実（国民皆歯科健診）を図ります。

適切な歯科医療の提供ができるよう、初再診療料や技術料の適正な評価を行います。また、歯科衛生士、歯科技工士の待遇改善に向けた措置を行います。

地域医療介護総合確保基金事業の充実と歯科医療に対する活用の促進等により、在宅歯科医療の推進や人材育成を図るとともに、認知症対策や誤嚥性肺炎の防止など生きる力を支える生活の医療を拡充させます。

病院における歯科医師の配置が進むよう、地域医療に配慮しつつ適切な医科歯科連携を拡充し、歯科医療提供体制の構築を目指します。

介護予防における口腔機能の向上を図るための取組みを推進します。また、協力歯科医の業

務の明確化や入院患者や要介護者に対する口腔管理を推進し、歯科における ICT の活用を推進します。

国民のニーズに合致した新しい歯科医療技術、歯科医療器材・機器の研究開発の推進と保険収載を促進し、人生 100 年時代に相応しい歯科医療の提供を目指します。

安定的で質の高い歯科医療を提供するため、養成機関への支援や就業支援を強化するなど歯科衛生士や歯科技工士の人材確保を進めます。

災害時において、歯科保健医療支援を担うチーム（JDAT（日本災害歯科支援チーム））に所属する歯科医療関係者等を養成するための研修会等の充実を通じて、災害時の歯科医療救護及び歯科支援活動に資する人材を確保し、避難所等で歯科保健医療活動を行うための機材・車両等の整備を含め必要な体制整備を進めます。

スポーツマウスガードの普及を促進し、選手、スタッフへの活動支援を通じ、国民の安全なスポーツ活動の充実に努めます。

375 薬局・医療機関の薬剤師の職能、役割の拡充と積極的活用

国民医療の向上と健康づくり推進のため、かかりつけ薬剤師・薬局の充実・強化を図るとともに、社会から求められる薬局としての基本的な役割を果たすための機能を有した薬局を基本として、地域包括ケアシステムの中で在宅医療への対応やがん等の専門的対応が可能な薬局（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）や地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する健康サポート薬局を普及することにより、患者や地域住民が安心して医薬品を使うことができる環境を整備します。また、地域の医薬品供給拠点としての機能を充実し、対物業務を基盤とした上で対人中心の業務へシフトすることにより、薬物療法や健康維持・増進の支援を一層進めた患者本位の医薬分業を実現し、患者・住民を支えていくことを目指します。医薬品安全対策及び適正使用強化の一環として、チーム医療における薬剤師の業務の拡充と医療機関における薬剤師配置を含む薬剤師確保のための取組みの推進及び薬剤師の卒後研修の充実を図ります。このほか、調剤録等の薬局情報の DX・標準化の検討も進めます。

また、薬局の医薬品管理・供給機能の高度化

を進めるほか、患者とともに適切な服薬を推進するため、OTC 医薬品を含めた「電子お薬手帳」の普及を強力に進めます。

更に、離島・へき地を含めた医薬品提供体制の構築、災害時における医薬品の安定した提供、新興感染症に対する治療薬や感染防止用品の提供やワクチン接種協力の体制を確保するため、災害対策マニュアルを活用し研修を推進するなど、体制整備を進めます。

376 薬物の乱用防止の総合的推進

啓発、取締り、薬物依存者の治療・社会復帰の支援など薬物乱用防止対策を総合的かつ有機的に推進し、乱用防止対策を一層効果的に実施します。

特に、若者の間で大麻の乱用が拡大しており、その一因として「有害性がない」等の誤った情報がインターネット等で氾濫していることが挙げられます。その危険性に関する正しい知識の普及を図るとともに、取締りを強化します。

また、大麻のほか、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物を根絶するため、麻薬取締部及び税関等の体制の拡充を図るとともに、インターネット販売対策、水際対策等について、実効ある取締りを推進します。

377 セルフケア・セルフメディケーションの推進と安心・安全な要指導・一般用医薬品及び一般用検査薬等の適正な使用

医薬品の販売業者において、一般用医薬品のインターネット販売を含め、適正な販売方法が遵守され、また、違法なインターネット販売が行われないよう、これまで以上に国や自治体による監視指導を徹底するとともに、国民に対する周知の徹底や注意喚起に努めます。

医療の効率化や国民の健康維持の観点から、医薬品の適正使用の推進、品質確保、安定供給を基盤とした使用促進を図ります。

要指導・一般用医薬品（検査薬を含む）や薬局製造販売医薬品（薬局製剤）を活用したセルフケア・セルフメディケーションを推進します。このため、スイッチ OTC 化を進めるとともに、セルフメディケーション税制の普及・拡充に努めます。

また、セルフケア・セルフメディケーションから医療へ適切につなげられるよう、要指導・

一般用医薬品及び一般用検査薬等の安心・安全な使用のため、医師、薬剤師、登録販売者等から国民への適切な情報提供を促進するとともに、濫用等のおそれのある医薬品等の不適切な使用の防止に繋がる取組みを推進します。

378 革新的な医薬品・医療機器の開発強化及び実用化促進

医薬品・医療機器等の革新性に対しては医療保険で適切な評価を行うとともに、医薬品等開発に関わる、DX、AI、バイオ製造等幅広い分野にわたる人材育成体制の整備を充実させます。

大学病院・NC（国立高度専門医療研究センター）等の拠点を活用した医療機器開発のための企業人材等の育成・リ・スキリング、起業・伴走支援を実施できる環境の整備を推進します。

創薬等に必要不可欠な健康医療情報等、データ利活用環境の整備充実に向けてインフラ整備と法制度の整備を進めます。

PMDAにおける予算拡充とレギュラトリーサイエンスの充実により、最先端の医薬品、医療機器及び医療技術に係る評価法について世界に先駆けて提案できることを目指します。特に、新規モダリティなどに対応するため、民間企業、スタートアップ（起業）、アカデミア、規制当局における、その評価手法や技術の確立を目指します。国際共同治験を推進することにより世界同時開発を加速するとともに、日米欧等の規制当局・産業界により構成される ICH 等の活動を通じて各種ガイドラインの国際調和を進め、欧米に比肩できるよう、世界第一級の審査・安全対策を担う機関として PMDA の体制整備・拡充を目指します。加えて、日本で承認された革新的医薬品等が速やかにアジア諸国等で受け入れられる体制の構築を目指します。

更に、革新的な新薬や医療技術等の実用化スピードを大幅に引き上げるため、日本医療研究開発機構（AMED）による一元的な研究管理や、研究と臨床の橋渡し、国際水準の質の高い臨床研究・治験が確実に実施される仕組みの構築等を行っていきます。また、AMED に創設された基金を活用して、複数年にわたって機動的に実施する産学官連携による研究開発を促進します。

医療・介護ロボット、プログラム医療機器、バイオ医薬品（バイオシミラーを含む）など、日本発の革新的医薬品・医療機器の研究開発や製造

と普及を促進します。感染症のアウトブレイク時等においては、2022年に成立した改正薬機法「緊急承認」制度の効果的活用を図ります。ドラッグ・ラグやデバイス・ラグについては、薬事承認の迅速化等に向けた取組みが奏功し、審査に必要な期間は海外と遜色のないレベルまで短縮されましたが、引き続き審査の迅速化に取り組むとともに、海外で承認された薬が日本で開発すらされないドラッグ・ロスの問題に対応するため、PMDAの相談対応を充実させ、希少疾患や小児の医薬品等の適切な開発を促進します。また、プログラム医療機器の早期実用化を後押しします。更に、重篤な疾患に対して、画期性があり、極めて高い有効性を持ち、世界で先駆けて日本で早期開発・申請される医薬品・医療機器や、小児用法用量設定など医療上充足されていないニーズを満たす医薬品等（特定用途医薬品等）について、速やかな患者アクセスを確保します。

379 医薬品・医療機器等の迅速審査、患者アクセス確保等

ドラッグ・ラグやデバイス・ラグについては、薬事承認の迅速化等に向けた取組みが奏功し、審査に必要な期間は海外と遜色のないレベルまで短縮されましたが、引き続き審査の迅速化に取り組むとともに、海外で承認された薬が日本で開発すらされないドラッグ・ロスの問題に対応するため、PMDAの相談対応を充実させ、希少疾患や小児の医薬品等の適切な開発を促進します。また、重篤な疾患に対して、画期性があり、極めて高い有効性を持ち、世界で先駆けて日本で早期開発・申請される医薬品・医療機器・再生医療等製品や、小児用法用量設定など医療上充足されていないニーズを満たす医薬品等について、速やかな患者アクセスを確保し、また、技術の進展を活用し、医薬品の品質管理や安全対策のレベルの向上を図るため、医薬品、医療機器等の承認審査に関する制度を見直します。

また、医薬品・医療機器等の革新性に対しては適切な医療保険での評価を行うこととし、医薬品開発に関わる人材育成体制の整備を充実させます。PMDAにおける予算拡充とレギュラトリーサイエンスの充実により、最先端の医薬品、医療機器及び医療技術に係る評価法について世界に先駆けて提案できることを目指します。国

際共同治験を推進することにより世界同時開発を加速するとともに、日米欧の規制当局・産業界により構成されるICH等の活動を通じて各種ガイドラインの国際調和を進め、欧米に比肩できるよう、世界第一級の審査・安全対策を担う機関としてPMDAの体制整備・拡充を目指します。加えて、日本で承認された革新的医薬品が速やかにアジア各国で受け入れられる体制の構築を目指します。

380 製薬産業に係る成長戦略推進と国民医療、健康への貢献施策の展開

ライフサイエンスは我が国の安全保障上も重要な分野であり、世界有数の創薬先進国として、革新的創薬により我が国の健康寿命の延伸に寄与するとともに、医学・薬学研究や産業技術力の向上を通じ、産業・経済の発展へ寄与することを実現すべく、日本の基幹産業と位置付け医薬品産業政策を推進します。『創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議』中間とりまとめを踏まえた政策目標と工程表において示された施策を着実に実行し、国民の皆様が最新の医薬品を速やかに届けることを目指します。スタートアップ、製薬企業、アカデミア、VC（ベンチャーキャピタル）、政府等が相互に繋がり、協力し合う「エコシステム」の構築等を通して世界の創薬基盤のひとつとしての我が国の創薬基盤の再構築・再強化を図ります。海外市場の活力を我が国に呼び込み、日本の革新的なアカデミアの研究成果を創薬に結びつけることで、ドラッグ・ラグ／ドラッグ・ロスを解消し、国民への画期的医薬品の提供につなげます。薬価制度においては、欧米先進国と同様に特許期間中の新薬の薬価水準が維持されるよう、新薬創出等加算の改善や薬価収載後の評価充実など新薬のイノベーションの評価等の在り方を含めて、中間年改定の在り方を検討します。国民の健康及び生命を守るため、品質が確保された医薬品を安定的な供給にできるよう、安定供給に係る法的枠組みの整備などあらゆる手段で取り組みます。その際、少量多品目生産による非効率な製造といった後発医薬品産業の構造的課題に対処するため、産業構造改革にも取り組みます。また、創薬の長期的な研究開発投資促進のため、研究開発税制の利用を促進します。更に、生命科学の進歩を広く国民が享受

できるようにバイオ新薬・バイオシミラー等の開発・製造・使用促進を図ります。このように、我が国の製薬産業の国際競争力並びに創薬・開発能力の強化を図り、それらに向けたモチベーションを損なうことなく維持・向上されるよう配慮しながら、創薬国に相応しい魅力ある医薬品市場の構築に向け、より透明性・予見性の高い薬価制度になるよう見直します。

381 医薬品の流通体制の充実

安全・安心・信頼の医薬品流通を確立するため、医薬品のトレーサビリティ、医薬品の安定供給、品質確保対策、新型コロナウイルス・パンデミック対策を推進するとともに、緊急時を見据え、国による必要な情報の把握や官民連携しての供給調整に備える他、災害時のガソリン・電力確保等の危機管理体制を充実します。また、個々の医薬品の価値をベースに納入価交渉を行う単品単価交渉を更に推進するなど、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」等を踏まえ、医薬品流通の改善を着実に進めます。

382 リハビリテーションの提供体制強化と専門能力の向上

誰もが安心して生き生きと生活できる社会を実現するため、医療と介護で切れ目のなく連続的なリハビリテーションの提供を推進するとともに、自立支援に資する訪問リハビリテーション提供体制の推進や地域におけるリハビリテーション専門職の活用を強化するほか、フレイル予防の観点から、適切な運動等を指導、実施することにより、高齢者の介護予防と健康寿命の延伸を図ります。

また、医療・介護をはじめとする多様な地域ニーズに応えうるリハビリテーション専門職の人材育成を目指して、より高度な大学・大学院での養成教育及び資格取得後の研修を推進し、その専門能力を現場で更に活用できる体制をつくります。

383 漢方医学の推進

日本の伝統医学である漢方医学について、指導者・臨床医の教育・研修、科学的根拠確立のための研究等の推進を図ります。漢方医学を支える漢方製剤の品質確保と安定供給が可能となる

環境を整備します。

384 食品の安全の確保と国民が自主的に健康増進を図るための一般健康食品の利活用の促進

食品に起因する衛生上の危害を未然に防止し、また健康被害が生じた場合であっても、迅速に情報を収集し、拡大防止策を講じることで、引き続き食品の安全を確保し、国民の健康を守っていきます。

国民が、日常の食事の補助として栄養を効率的に摂取することで自主的に健康増進を図るため、品質、安全性及び機能性が十分に担保された信頼できる健康食品市場の健全な発展を図り、健康長寿を願う国民のニーズに積極的に応えてまいります。

385 生活の質（QOL）を高める統合医療の推進

統合医療は、病気の予防と健康増進を目指すとともに、治療から看取りまでを含み、生活習慣の改善を支援し、QOLの向上と生きがいを支える医療です。具体的には、現行の医療制度とともに、漢方や鍼灸などの伝統医療、食の安全と食育、住環境・社会環境の整備など、健康増進のためのあらゆる活動を統合する医療と、それに関係する活動です。そして、人の、生まれてから死に至るまでの人生の全ての時期のケアを行い、継続的にウェルネスを維持する包括ケア、すなわちトータル・ケアを行うものです。

統合医療には「医療モデル」と「社会モデル」があり、互いに補い合い、社会関係資本（ソーシャルキャピタル）を有効に活用することなどで、高騰する医療費の適正化、平均寿命と健康寿命の格差の縮小などを図り、勤労世代と高齢者や若い世代が支え合う永続的な共助の構築を目指します。

統合医療は、WHOの「健康の社会的決定要因」や、国連の「持続可能な開発目標」（SDGs）と軌を一にするものであり、「人びとの健康や病気に影響を与える社会的、経済的、政治的、環境的な条件」に対する政策提言であり、「寛容で多様性ある共生社会」実現に向かうものです。

心理的サポートや精神的ケアなどの「ケアとしての医療」を充実させる政策の実現を急ぎ、統合医療の基本理念に沿った政府一体の取組みを進めていくことを求め、それを支援推進します。

386 健康で質の高い生活を目指すまちづくりの推進

地域住民が直面する健康課題には、一人ひとりの「心や身体の健康」のみならず、社会や文化、都市整備など住民を取り巻く多岐にわたる要因があります。

地域課題の解決やまちづくりに統合医療を取り入れる自治体を支援するなど、重層的で横断的な「心身ともに健康なまちづくり」を積極的に推進します。

387 地域包括ケアシステムの深化・推進と「介護離職ゼロ」の実現

高齢化の進展により、増大が予想される介護保険料の上昇を抑制します。そのために、全世代型社会保障の観点から、給付と負担のバランスを含めた検討を進め、持続可能な介護保険制度を堅持します。

介護提供体制について訪問介護を含む受け皿整備と人材の確保を進め介護離職を防ぐとともに、中長期的な人口構造の変化や介護ニーズの見込み等を考慮し、地域の実情に応じた、必要な介護サービス基盤の整備を目指します。このため、在宅・施設サービス等の整備の充実、加速化や、介護人材確保をはじめとした地域における介護サービスの適正な需給調整を実現するための総合的な方策を講じます。

同時に、地域の介護不安を解消し、セーフティネット機能を充実させ、安心して生活を継続できる地域包括ケア体制を深化・推進します。併せて、家族介護者の精神的・身体的・経済的負担等の軽減のため、介護家族の介護負担軽減に資する制度の充実、介護休暇・介護休業など仕事と介護を両立しやすい環境整備等の施策を進めます。

大災害時において、被災した介護や支援が必要な方々を支えるため、地方自治体や関係団体等の支援チームの創設、他の施設等での受入れ等の仕組みづくりを推進します。

388 介護人材の確保・資質の向上

介護人材の確保は、喫緊の課題であり、地域の介護基盤を守る観点から、物価上昇に対応することにより、経済全体の賃上げの底上げを図ります。

また、認知症の高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴う多様な介護ニーズに対応するため、介護支援専門員や介護職の中核的役割を担う介護福祉士の資質の向上や専門性を適切に評価するとともに、訪問介護員の確保などを進め、併せて多様な人材の参入による「すそ野の拡大」を図ります。

更に、デジタルやテクノロジーの活用により、サービスの質の向上と介護職の負担軽減を図り、介護現場の生産性向上を図ります。

併せて、介護ロボット等の開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業について、相談窓口の機能拡充やCARISO (CARE Innovation Support Office) を立ち上げるなど、現場の多様な課題を踏まえたテクノロジーの開発・普及の更なる加速化を図ります。

EPA、在留資格「介護」、介護職種の技能実習制度、在留資格「特定技能」により、我が国の介護現場で活躍される外国人の方には、それぞれの制度趣旨に沿って必要な支援を進めます。

389 介護支援専門員の積極的活用

医療・介護・福祉サービスを必要とする人が過不足のないサービスを受けて、住み慣れた地域で自立した生活を営むためには、介護保険施設・在宅介護サービスにおいて、自立支援や重度化防止等に向けた高品質な介護サービスを提供できるシステムづくりが必要です。そのためには、介護支援専門員(ケアマネジャー)による適正なケアマネジメントが必要不可欠です。このため、居宅介護支援事業所の経営の安定化や中立性の推進を図るとともに、研修を受講しやすい環境整備や業務効率化に向けた取組み等を進めるとともに、誰でも公平にケアマネジメントが受けられるように、居宅介護支援費に関しては、介護保険制度で全額を賄う現行制度を堅持します。

390 在宅介護の支援

地域で多様な質の高い在宅介護サービスが提供できるよう、事業者の創造性と自律性が発揮できる環境を整えるための公的保険外サービスの普及を促進します。

これにより、公的保険外サービスとの組み合わせの選択肢を増やし、介護保険内・外を含めたサービスの生産性向上を図ります。

権限委譲に伴う各自治体の運用が在宅介護分野の隘路とならないように、地方分権の観点にも配慮しながら、適正運用を図ります。

391 運動器リハビリテーションの充実とロコモティブシンドローム（運動器症候群）の早期発見

運動器の衰えにより、要支援・要介護となることを予防するため、医療における運動器リハビリテーションの充実を図ります。また、転倒・骨折・寝たきりのリスクが高くなるロコモティブシンドローム（ロコモ運動器症候群）該当者（予備軍を含め全国で推定 4,700 万人）を早期に発見し、リハビリテーションを指導することができるよう、運動器健診事業の導入を推進します。

また、フレイル（身体的脆弱性、認知機能や社会的つながりの低下といった多面的な課題を抱える状態）やサルコペニア（高齢期にみられる骨格筋量の減少と筋力もしくは身体機能（歩行速度など）の低下が見られる状態）といった、高齢期の健康課題に対応するため、運動、口腔、栄養、社会参加といった、保健事業と介護予防を一体的に進めるなど、高齢期の健康づくり、介護予防を進めていきます。

更に、疾病等の予防やフレイルに関する学校教育や国民に対する啓発活動を推進します。

392 介護付きホームの積極的な活用

終の棲家の機能を果たしている介護付きホーム（特定施設入居者生活介護事業所）の役割や整備計画を明確にし、地域包括ケアシステムにおける重要なセクターであることを明らかにします。

また、自立支援・重度化予防から、認知症ケア、「医療から介護へ」の退院先としての役割、そして看取りまでの総合的な機能が発揮できるよう支援します。

介護付きホームは、在宅療養支援診療所等と連携し、医療機関からの受入れや看取りに取り組んでいるため、医療との連携が進むよう支援します。

393 災害時における福祉専門職・リハビリテーション専門職等の積極的活用及び支援体制の整備

近年頻繁に発生する大規模自然災害において、被災された住民の生活再建に向けた多様かつ複

合的福祉ニーズに対応するため、福祉専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員）を積極的に活用します。

また、平常時から福祉専門職や関係職種ネットワーク化を図り、災害発生時に福祉専門職を中心としたチーム（災害派遣福祉チーム）を派遣できる体制を都道府県ごとに整備・充実させ、国において都道府県域を越えた大規模災害時の支援体制を福祉専門職団体等と連携して構築します。

更に、災害時のリハビリテーション機能を維持するため、リハビリテーション専門職等を積極的に活用し、JRAT（日本災害リハビリテーション支援協会）の体制整備支援（人材育成や連携体制の強化等）を行います。

394 地域共生社会の実現に向けた福祉専門職の積極的活用と待遇改善

全ての世代において、孤独・孤立や生活困窮の問題を抱える人や世帯が増加している状況があり、各市町村でこうした人々が地域社会と繋がりがながら、安心して生活を送ることができる地域共生社会の実現を進めるため、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士、精神保健福祉士を積極的に活用します。

ケアワークやソーシャルワークに従事する人材の確保に向けて、専門性が高い介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の待遇改善を進めます。

また、社会福祉法人の地域における公益的な取組みを促進するため、社会福祉法人においてソーシャルワークの専門職である社会福祉士、精神保健福祉士を活用します。

395 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、2021 年度から施行された「改正社会福祉法」に基づき、対象者の世代や高齢者、障害者、児童等の属性を問わない相談支援の構築や地域づくりに向けた支援を推進するなど、「地域共生社会」の実現に向けた取組みを進めます。ひきこもり支援については、生きづらさを抱える当事者やご家族の声も聞きながら、社会参加に向けて様々な支援の選択肢を用意できる環境づくりを進めます。

また、2022年3月に閣議決定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、総合的な権利擁護支援策の充実、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組みを進めます。

396 「幸齢社会」の実現

誰もが安心して歳を重ねることができるよう、身寄りが無い独居者等を地域で支える新しい「地域共生型セーフティネット・エコシステム」を構築します。

(民間サービス等の利用促進・適正化)

<高齢者等終身サポート>

- ・身寄りのない高齢者等が安心して高齢者等終身サポート事業を利用できるよう、ガイドラインの周知などを通じて適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進
- ・金融サービス提供事業者に対する将来の身寄り無し問題への備えとしての民間保険、信託の活用、普及促進に向けた情報提供等の実施

<住まい>

- ・身元保証人が不在であることを理由とした受入拒否を禁止する公営住宅ガイドラインの周知
- ・独居、生活困窮者の住まい支援のための居住サポート住宅等の推進

<新たな取組の創出>

- ・独居者支援等にチャレンジする企業・NPO等への支援(ゼブラ企業、インパクト投資等の推進)
- ・休眠預金等の活用による行政の手が届かない領域の支援モデルの形成促進

(行政による備えの基盤整備)

<自治体の相談機能の強化>

- ・各自治体における「身寄りのない独居者等の支援協議会」(仮)の設置など、コーディネーションハブを設置。同協議会での身寄りのない独居者等の支援に向けた「ガイドライン」の作成
 - ・自治体への独居者等の相談窓口設置の推進
- <先進地域の好事例モデル化・横展開>
- ・身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に関する包括的な相談・調整窓口を整備する

モデル事業の実施。全国への横展開。

- ・身寄りのない高齢者等に対する成果連動型事業(ソーシャルインパクトボンド等)を活用した好事例の形成

<入院・入所・就学等における身元保証を求める慣行の見直し>

- ・身元保証人の不在を理由とした受入拒否を禁止する入院ガイドラインの周知
- ・身寄りのない高齢者等の介護施設入所ガイドラインの策定
- ・慣行の中で「身元保証」として最低限求められるものの慣行の洗い直し・検討(国公立高校就学時等)

<既存支援の整理・範囲の拡充>

- ・ケアマネジャー等の医療福祉専門職の業務範囲の明確化やその負担軽減
- ・民生委員の担い手確保等の推進

<成年後見制度の見直し>

- ・支援が必要な身寄りのない独居者等が、適切なサービスを利用でき、業務上適切な専門職が支援する仕組みの構築

<普及啓発>

- ・将来身寄りが無い状態になったときに備えた、エンディングノートの作成促進、保管方法等の研究

(新しい社会保障による問題解決)

<民間サービスの利用が出来ない者への対応>

- ・資力等を理由に民間の支援を受けられない者に対する入院・入所時の手続き支援や死後の事務等を提供するモデル事業の実施。全国への展開。介護保険の連携の在り方の検討

<普及啓発>

- ・隣近所、地域組織等の“疑似家族”による互助的・継続的な支え合いの取組みの推進
- ・データプラットフォームやマイナンバーを活用した情報登録、情報連携の検討
- ・相続の在り方(民法上の法定相続人(甥姪等)の特定が困難な場合や、長年関係が希薄な場合の相続妥当性等を踏まえた、時代に即した見直し)の検討

397 国民の信頼に基づく生活保護制度の実現

生活保護が、真に必要な人に行き渡るよう取組みを強化するとともに、制度に対する国民の信頼と安心を確保し、納税者の理解の得られる

公正な制度にします。

そのため、2024年に成立した改正生活保護法に基づき、生活保護受給中の子育て世帯に対する進路選択の支援の充実などを進めます。また、オンライン資格確認の基盤を活用した頻回受診に係る適正受診指導、改正生活保護法に基づくデータ分析を通じた取組みの推進等による、医療扶助の更なる適正化を着実に実施していきます。

併せて、ケースワーカーのマンパワーを拡充します。

398 生活困窮者の自立に向けた支援の強化

生活困窮者の自立を促進するため、支援につながっていない生活困窮者を把握し、世帯全体への支援につながる相談支援体制の整備を進めます。そのため、2024年に成立した改正生活困窮者自立支援法に基づき、住まいの相談への対応や住居確保給付金の拡大等による居住支援の強化、就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進等に取り組みます。

399 生活衛生サービスの安全・安心の推進

生活衛生サービスが物価高騰や人手不足等にも対応しつつ、安全・安心に提供されるよう、生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合の活性化や日本政策金融公庫の融資の充実等を図ります。また、建築物の衛生環境の確保に努めます。

400 柔道整復師の活動の支援

柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件強化（実務経験と研修）を着実に実施するとともに、今後の料金改定も含め、柔道整復に関する制度の更なる改革を目指します。また、地域包括ケアシステムにおける柔道整復師の役割を確立させます。なお、日本伝統医療としての柔道整復術が未来永劫継承されるようその保護に努めます。

401 はり・きゅう治療、あん摩・マッサージ・指圧治療の充実

国民が国家資格であるはり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師が行う治療を、更に利用しやすくなる制度の整備に努めます。また、日本の伝統医療として更なる振興を積極的に支

援します。

402 管理栄養士・栄養士の積極的活用

人生 100 年時代に向けて、増加が想定される在宅療養者や高齢者に対して適切な栄養管理の提供と全てのライフステージにおける栄養課題の解決ができる体制を構築し、全ての国民が健やかに生活できる誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指し、管理栄養士・栄養士の積極的活用を進めます。

403 戦没者の慰霊・遺骨の早期帰還

戦後 80 年が経過しようとする中で、先の大戦を経験された方が少なくなり、戦没者のご遺族の方の高齢化も進み、戦争の記憶を次の世代に継承していくことが大切です。このため、改めて戦没者のご遺族への弔慰の意を示すとともに、国内外における慰霊巡拝や慰霊碑整備など戦後 80 年を超えて戦没者の慰霊事業を持続させます。また、若者世代を含む国民に対し広く、戦没者遺族をはじめとする戦争体験者の記憶等を共有・継承する施策に取り組みます。

先の大戦において 310 万余の方々が高貴な生命を失われ、うち日本本土以外においては 240 万人もの方々が犠牲になりました。戦没者のご遺族が高齢化する中、未だ 112 万人ものご遺骨が収容されておられません。この現状に鑑み、2016 年 3 月にご遺骨の収集を国の責務として位置づける「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を議員立法として成立させました。更に 2023 年 6 月に本法律を改正し、2024 年度までとしていた集中実施期間を、2029 年度まで 5 年間延長しました。集中実施期間の延長の趣旨を踏まえ、改正後の基本計画に基づき、戦没者のご遺骨の収集・帰還を積極的に推進します。

更に、一日も早く、より多くの戦没者のご遺骨をご遺族の元にお返しするために、戦没者のご遺骨の身元特定のための DNA 鑑定を推進し、鑑定体制の拡充に向けて取り組みます。

404 原爆被爆者への支援

唯一の戦争被爆国であることを踏まえ、広島・長崎への原爆投下から 79 年が過ぎ高齢化が進む被爆者の方々に寄り添いながら、保健、医療、福祉にわたる総合的な援護施策を推進します。

405 中国残留邦人への支援

中国残留邦人の方々のための生活支援をはじめとした様々な支援策を引き続き講じるとともに、高齢化が進む中国残留邦人の方々に寄り添ったきめ細かい対策を推進します。

406 雇用や暮らしへの支援

各種の雇用対策の基盤となる雇用保険財政について、そのセーフティネット機能を十分に発揮できるよう、安定的な財政運営を確保します。

407 三位一体の労働市場改革の推進と「人への投資」の抜本的な強化

物価上昇を上回る賃金上昇が定着することを目指し、持続的・構造的な賃上げの実現に向けて、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入、労働移動の円滑化から成る三位一体の労働市場改革を早期かつ着実に進めます。

併せて、「人への投資」を抜本的に強化するため、5年間で1兆円規模の施策パッケージを強力に推進します。

408 一人ひとりの状況に応じた就労支援と労働者の希望を生かした多様な働き方の実現

ハローワークの機能強化等により、若者、女性、高齢者、障害や難病のある方など一人ひとりの状況に応じた就労支援を積極的に進め、全員参加の社会を目指します。

勤務地や職務、勤務時間を限定した「多様な正社員」の導入や非正規雇用労働者の正規雇用への転換などを行う企業への支援により、正規雇用への転換を希望する方々のキャリアアップ等を図るとともに、労働者派遣法に基づき、派遣労働者の正社員化など雇用の安定とキャリアアップの実現を図っていきます。

一人ひとりが生きがいをもって活躍できる社会の実現に向け、長時間労働の是正や勤務間インターバルの導入促進、カスタマーハラスメントを含む職場におけるハラスメント対策の推進、良質なテレワークの推進や選択的週休3日制の普及など多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の推進による公正な待遇の確保を着実に推進します。

働き方改革の実現・定着に向けて、「働き方改革推進支援センター」における相談支援や、IT

化や業務効率化など生産性向上に取り組む中小企業等に対して支援します。また、長時間労働の事業場への監督指導をしっかりと行います。

求人メディア等のマッチング機能の質を高めるルール整備等に取り組み、求人者及び求職者が安心してサービスを利用、就職・転職活動することができる環境整備を推進します。

また、個人事業者や高齢者の労働災害防止、メンタルヘルス対策など、様々な観点から働く方の安心・安全を守る対策を強化します。

409 最低賃金の引上げ

最低賃金については、過去12年で306円引き上げてきました。引き続き、中小企業・小規模事業者の生産性向上や価格転嫁等の取引条件の改善等の取組みを全力で進め、物価に負けない賃上げと最低賃金の引上げの加速、地域間格差の是正を図ります。

410 地域の創意工夫を活かした「しごと」や「ひと」づくりの推進

東京一極集中に歯止めをかけ、魅力ある地方を創生するためには、安心して働くことができるよう良質な雇用機会を創出するとともに、新しい人の流れをつくり、地方創生に必要な人材を確保することが必要です。このため、地方自治体が実施する「しごと」や「ひと」づくりに加え、地方への新しい「ひと」の流れづくりに取り組み、「しごと」と「ひと」の好循環を確立するための人材還流、処遇改善等についての創意工夫を活かした取組みを迅速に支援します。

また、地域における多様な就労の機会につながるよう、労働者協同組合の活用促進を図ります。

411 新卒者就職対策の実施など若者の雇用対策の推進

新卒者及び3年以内の既卒者に対して、学校と連携しつつ、新卒応援ハローワークにおいて、個別の状況に応じたきめ細かな就職支援を行います。

更に、若年者を中心に就労可能な者については、求職者支援制度の活用等により就労を促進します。

また、地域若者サポートステーションの就労支援体制を強化し、就労に課題を抱える若年無

業者等の就労支援を進めます。

412 就職氷河期世代支援の推進

就職氷河期世代を含む中高年世代に向けた支援については、一人ひとりの状況に合わせた施策を通じて、安定就労や社会参加に向けた支援を推進します。

413 高齢者が活躍し続ける「生涯現役社会実現」

人生 100 年時代を見据え、働く意欲のある高齢者の方々が個人の能力・経験を活かし、安心して働くことのできる環境を整え、「生涯現役社会」を実現します。

このため、働く高齢者の処遇や役職定年・定年制の見直し等を進め、高齢者の活躍に取り組む企業の事例の展開を図るとともに、専門家の派遣や助言の取組みを進め、65 歳以降の定年延長や雇用継続、定年制の廃止に取り組む企業等を支援します。

また、高齢者が企業を退職した後も、これまでの豊富な知識や経験等を活かし活躍できるよう、ハローワークの生涯現役支援窓口等において、「第 2 のキャリア」を望む方の転職、再就職等の支援を強化します。

更に、地域の日常生活に密着した多様な就業機会を提供し、高齢者の社会参加や地域の活性化に貢献するシルバー人材センターについて、消費税におけるいわゆるインボイス制度への対応を含め、安定的な事業運営や更なる活用のための環境の整備を図ります。

414 更なる国民の負託に応えられる社会保険労務士制度の推進

我が党は、社会保険労務士が、国民の利便性の向上と更なる負託に応えられるよう、累次にわたり「社会保険労務士法」の改正に取り組み、法案を成立させました。今後、更なる法改正を含め、社会保険労務士の活動に資する施策の推進を図ります。

415 自殺対策の強化

我が国における自殺者数は、2023 年も依然として年間 2 万人を超えるとともに、小中高生の自殺者数は過去最多の水準で推移し、深刻な状況が続いています。自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」

に基づき、自殺対策を更に推進します。自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有していることから、保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築や、特に SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育を推進し、生きることの包括的な支援として社会全体としての対策を進めます。

また、自殺相談は夜間にも多いこと、女性や小中高生の自殺者数が増加傾向であることから、電話・SNS 相談のそれぞれの特性を生かした対応や 24 時間対応の体制構築を推進するとともに、相談員確保のための人材育成等の支援を強化します。

自殺対策の PDCA サイクルを社会全体で回す仕組みを構築し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

416 死因究明体制の推進

公衆衛生の維持向上、犯罪の見逃し防止、そして遺族の権利利益の擁護、社会の安全・安心の向上及び医学の発展に向け、死因究明等推進基本法の理念を踏まえ、政府の死因究明等推進計画を推進することにより、「死因不明社会」の解消を目指します。モデル的な小児死亡例の Ai（死亡時画像診断）実施及び CDR 導入の検討や、全国的な死因究明等体制の充実など必要な措置を積極的に検討し、着実に実現します。

417 休眠預金の活用

預金者等の権利の保護や払い戻し手続きにおける利便性等に十分に配慮しながら、10 年以上にわたり入出金等がない、「休眠預金」を、子供・若者支援、生活困難者支援、地域活性化等支援の 3 分野で民間公益活動を行う団体への支援に活用する「休眠預金等活用制度」を活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組みを一層進めるとともに、自立した担い手の育成など、ソーシャルセクターの発展を支援します。

418 恩給の適正な水準を確保

国家・国民のために身命を賭して忠誠を尽くされた方、また、そのご家族の生活を支えるための恩給は、国家補償として適正な水準を確保します。

419 優生手術等の被害に遭われた方々の救済

旧優生保護法に基づく優生手術等の被害に遭われた方々に対する救済を図ると共に、疾病や障害を有する方々に対する偏見と差別の根絶に努めます。

女性活躍

420 全ての女性が輝く社会の実現

第5次男女共同参画基本計画と女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）に基づき、あらゆる分野における政策・方針決定過程に女性が参画する機会の確保に取り組むとともに、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った政策が実現されるよう強力に支援します。

421 企業における女性の採用・育成・登用の強化

プライム市場上場企業における女性役員の登用について、政府が掲げた「東証プライム市場上場企業役員に占める女性の割合を2025年までに19%」との目標達成に向け、機関投資家や先進的な取り組みを行う企業と連携し、女性役員登用が進んでいない企業を含めた全てのプライム市場上場企業に対して女性登用の意義や必要性に関する啓発等を行います。

女性役員登用目標の達成に向けた各企業の行動計画策定を促進するため、収集した企業の好事例等を広く周知します。その際、女性登用に対する社内の意識醸成や、育児等との両立の観点を踏まえた雇用管理・キャリア形成支援等、各企業の課題に対応しやすい形での女性登用施策の横展開を通じて企業の取り組みを促進します。また、女性役員登用目標を含めた行動計画を策定している企業の事例を参考として行動計画の策定ガイドを作成し、周知します。役員候補となる女性人材のパイプライン構築に向けて、ロールモデルとなる女性役員等の事例集の作成等、啓発コンテンツの作成や情報提供を行います。

女性活躍や子育て支援の取り組みに積極的な企業等を後押しするため、各府省の補助金等において、補助目的に鑑みつつ、女性活躍や子育て支援に積極的に取り組む企業に対して加点するといった優遇措置が拡大・促進されるよう取り組みます。

422 政治分野における男女共同参画の推進

2023年度に実施した地方議会調査の結果を踏まえ、地方議会における女性の政治参画に資する先進的な取組事例について、地方公共団体等へ周知・啓発等を行い、横展開を図ります。

423 女性起業家の支援

女性の起業を後押しするため、ロールモデルとなる女性起業家の創出・育成支援、女性起業家のためのネットワーク等の充実、女性起業家による資金調達への支援を推進します。

424 科学技術・学術分野における女性活躍の推進

児童・生徒の理科教育における興味・関心をより高め、理系分野等を選択する児童・生徒の増加につながるよう、理系分野等の専門知識を有する外部人材が学校現場で活躍できる環境を醸成する取組みを一層促進します。

未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について調査研究を行います。

女子中高生の理工系への進学を促進するため、理工系分野に対する興味・関心を喚起し、更に意欲・能力を伸長する、保護者・教員も含めた地域における取組みを支援します。また、本取組みを普及させていくため、支援の成果を大学・高等専門学校（以下「高専」という。）、教育委員会等へ発信します。更に、各地域の大学・高専における、理工系分野の体験機会の提供の参考となるよう、ロールモデルによる授業等を含む具体的な実施内容や実施手順の事例を示したプログラムを作成し、各大学・高専に周知し、理工系分野を目指す女子生徒等の育成を一層推進します。あわせて、女子学生の受入れを進めるため、国立大学・高専における施設整備を促進します。

女性管理職の登用拡大に向けた大学ガバナンスコードの見直し、学部ごとの女子学生・女性教員の在籍・登用状況などの情報開示の促進を図ります。

学長、副学長及び教授における女性登用を促進するため、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金を始めとする大学への資源配分において、引き続きインセンティブを付与するとともに、女性を含む様々な人材が活躍で

きる環境整備のための必要な施策を講じます。

自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促すため、社会で活躍する女性による講演などの機会も含め、各学校段階を通じたキャリア教育を促進します。

425 所得向上、リスクリングの推進

女性の所得向上・経済的自立・男女間賃金格差の是正に向け、デジタル人材育成等のリスクリングの促進や賃金差異の「見える化」を進めるとともに、「L字カーブ」の解消に向けた取り組みや「年収の壁」への対応により、希望に応じて働ける環境づくりを推進します。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく男女の賃金の差異に係る情報公表について、義務対象を常用労働者の数が101人以上300人以下の一般事業主へ拡大することについて、施行状況を踏まえて検討します。

女性活躍推進のための取り組みを行う企業への個別支援として、特に中小企業を対象として、男女の賃金の差異の要因分析等について、各企業の雇用管理状況に応じたコンサルティング等を実施するとともに、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消に向けて啓発に取り組みます。

国及び地方公共団体の職員の給与の男女の差異について、各機関において、差異の要因等の把握・分析の取り組みを進めること。また、適切な公表に向けた周知・助言や優良な分析を行っている事例等について情報提供を行うことで、こうした各機関における差異の要因等の把握・分析を促進します。

2025年度末に期限を迎える女性活躍推進法について、2025年通常国会における改正を目指し、期限の延長、情報公表の強化や事業主が女性の健康課題に取り組むことなど、更なる女性活躍推進に向けた所要の検討を行います。

女性の所得向上を図るため、女性の非正規雇用労働者の正社員転換の促進、在職中の女性に対する能力開発等の支援、リスクリングを行う企業への支援等を行います。また、同一労働同一賃金の遵守の徹底を進めます。

426 仕事と育児・介護の両立の支援

勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した「多

様な正社員」制度や選択的週休3日制に関する好事例の周知や導入支援を行うほか、適切な労務管理下におけるテレワークや職務を基軸とした人事制度なども含め、労働者のニーズに応じた多様な働き方を実現するための環境整備を推進します。また、多様な正社員制度を創設した上で、非正規雇用労働者の正社員転換を進める事業主に対する支援を行います。

労働者の家事負担を軽減するサービスの適切な利活用に向けた環境整備のため、家事支援サービス福利厚生導入実証事業の成果を踏まえつつ、企業が福利厚生として家事支援サービスを従業員向けに提供する取り組みを促進する観点や家事代行サービス認証制度の普及を促進する観点から、広報等に取り組みます。また、サービスの品質向上等の観点から、サービス提供スタッフに求められる能力の基準について検討します。

医師の働き方改革を推進するとともに、復職支援や勤務体制の柔軟化（短時間勤務や当直等の配慮）、チーム医療の推進、複数主治医制の導入、医療機関における院内保育や病児保育の整備など、女性医師が活躍するための取り組みを引き続き実施・普及します。また、事業所内保育等も含めた保育所、病児保育、民間のシッターサービスなど、社会全体として様々な保育を利用しやすい環境を引き続き整備します。

427 仕事と健康課題の両立の支援

働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、プライバシーに十分配慮した上で、事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）において、月経随伴症状や更年期障害等の早期発見に資する項目を問診等に加え、その実施を促進します。フェムテックを利活用し、企業、医療機関、自治体等が連携して行う実証事業への支援を引き続き行います。併せて自治体健診における骨粗鬆症検診について検診受診率向上に向けた取り組みを進めます。

また、更年期に係る症状を自己評価により把握し、受診などの適切な行動に結びつけられるようセルフチェックを活用するなどの取り組みを、企業や自治体に促します。

更に、健康課題が把握された従業員に対し、

事業主が行うことが望ましい対応について、ガイドラインや指針などを作成することを検討するとともに、女性の健康に関する取組みの好事例等を事業主に周知します。

産業保健スタッフ、保健師、助産師、看護師、薬剤師、養護教諭等が、職場や地域、学校など様々な場で、更年期の健康課題を含め、女性のライフステージごとの健康課題とその解決法について知識の普及に取り組めるよう、人材育成を図ります。

428 地域における女性活躍・男女共同参画の推進

地域における女性登用を推進するため、日本商工会議所や全国商工会連合会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国地方銀行協会等と連携しながら、地域のリーディングカンパニーにおける取組みの把握を含め、各地域の女性活躍推進に係る企業の好事例の周知・啓発を行います。

企業における役員選定にあたり女性の役員候補者となり得る女性人材のデータベース「女性リーダー人材バンク」を各地域の商工会議所等において周知するとともに、地方の女性役員候補者の掲載等、更なる活用の検討を行います。

中小企業における女性活躍の促進するため、中小企業を対象として、男女の賃金の差異の要因分析等について、各企業の雇用管理状況に応じたコンサルティング等を実施するとともに、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消に向けて啓発に取り組めます。また、両立支援等助成金などにより、雇用形態にかかわらず、労働者の希望に応じて育児休業等を取得しやすい環境整備を進める事業主に対して助成します。加えて、非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップに取り組む事業主に対して「キャリアアップ助成金」により支援します。

地域の人手不足への対応として女性や高齢者などの潜在的な労働力の掘り起こしが重要であり、特に地域の中小・中堅企業において、労働条件・柔軟な働き方への対応などの取組みを進めます。

地域に根ざした中小企業による、自らの事業特性を活かしつつ、誰もが働きやすい企業経営の実現を後押しするため、ダイバーシティ経営を推進する先進的な取組みの横展開を図るとともに、ダイバーシティ経営の実践に向けた支援

を行います。

地域における女性起業家を支援するため、金融機関や地域中核企業など様々なステークホルダーを巻き込みつつ、全国各地で女性起業家に対して一貫した支援を提供するネットワークを構築し、事業計画に対する助言を行うとともに、支援者とのマッチングに向けた支援プログラムを実施します。女性起業家に必要な支援を行うため、引き続き、スタートアップ支援政府機関プラットフォーム（Plus）とも連携します。

地域女性活躍推進交付金を始めとする国の支援策を活用して、地方公共団体が関係団体等と連携して行う、就労や起業までつなげるための女性デジタル人材・女性起業家の育成、役員・管理職の女性の登用、NPO等の知見を活用した困難や不安を抱える女性への相談支援、自治会長や地方公共団体の防災会議委員に占める女性の割合向上を目指す地域の女性リーダー育成等、地域の実情に応じた取組みに対して、引き続き支援を実施します。

地方公共団体における取組みの推進の鍵となる地域の女性活躍・男女共同参画を推進するリーダー・担い手を育成するため、地域女性活躍推進交付金を活用して、女性の登用のほか、自治会長や地方公共団体の防災会議委員等の地域の女性リーダー育成の取組みに対する支援、防災委員への女性登用の好事例の横展開を行います。

地方議会における女性の政治参画に資する先進的な取組事例を横展開します。

地域シンポジウム等を通じて自治体における女性活躍推進の好事例の横展開を図るとともに、女性活躍に向けた男性首長のコミットメントの強化を促します。

消防吏員に占める女性の割合にかかる成果目標（2026年度当初に5%）の達成と女性消防吏員の更なる活躍推進に向け、女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣やモデル事業としての先進事例の横展開、幹部向け研修会、専用ポータルサイトの開設等による広報等を実施します。

地域において女性が農業分野での一層活躍するため、女性が働きやすい環境整備、政策・方針決定への女性参画を進めるための各組織の意思決定層への意識啓発や女性経営者の育成などを進めます。

429 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進

一般の能登半島地震に際し、災害対応に当たった被災自治体や応援自治体、民間団体等の平常時の備えや発災後の対応、復旧・復興に向けた取組みや各種事例等を収集し、政府が定める「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を踏まえた災害対応の取組状況について把握するための調査を行った結果に基づき、今後の災害対応において男女共同参画の視点を更に反映させられるよう課題や取組みを整理します。

防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、防災関係者に対して、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修を実施します。特に、指導的立場にある者を対象とした研修の実施に当たっては、予防、応急、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を盛り込みます。

政府が掲げている、都道府県防災会議の委員に占める女性の割合を2025年までに30%にするという目標や、市町村防災会議の委員に占める女性の割合を引き上げる目標(2025年までに、女性が登用されていない組織数を0にするとともに、委員に占める女性の割合を早期に15%とし更に30%を目指す)などを達成するため、毎年度内閣府が実施している「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」に基づく地方公共団体の取組状況のフォローアップ調査及び同調査結果に基づき作成した「見える化」マップや地方防災会議への女性委員の積極的な登用を行っている地方公共団体の好事例をあらゆる機会を通じて展開します。

また、国や地方公共団体の災害対策本部等に女性職員や男女共同参画担当部局の職員の配置が図られるよう、災害対応における男女共同参画の視点からの取組みについての意識向上に取り組めます。

平常時からの防災・危機管理担当部局への女性職員の配置により、災害時、女性と男性で異なる支援ニーズに適切かつ迅速に対応することが可能となることから、国や地方公共団体の災害対応の現場への女性の参画を促進します。

一般の能登半島地震では高齢者や介護が必要な被災者も多く、被災者やケアを行う者の多様なニーズに配慮した支援を行うには、家族のケ

アの経験もある多様な人材が災害対応業務に従事できる必要があることから、災害対応に携わる職員への支援を行う地方公共団体の好事例を継続して収集・展開します。

防災に関する知識の普及において、こどもの発達段階に応じ、災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることの理解促進を図るため、継続して情報提供や働きかけを行います。

430 女性・平和・安全保障(WPS)の推進

国内の関係省庁において、WPS(Women, Peace and Security: 女性・平和・安全保障)担当官を明確に位置づけ、各国との協力を一層推進すると共に、「第3次女性・平和・安全保障行動計画」に基づく取組みを対外発信含めて着実に実施していきます。

431 配偶者等からの暴力への対策、性犯罪・性暴力対策等の強化

DVや性犯罪・性暴力などの暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。その根絶に向けて、取組みを強力に推し進めます。

DVの相談件数は、2020年度以降高い水準で推移しており、SNSでの相談や同行支援なども含めた被害者支援に係る事業等を継続して実施するなど、多様な被害者が相談しやすい体制の整備に取り組みます。また、各地域における配偶者暴力相談支援センター、警察、児童相談所、民間団体、医師会・医療機関等の一層の連携を促進するとともに、被害者支援の一環としての加害者プログラムの全国的な実施を推進します。

性犯罪・性暴力に対しては、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」等に基づき、「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であること等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶のための取組みや被害者支援を強化します。全ての都道府県に設置されている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、交付金により、安定的な運営と支援の質の向上を図るとともに、こどもや男性などの多様な被害者が被害申告・相談しやすい環境を整備するため、相談員への研修等を通じて支援します。また、改正刑法の施行後の適用状況を

的確に把握するとともに、附則の規定に基づき、被害申告の困難さ等の性的な被害の実態に係る調査の速やかな実施に向けて検討を進めます。

また、いわゆるホストクラブ等で高額な料金を請求され、その売掛金等の支払のために女性客が売春をさせられたり、各種性風俗店に紹介されたりする事案が問題となっているところ、悪質なホストクラブ等への対策を推進します。

ハラスメント対策や困難な問題を抱える女性に寄り添った支援を行い、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目指すための取組みを推進します。

432 生涯にわたる健康への支援

働く女性のみならず、全ての女性の生涯にわたる健康を支援する観点から、生理の貧困への対応、性差に応じた健康を支援するための取組み、学校健康診断での月経随伴症状の把握及び必要に応じた産婦人科医等への相談や治療の案内、緊急避妊薬の利用に向けた試行的販売の調査結果も踏まえた更なる検討、各中央競技団体における女性理事の目標割合40%の達成に向けた取組や女性アスリートの健康課題に対する支援などスポーツ分野における女性の参画・活躍の促進等に取り組みます。

事業所内に女性職員の相談に対応する担当者を配置し生理痛や更年期症状その他の不調等について定期的に話す機会を設け、必要に応じて産業医等の相談支援につなげたり、地域で薬局等の身近な資源を活用して女性の健康について意見交換する機会をつくり情報提供や相談を行うなど、職域・地域で女性の健康を話題とする場づくり（“Fem Terrace”（仮称））に取り組みます。また、一人一人が人生の節目ごとに自らの健康と暮らしを考え健康的な人生設計に取り組むことができる各種ツール等の開発に取り組みます。

国立成育医療研究センターに設置された「女性の健康総合センター」において、他機関との連携協力を通じ、女性の生涯にわたる健康課題に関するデータセンターの構築、ライフコースを踏まえた研究開発、女性特有の疾患や性差に着目した健康の推進に取り組みます。

433 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速

あらゆる分野における政策・方針決定過程へ

の女性の参画を促進します。

あらゆる分野の政策・事業の計画、実施、評価において、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた検討・立案を行います。その前提として、男女の性差を考慮するとともに、関連するデータの男女別の把握に取り組みます。

農林水産

434 食料安全保障の強化

農林水産業は国の基（もと）であり、将来にわたり国民に食料を安定的に供給することは国の責務です。食料安全保障の強化（食料自給率を含む食料安全保障に関する目標の達成）のため、国内の農業生産の増大を第一に特に輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力拡大を推進するとともに、安定的な輸入と備蓄を確保します。

また、「改正食料・農業・農村基本法」に基づく新たな基本計画を策定し、初動の5年間で「農業構造転換集中対策期間」と位置づけ関係予算総額の十分な増額と施策の充実・強化、必要な推進体制の確保により、農業の構造転換を集中的に行い、農林水産業の収益力向上の実現を通じた農業・農村の所得増大を目指します。

435 米政策の推進

水田機能を維持しながら、ブロックローテーションにより輪作を図る取組みや、畑作物に適した産地を畑地として産地化するとともに、水田の維持等に向け、平場と中山間それぞれの生産性を向上する取組みを集中的に後押しします。また、我が国の主食である米の安定供給に向け、需要に応じた生産・販売が行われるよう、水田活用のための予算は責任を持って恒久的に確保するとともに、作柄等に柔軟かつ的確に対応するための主食用米を長期計画的に販売する取組み等への支援等を推進します。更に、将来にわたって安定運営できるよう、水田政策を見直します。

飼料用米の多収化や低コスト化などに取り組みます。

経営所得安定対策を着実に実施し、地域の強みを生かした産地形成を図ります。

436 国産需要に応える大豆・麦の生産拡大

2030年度に大豆の生産量を2018年度の21万トンから34万トン、麦の生産量を2018年度の76万トンから108万トンへ拡大し、国産需要を確保します。また、国産シェアを拡大するため、実需との結び付きを強め、需要に応えた品質の麦・大豆の安定供給が着実に拡大するよう、作付の団地化と営農技術の導入、共同乾燥・調製施設の整備等による産地の生産体制の強化・生産の効率化を推進します。更に、作柄変動の大きい国産の供給力を安定させるため、民間保管施設の整備、一時保管に対する支援により安定供給体制を確立します。

437 米の需要拡大

米及び米加工食品（パックご飯、米粉、日本酒を含む）の国内の需要の拡大を図るとともに、海外市場の開拓や輸出産地の育成などを強力に推進します。特に、小麦等の輸入原料が高騰する中で、国産の米粉の需要と生産を大幅に拡大するため、米粉の生産コストの削減、新商品開発等を支援します。

438 平時からの食料の安定的な輸入の確保

国内生産で需要を満たすことができない農産物の安定的な輸入の確保を図るため、輸入先国における穀物等の調達網に対する投資の促進、輸入先国との安定供給に関する政府間対話の実施、国内における官民の情報共有の強化を図ります。

439 生産資材の確保・安定供給

肥料・飼料等の生産資材については、価格高騰などの問題に万全に対応して継続的に支援を行うとともに、国内資源の活用や輸入先国での投資拡大による輸入安定化を進めるなど、安定供給体制の構築を図ります。

肥料については、食料の安定供給に不可欠な生産資材であることに鑑み、国産資源への転換や肥料原料の備蓄体制の整備など原料の安定確保に万全に対応します。また、輸入原料への依存を低減するため、たい肥・稲わら、下水汚泥資源等の国内資源を最大限活用するための対策を講じます。

輸入飼料価格の高騰に対しては、配合飼料価格安定制度の円滑かつ安定的な運用及び畜産経

営安定対策の着実な実施を通じ、畜産経営が持続可能となるよう万全を期すとともに、飼料自給率の向上に向け飼料生産組織の運営強化、青刈りとうもろこしの作付け推進やコントラクター育成等の飼料産地づくりをそれぞれ強力に進めます。

燃料価格の高騰に対しては、施設園芸等燃料価格高騰対策において、一層の高騰にも対応できるよう機能を強化したセーフティネット事業を安定的に運用するとともに、省エネ型設備の導入支援を通じて燃料価格の影響を受けにくい経営への転換を図る対策を講じます。

輸入小麦等の原材料価格の高騰に対しては、安定供給の確保に万全を期すとともに、米粉・国産小麦等の代替原材料への切替、価格転嫁に見合う付加価値の高い商品への転換、生産方法の高度化等による原材料コストの抑制、国産小麦の生産拡大等を支援します。

林業・木材産業については、ウッドショックやウクライナ情勢の影響により輸入木材の供給リスクが顕在化したことを踏まえ、海外市場の影響を受けにくい需給構造を実現することの重要性に鑑み、早期に国産材のシェア拡大及び安定的かつ持続的な供給体制の構築を図る対策を講じます。

440 農林水産物・食品の輸出力強化の取組みの実施

農林水産物・食品の輸出額5兆円目標の達成に向け、マーケットインやマーケットメイクを推進するなど輸出促進施策を一層強化するため、以下の取組みを進めます。

①輸出産地・事業者の育成

計画的にマーケットイン輸出に取り組む産地・事業者の育成に向け、長期運転資金など輸出に必要な資金の供給を図ります。各国の規制へ対応しようとする事業者への支援の拡充など、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）の機能及び体制を強化します。

輸出先国・地域のニーズや規制に対応して、継続的・安定的に輸出に取り組む産地形成を支援します。

HACCP等に対応した施設の整備や地域の中小事業者が連携して輸出に取り組む加工食品クラスターの育成等を支援します。

②戦略的サプライチェーンの構築等

国内生産事業者と海外現地販売事業者、両者をつなぐ商社等が連携して行う新たなサプライチェーンの展開を推進します。

海外での物流・商流等の拠点づくりを通じたサプライチェーンの構築に向け、農林水産物・食品の輸出拡大に関連する事業者が行う施設整備等に向けた投資案件形成を支援します。

輸出物流の効率化・高度化を図るため、地方港湾・空港を活用するためのワンストップでの輸出手続きの仕組みの整備やコールドチェーン確保のための物流拠点の機能強化を図ります。

③新市場開拓に向けた品目団体や輸出支援プラットフォームの取組み強化

海外の日本食レストランだけでなく、現地系のレストランやスーパーなどの新たな市場を開拓するため、国内生産者等と連携した品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化の取組み、ジェトロやJFOODOが連携して行う、新たな商流構築に向けた取組みや消費者向けプロモーション等の取組みを支援します。

在外公館、JETRO 海外事務所、JFOODO 海外駐在員等から成る「輸出支援プラットフォーム」を整備し、輸出先国における事業者支援を進めます。

④食品産業の海外展開やインバウンド需要拡大への支援

農林水産物・食品に関連する企業の海外ビジネス展開について、支援措置や優良事例に係る官民・企業間の情報交換、交流を一層推進し、その促進を図ります。

また、最近のインバウンド需要拡大を日本食・食文化の魅力発信の好機と捉え、インバウンド消費と輸出拡大の好循環を形成します。

441 農業分野の知的財産の保護・活用

農林水産物・食品の国際競争力の強化に向け、優良品種の開発、海外流出の防止と戦略的な海外展開を推進します。

育成者権者に代わって、育成者権等の知的財産権を保護・活用する育成者権管理機関の設立を検討し、優良品種の管理の実効性を高めつつ、新品種開発等に投資するサイクルを確立するなど海外からの稼ぎを国内農業に還元する取組み

を進めます。

「家畜遺伝資源法」等のもと、我が国固有の財産である和牛を守ります。また、模倣品対策や地理的表示（GI）の活用等を強化します。

442 合理的な価格の形成

持続的な食料供給を可能とする合理的な価格形成に向け、品目ごとに作成するコスト指標の検討や指標を活用した価格形成の具体化などを進め、2025年の法制化等に向けた取組みを加速化します。

443 食品アクセスの確保

物流の省力化・自動化等の推進に向け、物流拠点の整備等を支援します。また、経済的に困窮している者等への多様な食料の提供に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりや食品提供の質・量の充実等に向けたフードバンク・こども食堂等の取組み等を支援します。

444 食品産業の持続的な発展

食料の安定供給と生産力の維持向上のため、食品産業と農業の協調・連携を進めるプラットフォームの構築や食料システムの持続性確保に向けた食品事業者の取組みを支援し、法的な枠組みを検討します。また、原材料の国産化、フードテック等の新技術の活用、食品ロスの削減などを推進します。

445 食文化・食育の推進、食品ロスの削減

「食育基本法」に基づき、食育を推進します。食や農林水産業に対する消費者の理解を深め、行動変容につなげるため、官民連携による食育活動の全国展開や、地域における様々な食育活動を推進します。

また、ユネスコの無形文化遺産にも登録された「和食」の保護・継承を図ります。「和食」を世界に正しく広め伝えていくため、日本食や日本の食文化の海外展開を戦略的に推進します。

更に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、様々な形での食品ロスを減らすために、消費者などの意識向上に尽力する等、食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給の行程全体で食品ロス削減国民運動を展開していきます。

446 規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず幅広い生産基盤の強化

担い手の育成・確保や農地の集積・集約化を進めるとともに、規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、農業経営の底上げにつながる対策を講じ、幅広く生産基盤の強化を図ります。

447 地域計画を核とした担い手の経営発展支援（農地の集積・集約化、法人化の推進）

地域計画に基づき、中小・家族経営等を含む地域の担い手に対し、農地バンク、農業委員会などの関係者が一体となり、農家負担のない農地整備事業の活用等を通じて、農地の集積・集約化を進めるとともに、その経営発展や経営継承、サービス事業体の育成等を支援します。また、「改正農振法」のもと、食料の安定供給のための農地の総量確保を図ります。

法人経営、家族経営、集落営農、企業などの担い手に対するスーパーL資金等の融資、税制、出資等の支援を行い、こうした支援等を通じて、経営のレベルアップ等につながる法人化を推進します。リース方式による企業の参加を促し、企業の持つ販路や経営ノウハウを活用します。

448 耕作放棄地対策

耕作放棄地ゼロを目指します。新たな耕作放棄地発生を予防するとともに、農地として再生利用可能な耕作放棄地のフル活用を図ります。

耕作放棄地の再生利用にあたっては、農地法に基づき、農地バンクを活用します。また、農業者、農地バンク等が行う耕作放棄地の再生作業や土づくり等を支援します。併せて、生産基盤整備による耕作放棄地発生の予防及び再生利用の推進を図ります。

449 共同利用施設の集約化・再編促進

地域農業を支える共同利用施設について、更新費用の高騰・老朽化等の状況も踏まえ、再編・集約化等に向けた支援を強化します。

450 新規就農者・女性等の活躍促進

新規就農者の確保を促進するため、経営発展のための機械・施設等の導入に係る支援を行うとともに、新規就農者に対する資金の支援や、

地域のサポート体制の整備、農業大学校・農業高校等の農業教育の充実、雇用環境の改善に取り組む農業経営体の支援等を実施します。

また、女性の一層の活躍の推進や、外国人材の確保と受入れを支援します。

451 TPP 対策等の着実な実施

CPTPP や日 EU・EPA 等の発効による農林漁業者の不安を払拭するため、「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づき、規模の大小を問わず生産性向上に向けた機械導入等により農林漁業者の体質強化と経営安定を図ります。

国際貿易交渉にあたっては、我が国の農林水産業が国民への食料の安定供給等の極めて重要な役割を果たしていけるよう、攻めるべきは攻め、守るべきものは守るとの考え方に立って、しっかりと交渉に臨みます。

452 経営安定対策の充実

農業者の経営安定に向け、ゲタ、ナラシ対策やマルキン等で万全に対応するとともに、全ての農産物が対象で、自然災害や価格低下などあらゆる収入減少のリスクに対応できる収入保険の加入を促進します。

453 強い農業の基盤づくり（農業農村整備事業の推進）

「土地改良長期計画」に則して土地改良事業を着実に推進します。政権交代前の予算を超える水準まで回復した本事業について、農地の大区画化、通信環境の整備等スマート農業や需要に応じた生産等のため、引き続き、地域に応える予算の確保を図ります。競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、流域治水対策、農道や集落排水等の生活インフラの整備等を推進します。

また、農業・農村の構造変化に対応できるよう、土地改良区の運営体制の強化を図る取組みを推進するとともに、保全・管理を進める仕組みを検討します。

454 自然災害からの復旧・復興と防災・減災、国土強靱化のための緊急対策

近年の豪雨、地震等、頻発する自然災害に対し、被災した農林漁業者の一日も早い経営再開に向けて、農地の改良・再編復旧や農業用ハウスの再建等、きめ細やかな支援対策を継続的かつ迅速に講じます。

防災・減災、国土強靱化のため、「ため池工事特措法」に基づく防災工事等を推進し、また、国土強靱化基本計画のもと、農業水利施設の整備や田んぼダム等の流域治水対策、農業用ハウスの補強、山地災害危険地区等における治山・森林整備対策等を加速して実施します。

455 東日本大震災、能登半島地震等に係る農林業再生等に全力

東日本大震災、能登半島地震等に係る農林業再生等に全力をあげます。

東日本大震災及び原子力災害事故からの復興・再生に向けて農地の集約・大区画化、スマート農業の推進、高収益作物の生産拡大等による省力的かつ儲かる農業生産体系の構築に取り組むとともに、広域的な産地形成の推進を全力で支援します。

原発事故の東京電力による賠償については適切かつ速やかに支払いが行われるよう徹底します。

引き続き、原子力事故災害被災地域における営農再開を支援します。コメ、牧草、畜産物、野菜・果樹、原木しいたけ等について、必要な放射性物質の検査の実施や、除染・放射性物質の吸収抑制を徹底するとともに、消費者への安全・安心な食料の提供に万全を期し、消費拡大を図ります。福島県産農林水産物の風評の払拭に向けて、対策の充実に努めます。

帰還困難区域も含め、国有林・民有林の森林整備や木材活用のビジョンを示し、その実現のため、木材検査体制を含む必要な運用等の見直しや森林作業のガイドラインの策定、リスクコミュニケーション等に取り組みます。

また、福島等の森林・林業・木材産業の再生に向け、引き続き、「ふくしま森林再生事業」や原木林や原木しいたけ等の特用林産物の産地再生に向けた「里山・広葉樹再生プロジェクト」、「里山再生事業」等、川上から川下までの取組みを進めます。

福島原発事故に伴う諸外国の日本産食品等の輸入規制については、米国、EU 等の多くの国・地域において撤廃・緩和されており、引き続き、撤廃に向けた働きかけを力強く行っていきます。

能登半島地震について、地域の将来ビジョンを見据えて、農林業者の一日も早い生業の再建や世界農業遺産の里山等のブランドを生かした創造的復興に向け、被災した棚田等の農地や農業用施設、畜舎、林地・林道の復興等、生業再開に向けた支援を全力で進めるとともに、令和 6 年 9 月能登半島豪雨に係る万全な支援策を講じます。

456 スマート農業等の推進

「スマート農業技術活用促進法」のもと、人口減少や担い手不足等に対応し、省力化や生産性の向上をもたらす農業の成長産業化に資する、スマート農業の展開を図ります。産学官の結集によるロボット、AI、IoT などの先端技術や多収品種を含む新品種の開発・供給、中山間地域や中小家族経営を含めた生産現場への技術導入とスマート技術に適合した栽培体系の見直し等の生産・流通・販売方式の転換、サービス事業者の育成を進めるための予算を十分に確保し、スマート農業の実用化を促進する総合的な対策を講じます。国・都道府県・大学・農研機構・スタートアップ等の民間企業の「知」の総力を結集し、新たな価値を生み出す多収品種を含む新品種や農作業の負担軽減等につながる技術開発など、現場と一体となって、農林漁業者等への実装までを視野に入れた技術革新を進めます。

また、様々な農業生産関連データの連携、共有、提供が可能な農業データ連携基盤について、範囲を加工・流通等まで拡大し、データを活用した農業を推進します。

457 畜産・酪農の生産基盤の強化

「畜産クラスター」等により、中小規模・家族経営を含む生産基盤を強化します。

①畜産・酪農の省力化の推進等

キャトルステーションの整備や預託の仕組みなどを活用し、肉用牛の地域内一貫生産を推進します。

乳用後継牛の育成体制の整備、酪農ヘルパーの活用や搾乳ロボット等の省力化機械の導入により労働負担の軽減、飼養管理の効率化等を推

進めます。

国産チーズの競争力を高めるため、原料乳の高品質化・コスト低減の取組みの強化、製造コストの低減と品質向上・ブランド化等を推進します。

②輸出拡大と環境負荷の軽減等

輸出拡大の主翼を担う畜産物の輸出について、輸出目標の達成に向けて、オールジャパンの取組みに加え、生産者・食肉処理施設等・輸出事業者の3者から構成されるコンソーシアム(事業共同体)による取組みを支援するほか、輸出施設の計画的な整備や輸出認定の迅速化を推進します。

畜産・酪農における持続的な生産を図るため、温室効果ガスなどの環境負荷の軽減と、良質な堆肥の生産・広域流通を通じた耕畜連携等による資源循環の拡大を推進します。

輸入飼料依存から脱却し、国産飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を確立するため、不安定な気象に対応した草地改良、飼料生産組織の育成、飼料用米・飼料用とうもろこしに加えエコフィード等の多様な国産飼料の生産・利用拡大、耕畜連携、放牧等を推進します。

③畜産・酪農の経営安定等

公平かつ安定的な取引等により指定生乳生産者団体の機能を発揮し、酪農経営の安定、あまねく地域からの確実な集乳を確保します。労働負担の軽減に資する機械の導入や酪農ヘルパーなど外部支援組織の強化などにより酪農の働き方改革を推進します。

価格が下落している肉用子牛への対策や生産者と乳業が協調した脱脂粉乳在庫低減の取組みへの支援とともに、和牛肉や牛乳・乳製品の販路・消費拡大を進め、生産基盤を守り、生産者が営農継続意欲を維持できるよう支援します。

意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組めるよう、畜種(酪農、肉用牛繁殖・肥育、養豚、採卵鶏)ごとの特性に応じて畜産・酪農の経営安定対策を着実に実施します。

また、養蜂の振興に向けた取組みを支援します。

458 食の安全・信頼の確保

「家畜伝染病予防法」に基づき、飼養衛生管

理の徹底や野生動物対策等により豚熱や鳥インフルエンザの発生予防とまん延防止に全力を尽くすとともに、発生農家等の経営再開を支援します。アフリカ豚熱等の家畜伝染病や病害虫の侵入を防ぐため、家畜防疫官・植物防疫官の増員等より空海港等での取締りを強化し、水際検疫に万全を期します。産業動物獣医師の確保を図り、獣医療提供体制を整備します。気候変動等により病害虫の侵入・まん延が懸念される中、「改正植物防疫法」を踏まえ、総合防除体系の構築を推進します。動物医療分野における薬剤耐性対策等により、安心できる営農環境を守るとともに、食の安全・消費者の信頼確保を図る取組みを推進します。

全ての加工食品について、実行可能な方法で原料原産地表示を推進します。

459 産地強化対策

「産地生産基盤パワーアップ事業」により、果樹・野菜・花きなど全ての農作物を対象に、品質向上・コスト低減や高収益作物・栽培体系への転換などを強力に支援します。

460 園芸作物の生産体制の強化

マーケットニーズに対応した園芸作物の供給力を強化します。

①野菜の生産振興等

食料安全保障の確立の観点から、加工・業務用野菜の国産活用への切替えを推進するため、加工・業務用野菜の生産拡大に向けた産地の多様化や、冷凍加工施設や集出荷貯蔵施設の整備等による加工流通の効率化・付加価値化等を進めます。野菜価格安定対策の円滑な推進により、野菜農家の経営安定を図るとともに、国産野菜の安定供給を確保します。

②果樹の生産振興等

国内外の需要に答えきれていない果樹について、生産の増大に転じるため、担い手・労働力の育成・確保とともに、省力樹形の新植・改植の加速化や、スマート技術等の導入を前提に省力樹形を基本として生産を行う新規産地の創出により、生産基盤の底上げを図ります。また、ストレート果汁など国産の強みを生かした果実加工品の供給拡大に向け、作柄安定技術の導入等による原料果実の安定確保対策を推進します。

③花きの生産振興等

「花きの振興に関する法律」に基づき、国産花きの生産・供給体制の強化や、花育の普及、プロモーション活動等による国産花きの需要拡大を推進するとともに、需給構造の変化に対応するための取組みや輸出拡大に向けて国内外へ国産花きをアピールする取組みを推進します。

④施設園芸の生産振興等

施設園芸の大規模化・省エネ化等によるコスト低減や、高度な環境制御による次世代型の高収益な施設園芸の展開を推進するとともに、燃料価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めます。農業用ハウスの補強等により、自然災害に対する強靱化対策を進めます。

また、既に措置されている施設園芸農家の経営安定のための農業用 A 重油の免税・還付措置は今後も継続を目指します。

461 地域に根ざした特産作物の振興

「お茶の振興に関する法律」に基づき、茶の需要拡大を進めるとともに、国内外のニーズに合わせ、高品質化・生産安定に向けた改植・未収益期間への支援、有機栽培や輸出向け栽培への転換支援、担い手への集積等に伴う茶園整理への支援、防霜ファンの整備の推進、燃料価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換に対する支援を進めます。

甘味資源作物については、生産体制の強化、地域の雇用確保も視野に入れた経営支援策の実施により生産・経営の安定を確保します。台風等の自然災害の多いさとうきびのセーフティネット基金を活用した生産回復の取組み推進、産地ごとに作成したさとうきび増産プロジェクトの着実な推進、土づくり支援、かんしょ・ばれいしょを含めた甘味資源作物の作業効率化のための機械化一貫体系の確立や砂糖製造業における働き方改革の推進を図ります。

かんしょ・ばれいしょ・てん菜の病害虫防除対策など作付支援や需要に応じた作物の生産拡大など畑作の持続的な生産体系の確立を推進します。

そばの需要に応じた生産振興を推進します。

462 種子の安定供給

種子の安定供給のため、これまで通り、都道

府県への地方交付税をしっかりと確保します。

463 地域資源を活用した付加価値創出の推進

1次産業、2次産業、3次産業の連携による付加価値の高いビジネスの展開を促進し、需要に応じた新たなバリューチェーンの構築や地理的表示制度の活用を推進するとともに、農山漁村の地域資源を活用した付加価値創出の取組みを推進して、地域の所得の増大と雇用機会の創出を実現します。集落営農等を母体とする6次産業化・地産地消への取組みを支援し、地域の農林漁業者、観光事業者、学校給食等の様々な事業者のネットワークを構築します。マーケティングに精通し、6次産業化に取り組む農林漁業者の経営改善の取組みを支援する人材の育成・確保を図ります。販路と商品化のノウハウをもつ企業等の活動を支援します。

更に、これらの取組みの推進に当たっては、地域コミュニティを支える農村型地域運営組織（農村 RMO）も事業主体となり得るよう支援を行います。

464 「農泊」の推進

古民家などの活用を通じて、農村地域の伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ「農泊」を地域が主体となって推進するなど、インバウンドの受け入れも含め都市農村交流の促進により、農山漁村の所得向上や農村への関心層の創出・拡大を実現します。

また、都市と農山漁村の住民が共に行き交う共生・対流を図り、農業・農村に対する国民の意識を高め、子供の頃から農業・農村に親しむ取組みを推進します。

465 農福連携の推進

障害者等の農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいの創出と社会参画を促す農福連携の取組みを強力に推進します。障害者・生活困窮者の活躍や高齢者の健康・生きがいの向上のための農業生産施設等の整備、農業者が障害者を受け入れる際に必要となる安全設備等の整備、障害者等が農業技術を習得するための研修等を支援し、障害者等の社会参画を促します。

466 都市農業の振興

市民農園など、都市住民が都市農業に触れ合

う機会を拡大するとともに、「都市農業振興基本法」等の理念に基づき、都市農業の安定的な継続と都市農地の有効な活用をはかる生産緑地を対象とした新たな貸借の制度の適正かつ円滑な運用を進めます。

467 鳥獣被害対策・ジビエ利用の推進

鳥獣被害対策に全力で取り組みます。暮らしや農林業に深刻な被害を及ぼすシカ・イノシシ・クマ・サル等の野生鳥獣による被害を防止するため、地域ぐるみでの「捕獲」「侵入防止対策」「生息環境管理」の総合的な対策を推進するとともに、捕獲鳥獣のジビエ活用の一層の拡大に向け、捕獲から消費までの各段階の課題に応じた対策を講じます。

シカ・イノシシについては、生息数を2028年度までに2011年度比で半減させることを目指し、特に生息数の多いシカの集中的な捕獲を進めます。また、県・市町村が連携した広域的捕獲や、ICT等新技術の一層の活用等、広域的で効率的・効果的な被害対策を支援します。

捕獲鳥獣のジビエ利用量を2025年度に4,000tまで増加させることを目指し、ジビエハンターの育成や国産認証制度の普及、ペットフード利用の拡大、ジビエの観光資源化等の新たな需要喚起等に取り組みます。

森林・林業においてもシカによる被害が深刻化しており、効果的・効率的なシカ捕獲の取り組みを関連事業と連携して推進します。

468 「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた技術の開発・普及

我が国の食料・農林水産業は、生産者の減少、地球温暖化、大規模自然災害等の課題に直面しています。今後、SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していく中で、これらに的確に対応するため、農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築を目指します。

その実現のため、「みどりの食料システム法」に基づき、調達・生産・流通・販売・消費に至るまでの環境と調和のとれた持続可能な食料システムの確立に向け、環境負荷低減に取り組む生産者や新技術の開発や導入を行う事業者に対し、予算・税制・金融上の支援措置を講じるとともに、生産者、事業者、消費者等の連携や理解の増進等を図ります。

また、2027年度に向けて、環境負荷低減の先進的な取り組みを支援する新たな環境直接支払交付金の創設を検討します。

469 環境と調和した持続可能な農業の展開

再生可能エネルギーの導入による利益の地域への還元を進め、農山漁村の活性化を図りつつ、安定した生産・流通・消費体制の整備、外食産業における国産消費拡大への支援、薬用作物の国内栽培振興支援、機能性農林水産物のほか、有機農業の拡大支援や土づくりをはじめとする「農業の自然循環機能に立脚した」技術に基づく持続可能な農業を推進するとともに、こうした農業により生産された農産物の国内安定供給体制を整備します。更に、食品ロスの削減推進、食品残さの飼肥料化・エネルギー化等リサイクルの活動を支援します。

470 日本型直接支払制度の推進

農業・農村の有する国土保全、水源かん養、自然環境保全等の多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」によって法制化された「日本型直接支払制度」を着実に実施し、水路・農道等の地域資源の管理のための共同活動、中山間地域等の条件不利地における農業生産活動、環境保全効果の高い営農活動等を支援するとともに、担い手への農地集積などの構造改革を後押しします。

471 中山間地域等の振興

中山間地農業を元気にします。農地の総量確保と地域社会の維持に向け、平地との格差を埋め、営農継続を支援する中山間地域等直接支払制度などを着実に実施していきます。また、中山間地域等の条件不利地においても、中山間地農業ルネッサンス事業等により、優先枠を設定し、創意工夫を発揮して収益性の高い農産物の生産等に取り組む意欲ある地域・農業者を積極的に支援します。

更に、地域社会の維持に資する生活の利便性の確保に向けて、特に中山間地域等の小規模集落向けに、農村型地域運営組織（農村 RMO）の形成を支援します。

加えて、これらの地域政策と産業政策を車の両輪として進めていく上で土台となる水利施設

等の生産基盤整備や農業機械導入等を積極的に推進するとともに、デジタル技術も活用し、農用地保全や地域コミュニティの活性化に一体的に取り組む中山間地域を総合的に支援します。

472 棚田地域の振興

「棚田地域振興法」の延長等に向けた議論を進め、引き続き、棚田を核とした地域振興の取り組みを関係府省庁一体となり支援します。

473 森林・林業・木材産業によるグリーン成長の実現

カーボンニュートラルの実現に向け、再造林等に取り組む林業経営体に対し、森林の集積・集約化を進める新たな仕組みを検討するとともに、路網の整備や高性能林業機械の導入、再造林の省力・低コスト化、エリートツリーの安定供給、加工流通施設の整備、スマート林業の展開、労働力確保に取り組むとともに、針広混交林等の森林づくり、森林病虫害対策等による森林資源の適正な管理と林業・木材産業の持続的発展を推進します。

474 森林吸収源対策の推進

パリ協定を踏まえ、森林吸収源対策を推進します。2030年度の森林吸収量の目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用の確立を図るため、国産木材利用の拡大等の取り組みと併せて、路網整備、植林、下刈りや除伐・間伐等に支援する森林整備事業を推進していきます。

地域の森林整備の促進にも貢献する公的主体による奥地水源林の適切な整備、林業公社の経営改善の支援を図るとともに、林道橋等の既存施設の長寿命化に向けた取り組みを推進します。

475 森林の経営管理の集積・集約化

森林の循環利用を着実に進めるため、森林経営管理制度により、伐採だけでなく、再造林等に取り組む林業経営者に森林の集積・集約化を進めるための新たな仕組みを検討します。

また、森林環境譲与税等を活用して路網整備・間伐等の森林整備の更なる推進を図るとともに木材の需要拡大等を進めます。

更に、森林経営管理制度を円滑に推進するた

めには、担い手の中核となる林業経営者の育成が重要であるため、国有林野の一定の区域で、公益的機能の確保や地域の産業振興等を条件に、一定期間・安定的に樹木を採取できる樹木採取権制度の活用を図ります。

施業集約化、外国資本等による森林買収の防止等を図るため、森林法や森林経営管理法も活用し、市町村による林地台帳の整備、森林所有者に対する経営管理の意向調査、ICT活用による森林情報の整備、地籍調査の加速化、森林所有者と境界の明確化等を推進します。

476 林業のデジタル化・イノベーションの推進

林業のイノベーションを推進し、林業の安全性、生産性及び収益性を向上させます。

特に、プラットフォームの構築・運営を通じて、林業機械の自動化・遠隔操作化及び森林内の通信環境確保に向けた開発・実証、新たな技術を活用した革新的な林業に取り組みます。

また、地域一体となって森林調査から原木の生産・流通に至る林業活動にデジタル技術をフル活用する「デジタル林業戦略拠点」の構築を進めます。

477 林業を支える多様な担い手・人材育成

「緑の雇用」や緑の青年就業準備給付金により若い新規就業者の確保と定着を図り、森林総合監理士（フォレストラー）、森林プランナー、オペレーター等林業技術者・技能者の育成を推進するとともに、外国人材の受入れに向けた取り組みを推進します。また、森林組合、林業事業体、自伐林家など多様な担い手の育成、造林に係る林業経営体の新規立ち上げのほか、労働安全強化対策等を促進します。

478 国土強靱化に向けた治山・森林整備対策

地球温暖化の影響により、線状降水帯の発生等による山腹崩壊等が多発している中、災害リスクに対処し、国民の安全・安心な暮らしを実現するため、能登半島地震や豪雨等による被害を受けた荒廃山地の復旧対策の着実な実施、山地災害で得られた教訓を踏まえた治山対策の推進、森林資源の循環利用や花粉症対策にも資する強靱で災害に強い林道の整備、主伐後の確実な再造林や間伐等を推進します。

特に早急に治山対策や森林整備等が必要な危

険地区等において、5 か年の加速化対策を計画的かつ着実に実施するとともに、今後、策定が予定されている「国土強靱化中期計画」に治山・森林整備対策を位置付け、引き続き、緑の国土強靱化を推進します。

479 国産材の安定供給体制の構築（ウッドショックへの対応）

円安の進行による輸入材価格の上昇、SDGs への企業意識の高まりなど、国産材の需要拡大を進める好機となっていることも踏まえ、川上から川下までを含めた総合的な対策を講じ、国産材の競争力強化と供給力拡大を図り、安定的な木材需給構造を構築します。具体的には、路網の整備、高性能林業機械の導入、再造林の省力・低コスト化、木材加工流通施設の整備、急傾斜に対応した架線系集材技術の開発・普及、伐採と造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の活用等により、生産基盤強化を進めるとともに、輸入木材からの転換を進める製材業者や工務店等による効率的なサプライチェーンの構築を進め、成長の主要である地方経済における主要な産業の林業・木材産業を下支えします。

480 花粉症対策の推進

花粉症ゼロ社会を目指します。「初期集中対応パッケージ」に基づきスギ人工林の伐採・植替えの加速化、スギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、花粉飛散防止剤の開発・実用化などを推進します。

481 「都市(まち)の木造化推進法」に基づく国産木材利用の拡大

森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現し、森林所有者や原木の生産者の所得の増大と地域の雇用の拡大を進め、山村の振興を図るため、国産木材の自給率 5 割を目標に木材の利用拡大に総合的に取り組みます。

①住宅における木材利用

国産材需要の約半分を占める住宅分野において、梁や桁など国産材の利用が低位な部材での国産材シェアを高めるとともに、工務店と林業・木材産業関係者の連携による国産材を活用した住宅づくりを推進します。

②非住宅・中高層分野等における木材利用

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（通称：都市（まち）の木造化推進法）に基づき、公共建築物（学校など）における木材利用の徹底と支援を行うとともに、国又は地方公共団体と民間事業者の間で締結する建築物木材利用促進協定により、民間建築物における木材利用を促進します。

③国民運動による木材利用の促進

心理面・身体面の効果など木材の良さを発信するとともに、国民運動としての木材利用促進に取り組みます。

482 JAS 構造材や CLT 等を活用した国産材需要拡大

建築物への木材利用促進に当たっては、大半が非木造構造である中高層建築物を中心に、JAS 構造材や CLT（直交集成板）、耐火部材等を含めた技術開発や設計者・施工者の育成に取り組みます。

483 合法木材の利用促進

改正クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）に基づき、木材関連事業者による合法性確認等や合法伐採木材の利用を徹底するとともに、木材生産国における関連制度等の把握を進めるなど、地球温暖化防止等に資するための合法伐採木材の利用促進に向けた取組みを強力に推進します。

484 国産木材の輸出促進

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づいて、木材の輸出を推進します。特にジャパンブランドの確立や川上から川下までの企業が連携した輸出産地の育成、国際競争力の高い生産体制実現のための加工・流通施設の整備等を通じて、海外市場で求められる付加価値の高い木材製品の輸出拡大を進めていきます。

485 木質バイオマス利用の促進

山村地域の雇用と所得の拡大、山元への還元を確実にし、山村地域の活性化を図るために、地域の関係者の連携のもと、熱利用または熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用

する「地域内エコシステム」を構築し、木質バイオマスのエネルギー利用を促進するとともに、改質リグニン、セルロースナノファイバーなどのマテリアル利用を積極的に促進します。

486 山村振興対策の強化

森林の多面的機能の発揮を支える山村の地域活動や林家の取組み（森林の管理、侵入竹への対応等）を総合的に支援します。

人口の減少と高齢化の進展、生活利便性の低下、鳥獣被害の激化等に鑑み、「山村振興法」の延長等に向けた議論を進めるとともに、山村の維持・活性化に必要な観点から同法に基づき、地域資源の活用に向けた交付金等により、山村活性化の支援を推進します。

きのこ、薬草、木炭など高収益や多様な利用が期待される特用林産物の生産・流通・販売体制の支援を強化します。加えて、健康・観光・教育など様々な分野での森林空間の活用を推進します。また、J-クレジットの普及拡大に向け、森林由来クレジットの創出と幅広い企業等の需要拡大に取り組み、持続的な林業経営への貢献を図ります。

487 国民参加の森林づくりの推進

森林・林業への国民理解の醸成、木材利用の促進の観点等も踏まえ、植樹活動等の国民運動を展開します。企業やNPOのネットワーク化などを進め、多様な主体が参加した森林づくりを推進します。

488 水産業の成長産業化を推進

海洋環境が大きく変化する中、水産業の成長産業化を着実に実行し、漁業者の所得向上と若者などにとって魅力ある漁業の実現を図り、全国の浜を元気にします。具体的には、資源管理や収益性の向上に取り組む漁業者に対して、リース方式による漁船・漁具等の導入、生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器などの導入、もうかる漁業・養殖業の実証等による漁船漁業の構造改革、積立ぶらす等の経営安定対策、新規就業者対策、水産物の消費の拡大、水産加工・流通業の振興、海外輸出の促進や輸出先の多角化等、スマート・デジタル技術の活用やカーボンニュートラルも含む「水産日本」の復活に向けた取組みを引き続き支援します。

489 漁業者の経営安定の確保

漁船保険制度及び漁業共済制度は、自然環境に左右されやすい漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る役割を果たしていることから、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用などを通じて、両制度の安定的な運営を確保します。

また、資源管理や漁場改善に取り組む漁業者に対し、「積立ぶらす制度」などの経営安定対策を引き続き実施するとともに、機能強化を図ります。併せて、持続的発展のできる質の高い漁業となるよう日本版水産エコラベル（MEL等）の普及と国産水産物の消費拡大を支援するとともに、誇りと意欲をもって漁業経営を継続できる浜値となるよう、漁業者が魚の値決めに関与できる仕組みを工夫します。

また、漁業経営の一層の健全化に向けて取り組む漁業者が、必要とする資金を迅速かつ円滑に融通できるよう金利負担軽減などの金融支援を実施するとともに、補償制度についても無担保・無保証人でも活用できる制度を推進します。

490 燃油などの高騰への対策の実施

コストの多くを占める漁業用燃油・養殖用飼料価格の高騰から漁業経営を守るため、燃油価格などの高騰時に、漁業経営セーフティーネット構築事業により補てん金を交付します。また、漁業経営の安定のための漁業用A重油・経由の免税・還付措置は今後も継続を目指します。

491 漁師になろう！漁業・水産業への新規就業者を支援

地方の根幹産業である漁業・水産業に新しい力を注入し、漁村を活性化します。このため、新規就業希望者に対して細やかな情報発信を行える体制の構築や水産高校卒業生の海技士資格の取得を支援するとともに、外国人材の確保と適正で円滑な受入れを支援します。また、浜を牽引していく漁業者の経営能力の向上を支援します。更に、現場研修及び講習を行う漁業協同組合や水産関係団体・企業等の受入れ機関などに対する国による支援の拡充・強化を図ります。

492 漁業の構造改革

もうかる漁業・養殖業の実証により、高性能

漁船の導入による新たな操業体制への移行、浜の構造改革を後押しするため、意欲ある漁業者へのリース方式による漁船導入を促進する支援策を引き続き講じ、漁業の収益性を向上させるとともに、居住性・安全性・作業性の高い漁船の計画的な代船建造を進めます。併せて、浜の構造改革を目指す取組みに必要な漁船・漁具等の導入を支援します。また、浜プランの実践による浜の構造改革を強力にサポートし、浜と企業とのマッチング活動の促進やガイドラインの策定などを通じ、浜と企業との連携などを円滑にするための取組みを行うとともに、漁船漁業における省人・省力化等のための技術開発や ICT 等の利活用によるスマート水産業を推進します。

493 国産水産物の消費や魚食の拡大と地産地消の推進

水産物消費が大幅に減少している中、水産物を利用したいとの意欲のある学校給食などへの供給をはじめとした取組みを一層充実強化するとともに、教育現場での体験漁業の導入や地域水産物を活用した魚食の推進など、子ども時代から魚に親しむ食生活の実現に向けた魚食普及の取組みを進めます。併せて、国産水産物の流通・消費を促進するために、全国各地の漁師自慢の魚である「プライドフィッシュ」の推進、水産加工業者等への原材料の安定供給等のための水産物供給における平準化の取組み、原材料不足・人手不足などの課題の解決に向け、低・未利用魚の活用や新商品の開発、販路の拡大・開拓などに意欲的に取り組む生産・加工・流通関係者を総合的に支援します。

494 水産物の流通構造の改革

マーケットイン（※1）の発想に基づき物流の効率化、新しい鮮度保持技術や ICT 等の活用、衛生管理の強化などにより国内外の需要への対応を進め、水産、加工・流通、販売・輸出等の関係者が連携して水産物のバリューチェーン（※2）全体の生産性を向上させる取組みを支援します。また、IUU 漁業（※3）撲滅にも資する水産流通適正化法の一部改正に伴い義務付けられる、新たな情報伝達等に適切に対応できるようにするため、現場の負担を軽減できるよう電子化の推進等も含め支援します。

※1 商品の企画開発や生産において消費者の

ニーズを重視する方法のこと。

※2 生産された水産物に付加価値を付けて、最終消費者に届けるまでの一連の流れのこと。

※3 「違法・無報告・無規制（Illegal, Unreported and Unregulated）」に行われている漁業のこと。

495 水産物輸出の促進

世界的な水産物市場や日本食文化の広がりを踏まえ、農林水産物・食品の輸出額 5 兆円（うち水産は 1.2 兆円）に向け水産物輸出を推進し、水産業の持続的発展による漁業・漁村の活性化を図ります。農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、マーケットインの発想で輸出拡大に取り組む産地・事業者の生産基盤の強化や官民一体となった海外での販売力の強化等を図るとともに、HACCP（※）に基づく加工・流通施設整備への積極的支援や認定の加速化、輸出拡大の見込まれる大規模な拠点漁港等において一貫した衛生管理の下で共同利用施設などの一体的な整備等を推進します。また、輸入規制等の緩和・撤廃や生産・衛生基準や各種証明を適切な内容とするための輸出先国との交渉などに取り組みます。

※食品の原料の受け入れから製造・出荷までの全ての工程において、危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法。

496 資源管理による水産物の安定供給の確保

産地市場・漁協等からの効率的なデータ収集や資源調査の充実、資源評価の制度向上を図ることにより、海の生産力を最大限活用し、最大の漁獲量を持続的に得られるよう、資源評価に基づく数量管理を基本とする資源管理を実施し、国際的に見て遜色のない水産資源の評価・管理方法を導入します。これにより、国民に対する水産物の安定供給の確保、浜の所得向上及び漁業の成長産業化を図ります。また、種苗放流事業については、地域の実情に応じた取組みに加えて、ブロック単位等の広域的な取組みを積極的に進めます。更に、サケ・マスの回帰率向上に必要な強い稚魚の生産と適期放流の体制への転換、広域種の適切な放流費用負担の仕組みの構築、ウナギ等の内水面資源の回復と適切な管理

体制の構築、スルメイカ、サンマ等資源状態が悪化している魚種について、その原因解明に取り組めます。

クロマグロをはじめ、国際条約などによる規制に応じた資源管理のための漁獲制限などについては、沿岸漁業者を含め可能な限り漁業者への影響が最小となるよう、漁業所得が減少する漁業者に対する経営安定支援を引き続き実施します。

鯨類については、鯨類科学調査を着実に実施するとともに、鯨食普及や販売促進を支援するなど、再開された商業捕鯨の自立に向け着実な進展を図ります。

2020年12月に施行した改正漁業法による罰則強化の効果を最大限に高めるため、関係者が連携した漁業取締りの強化、漁業者による取り組みへの支援等の総合的な密漁対策を推進します。

497 養殖漁業の成長産業化

養殖業の成長産業化に向けて、国内外の需要を見据えて国が定める養殖業に関する総合戦略に応じ、生産から販売・輸出に至る官民の関係者が一体となって取り組む協議会が策定する行動計画に基づき、輸出等を視野に入れた新技術を用いた協業化の促進や大規模沖合養殖システムの導入等による収益性向上のための実証等の取り組みを支援します。また、養殖業の成長産業化を達成するために必要な低コスト・高効率飼料、人工種苗生産技術等の開発など、ボトルネックの克服に向けた技術開発・調査を推進します。併せて、既存漁業と調和しつつ沖合域における大規模静穏水域を確保するとともに、漁港の水域及び陸域の有効活用を積極的に推進して養殖適地の拡大を図ります。更に、漁業経営セーフティーネット構築事業による配合飼料に係るコスト対策や養殖用生餌の安定供給に対する支援を行い、養殖水産物の着実な消費・輸出拡大を図ることにより経営強化につなげます。

また、真珠の振興に関する法律に基づく基本方針に沿って、必要な施策を実施します。

更に、河川・湖沼での漁場環境の改善や外来魚等の駆除など、内水面漁業振興対策を進めます。

498 国民の安全と国益を守る毅然とした水産外交及び外国漁船の違法操業対策の実行

外国漁船によって日本周辺水域での安全操業が脅かされている状況に鑑み、政府による強力な外交交渉を進め、日本の漁業者の安全操業の確保を図るとともに、漁業取締船の装備の充実など取締能力を向上することで外国漁船による違法操業の防止と日本周辺水域における資源管理の徹底を図ります。

カツオ・マグロ・サンマ・サバ・イカ・鯨など回遊性水産資源の持続的利用を効果的に図れるよう、我が国がリーダーシップをとって科学的調査に基づいた国際的な資源管理や捕鯨問題にも取り組むなど、国民の安全と国益を守る毅然とした外交交渉を行うとともに、ODAなど国際協力を通じて海外漁場での安定的な操業を確保します。特に鯨類については、引き続き、国際機関と連携しながら科学的知見に基づく資源管理に貢献します。また、水産資源の持続的な利用という立場を共有する国々との連携を更に強化します。

WTO交渉やEPA・FTA交渉など貿易交渉においては、国益を第一に先達が築き上げてきた実績と誇りを守る国際ルール作りに努めるとともに、地域において重要な基幹産業である水産業の国際競争力強化に努めます。

499 漁港などの強靱化、安全で豊かな漁村づくりの促進

南海トラフ地震・津波などに備えて自然災害に強い漁業地域を目指し、漁港・漁村・海岸の防災・減災対策や老朽化対策を積極的に進めます。

漁港等の集出荷機能の再編・集約や高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所等の整備を推進し、水産物の品質管理と安全性の向上を図るとともに、漁船の大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深を推進します。また、漁場の整備とともに、漁港の水域や陸域の増養殖の場等としての有効活用などを推進します。

併せて、整備が遅れている生活排水の処理など生活環境の整った安全で豊かな漁村づくりを進めます。

また、「浜の活力再生プラン」を全国の浜で進めることにより、担い手の確保・定着に向け、漁業者の所得を向上させるほか、都市住民などの漁村への訪問を促すこと等により浜のにぎわい

を復活させます。

500 海業の全国的な展開

地域の所得向上と雇用創出を実現するため、地域のやる気と挑戦を引き出し、海業に一步を踏み出すための施策等に取り組むことによって海業の全国的な展開を図ります。

501 水産の有する多面的機能の発揮、離島漁業再生支援

「水産多面的機能発揮対策事業」や「離島漁業再生支援交付金」、「特定有人国境離島漁村支援交付金」により国民に対しての多面的機能を提供する役割を担ってきた漁業や漁村を引き続き支援するとともに、漁場生産力の回復・強化に向け、ブルーカーボンに資する藻場・干潟の保全等の取組みの促進や、漁業・漁村が有する広大な国境監視のネットワーク機能等についての国民的理解の促進を行います。

502 赤潮や有害生物への被害対策の確立

赤潮や有害生物について、各種研究機関、我が国周辺の関係国とも密接な連携を行い、漁業被害の軽減のための研究調査を行います。赤潮については、早期かつ的確な発生情報の把握及び提供が重要であることから、近年様々な海域で発生している状況も踏まえて、モニタリング体制強化に資する技術の高度化や、予測手法及び被害軽減技術等の開発とその普及に取り組みます。また、有害生物については、早期駆除など抜本的対策や発生情報等の関係漁業者への速やかな提供を行うなどの体制を整備します。

503 東日本大震災及び福島第一原発事故からの水産業再生の加速に全力

東日本大震災及び福島第一原発事故からの水産業再生を加速し、漁船・漁港・養殖施設など漁業生産基盤はもとより、水産加工施設や冷蔵施設・製氷施設など、関連産業施設の復旧・復興を進めます。また、水産加工業については、地域の水産物を用いた新商品の開発、新規販路開拓などの取組みを支援し、販路回復を進めます。原発事故による操業自粛などの直接被害、外国による輸入規制への対応及び風評被害対策については、輸入禁止措置の撤廃・緩和を働きかけていくとともに、各国に安全性を積極的にアピール

し、一層の日本産食品の輸出拡大の実現など、漁業者への支援や安心確保を図ります。併せて、ALPS 処理水の海洋放出に伴う新たな風評への懸念を払拭するため、太平洋の海水、海底土及び水産物中の放射性物質のモニタリングを引き続き徹底し、漁業者が安心して事業を継続できるよう、万全な生産・加工・流通・消費対策を講じます。

また、一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制措置に対して、影響を受けた日本産の水産物について、引き続き、三陸常磐ものの魅力発信を含む国内消費拡大やビジネスマッチング支援等の海外販路開拓等を実施します。

504 能登半島地震に係る漁業の再開、漁港の復旧復興を進める

能登半島地震により影響を受けた漁業の回復に向け、全力で取り組みます。

能登半島地震による隆起の被害が顕著な地域においては、本格的な再開に向けて、操業開始に必要な漁港機能の回復や、給油施設、製氷・貯氷施設等の漁業関係施設の復旧の支援とともに、漁場環境回復のための活動や操業再開によって明らかとなった課題に対する調査等を進めます。更に、被災した漁港施設の本格的な復旧を進めます。

隆起被害がない地域の漁港においても、順次漁港施設の本復旧を推進します。

地方創生・地方自治

505 地方創生 2.0 として再起動

「地方こそ成長の主役」であり、これまでの成果と反省を活かし、地方創生 2.0 として新たな地方創生施策の展開を図ります。「新しい地方経済・生活環境創生本部」のもと、今後 10 年間で集中的に取り組む基本構想を策定します。

併せて、観光産業の高付加価値化を推進するとともに、文化芸術立国に向けた地域の文化、芸術への支援強化にも取り組みます。また、全国で「交通空白」の解消に向けた移動の足の確保を強力に進めます。

506 地方創生臨時交付金等での支援

エネルギー・食料価格等の物価高騰に対応す

るため、地方創生臨時交付金を活用した地方の取組みを支援します。

507 地方創生の交付金等での支援

コロナ後の地方創生に向けて、デジタル・トランスフォーメーションや脱炭素化を含め、各地域の特色を踏まえた地方の自主的・主体的な取組みを強力に後押しします。

それぞれの地方公共団体において、自分たちの未来を、自分たちの創意工夫で切り拓く、意欲的なチャレンジが行われています。地方公共団体のこれらの意欲的な取組みを引き続き交付金等で積極的に支援するとともに、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増することを目指し、地方創生の充実・強化を図ります。

また、半導体等の大規模な生産拠点整備を支える関連インフラ整備について、追加的に複数年かけて安定的に支援することにより、国内投資の促進や雇用機会の創出を図ります。地方創生は一朝一夕では実現しない、息の長い取り組みです。このような施策により、今後も、地方公共団体のチャレンジを、安定的・継続的に支援していきます。

508 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用

企業が創業地などの地方創生プロジェクトを応援することを促進するとともに、地方公共団体が企業に地方創生の取組みをアピールするために政策面で競い合うことを促進することにより、地方創生の取組みを加速化するため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、延長等を図ります。

509 地方創生テレワークの推進

都市部の企業に勤務する人々がテレワークにより、地方にいながら都会と同じような仕事ができるようになる「転職なき移住」を実現するため、地方におけるサテライトオフィスの整備・利用促進等を推進し、進出企業の定着に向けた支援も進めるとともに、企業等に対する情報提供・マッチング支援等に取り組むことで、地方への大きな人の流れを生み出します。

510 政府関係機関・企業の本社機能移転等の促進

地方における女性・若者・子育て世代にとつ

て魅力のある雇用の創出を図るため、地方拠点強化税制の対象に子育て施設等を追加し、本税制の活用を促進することにより、首都圏に集中する政府関係機関を含めた移転を進め、企業の本社機能移転等を促進します。

511 全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の推進

性別や年齢、障害の有無等を問わず、一人ひとりが個性と多様性を尊重され、それぞれの希望に応じてそれぞれの持つ能力を発揮し、生きがいを感じながら暮らすことができる地域づくりを進めます。

512 地方における魅力あるしごとの創出

地方において魅力ある職場を生み出すため、地域の産業の生産性向上や地域の付加価値を高める事業創出の促進を支援します。また、地方における女性や高齢者等の一層の社会参画が可能となるよう、仕事と子育ての両立が可能な働き方の確立、アンコンシャスバイアスの解消、高齢者や障害者も安心して働くことができる雇用環境の整備などを進めます。

513 地域産業創生の駆動力となり特定分野に強みを持つ地方大学づくりなど地域における若者の修学・就業の促進

地域における若者の修学・就業を促進するため、地方大学・産業創生法に基づき、産官学連携による地域の中核的産業の振興や雇用創出と大学改革を一体的に行う優れた取組みを地方大学・地域産業創生交付金により支援し、「地域産業創生の駆動力となり特定分野に強みを持つ地方大学づくり」を進めます。また、地方における地元企業等に就職した者に対する奨学金返還支援制度の促進や、自分の住む地域に誇りと愛着を持つことを促進する教育を強化するとともに、地（知）の拠点である大学や高等専門学校、専修学校、高等学校における地方公共団体や企業等と連携した取組みを強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材や、地域に貢献する人材を育成します。

514 UIJ ターンによる起業・就業者創出

過度な東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策を図るため、東京から地方に移住して

起業・就業する際に地方公共団体が移住支援金や起業支援金を支給する取組みを引き続き支援することでUIJ ターンによる起業・就業者の創出を目指します。

515 地方生活の魅力の発信

地域にある豊かな自然、固有の歴史・文化・伝統などの魅力について、子供のころから学び、触れる機会を創出します。また、人々のライフステージに応じた段階的な移住・定住の推進策等を進めるに当たっては、併せて、地方生活の魅力発信が必要があるため、地方生活の魅力や各種支援策等についてウェブサイトを通じて積極的な情報発信を行います。

516 子供の農山漁村体験機会拡充・地方移住受け皿の環境整備

子供の時代から農山漁村に親しむ機会を拡充し大人となつてからの移住の環境を整えるとともに、若者の地方移住の受け皿となる環境整備を行う制度をつくります。

517 にぎわいのある地域の形成

地域住民等が良好な環境の形成や地域の魅力向上に取り組むエリアマネジメント等により、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」を推進し、まちに賑わいと活力を生み出し、民間投資の喚起や所得・雇用の増加等につなげます。

518 自立するまちづくりの推進

地域経済牽引事業の推進、地元特産品の開発・販路拡大への支援、観光客を呼び込む観光地域づくり等による稼げる地域の実現、生涯活躍のまちの推進、地域住民等が良好な環境の形成や地域の魅力向上に取り組むエリアマネジメント、地域住宅団地の再生を含む自立するまちづくりの推進等を更に進めます。

519 農山漁村の維持

将来にわたつて農山漁村の生活を維持し、安心な暮らしを守ります。このため、「小さな拠点」を全国各地に形成することを目指し、生活に必要なサービス機能（医療、介護、商業、物流等）を維持し、地域運営組織（住民が主体となつて地域の維持、生活サービスの提供を行う組織）

を支援ます。

520 地域におけるDXの推進

DX推進による地域課題の解決、地域の魅力向上に向けて、デジタル分野の人材支援を進めるとともに、デジタル技術を活用して新たな社会システムづくりにチャレンジする取組みについて総合的に支援ます。

521 地域経済牽引事業の促進

地域未来投資促進法を活用し、地域経済牽引事業に、予算、税制、金融、規制緩和等のあらゆる政策ツールを集中投入ます。

522 地域商社の推進

民間投資を呼び込めるような先導的な地域商社について、地域商社ネットワーク等を通じ事業構想・組織設計から物流、販路開拓、事業の収益化まで支援ます。

523 社会的事業の支援

全国各地で社会的課題の解決に取り組む民間の社会的事業者（ソーシャルベンチャー）を支援し、新しい担い手の確保に取り組ます。また補助金に頼らない資金として、SIB や休眠預金などのソーシャルなお金の活用を進めていきます。

524 シェアリングエコノミーの推進

「第4次産業革命」（IoT・ビッグデータ・AI）の社会実装、先端的技術による「医療・介護革命」を進めます。また、地方にある使われていない資源や全国に点在しているスキルなどをシェアすることで、分かち合い、助け合いの精神を経済活動、社会生活へとつなげるシェアリングエコノミーを推進していきます。

525 自立するまちづくりの推進

地域経済牽引事業の推進、地元特産品の開発・販路拡大への支援、観光客を呼び込む観光地域づくり等による稼げる地域の実現、生涯活躍のまちの推進、地域住民等が良好な環境の形成や地域の魅力向上に取り組むエリアマネジメントを含む自立するまちづくりの推進等を更に進めます。

526 地方からのデジタルイノベーション

自動宅配、リモート診療、リモート学習、自動タクシーなどのデジタルイノベーションを地方から社会実装します。

527 地方創生に向けたデジタル化の推進等

これからの地方創生には、デジタル化の推進が不可欠です。我が国が抱える様々な社会課題の解決に向け、5Gを活用した遠隔医療、遠隔教育、高齢者の見守りサービスなどを進めます。このため、携帯電話事業者によるエリア整備に加え、地域課題を解決するため、多様な地域や産業のニーズに応じて、様々な主体が柔軟にネットワークを構築できる「ローカル5G」等のインフラ整備や活用事例の創出などの推進により、課題先進国として5Gの利活用で世界トップを目指します。農林水産業、教育、医療、防災、観光、行政などの分野でデジタル化の推進に取り組む自治体や事業者などを支援するとともに、地方居住、地域の生産性向上、雇用の拡大等を促進し、地域課題の解決を図ります。

528 地方税財政の充実

地方財政の厳しい状況に鑑み、地方一般財源の充実・強化を図ります。その際、税収が安定的で税源の偏在性の小さい地方税体系の構築を目指すとともに、引き続き、地方交付税の法定率の見直しなどを検討します。また、地方創生を進めるための地方財源の確保も重要である観点から、ふるさと納税の健全な発展を図るとともに、企業版ふるさと納税の延長、一層の活用促進を図ります。

529 地方の機能強化

人口減少に伴う人材の不足や地域間での偏りが深刻化する中、全国どの自治体においても、将来にわたって質の高い行政サービスを持続的に提供するための体制を構築できるよう、デジタル技術の活用や自治体間の協力のほか、地方における担い手の確保策などについて、議論を進めます。併せて、行政需要の高度化や人材不足に対応するための市町村事務の共同実施や都道府県による補完のモデルを構築するとともに、地方議会の活性化を図ります。

530 大都市制度等の検討

指定都市の役割を踏まえた地方活性化策を実施するとともに、多様な大都市制度の活用を推進します。

531 地方への人の流れの創出・拡大

東京一極集中の是正を図るため、地方への移住や、地域との多様なつながりなどを創出することで、地方への新しい人の流れを創り出すとともに、自治体と大学や金融機関等が連携し、地域経済の活性化に資する自立分散型地域経済の構築を推進します。地方への移住・交流を推進するため設置した居住・就労・生活支援などの情報提供や相談についてワンストップで対応する「移住・交流情報ガーデン」において、利用者目線に立った移住関連情報発信の強化を図ります。

532 地域密着型企业への支援

産（事業者）・学（大学等）・金（地域金融機関）・官（自治体）などの連携により、地域の資源と資金を活用して、地域密着型企业を10,000程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進します。具体的には、地域金融機関から原則無担保の融資を受けて事業化に取り組む民間事業者の初期投資費用に対して、地方自治体が助成する場合に、地域経済循環創造事業交付金などによる支援を行います。また、バイオマス等の地域資源を活用した地域エネルギー事業の立ち上げを支援します。

533 地域コミュニティの再生

地域の「きずな」を再生するため、町内会や自治会など地域に根ざした活動を行う団体等を支援します。

地域で暮らす人々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組みを持続的に実践する「地域運営組織」の形成、その持続的な運営を支援するとともに、「指定地域共同活動団体」制度の活用を通じて、地域における共助の仕組みを支え、多様な主体が連携・協働し、生活サービスを提供しやすい環境整備を進めます。各集落、小学校校区単位のコミュニティ活動や自治会、NPOなどの身近な団体活動を支援する「コミュニティ活動基本法」を制定し、地域内の活性化を図ります。

更に、個性豊かで誇りある地域づくりに向けて、民間アドバイザーの派遣やコーディネーターの配置などの人材支援を推進するとともに、地域の人材力の向上を支援します。

534 「地域おこし協力隊」の拡充

都市から地方への定住・定着を図り、地域の活性化に大きな役割を果たしている「地域おこし協力隊」の大幅な拡充を図ります。そのため、新規隊員の掘り起こし、自治体の受け入れ態勢の充実、隊員受け入れ等に際して自治体に助言を行うアドバイザーの派遣、隊員や隊員経験者などがお互いに交流できる全国ネットワークの推進、隊員や自治体からの相談対応、任期終了後の起業や事業承継の支援などに取り組むことにより、隊員の募集から任期終了後の定住・定着まで一貫した支援を行います。

535 「地域活性化起業人」の充実・強化

大都市圏に所在する企業等の社員が、そのノウハウや知見を活かし、一定期間、地方自治体において業務に従事することで、地域活性化を図りつつ、地方への人の流れが創出できる取組みである「地域活性化起業人」の充実・強化を図ります。

536 地域社会の担い手の育成

人口が急減し、農林水産業、商工業等の地場産業の担い手が消滅しつつある地域について、ワークシェアリングの手法を活用しつつ、社会保険にも加入し、地域の担い手を確保する事業体を応援する「特定地域づくり事業協同組合」の取組みを推進します。

537 過疎地域対策の充実

我が党の主導により検討を進め、2021年3月に衆参両院の全会一致で成立した「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」によって充実強化された支援措置を活用し、卒業団体も含め、引き続き、過疎地域の持続的発展の実現に向けた取組みを支援します。また、過疎地域において、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、日々の買い物や移動などの日常生活機能の確保や、地域産業の振興により定住できる環境を整備して、地域の活性化を図るとともに、日常生活を支える持続的な宅配物流ネ

ットワークの構築などへの支援も含め、過疎対策の充実強化に全力を尽くします。

538 自治体病院の経営の強化

不採算地区など条件不利地域を含む全ての地域において重要な役割を果たしている自治体病院の経営を強化し、救急、小児・周産期、感染症、災害対応など地域の医療提供体制の確保を図り、地域住民の命と健康を守ります。

539 郵政事業の更なる発展、ユニバーサルサービスの確保、地域住民への利便性の向上

郵政事業を取り巻く環境の変化に対応するため、郵便局による公共サービスを含む公的サービスの提供の本来業務化、郵便局ネットワーク維持のための新たな財政上の措置の創設等のほか、日本郵政と日本郵便の合併の必要性を含む郵政グループの組織、郵政グループ内における郵便局ネットワーク維持に要する費用負担、上乗せ規制のそれぞれの在り方の検討を図る旨を盛り込んだ法改正を行います。

また、ユニバーサルサービスの安定的提供を確保しつつ、少子高齢化・都市への人口集中等の中で、マイナンバーカードの有効活用、自治体窓口業務の委託による行政サービスの補完や、オンライン診療、買い物支援等の生活を支えるサービスの提供など郵便局の公的な役割を拡充し、地域の活性化と地方創生に取り組みます。

郵便に対する国際機関における我が国のプレゼンスを高めるとともに、アジアを中心とした国々に対する協力や連携などによって日本型郵便インフラシステムの国際展開を支援します。

540 家庭ゴミの戸別回収支援

ご高齢の方や障害のある方の家庭ゴミの戸別回収支援に使える「特別交付税」の活用を促進します。

541 人材が還流するシステムの構築

地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進するため、地域イノベーション創出のための研究機関等の移転を着実に進めます。また、京都に移転した文化庁については文化芸術を通じた地方創生の取組みの充実を図り、中央省庁など政府関係機関の地方移転を推進します。また、プロフェッショナル人材やハイレベル人材

を活用するとともに、企業の地方への移転や地方への人材還流システムを構築します。また、地方への移住を促進するため、就労・居住・生活支援に係るワンストップの情報提供システムや相談支援窓口を充実させるとともに、地方活性化に貢献したい志を持つ若者を地方につなぐ「地域おこし協力隊」の拡充・体制強化を図ります。更に、二地域居住を含め、交流人口以上定住人口未満の概念である、関係人口を各地で広げていきます。

542 日本産酒類の新市場創造等

日本産酒類の国内外での新市場を創造していくため、ブランド力向上や酒蔵ツーリズムの促進、輸出環境の整備などの対策を強力に推進します。また、日本酒等のユネスコ無形文化遺産への登録を実現します。また、2022年3月に改正した取引基準に基づき、酒類の公正取引環境の整備を推進します。

543 屋外分煙施設等の整備の促進

望まない受動喫煙対策の推進や地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、公共・民間施設の屋内外分煙施設の整備について、地方たばこ税の活用や民間助成制度の創設等、地方公共団体との連携により推進します。

544 二地域居住の推進

地方において地域づくりの担い手確保に資するとともに、豊かなライフスタイルを実現し、災害時における避難場所の確保や被災地への支援の役割を担うなど、国、地方、個人として様々な効果が期待できる二地域居住を、特に、デジタルを活用することで効率的、効果的に支援します。

545 東京圏と地方の格差是正

全ての地域を大切に基本姿勢のもと、産業、生活、移動の基盤が不十分で、格差がある地域についての環境整備等を、震災復興の加速化、国土強靱化の促進などの取組みとより一層連携して進めます。

546 空き店舗、遊休農地、古民家等の遊休資産の活用

地方における遊休資産を活用することにより、

都市・まちの生産性向上や地域の魅力を引き出し、地域の活性化を図ります。そのため、地方公共団体が主体的に進める商店街活性化を支援し、空き店舗の有効活用を進めます。また、既存の施策に加え、優良農地を確保するとともに遊休農地も活用しつつ農村地域における雇用と所得の創出を推進します。地域に残る古民家等の歴史的資源を観光まちづくりの核として再生・活用する取組みについて、更なる展開を図ります。

547 IRの推進

「IR（統合型リゾート）整備法」に基づき、様々な懸念に万全の対策を講じて、日本に何度も来ていただける安心で魅力的なIRを創り上げます。

548 ギャンブル等依存症対策の推進

ギャンブル等依存症対策により不幸な状況に陥る人をなくし健全な社会を構築するため「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に基づき、対策を総合的かつ計画的に推進します。

観光

549 持続可能な観光立国の推進

観光は成長戦略の柱、地方創生の切り札であり官民一丸となって持続可能な観光立国の推進に取り組みます。

2030年訪日外国人旅行者6,000万人・消費額15兆円の目標の達成に向けたインバウンドの拡大とともに、持続観光な観光地域づくりや地方誘客促進、国内交流拡大に戦略的に取り組みます。

550 豊かさを実感できる地域の実現

観光地の高付加価値化を推進するとともに、地域の魅力の新発見につながる観光資源の磨き上げや観光消費を促進する特別な体験の提供・世界への発信を支援しつつ、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりによる持続可能な観光を実現します。

地域の司令塔である「観光地域づくり法人(DMO)」等を中心に、稼げる観光地域づくりや観光産業の経営力強化を担う人材の確保・育成を推進します。

551 新たな国内交流需要の開拓とデジタル技術の活用等

地域住民と来訪者の関係性を深めて反復継続した来訪を増加させる「第2のふるさとづくり」を推進するとともに、官民連携によるワーケーションの推進など、新しい旅のスタイルの普及・定着を図り、若者も含めより多くの旅行機会の創出、高齢者等の旅行需要の喚起につながるユニバーサルツーリズムの推進や、休暇改革等も含め旅行需要の平準化を促進します。

デジタル技術も活用し、旅行者の周遊促進、観光地経営の高度化、観光産業の生産性向上・デジタル人材の育成に取り組みます。

552 インバウンドの地方誘客促進とコンテンツの充実

消費単価が高い高付加価値旅行者の地方誘客を促進するため、モデル観光地における取組みの推進やその成果の他地域への伝播を図ります。

公的施設やインフラの開放、国立公園や文化財、古民家・社寺の活用、アート市場活性化、ガストロノミーツーリズム、スノーリゾートの形成促進、サイクルツーリズムなど自転車活用、クルーズの再興と拠点形成等に取り組みます。

553 観光地における受入環境整備

消費拡大や地方への誘客を図るため、外国語表記の充実、Wi-Fi 整備、キャッシュレス等を進めるほか、バリアフリー化等の強化を図ります。

また、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に取り組む各地域の実情に応じた対策を支援します。

観光地への交通の充実、駐車場予約システムの推進等の観光地における渋滞対策、より効果的に観光需要を喚起する高速道路における企画割引の推進、ビジネスジェットやスーパーヨットの受入拡大、出入国の円滑化、空港・港湾のおもてなし環境の充実等を図るとともに、首都圏空港等の機能強化や地方直行便の拡大等による相互交流の拡大を図ります。

デジタル

554 デジタル市場の透明で公正な取引環境の実現

デジタル市場における健全な競争環境を保つ

ためには、デジタルプラットフォームとの取引の透明性・公正性を確保する必要があります。2020年に成立した「デジタルプラットフォーム取引透明化法」に基づく共同規制の仕組みを活用して、イノベーションを促しつつ、事業者の自主性を尊重した取引環境の整備を進めます。デジタルプラットフォームと利用事業者の取引に係るルールを明確化し、また、取引における両者の相互理解の促進を図ります。

555 マイナンバー制度の安定的な運用と利用拡大

対面やデジタル空間において、最高位の本人確認機能を有するマイナンバーカードについて、2024年12月から特急発行（最短5日間）を導入するほか、今後の更新急増や高齢者はじめカード取得に課題のある方々に対応した円滑な申請環境、交付体制を整備します。また、マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載、健康保険証としての利用や運転免許証・在留カードとの一体化を進めます。併せて、社会保障・税・災害の3分野以外への情報連携を拡大し、マイナンバー利活用を推進します。

556 自治体DXの推進

住民の利便性向上や業務効率化に向け、マイナンバーカードも活用し、窓口業務改革（フロントヤード改革）を支援するほか、都道府県と市町村が連携した推進体制の構築によるデジタル人材のプール機能の確保や情報システムの標準化、情報セキュリティの強化により、自治体DXを推進します。

557 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進

行政手続きのオンライン化など、社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術を使いこなせる人・そうではない人の「デジタル格差」の解消が重要となっています。「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向けて、民間企業や地方公共団体などと連携し、特にデジタル活用に不安のある高齢者等を対象に全国で「講習会」を実施し、高齢者等が身近な場所でICT機器・サービスの利用方法を学ぶ環境作りを進めます。

558 「世界一 AI フレンドリーな日本」の堅持

競争力強化と安全性確保の観点から、広島 AI プロセスの実績をベースに、AI に関する国際的なルールメイキングを主導するとともに、法規制とソフトロー（AI 事業者ガイドライン）を組み合わせた国内の制度整備を進め、AI の研究開発・実装がしやすい「世界一 AI フレンドリーな日本」を堅持します。また、政府の AI 政策の司令塔を強化するとともに、我が国における AI の開発力強化に向け、民間等の創意工夫に基づく基盤モデルの開発を支援します。

559 社会全体のデジタル化の推進

2021 年 9 月に発足したデジタル庁を中心として、社会全体のデジタル化を推進し、一人ひとりに寄り添った行政サービスの提供による国民生活の利便性の向上や、新たなサービスの創出などによる日本経済の持続的な発展につなげます。特に、今後 5 年間で DX や政府情報システムの最適化を推進するための「集中取組期間」と位置づけ、デジタル庁の体制強化を図ることによりデジタル化を強力に進めます。また、国の行政機関のあらゆる部局で DX、BPR、データ利活用を進めるための体制整備や人材の拡充に取り組みます。

560 誰一人取り残されないデジタル社会の実現

高齢者や障害者が身近な場所で身近な人からデジタル機器やサービスの利用方法を学ぶことができる環境作りを推進する「デジタル活用支援」を充実させます。また、急激な人口減少等を見据え、利用者起点で我が国の行財政改革を推進し、デジタルを最大限に活用して公共サービスなどの維持・強化と地域経済活性化を図るなど、より裾野の広い国民運動を展開し、社会全体で「誰一人取り残されないデジタル社会」を実現します。また、障害者や高齢者の利便の増進につながるデジタル機器やサービスの研究開発を推進し、併せて、中小企業のデジタル化の支援や市区町村窓口に配備したタブレット端末の用途拡大などを実現します。

561 マイナンバーを活用した各種給付金の受取の迅速化

各種給付金をプッシュ型で迅速に受け取ることができるよう、2022 年 3 月に開始したマイナ

ポータルを通じた公金受取口座の登録を促進し、金融機関経由での登録受付はマイナンバー検証機能の導入に伴うシステム開発完了後に開始します。

562 マイナンバーカードの普及・活用の推進

デジタル社会における本人確認の基盤となるマイナンバーカードについて、円滑なカード取得のための申請環境及び交付体制の整備を更に促進します。

マイナンバーカードを健康保険証の利用を促進するほか、予防接種の接種券、母子保健（健診）の受診券、介護保険証として利用する取組みを 2024 年度より一部自治体で開始し全国的な運用を 2026 年度以降、順次開始します。

並行して、マイナンバーカードと運転免許証との一体化（2025 年 3 月 24 日から開始）や、在留カードとの一体化（2025 年度）を進め、社会保障・税・災害の 3 分野以外への情報連携も拡大し、国民生活の利便性を高めます。

迅速・簡単にオンラインで行政手続きを行うことができるよう、Android 端末では、マイナンバーカードの署名・認証機能を搭載できるようになりました。早期に券面記載事項の認証機能も実現します。また、iOS 端末は、2025 年春頃に、電子証明書と券面記載事項の認証機能をあわせて搭載を実現します。

563 マイナンバーカードの海外利用の促進

マイナンバーカードについては、2024 年度中に、転勤などにより海外へ移住した場合でも、海外で継続的に利用することができるようになっており、更なる利便性の向上のためにもローマ字表記を早期に実現します。

564 マイナンバーの利活用の促進

行政機関がマイナンバーを介して相互に情報の照会・提供を行う情報連携の仕組みを積極的に活用することにより、行政機関から逐一証明書を取得して別の行政機関に提出するといった国民の負担の軽減を図ります。これにより、行政機関から同じ情報を聞かれない「ワンスオンリー」の原則を徹底し、「デジタルを意識しないデジタル社会」を目指します。

現在は、税、社会保障、災害の三分野に限定されているマイナンバーを介した情報連携の仕組

みについて、国民の理解が得られた分野においても活用することができるように、取り組んでまいります。

年末調整・確定申告、iDeCo 等に関する手続きのデジタル化を進めるほか、医療費通知証明データ、社会保険料控除証明書データなど生活に密接に関連する情報を国民が自ら安全かつ容易に取得できるよう、マイナポータル上で取得可能な情報の充実を図ります。

565 霞が関のシステム刷新

霞が関の情報システムについて、共通的な基盤・機能を持つガバメントクラウドを整備しているほか、国の行政機関が利用するガバメントネットワークを再構築するなど、徹底した統合・一体化を推進し刷新を図ります。その際、行政サービス改革と業務システム改革を一体的に進め、従来の方法にこだわることなく、デジタルの力を活用して国民一人ひとりに寄り添った行政サービスの提供を実現します。

国等の情報システムが整備方針に基づいているかという観点等から、年間を通じてレビューを行い、その結果を予算要求や執行に適切に反映させます。これにより、2025 年度までに、2020 年度との比較で政府情報システムの運用経費・改修経費を 3 割削減します。

また、デジタル庁が予算執行を管理する情報システムの範囲を特別会計や特定財源により整備された情報システムにも広げ、政府全体として縦割りを排して効率的なシステム整備・運用に取り組みます。

更に、独立行政法人等の情報システムについても、国等と同様の取組みを推進していきます。

566 地方自治体のシステムの統一・標準化

地方自治体の情報システムについては、組織横断的なデータの共有や活用を図るため、ガバメントクラウドを活用しながら、システムの迅速な構築や柔軟な拡張、データの移行・共有・活用を可能としつつ、一方で高度なセキュリティ対策が実現されるよう、システムの統一・標準化を進め、原則 2025 年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、環境を整備させます。

これにより、個々の手続き・サービスが一貫

してデジタルで完結する「デジタルファースト」の原則や、行政機関から同じ情報を聞かれない「ワンスオンリー」の原則を徹底し、行政サービスの質の向上や行政機関の業務効率化、セキュリティ向上、業務継続性の確保を実現します。

地方自治体の情報システムの運用経費については、2026 年度までに 2018 年度との比較で 3 割超の削減を実現し、国民負担の軽減につなげます。

そのためにも、地方自治体のクラウド利用料を一括して契約しコストを低減するための仕組みを検討し、早期に必要な法制上の措置を講じます。

567 国や自治体の手続きの更なるデジタル化

若い世代から高齢者までを対象とする「デジタル活用支援」を充実するとともに、社会全体の負担軽減や利便性向上のため、全ての手続きの「スマホで 60 秒」完結を目指し、子育てや介護、引っ越し、死亡・相続や社会保険・税手続き、法人設立関係手続きや裁判関連手続きなど、行政・司法手続きのデジタル化・ワンストップサービス化を推進し「誰一人取り残されないデジタル社会」を実現します。

また、原則、全ての地方自治体で、子育てなどの主要な行政手続きをマイナポータルからオンラインで行うことができるよう、システム改修を支援します。

マイナポータルによるパスポート申請のオンライン化に引き続き、査証の申請、検疫・入管・税関などを Visit Japan Web 等により、一連の入国手続きを更に効率化します。

568 デジタル社会の基盤となる情報通信インフラの整備

デジタル社会を支える高速・大容量の情報通信インフラとして、5G インフラを整備するほか、先端半導体の製造拠点の国内立地を進めます。

また、情報通信関連の消費電力が急増していることから、情報通信機器の省電力化に向けた研究開発を促進します。また、安全性、拡張性、省電力などの面で高度化の期待が高い次世代通信である Beyond 5G の実現に向けた研究開発を更に強力に推進するとともに、Beyond 5G 新経営戦略センターを活用して産学官の連携を強化することにより、技術仕様の国際標準の策定

において世界をリードし、2030 年代の我が国の経済発展の礎を築きます。

569 デジタルインフラの立地環境の最適化

データセンターやインターネットの結節点である IX 等のデジタルインフラについては、災害への対応、セキュリティの確保、グリーン社会の実現の必要性を踏まえ、偏在を是正し分散して配置するなど、段階的に立地環境の最適化を図ります。特に、データセンターについては、国内 5 か所程度への拠点整備を促進し、官民を通じて安定的かつセキュアな情報システムを利用できる基盤を実現します。

570 デジタル社会の ID 認証基盤の構築

デジタル社会においては、情報の発信者の真正性や情報そのものの真正性、完全性などが保証され、情報の信頼性が確保されることが国民生活や経済活動にとって極めて重要です。

このため、電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書、法人共通認証基盤 (G ビズ ID) の普及を強力に推進します。特に、商業登記電子証明書については、無償化を実現することにより普及を図ります。

また、G ビズ ID を 2025 年度までにほぼ全ての法人が取得する環境を整備し、行政機関による各種支援施策のデジタル化を進めます。

571 医療・教育・防災・交通・こども・子育て分野などくらしのデジタル化の促進

医療・教育・防災・交通・こども・子育てなど国民生活に密接に関連する分野において、一人ひとりのくらしに応じたサービスが提供されるよう、デジタル庁が中心となって全体像を描き、デジタル化を進めるとともに、様々なデータを連携したサービスの実現に取り組みます。

このため、社会課題の抽出や実現すべきサービスの設定、必要なデータ標準の策定やデータ取扱いルール・システムの整備、運用責任者の特定やビジネスモデルの具体化など、デジタル化やデータ連携に向けた取組みを一気通貫で支援するための政策プログラムを引き続き推進し、国民生活の安全・安心を確保しつつ利便性向上に取り組みます。

572 健康・医療・介護分野のデジタル化

新型コロナウイルス感染症が拡大する中でも安心して医療機関を受診することができるよう、初診からのオンライン診療の恒久化を含めてオンライン診療を強力に推進し、コロナ後の時代の新たなスタンダードを築き上げます。ワクチン接種証明のデジタル化に加え、お薬手帳のデジタル化をサポートするなど、健康・医療・介護分野でデジタルの力を徹底的に活用します。

国民が生涯にわたって自らの健康情報を電子記録として正確に把握するための仕組み (PHR) の提供を推進します。

また、人生 100 年時代を見据え、診療行為のみならず、健康状態も含む well-being (生活・くらしの質) の向上にも自らの健康情報を活用できるように、安全・安心に民間の PHR サービスが利用可能な環境整備に取り組みます。

573 教育分野のデジタル化

コロナ禍のような事態においても我が国の将来を担う大切な子供たちの学びを止めることがないように、オンライン教育環境をしっかりと整備します。このため、GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末環境を前提として、ICT 利活用環境の強化を図ります。具体的には、学校のネットワーク環境の更なる改善、教職員端末の整備・更新、児童生徒 1 人 1 台端末の持ち帰りを可能にするためのガイドラインの整備、低所得世帯への家庭における通信費支援の拡充、オンライン学習システム「MEXCBT」の機能改善、デジタル教科書の全国的な普及促進、学校現場に対する組織的・安定的な支援体制である「GIGA スクール運営支援センター」の整備、校務及び家庭との連絡のデジタル化に向けた取組みなどを推進します。また、デジタルを手段として子供たちの可能性を解き放ち、社会を創る多様な子供たち一人ひとりのニーズに合った教育を提供します。「教育データ利活用ロードマップ」の改訂 (2024 年度内を目標)、自治体間の教育データの更なる標準化・データ連携、児童生徒の識別子 (ID)、教育デジタルコンテンツ利活用環境の整備、デジタル社会を見据えた学校・教育の在り方の見直し、教育データの利活用の支援などの取組みを進めます。

574 防災分野のデジタル化

頻発・激甚化する自然災害等に的確に対応するため、平時から災害への備えを徹底し、国と地方自治体が災害時に様々な情報を共有する防災デジタルプラットフォームを 2025 年までに構築し、効果的な研修や訓練等を通じて操作習熟と利活用を促すとともに、防災 IoT インターフェースにおけるリアルタイムの映像共有の実装など防災 DX の更なる改善・推進を図ります。

優れたアプリやサービスを効率的に検索できる「防災 DX サービスマップ/サービスカタログ」、調達を容易にする「モデル仕様書」を拡充し防災分野のデータ連携基盤の構築を推進するとともに、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援を受けられるようマイナンバーカードの活用促進を図り、罹災証明書のオンライン申請等の利便性向上を進め、制度面・システム面・運用面の多面的側面から政府情報システム等の冗長性を高めていきます。

575 シェアリングエコノミー

消費者等の安全を守りつつ、イノベーション及び新ビジネスの創出、地域の課題解決、非常時における支援の多様化等に貢献することが期待されています。このため、サービスの安全性及び信頼性の向上を図りつつ、シェアリングエコノミーの社会への更なる浸透・定着を促進します。

具体的には、官民連携して構築したシェアワーカー及びシェア事業者の認証制度の普及を図ります。また、シェアリングシティ推進協議会と連携して、防災分野におけるモデル連携協定の周知や災害発生時等のシェア事業者向け実施マニュアル等を作成するとともに、公共サービスとしての新たな活用について検討を深めます。

576 データ戦略の推進

データ利活用推進と安全・安心が確保されたデータ駆動型の社会を構築し、国際社会においても先進的かつ先導的な取組みを推進します。

具体的には、フィジカル空間とサイバー空間を高度に融合させたシステムを前提とした、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会を実現するため、2023 年 12 月に「AI 時代の官民データの整備・連携に向けたアクションプラン」を策定し、データ標準確保のための

政府相互運用性フレームワーク (GIF) の見直し及び実装強化に向けた取組み、公的基礎情報データベース (ベースレジストリ) の整備、生成 AI の技術進展等を踏まえたオープンデータ等の取組み強化を推進します。

577 オープンデータの推進

2024 年 7 月に改定したオープンデータ基本指針に基づき、個人情報保護に留意しつつ、生成 AI など機械処理による活用も見据え、行政機関が保有する各種データを民間や個人が活用しやすい形式で公開するオープンデータを積極的に推進し、国民生活の利便性の向上を図ります。

578 信頼性のあるデータの自由な流通 (DFFT) の推進

社会のデジタル化やグローバル化が進展する中で、「21 世紀の石油」と言われるデータについて、付加価値・競争力の源泉であり、持続可能性確保でも不可欠な社会課題解決の切り札のため、国際社会の中で、信頼性を確保しつつ、自由、公正かつ安全な流通を確保する必要があります。このため、データに関する基本的な考え方や理念を共有する国々との間で連携を図り、データ流通に関する国際的なルール作りに積極的・主体的に、イニシアチブをとって取り組みます。更に、G7 各国などの在外公館にデジタル戦略担当を公使等のハイレベルで配置し、制度と技術が相互連携した戦略の下、データ連携と利活用推進、安全・安心が確保された社会を構築します。

579 デジタル人材の育成

我が国の成長戦略の核となるデジタル化を進めるため、その担い手となるデジタル人材の育成・確保に取り組むことが喫緊の課題となっているため、2024 年度末までに年間 45 万人育成する体制を整え、2022 年度から 2026 年度末までにかけて 230 万人を育成することを目指して、着実かつ速やかに各種施策を連動させながら実施します。

その際、特に地域ごとの取組みを推進するため、地域におけるデジタル人材育成を推進する地域包括 DX 推進拠点となる「自治体 DX 推進センター (仮称)」を設け、地方創生の各種予算を

活用して支援するとともに、大学、経済産業局、労働局が連携して取り組んでいきます。

580 デジタル人材の確保

デジタル改革を牽引する人材を社会全体で確保するため、学校における ICT スキル習得などの実践的な教育を充実するとともに、2022 年に公開したデジタル人材プラットフォームを通じて、適切なコンプライアンスの確保を前提として、優秀な人材がデジタル庁、各府省庁、地方自治体、民間企業、独立行政法人などを行き来しながらキャリアを積むことのできる環境を整備し、官民を挙げたデジタル人材の育成・確保を図ります。

デジタル人材プラットフォームにおいて、スキルを可視化するための標準を整備するとともに、オンライン教育サイト・コンテンツを整備し、レベルに応じた標準カリキュラムを提示します。また、実践型の疑似経験学習や OJT プログラムを提供します。加えて、受講者の学習履歴管理などを行います。

581 政府におけるデジタル人材の確保

政府におけるデジタル人材の確保・育成については、国家公務員採用総合職試験のデジタル区分等の合格者をデジタル庁が中心となって各府省庁において積極的に採用するほか、「政府デジタル人材育成支援プログラム」の策定、デジタル化の進展を踏まえた研修体系・内容・手法の見直しに取り組み、地方自治体にも展開します。

582 デジタル人材の職業訓練・教育

職業訓練（教育訓練給付、公共職業訓練、求職者支援訓練、人材開発支援助成金、生産性向上支援訓練）については、デジタル分野での訓練への重点化を図ります。その際、デジタル人材育成プラットフォームで開発されたプログラムをこれらの職業訓練の対象とするなど連携を図ります。

583 デジタル人材育成に向けた教育プログラム創設等

高等教育機関において、分野横断型 Ph.D. プログラムなどを創設するとともに、データサイエンス・コンピューターサイエンス分野のマイ

ナー・ダブル学位プログラムなどの設定を促進します。その際、9つの地域ブロックごとの拠点となる大学や地域の連携大学において、地域包括 DX 推進拠点に対してモデルカリキュラムや研修の場を提供するとともに、デジタル人材育成プラットフォームが提供する実践的経験学習や OJT プログラムにおいて学生の受入れを行います。

小学校におけるプログラミング教育の必修化等の新学習指導要領に基づく取組みを着実に実施するほか、情報モラル教育や大学における ICT スキル習得といった実践的なプログラム、教育訓練給付における IT 分野の講座の充実を図ります。大学における数理・データサイエンス・AI 教育の充実、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）におけるアーキテクチャ設計の専門家やサイバーセキュリティ人材・高度セキュリティ人材の育成などを通じて社会全体のデジタル人材を育成します。

584 中小企業等の DX 支援

地域ごとの取組みを促進するため、地域包括 DX 推進拠点の活用などにより、各地の地場産業との協業で DX 課題解決プロジェクトを実施し、地域の DX 成功例を創出するとともに、どのようにデジタル化に取り組みばよいのか知見のない地域の中小企業への支援を充実します。また、デジタルリテラシーの低い層に対する支援を行うため、地域ごとに IT 企業 OB などの協力を経て地域奉仕活動を組織化し、DX お助け隊を組成します。

585 AI 利活用の推進

生成 AI を含む AI の様々なリスクを最小化し、安全・安心な環境を確保しつつ、世界で最も AI に理解がある「世界一 AI フレンドリーな国」の実現のため、研究開発等のイノベーションを加速する好循環の形成を図っていきます。加えて、我が国が主導する広島 AI プロセス等を通じて、アジア諸国やグローバルサウスとも連携し、今後も AI 分野で国際的なリーダーシップを発揮していきます。

586 Web3、DAO、NFT の推進

革新的なサービス創出の実現に向けて、Web3 の発展を担う主体とアイデアの裾野拡大を図り

つつ、新しいデジタル経済圏を形成するため、人材の育成・確保も含めた環境を整備し、国際社会でも主導的に推進します。また、拡大するWeb3 エコシステムをDAO や NFT（非代替性トークン）の活用や、VC/DID をはじめとするテクノロジーと融合することで、社会基盤となりうるブロックチェーンテクノロジーの発展を強力に推進し、社会課題の解決や地方創生に繋がります。

具体的には、日本のアニメやゲームなどの国際的にも競争力があるコンテンツを活かしながら、

- ・インターネット上の財産となりうるデータを表し、金銭等(暗号資産の場合は「コイン」)に限らず、ゲームのアイテム、コンテンツ、契約書等々実生活で使うほとんどのものを表現でき、秘密鍵で守られたウォレットで管理されるトークン経済への移行、
- ・特定のプラットフォームを介さず、構成員が自律的に組織を運営する自律分散型組織であるDAOの推進、
- ・ブロックチェーンでデジタル資産の唯一性と取引の真正性を証明し、デジタル資産に希少性を持たせて経済価値を高め、取引を行うNFT市場拡大

を強く推進します。

上記の実現のため、政府における司令塔の設置、起業家・エンジニアに魅力的な税制の実現など、Web3 時代を見据えた環境整備を進めていきます。

587 デジタル原則

デジタル原則への徹底的な適合による規制・制度の構造改革を進め、誰もが成長と幸せを実感できる持続可能な「デジタル社会」を実現します。

具体的には、制度・業務・システムの整合性を確保し三位一体で取組みを進めていきます。合わせて、法案を立案する際のプロセスや各省庁の役割分担の明確化や、規制や制度の改革に取り組めます。

588 国・地方のデジタル基盤の共通化

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、①システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適

化された行政、②即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応し、有事の際に状況把握等の支援を迅速に行うことができる強靱な行政、③規模の経済やコストの可視化及び調達共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政を目指し、デジタル技術の活用による公共サービスの効率化、利便性向上を進めていきます。

589 国・地方ネットワーク

大規模災害・高度化するサイバー攻撃を想定したレジリエンス確保、ネットワーク上の外部/内部の脅威に対するセキュリティ担保・利便性の両立など国・地方における共通課題に加え、それぞれの課題解決に向け、①仮想化技術の活用と基盤の共有化、②ゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入、③人材育成のための環境整備を通じ、2030年頃を目途に国民・住民に国・地方の行政サービスを柔軟かつセキュア、安定的に提供可能で、ネットワークの効率性が向上し、国・地方職員の柔軟な働き方が可能となるよう、地方の意見を丁寧に伺った上で、可能なものから速やかに実証等を実施し、また標準化に取り組む地方の負担等を考慮した上で分散・段階的に新たなネットワークへ移行していきます。

590 個人データの安心・安全な活用促進等

個人データの安心・安全な活用環境の整備及びグローバルなデータ流通の実態等を踏まえた国際的な枠組みづくりに取り組むとともに、これらに必要な個人情報保護委員会の体制強化を行います。

591 デジタル分野の競争環境整備

グローバルで変化が激しいデジタル市場における競争やイノベーションを促進するため、デジタルプラットフォーム取引透明化法の運用や適用対象の検討を通じて、透明化・公正化を確保し、事業者の自主性を尊重したルール整備に取り組めます。

併せて、国民生活及び経済活動の基盤としての役割を果たしているスマートフォンについて、スマートフォンアプリ等における公正・公平な競争環境を整備するための「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争

の促進に関する法律」の施行に向けて、情報技術や情報セキュリティ等の高度な専門人材の登用を進めるなど、公正取引委員会の体制を量・質両面で抜本的に強化し、デジタル分野における公正かつ自由な競争環境の整備に実効的に取り組めます。

592 我が国の情報通信産業の国際競争力の強化

我が国の情報通信事業者が真のグローバル企業として、世界各国の企業と競争し、成長する環境を整備する観点から、NTT法の廃止を含め、制度の在り方について検討を加え、必要な措置を講じます。

環境

593 気候変動・生物多様性・資源循環等のシナジーの発揮

気候変動、生物多様性の損失、汚染は地球規模の深刻な課題です。これら複数の環境課題は互いに関連しており、一つの課題への対応策が同時に他の課題にも活かされるシナジー（相乗効果）を生み出します。我が国は環境課題の全体的な解決に資するシナジーの拡大に主導して取り組み、より持続可能な経済・社会を実現します。また、2024年3月に国連環境総会において我が国が提案し、採択されたシナジーの促進に関する決議の実施を国連機関と連携し推進します。

594 グリーンな経済システムの構築

2024年5月に閣議決定した第六次環境基本計画に基づき、環境価値や環境関連の取組み・事業が市場で適切に評価されるよう、企業による脱炭素・資源循環・自然関連情報開示の促進、グリーンウォッシュ対策、環境デュー・ディリジェンスに関する取組みの支援、生物多様性に関する情報基盤の整備等を進め、それによる財・サービスの高付加価値化やグリーンファイナンス市場の発展を図ります。

595 カーボンプライシング

2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立(GX)を実現する「成長志向型カーボンプライシング」の着実な実現・実行に向け、カーボンプライシングの制度設計や環境整備に着実

に取り組めます。

596 温室効果ガス排出量等の情報開示の促進

温室効果ガスの排出及び吸収量の状況、脱炭素社会づくりのために必要な措置の進捗状況等に関する統計の整備充実、集計及びその結果の迅速な公表、その他の必要な措置を講じます。

また、企業の温暖化対策が市場で幅広く評価されるよう、企業の温室効果ガスの排出量情報について、デジタル化・オープンデータ化を進め、材料の調達から製造、製品の使用・輸送・廃棄までのバリューチェーン全体を含めた集計・公表、情報開示や、カーボンフットプリント等の活用による製品・サービスの排出量の見える化を促進します。

597 フロン類対策の推進

強力な温室効果ガスであり、排出量が大幅に増加しているフロン類について、上流から下流までの総合的な対策に取り組み、フロン類の排出量を大幅に削減します。特に、「モントリオール議定書キガリ改正」による代替フロンの段階的削減、フロン排出抑制法による機器の低GWP化推進、IoTを活用した機器使用時漏えい対策促進、廃棄機器のフロン類回収徹底を進めます。

また、食を支えるコールドチェーンの脱フロン・脱炭素化に不可欠な炭酸ガスやアンモニア等の自然冷媒を活用した冷凍空調機器など、フロン類の抑制に資する代替物質を用いた技術開発を大胆に進めるとともに、助成制度を活用し普及を図ることで、世界の先頭に立ちます。更に、我が国の技術・経験等を活用し、途上国のフロン類対策を後押しします。

598 地球温暖化に対する適応策の推進

IPCC第2作業部会の報告書では、気候変動が進行すると、多くの自然・社会システムが「適応の限界」に達することが示されており、豪雨・猛暑や農作物の品質の低下などの気候変動の影響による被害を回避・軽減するため、より一層の適応策が必要です。気候変動適応法や気候変動適応計画に基づき、高い水準の適応策（流域治水、NbS(Nature-based Solutions)等)を国・地方が一体となって推進することで、気候レジリエントな経済・社会・国土の形成に貢献します。また、企業におけるTCFD開示での物理的リ

スク評価など気候リスク分析支援を強化します。熱中症対策として、新たに設けられた熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートの着実な運用や熱中症予防についての国民に対する積極的な広報に取り組みます。

国外においても、「アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-Plat）」を活用して途上国の科学的知見と能力強化を行い、適応計画や国連気候変動枠組条約（UNFCCC）に提出する適応に関する報告書策定、適応策の実施等を支援します。

599 脱炭素社会実現に向けたライフスタイルの転換

我が国のライフサイクル温室効果ガス排出量の約6割が、衣食住を中心とする家計関連に由来しており、ライフスタイルの転換が必要です。

デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を推進することにより国民・消費者の行動変容、ライフスタイルの転換を促していくとともに、行動科学の知見を活用したナッジ手法とデジタル等の組合せによる消費者への効果的な働きかけの大規模実証に取り組みます。

600 脱炭素社会を進める人づくりと環境教育の推進

カーボンニュートラルの実現に向けて、未来を担う子供やあらゆる職種・分野において国民各層が共通認識を持てるよう、学校教育における持続可能な開発目標（SDGs）の浸透を踏まえつつ、「環境教育等促進法」に基づき、学校、職場、地域、家庭等のあらゆる場において、持続可能な開発のための教育（ESD）の視点を取り入れた環境教育を推進します。併せて、少子高齢化社会においても生産性向上や経済社会の変革につながり経済成長の支えとなる、脱炭素分野で活躍する人材の育成・人的資本投資を強化します。

また、ESD活動に取り組む様々な主体が参画・連携し、地域が必要とする取組み支援や情報・経験を共有できる「ESD活動支援センター」を活用し、地域のESD活動を支援します。

601 環境インフラ海外展開の促進

気候変動に加えて依然として深刻な廃棄物や

大気汚染等のグローバルサウスにおける環境問題の解決に向け、日本企業が有する脱炭素・環境負荷低減に資するハードインフラ、技術、サービス等（環境インフラ）の海外展開を促進するため、官民のプラットフォームを構築・強化し、現地情報へのアクセス支援、技術情報の発信、個別案件形成、環境インフラ関係機関の連携を総合的に推進します。また、各国における政策や戦略の整備支援等を進め、環境に配慮した技術やサービスの競争力向上のための環境整備に取り組みます。

602 国家戦略としての循環経済への移行

循環経済は、資源の価値を可能な限り維持し循環的に利用する取組みであり、廃棄物を資源として活用し天然資源利用を最小化することで、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブに貢献します。世界の潮流である循環経済への移行をコストではなく経済成長の機会と捉え、産業競争力の強化、資源制約・経済安全保障への対応、地方経済の活性化につなげ、資源循環により国民の豊かなくらし、ウェルビーイングを実現します。循環経済への移行を国家戦略に位置づけ、循環経済に関する閣僚会議のもと、第五次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、施策の抜本的な強化に取り組みます。また、循環経済に関する取組みを具体化した政策パッケージを年内にとりまとめます。

603 循環経済による産業競争力の強化、経済安全保障の確保

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」による、地方公共団体ごとの許可を国一括認定に代替する認定制度に基づき、高度な資源循環事業を3年で100件以上認定するなど、資源循環のための事業者間の連携強化や再資源化工程の高度化等を支援します。

産業界のニーズに応じたプラスチックや金属等再生材の効率的・安定的な供給体制確保に向けて、産官学連携のプラットフォームの活用とともに、設備投資促進のため、GX予算の倍増、資源循環予算・税制措置の拡充を行います。

資源循環業界と連携し高度な技能を有する外国人人材を確保するため、資源循環分野を特定技能制度の対象とします。

レアメタルを含む電子スクラップ（e-scrap）

のリサイクル処理量を 2030 年に約 50 万トン（2020 年比 5 割増）に増加させるため、拠点整備の投資支援や ASEAN との連携を強化し、我が国の高度な製錬技術を活用した国際資源循環体制を強化します。

金属スクラップの不適切な国外流出を抑制し国内金属資源循環体制を強化するため、例えば、環境対策が不十分なヤードへの対応として、スクラップの適切管理、不適正輸出防止の徹底を図り、環境対策強化等の観点から必要な制度的措置を講じます。

604 資源循環分野の国際ルール形成への主体的関与、国内マーケットの創出支援

資源循環分野の情報開示の国際基準を含む「グローバル循環プロトコル」を関係機関と協力し 2025 年末までに開発すべく、積極的に貢献します。

2030 年度までに原則としてグリーン購入法の全ての対象品目に再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入し、2024 年度から取り組みを開始します。

605 資源循環にも資する豊かな地域や暮らしの実現

家庭から廃棄される衣類の量を 2030 年度までに 2020 年度比で 25%削減します。ファストファッションのうち特に生産量が多く商品ラインナップの入れ替えが速いものに対する規制を検討するフランス等の海外の動きを注視しつつ、供給量の適正化を進める取り組みも視野に入れた、情報開示や適正なリペア・リユース・リサイクルの官民連携のルールづくりを進めます。また、サステナブルファッション推進法（仮称）の新たな整備も含め検討を進めます。

2030 年食品ロス半減目標達成に向け、食品寄附及び食べ残し持ち帰りのガイドライン策定等に取り組み、食品ロス削減推進法基本方針に反映します。

使用済み紙おむつのリサイクルを促進するため、様々な自治体で取り組みが行われるよう、必要な情報提供や技術実証、設備補助等の支援を行います。

606 廃棄物の適正処理の推進、廃棄物処理施設の強靱化

廃棄物の適正処理を確保し、我が国の美しい国土を守るために、ごみ不法投棄撲滅に向けた未然防止・早期対応の取組みを推進します。

プラスチック資源循環法を活かすとともに、産業廃棄物の廃プラスチックに係る保管量の上限の緩和、市町村の焼却施設での受け入れ、施設の整備への支援等の施策を講ずることにより、産業廃棄物のプラスチックの適正処理及びリサイクルの促進を図ります。

廃棄物処理施設の広域化・集約化や老朽化施設の更新等を通じ、地域の強靱化を加速するとともに、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を進めます。また、一般廃棄物処理施設整備の支援において、適正処理を確保しつつ発生抑制・分別・再資源化等の推進による焼却量削減の取組みを進め、資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築を促進します。

607 生物多様性保全に向けた国際的リーダーシップの発揮

2022 年の CBD COP15（生物多様性条約第 15 回締約国会議）で採択された 2030 年までの世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の実施に積極的に貢献します。2030 年のネイチャーポジティブ実現を掲げる「生物多様性国家戦略 2023-2030」を着実に実行します。特に、2030 年までに陸地及び海洋の 30%以上を保全する「30by30」の実現に向けては、国立・国定公園の拡充等や生物多様性保全に貢献する区域（OECM）の設定・管理等を推進します。これらにより、森林のみならずブルーカーボンも含めた吸収源の確保や気候変動適応に貢献する取組みを進めるとともに、生物多様性先進国を目指します。

608 生物多様性に関する情報基盤の整備・発信

ネイチャーポジティブ目標の達成やネイチャーポジティブ経済の実現に向けて、国、地方公共団体、企業、市民、研究機関など様々な主体が最新の生物多様性情報を必要としている現状を踏まえ、生物多様性情報の把握・整備を迅速化するとともに、データの標準化・オープンデータ化を進めます。

609 ネイチャーポジティブ経済の実現

官民一体となって、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)等への対応を、率先的かつ積極的に進め、サプライチェーンの強靱化とともに、生物多様性・自然資本に係るビジネスを創出します。これらにより、ネイチャーポジティブ経済実現に向け、各企業のネイチャーポジティブ経営への移行を推進します。更に、ネイチャーポジティブ関連の国際的なルールが我が国の特徴を踏まえたものとなるよう、ルール形成へ参入します。

610 豊かな自然環境を維持し取り戻す仕組みづくり

鎮守の森や里山の復活、生物多様性の確保、生態系サービス(水源涵養、防災・減災、食料供給等)の維持を目指し、「生物多様性増進活動促進法」に基づく自然共生サイトを2026年度までに500以上認定し、地域、民間企業、市民団体等の取組みを促進します。また、そうした取組みを更に促すため、税制措置等経済的インセンティブの検討・実施等を進めます。これらにより、人口減少等の社会状況も踏まえつつ、豊かな自然環境を維持し、取り戻すための仕組みをつくり、SATOYAMAイニシアティブ等を通じて海外へ発信します。

今後の我が国のまちづくり・インフラ整備・地域開発においては、より環境に配慮した取組みが求められるため、コンパクトで人や環境に優しいまちづくり、地域づくりを進めます。これらにより、都市機能と豊かな自然環境が共存する21世紀型の持続可能な都市・生活空間をつくります。

611 生物多様性の恵みを実感できる国立公園等の実現

日本を代表する自然景観を有する国立公園等の魅力を更に高めるため、登山道、遊歩道、展望施設などの整備やアドベンチャートラベル等自然体験コンテンツの充実、利用拠点の廃屋撤去や景観改善等による滞在体験の魅力向上、国内外への情報発信等を行う「国立公園満喫プロジェクト」を実施します。

更に、エコツーリズムの推進、ロングトレイルの活用、温泉資源の保護、新宿御苑をはじめとする国民公園の積極的な活用等を通じ、自然

環境を守りながらその活用を図る保全と利用の好循環を実現します。また、レンジャー(自然保護官)や公園管理関係者による国立公園の現地管理体制を強化し、自然環境の保全管理を行う事業者やNPOを支援します。能登半島地震からの創造的復興に向けて、能登半島の豊かな自然環境を活かしたツーリズムと地域づくりをすすめます。

612 離島・世界自然遺産地域の保護管理

離島等における自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、海山、熱水噴出域、海溝等の特異な生態系や生物資源を保全するため設定した沖合自然環境保全地域の調査を進め、海底の形質を変更するおそれのある行為を規制する等により海洋環境の保全を推進します。また、新たに登録された「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を含む5つの世界自然遺産地域の適切な保護管理等を進めます。

613 希少な動植物等の保護と管理

絶滅のおそれのある希少動植物種の保護・管理のため、法規制の対象となる種の増加を図るとともに、その生息・生育環境の保全を推進します。また、動植物園と連携して希少動植物種の繁殖を促進するとともに、野生順化訓練を通じ、トキやライチョウなど希少動物の野生復帰を促します。国際的に保護・管理が求められている希少野生動植物種については、国内の流通を適切に管理します。

ヒアリ等の定着阻止のための水際対策の強化、交付金による地方公共団体への支援を通じた外来カミキリムシ類等の早期発見・対処等の外来種対策を進めます。鳥獣の管理については、シカやイノシシでは捕獲を強化し広域的な管理を進め、クマ類では人とのすみ分けを図るとともに、市街地に出没した際の緊急対応力を強化します。

614 愛玩動物と共生する社会の実現

ペットは家族という考えのもと、人と動物が共に暮らす社会の創出を目指します。国と地方自治体が連携し、不適切な動物取扱業者の改善、動物虐待の防止に向けて取組みを強化します。

また、犬猫へのマイクロチップ装着による情

報登録制度の運用、保護された犬猫の譲り受けが広く行われる社会づくりや、動物愛護団体やペット業界などの関係者が譲渡促進に関わる枠組みづくり等を進め、犬猫の殺処分ゼロを目指した犬猫の命を守る取組みを着実に推進します。また、災害時におけるペットとの同行避難の取組みも強化します。

615 海洋プラスチックごみ問題への取組み

海洋プラスチックごみによる汚染が世界的な課題となっていることを踏まえ、プラスチック資源循環法に基づくワンウェイプラスチックの排出抑制や分別回収・リサイクルの徹底に取り組みます。紙、バイオプラスチック等の代替素材の開発・利用といったイノベーションやリサイクルインフラ設備導入などの国内の資源循環体制の構築を強力に支援することで循環経済への移行を加速させるとともに、海岸漂着物の円滑な処理をはじめとする海洋ごみ対策等を推進します。

海洋立国を標榜する我が国は、多国間主義に則り、海洋プラスチック汚染をはじめとするプラスチック汚染対策に関する新たな条約交渉を主導していくべきであり、今般国連環境総会（UNEA）で採択されたプラスチック汚染に関する決議を受け、新たな条約交渉を我が国が率先して強力にリードします。また、ごみの資源化の技術・システムを持つ我が国が率先して、海洋プラスチック汚染に悩む東南アジア諸国や島嶼国を支援します。今後重要となる海洋資源開発の推進に当たっては、将来世代への責任として海洋環境保全を前提として対応します。

616 マイクロプラスチック等の海洋ごみ対策

マイクロプラスチック等の海洋ごみについて、「海岸漂着物処理推進法」等に基づき、実態把握や回収・処理、発生抑制対策等の取組みを推進し、海洋環境の保全や、地域の基幹産業である観光等の振興に必要な海岸の景観の保全を図ります。

617 瀬戸内海の環境の保全

2022年4月に施行された改正「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づき、海域ごと、季節ごとの実情に応じたきめ細やかな栄養塩類管理や、藻場・干潟等の保全・創造の促進により、きれい

で豊かな瀬戸内海の実現を地域の方々とともに目指す「令和の里海づくり」を進めます。

618 生活排水対策の推進

効率的な生活排水対策を進めるため、市町村等や国民の理解を得つつ、下水道や浄化槽等の污水处理施設の普及を促進するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をはじめ、浄化槽の普及促進と管理の適正化に向けた法制度の見直し並びに下水道施設等の広域化・共同化、浄化槽における脱炭素化に向けた取組みを進めます。

619 化学物質と環境

国民が安心して暮らせる安全で豊かな環境を保全することは、政府としての基本的な務めです。子供の健康と環境に関するエコチル調査を進め、環境中の化学物質等が子供の発育に与える影響の解明及び成果の社会還元に取り組み、次世代を担う子供たちが健やかに育つ環境の実現を目指します。

また、国際潮流を踏まえつつ、すべての化学物質を視野に入れた安全性評価・管理等を推進します。更に、「水銀に関する水俣条約」、「水銀汚染防止法」等に基づき国内外での水銀対策を推進します。

620 大気・水・土壌等の安全・安心な環境の保全

水や大気などの環境保全については、環境基準達成率の低い光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）、湖沼及び内湾の底層の貧酸素化などへの対応等に取り組みます。特に自然の恵み豊かな沿岸域（いわゆる「里海」）の創生やそれぞれの湖沼の特色に応じた豊かな湖沼環境の再生を図ります。また、水道の水質・衛生について水源から蛇口の水まで一体的なリスク管理を図ります。PFOS等については、「PFASに関する今後の対応の方向性」（2023年7月、PFASに対する総合戦略検討専門家会議）を踏まえ、科学的知見の充実や必要な対策を推進します。また、水道の水質・衛生について水源から蛇口の水まで一体的なリスク管理を図ります。

また、放射性物質のモニタリングに引き続き取り組むとともに、ALPS処理水の処分に関する基本方針の決定を踏まえ、透明性・客観性・信頼性を最大限高めた海域モニタリングを実施しま

す。更に、土壌汚染対策法の施行状況を点検し、土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進します。

621 越境汚染等への対応

近隣国を起源とする PM2.5 等の越境汚染による我が国への影響が懸念されることから、被害防止のための対策を講じるとともに、発生源への根本的な対応を促すため、東アジア地域の環境汚染に関する調査研究やモニタリングを行い、近隣国とのデータや知見・経験の共有、黄砂に関する共同研究等を推進します。

622 公害健康被害対策等の着実な実施

今後も水俣病問題の解決、アスベスト被害者の救済などの公害健康被害対策等や、アスベスト飛散防止対策等を着実に実施します。

また、国内における毒ガス弾等の問題について、環境調査など必要な対策を引き続き推進します。

623 原子力安全の最優先確保と規制行政の不直の見直し

福島第一原発事故の教訓を踏まえ、我が国の原子力規制に対する国内外の信頼を回復するために、安全性を最優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げてまいります。

原子力規制については、原子力規制委員会の独立性を尊重しつつ、効率的な規制を徹底するとの観点から、制度と運用の更なる改善を進めることが必要です。審査及び検査の迅速化・効率化に向けた取組みが真に実を挙げるものとなるよう、関係機関の取組みを検証し、必要に応じ更なる見直しを行います。

原子力規制機関の信頼性を確保し、ICRP（国際放射線防護委員会）やIAEA（国際原子力機関）の最新の国際基準に照らした原子力規制を一層向上させるため、IAEAの総合的規制評価サービス（IRRS）を定期的に受検するなど、国際的な視野から常に点検し、改善します。

624 原子力災害への対応

南海トラフ地震や能登半島地震等の大規模な自然災害との複合災害も考慮した原子力防災体制の充実・強化に向けて、国と関係自治体が一体となって地域防災計画・避難計画の具体化・

充実化に取り組むとともに、引き続き、関係自治体における放射線防護対策や資機材整備等の支援を行います。原子力災害対応の実効性向上のため、対応要員の対応力向上と住民の理解促進に積極的に取り組みます。地元自治体からの要望を十分踏まえ、必要な避難道路等のインフラ整備を優先的に進めるとともに、緊急時避難円滑化事業の更なる拡充を図ります。

また、令和6年能登半島地震など頻発する自然災害を踏まえ、災害時にも原子力施設周辺の放射線を安定的に把握できる放射線モニタリング体制の充実を図ります。

625 原子力の安全確保に係る基盤の強化

研究機関との連携による研究基盤の確立や、幅広い視野を持つ専門人材の育成など、原子力専門人材育成の維持・強化を進めます。また、安全性の向上に資する革新的な原子炉の研究開発等を計画的に進めます。

沖縄振興

626 沖縄の更なる発展と県民生活の向上に向けた沖縄振興の実現

沖縄が我が国のフロントランナーとして飛躍的な発展を遂げるため、国家戦略として総合的・積極的に沖縄振興を推進します。沖縄振興特別措置法、沖縄振興予算、税制上の特例措置、沖縄振興開発金融公庫等の政策手段を最大限に活用し、強い沖縄経済を実現してまいります。

627 沖縄の未来を担う世代への支援

沖縄が長期的に発展するためには、こども達が、身体的・精神的に幸せな状態（well-being）で生活を送れる環境のもとで能力を最大限発揮できることが重要であり、EBPMの観点から必要な取組みを着実に進めます。

深刻なこどもの貧困の問題に対し、支援員やこどもの居場所等を通じた支援に加え、ひとり親や若年妊産婦への支援等の充実に取り組むとともに、その連鎖を断ち切る根本療法として、教育・医療・福祉が融合した取組みを展開します。

各界の未来を支える人材の育成・確保策を講じていくため、沖縄の歴史的、地理的特性等も活かしつつ、国際交流の促進を通じた国際理解

のある人材の育成等を進めます。

628 沖縄の自立型経済の構築に向けた産業振興の強化

沖縄のリーディング産業である観光業について、「量」から「質」への転換を進め、観光産業全体の高付加価値化と「稼ぐ力」を向上させるとともに、スポーツ観光や伝統文化など新たな観光コンテンツを育ててまいります。

化石燃料への依存度低下や 2050 カーボンニュートラル実現に向け、水素エネルギーの利活用等の新たな技術の後押しに加え、離島の特性を生かしたクリーンエネルギー導入のための取り組み等を推進します。

グローバルな社会課題の解決と沖縄の産業振興に貢献するスタートアップの育成を進めるべく、沖縄科学技術大学院大学 (OIST) の研究成果をスタートアップと結びつける取り組みに加え、地元の企業や金融機関等を含め官民一体となったスタートアップ支援を行います。

高付加価値の情報通信産業・製造業・航空関連産業・物流産業の誘致・育成など、アジア・太平洋地域との地理的近接性をはじめとする沖縄の優位性・潜在力を活かした新たな産業の創出・高度化を支援します。

629 沖縄における社会資本整備の推進、北部・離島の振興、駐留軍用地跡地利用の推進

産業の振興・県民の豊かな生活の実現を図るため、那覇空港の機能強化等をはじめとした空港・港湾・道路等の整備、モノレールを含む県内交通網の充実に向けた検討、住環境の改善に取り組めます。また、沖縄の誇りであり世界遺産でもある首里城について、「見せる復興」による復元整備を進めます。

本島北部地域について、来年度の「JUNGLIA OKINAWA」の開園に伴って人の流れや地域の産業構造が大きく変化することが想定されており、メリットを最大限享受し、持続可能な形で地域の振興が図られるよう、北部振興事業に取り組めます。

我が国の領海の保全等に大きな役割を果たしている沖縄の離島について、基幹産業である第一次産業を振興していくため、高付加価値化や販売力強化、物流コスト軽減などを進めるとともに、住民の移動コスト支援など移住・定住環

境の整備を通じ、離島振興の取組みを進めます。更に、安全・安心の観点から、台風による長時間の停電に備えた無電柱化の取組みを始めとする生活基盤の整備も加速します。

大規模な基地跡地の有効活用は今後の沖縄振興において極めて重要であり、「GW2050 PROJECTS」への支援や、基地跡地の先行取得等を強力に後押ししてまいります。

経済安全保障

630 重要な機微技術の流出防止

重要な機微技術の国外への流出を防止すべく、国際情勢の変化を踏まえた厳格な輸出管理の実施や同志国との連携強化、外為法に基づき官民が対話をしながら技術流出対策を強化する新たな枠組みの導入、投資管理の審査の強化等、機微技術の管理を強化します。また、新たな貿易管理の在り方の検討も進めます。経済安全保障推進法に基づくサプライチェーンの強靱化や先端分野における重要技術の育成に係る施策とも統合的に進めることを通じて、我が国の戦略的自律性と技術的優位性の維持・獲得を進めます。

631 ビジネスと人権への取組強化

我が国企業が積極的に人権尊重に取り組めるよう、予見可能性を高める国際協調、中小を含めた企業にとって分かりやすい人権デュー・ディリジェンスのためのガイドラインの普及、輸出管理の検討等を進めます。

632 基本的価値に基づく国際秩序強化

経済安全保障の観点も考慮し、気候変動や人権等も含めた基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化や、その実現に向けた国内の体制・環境整備を図ります。

633 経済安全保障の推進

自由、民主主義、人権といった価値を守り、有志国と連携して法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を実現しつつ、我が国の生存、独立、繁栄を経済面から確保するために経済安全保障政策を推進します。

634 経済安全保障推進法の着実な実施

2022年5月に成立した「経済安全保障推進法」

の4分野について、制度の着実な実施と不断の見直し、更なる取組みの強化を行います。

具体的には、サプライチェーン強靱化については、半導体や抗菌薬など、国民の生存や経済活動にとって重要な物資の安定供給確保に向けて、引き続き不断の点検・評価を行い、これまでの措置の効果を踏まえた上で、実効性のある対応を講じます。

電気、ガス、水道等を対象とした基幹インフラの事前審査制度については、2024年5月より、重要設備の導入・維持管理等の委託に関して国による事前審査を開始したところであり、これを着実に実施し、基幹インフラ産業の自律性を高め、強靱化を図ります。

先端的な重要技術の開発支援については、経済安全保障重要技術育成プログラムの研究開発ビジョンで示された重要技術について、協議会による伴走支援を引き続き実施するなど、我が国の技術優位性を確保できるよう努めます。

特許出願の非公開制度については、具体的な保全審査等に際して、出願人との丁寧な意思疎通を行うなど、円滑な制度運用に引き続き万全を期します。

635 サプライチェーンの強靱化

半導体・電子部品、銅やレアメタルなどの鉱物、電池、医薬品等をはじめとする重要な物資について、国内の生産基盤強化や、権益確保や生産プロジェクトの形成、他国に依存する物資の生産技術・代替品開発等による安定供給を早急に確保すべく、重要な物資の供給途絶リスクを将来も見据えて分析し、諸外国における巨額の措置も念頭に置きつつ、中長期的な支援を可能とする基金の設置も含め、金融支援や助成などの必要な支援措置を整備します。

また、我が国のサプライチェーンの強靱化及び持続可能性を強化する観点から、重要物資に係る政府調達や補助金支援制度を再度、見直します。すなわち、これまでのように調達時点での価格のみで判断するのではなく、価格以外の「強靱化」や「持続可能性」といった要素も考慮していきます。

636 先端分野における重要技術の育成

我が国の戦略的不可欠性の強化・獲得のために、宇宙、海洋、量子、AI、バイオ等の分野にお

ける先端的な重要技術について、官民パートナーシップ（協議会）を活用しつつ、開発・技術基盤強化を進め、実用化に向けた強力な支援を行うプロジェクトを早急に強化し、これを速やかに実行していきます。

637 半導体製造基盤・計算資源整備の強化

先端ロジック半導体や先端メモリの製造基盤の強化・発展を進めるとともに、我が国が強みを持つレガシー半導体や製造装置・部素材について、世界に対する供給責任を果たすべく、生産能力の増強を強力に進めます。

また、生成AI時代に鍵となるデータの国内における確保に向け、AI用データセンターの国内整備を進めます。

併せて、国外の関係機関と共に、産官学が連携してイノベーション・生産に不可欠な技術人材の育成・確保に取り組みます。

638 次世代コンピューティング技術の推進

AIの利活用にも不可欠な次世代半導体について、米国・欧州をはじめとする同盟国・有志国と連携しつつ、2027年の量産を目指します。量子・AI技術とも連携した次世代計算基盤の構築に向け、次世代半導体の実装化に併せて、必要となるクラウド・ソフトウェアの産業基盤の維持・強化や技術開発を進めます。

639 基幹インフラ産業の自律性・強靱化

いかなる状況下においても国民生活の基盤を維持するために、基幹インフラ産業（情報通信、エネルギー、医療、金融、交通・運輸等）の自律性を高め、強靱化を図ります。

640 重要土地等調査法の着実な執行

安全保障上重要な施設の周辺や国境離島等における土地の取得・利用実態を国が的確に把握し適切に対処するため、重要土地等調査法の執行を着実に進めます。

641 セキュリティクリアランス制度

2024年5月に成立した「重要経済安保情報保護活用法」について、施行に向けて政令や統一的な運用基準の策定を進めるとともに、必要な体制や予算を講じることで、円滑な制度運用が行えるよう準備を進めます。

642 国際デジタル秩序形成の主導

DFFT ルールの具体化において、EU と米国を連結する中核的役割を果たし、国際デジタル秩序の形成を主導します。また、デジタル時代におけるデータの法的権利に係る法整備を検討します。

643 経済インテリジェンス能力の強化

経済安全保障上の脅威・リスクに備え、経済分野におけるインテリジェンスの能力及び有志国政府、シンクタンク、産業界、アカデミアとの連携の強化を進めるとともに、経済安全保障に係る各省庁の体制強化を図ります。併せて、事業者の適切な情報管理、情報保全のために必要な設備導入を推進します。また、機微な技術を保有する企業や大学等における適切な技術管理を推進するとともに、連携を強化します。これらにより、国際的な官民コミュニティの構築を進めるとともに、経済安保専門人材の育成に本格的に取り組み、官民での戦略対話に加えて戦略人事交流等（リボルビングドア型）を進めます。

644 サイバーセキュリティの強化

サプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策強化に向けて、安全な IoT 製品の流通を促進するための制度整備や、中小企業へのセキュリティ支援を行います。

外交

645 ロシアによるウクライナ侵略への対応

ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙です。力による一方的な現状変更の試みを決して認めてはならず、ロシアによる核の威嚇、使用は決してあってはなりません。今日のウクライナは明日の東アジアとなりうる中で、力による一方的な現状変更を認めず、法の支配に基づく国際秩序を守り抜くとの我々の決意を行動で示していくことは不可欠です。ロシアによる侵略を止め、一日も早くウクライナに公正かつ永続的な平和を実現するため、領土一体性の確保のためのウクライナの努力を引き続き支持し、G7 と連携し、厳しい対露制裁と強力なウクライナ支援を推進します。我が国

は、地雷対策も含めたウクライナへの確固たる支援と共に、今後とも官民を挙げてウクライナの自立的発展と復興を支援します。

646 普遍的価値に基づく国際秩序の安定・強化に貢献する外交の展開

自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値や原則に基づいた国際秩序の安定・強化は、我が国を含むインド太平洋地域、そして、世界の平和と安定のために死活的に重要であり、「自由で開かれたインド太平洋」の一層の推進に向け、日米同盟を基軸に、豪、韓国、台湾、ASEAN、印、欧州など普遍的価値や原則を共有するパートナーとの連携を強化します。

また、より多くの国・地域とともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、法の支配や航行の自由等の維持、海洋安全保障や人道支援・災害救援分野といった社会課題に取り組み、質の高いインフラ推進などの支援に取り組み、連結性の強化を通じた経済発展への貢献をします。

647 同志国の安全保障能力・抑止力向上のための OSA の更なる推進

我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に置かれる中、力による一方的な現状変更の抑止、インド太平洋地域における平和と安定の確保、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出のため、我が国自身の防衛力の抜本的強化に加え、同志国の抑止力を向上させることが不可欠です。同志国の安全保障上のニーズに応え、資機材の供与やインフラの整備等を行う政府安全保障能力強化支援（OSA）を更に推進し、既に実績のあるフィリピンをはじめとする、価値観を共有する国々への支援を行います。

648 北朝鮮の拉致・核・ミサイル問題の解決

北朝鮮による拉致問題は時間的制約のある人道問題です。制裁措置の厳格な実施など、国際社会と結束して圧力を最大限に高め、あらゆる手段、様々なルートを通じた様々な働きかけに全力を尽くし、拉致被害者全員の即時一括帰国を実現します。

国連安保理決議の明白な違反である北朝鮮の核・ミサイル開発に対し、米韓をはじめとする関係国・機関との連携を深め、完全廃棄を迫り

ます。

649 「核兵器のない世界」に向けた取組み

我が国には、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向け国際社会の取組みをリードしていく責務があります。その一方で、現下のウクライナ情勢が示しているように、核軍縮の進め方をめぐって、核兵器国と非核兵器国との間において立場の違いがあるのも現実です。

このような状況を踏まつつ、「核兵器のない世界」に向け、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効促進や核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始に向けた働きかけ、効果的な核軍縮検証の実現に向けた議論・演習といった核兵器国も参加する現実的な取組みなども積み重ねることを通じ、核兵器不拡散条約（NPT）体制の維持強化など、現実的かつ実践的な取組みを進めます。国際的な軍縮・不拡散の取組みに積極的に貢献します。

650 領土・主権・歴史に係る取組み

中国による透明性を欠いた軍事力の強化や尖閣諸島周辺の領海への侵入を含む東シナ海・南シナ海での一方的な現状変更の試み、我が国のEEZ内でのブイの設置、邦人拘束を含む懸念すべき人権状況、経済分野の諸問題等に対し、具体的かつ実効的な措置の検討を不断に行いつつ、適切に対処します。

また、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等について、国際法違反の状態や歴史認識等を巡るいわれなき非難といった、我が国の主権や名誉、国民の生命・安全・財産に関わる多くの課題に毅然とした対応を取ります。

竹島・北方領土・尖閣諸島をはじめ、我が国固有の領土・領海・主権を断固守り抜くために第三者研究機関を設置し、歴史的・学術的な調査研究を進め、我が国の戦略的対外発信を強化します。また、我が国の領土・主権の研究・広報・啓発活動の拠点である「領土・主権展示館」のナショナルセンターとしての充実に努め、自治体との連携による移動型の展示活動も支援します。

我が国固有の領土である北方領土問題については、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針は不変です。現下のウクライナ情勢を踏まえれば、今後の展望を語る状況には

ないものの、我が党として、最善を尽くして元島民の方々の思いに応えていく気持ちにはいささかも変わりありません。北方領土返還要求運動の拠点である北方領土隣接地域の振興を更に地域一体で進める取組みを推進します。

我が党が策定した「海洋基本法」に基づき、エネルギー資源等の海洋資源の開発・利用促進、排他的経済水域の開発や大陸棚の延長及び海洋調査の推進など、我が国の海洋権益を確保するとともに、排他的経済水域に関する包括的な法整備に取り組みます。また、我が国排他的経済水域内で繰り返される韓国や中国による、我が国への事前同意のない海洋調査に断固抗議し、即時中止を求めるとともに、我が国政府には、具体的な対応策の検討含め、毅然と対応するよう強く求めます。

651 人権外交の推進

人権は普遍的価値であるとの立場を一層鮮明にし、中国における懸念すべき人権状況、ミャンマーにおける軍事クーデター等の問題に適切に対応します。人権擁護に歩みを進める国には寄り添って支援していくとの立場を堅持し、人権状況の実際の改善に貢献する日本らしい外交を主体的かつ積極的に推進します。

短期的には、ジェノサイド条約の取扱いの検討、外為法等の積極的運用改善、総合的外交判断のもとでの人権侵害制裁法など新たな法令上の枠組みの実現に向け取り組みます。また、企業の人権デュー・ディリジェンスの支援強化、ODAによる人権支援、国連の活動におけるイニシアティブの発揮、厳しい立場におかれる在留外国人等への支援強化等を検討・実現します。

中長期的には、二国間の「人権対話」の推進、権威ある国際NGOとの人権外交に関する対話枠組みの創設、外国人労働者との共生のための制度の強化、国際的に保護を必要とする難民等の受入れ改革等を追求します。

政府の情報収集能力の強化、人権関連部局の体制の拡充や議員外交に取り組みます。

652 国際法の活用を通じた国益の確保

国際法が誠実に遵守される国際秩序は、平和と安全を支える重要な基盤です。様々な国際会議の場や二国家間での枠組み等で法の支配の重要性を多くの国々と共有し、国際司法機関の役

割を支持することを通じて、我が国の国益の確保に努めます。

653 太平洋島嶼国との関係強化

太平洋島嶼国の安定と繁栄のため、また「自由で開かれたインド太平洋」の実現や、海洋における法の支配、我が国にとって重要なシーレーンに位置すること等の観点から、我が国と太平洋島嶼国との関係は極めて重要であり、一層の関係強化が必要です。PALM10の成果を土台として、自然災害や気候変動対策、ODA等の具体的分野について連携を強化し、太平洋島嶼国との一層の関係構築を行います。

特に、気候変動に伴う海面上昇は、太平洋島嶼国にとって死活問題です。既に領海基線維持の立場を表明している国々と協力して、未だ立場を決めていない国の理解を得るよう粘り強く取り組むことで国際世論の形成をリードします。

654 台湾との関係強化

台湾は、日本にとって、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値や原則を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人です。「自由で開かれたインド太平洋」の外交方針に従い、台湾が国際社会における確固たる存在を維持すべく、WHO、TPP11協定、ICA0、COP等の国際機関・国際的枠組みへの参加を主導します。

日台関係の深化に向け、自民党青年局による公式チャンネルの維持・強化に加え、一昨年からは始まった外交・防衛分野を中心とする政策担当議員間（日本側は部会長が出席）における意見交換会（日台2+2）、日米台三極議員による戦略対話を含む対話プラットフォームの構築等、必要な施策・制度の検討・準備を加速します。更に、様々なレベルでの実務協力も進めています。

また、安全保障も見据えた緊密な経済連携の観点から、我が国が強みを持つ半導体産業と世界有数のファウンドリ技術を有するTSMCをはじめとする台湾企業が共同でサプライチェーンを構築できる環境整備、DFFT（信頼ある自由なデータ流通）等の我が国のデジタル戦略における連携強化、日台間の貿易・インフラ輸出の拡大等を進めます。

台湾の危機は我が国の危機であり、価値観を

共有する同志国との連携を深化させ、抑止力を強化します。防災・海難救助等の安全保障に資する日台間の非軍事的な交流実績を積み上げ、絆を強固にします。

655 UHC 達成に向けた取組みの主導

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）は我が国が強みを有する分野であり、これまで積み上げてきた実績を踏襲しながら、次なるパンデミックの予防・備え・対応を効果的に実施できるグローバルヘルス・アーキテクチャーを構築・強化していくことが重要です。そのUHCの達成のために、民間企業やアカデミア、市民社会等の知見・経験も取り込みつつ、企業や投資家の積極的な関与を得ること、日本国内の人材育成にも資する互恵的なパートナーシップを開発途上国との間で実現すること、能力構築支援や組織間連携を通じた効果的な多国間協力も強化することなど、一つ一つ実績を積み重ねていきます。

具体的には、健康安全保障の観点から、グローバル・サウス諸国がUHCを達成し、質の高い保健・栄養サービスへの普遍的アクセスを実現するために、強靱な保健システムの構築に向けた技術的・資金的支援を推進します。また、昨年立ち上げたグローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ（Triple I）を着実に進めつつ、持続可能かつ効率的な資金調達についても引き続き検討していきます。

656 新たな時代における国際協力の実施

本年は国際協力70周年に当たる節目の年です。これまで国際協力を通じて培ってきた国際的な信頼は、我が国の外交力の源泉となる重要な資産です。我が国を取り巻く国内外の経済社会情勢が厳しい中で、時代に即した「新しい仕組み」を構築し、政府開発援助（ODA）の成果を我が国経済・社会へ還元しながら、国民の理解を得た国際協力を推進していくことは急務です。こうした観点から、途上国の課題解決、民間企業含めた我が国の国益の確保、地球規模課題の解決という「三方良し」となるODAを推進します。更に、ODAを効果的・戦略的に活用するためオファー型支援等我が国の強みを活かした支援を進めます。

また、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向

け、開発途上国の支援や地球規模課題への取り組みを拡充します。2050年までの「カーボンニュートラル」を含む世界の脱炭素化の実現、防災、教育、貧困撲滅、女性、国際保健、難民・避難民など各分野で、SDGs達成に向け一層取り組みます。

更に、自然災害が世界各地で頻発化・大規模化しており、国際緊急援助隊の派遣をはじめ人的・物的・資金的な緊急人道支援など、災害時における国際的な支援活動を積極展開します。また、防災・減災・避難救援体制等、我が国が災害対応によって得た教訓・知見をソフトパワーとして世界に発信し、国際社会における防災の主流化を更に促進します。

657 国益に即した経済外交の推進

自由貿易の推進は我が国の通商政策の柱です。多角的貿易体制の強化・改善に向け、日米貿易協定、TPP11協定、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定、日EU経済連携協定や日英包括的経済連携協定を着実に実施します。TPP11協定については、参加を希望する国・地域に対して協定の高いレベルや基本的価値を守りつつ、戦略的な観点や国民の理解も踏まえながら一層の拡大を目指します。

こうした取り組みを通じて、各国の利益に資する貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域の経済発展等を実現します。国益確保の観点から、WTO改革、デジタル分野での国際ルール作りを含め、自由で開かれた国際経済社会システムの強化に向け、経済外交を展開します。

日本企業支援では、情報共有・法的支援体制の強化、輸入規制・風評被害対策等を着実に進め、中小企業を含む日本企業及び地方自治体の海外展開支援を強化します。

658 総合的な安全保障の推進

エネルギー、先端技術を用いた製品に不可欠な重要鉱物資源、食料、医療等、国民生活に甚大な影響を与える分野において、普遍的価値を共有する国・地域との連携を強化し、鯨類を含む生物資源の持続可能な利用に関する取り組みを進める等、安定的な供給を確保するために総合的な安全保障を推進します。

659 投資協定・租税条約締結の促進

海外市場で得た利益を国内の新たな付加価値創造へと向かわせるため、二国間の投資関連協定(投資章を有するEPA/FTAを含む)や租税条約等により、資本移動の自由化等を促進します。海外子会社の配当、ロイヤリティ等に対する進出先国での課税を可能な限り縮小することを目指します。

そのため、他の先進国に比べて締結数で遅れを取っている日本の投資協定について、経済界の実需に併せて、アフリカ等も視野に入れ、戦略的に展開するとともに、協定の質の向上にも努めます。

660 中東・アフリカ地域への積極的関与

中東情勢の緊張の高まりが深刻に懸念される中、我が国独自の取り組みを通じてこれまでに築いてきた中東各国との良好な関係を活かし、関係国とも緊密に連携しながら、中東の緊張緩和と情勢安定化に積極的に取り組みます。資源の安定的かつ安価な供給の確保は日本経済・暮らしの基盤です。要人往来、在外公館による日常的な働きかけ、国際的な枠組みの活用、ODAを含む外交ツールを活用し、主要な資源国との関係強化に努め、供給国の多角化を図るなど資源外交に力を入れます。

また、成長が著しい一方、多くの課題を抱えるアフリカ地域については、「アジェンダ2063」等のアフリカ側の取り組みを踏まえながら、アフリカと共に革新的課題解決を共創していきます。継続的な議員外交や2025年に行われる第9回アフリカ開発会議(TICAD9)も活用しつつ、未来志向の課題解決、若者と女性の重視、人材交流・人材育成の促進、ビジネス環境整備や人権・労働・環境等の基準を含むガバナンス強化に資する支援を推進することで「開かれた世界の資源市場」の実現に取り組みます。

661 国際社会における我が国のプレゼンスの強化

存在感の高まるグローバル諸国の抱える経済的な課題に加え、環境・国際保健・教育・WPSなどの地球規模課題に対し、我が国が積極的に協力を進めることで、我が国の国際社会におけるプレゼンスを高めていきます。

関係国と連携して実効性ある新たな国際秩序

構築と国連改革に取り組み、我が国の安保理常任理事国入りを目指します。国際社会における我が国のプレゼンス強化のため、国連関係機関の我が国邦人職員を 2025 年までに 1,000 人とするとのも目標も念頭に、国際機関の選挙対策、人材育成、博士人材の活用を含め、国際機関の邦人職員（ハイレベルを含む。）の増強に向けた取組みを強化するとともに、国際機関の戦略的活用を進めます。

662 戦略的対外発信の更なる強化

情報戦が恒常的に生起する中で、我が国の外交・安全保障政策や歴史・領土に関する立場・取組みに対する理解・支持、我が国への関心を高めるための戦略的対外発信はこれまで以上に重要となっています。特に、我が国の領土・主権・歴史等について、情報収集や調査・研究・分析を強化するとともに、国内への啓発を強化し、国際社会において客観的事実に基づく正しい認識が形成され、我が国の基本的立場やこれまでの取組みが正当な評価を受けるよう、戦略的に対外発信を強化し、いわれなき中傷には毅然と対応せねばなりません。

また、我が国の多様な魅力の発信や人的ネットワークの構築等を通じ、我が国の立場や国民が好意的に受け入れられる国際環境を醸成することも重要です。それらの観点も踏まえ、在外公館や国際交流基金の海外事務所等の海外発信拠点を拡充しつつ、招へいを含む知的・文化・人的交流の更なる推進、ジャパン・ハウス、SNS、国際放送等の効果的な活用を通じ、他の政府関係機関や民間企業・団体等とも連携しながら、訴求対象や目的を意識した発信を強化していくほか、発信能力の強化に向けた人材を確保・育成します。また、情報戦を戦っていく上で、シンクタンク等と連携した第三者発信は極めて重要であり、力強く後押ししていきます。世界遺産や無形文化遺産分野においても、我が国推薦案件の登録推進に向け、国際社会に対して更なる情報発信等に努めていきます。

663 在外公館等を活用した日本企業の海外展開支援

在外公館施設等を活用したインフラ輸出、中小企業を含む我が国企業や地方自治体の海外展開を積極的に支援することにより、民間の貿易

投資を促進します。トップセールスを更に強化するとともに、これまでの成果を着実にフォローアップします。

海外進出する日本企業の支援を在外公館の本来業務として位置づけ、人脈形成・情報提供など官民連携を一層強化します。

664 外交領事実施体制の抜本的強化、専門性のある人材の確保

在外公館は、我が国の「顔」であり、最後の「砦」です。厳しさを増す国際情勢を踏まえ、緊急事態対応や邦人保護、領事サービスの向上、情報保全対策等に万全を期すため、新設・修繕を含む営繕予算や人員体制の増強を念頭に、老朽化している施設への対策はもとより、経済合理性の高い施設を国有化するなど、中長期的な取組みが必要な在外公館の強靱化について引き続き計画的かつ強力に推進します。また、在外公館については、我が国の経済・文化の発信拠点として日本らしさにも留意しつつ整備していきます。

情報・政策・発信の各部門の有機的な連携により AI 等を活用した情報収集・分析を強化するために、情報セキュリティ分野の高度な専門性を有する人材の育成や、情報システムの開発・運用で中核的な役割を担う人材の育成・確保を推進します。

665 新たな政策領域での対応強化

経済安全保障、宇宙、サイバーといった新たな政策領域において、関連情報の収集や分析、国際的な規範形成などに取り組みつつ、経済的威圧への対応を含め、同盟国・同志国との連携を強化します。

666 国際裁判への態勢の整備

国際社会における法の支配の確立や国際法に基づく紛争解決の重要性の高まりを踏まえ、国際裁判手続きに関する知見の増進や国内外の法律家との関係強化に努め、国際裁判への態勢を一層強化します。

667 宇宙デブリ対策の推進

我が国の得意分野を活かし、世界をリードして、人工衛星等の安全な運行のためのルール作りや宇宙デブリ問題に取り組んでいくことで、

宇宙空間の持続的かつ安定的な利用の門を開き、国際社会に貢献します。

668 国際協力等を通じた宇宙空間の安定的・効果的な活用の推進

各国との国際協力等を通じて宇宙空間の安定的・効果的な活用を推進します。

具体的には、準天頂衛星システムについて、7機体制を確立するとともに、宇宙状況把握能力の向上に向けた米国のセンサを搭載するなどの日米協力を推進します。また、高精度測位や防災に係るサービスのアジア・オセアニア地域での海外展開を戦略的に進めます。地理情報と衛星測位情報を統合活用したG空間情報（地理空間情報）を国として保有し、利活用するための社会基盤インフラを構築することで、我が国の安全保障上の利益の確保に努めます。

宇宙に関する対話・協議の促進や宇宙状況把握における協力の強化など、米国をはじめ各国との間で国際的な協力を推進します。宇宙空間における法の支配の実現・強化に向けても、国際的ルール作りに関する議論に積極的に貢献していきます。

669 有人国境離島地域の保全・地域社会の維持

我が国の領海等の保全等にとって極めて重要な意義を有する有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域の地域社会の維持を引き続き推進します。

670 安全保障上重要な土地等の管理

我が国の国土の適切な管理等の観点から、安全保障上重要な施設の周辺や国境離島等における土地等の利用の実態を的確に把握するため、2021年に成立した「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」等に基づき、速やかかつ着実に土地等利用状況調査等を進める等、国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障の確保に努めてまいります。

安全保障

671 防衛力の抜本的な強化

尖閣・台湾周辺等における軍事活動の活発化や力による一方的な現状変更を試みる中国、核・

ミサイル開発を進展させる北朝鮮、そして、戦後最大の危機ともいえるウクライナ侵略に踏み切ったロシア等、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中、抑止・対処を実現するため、「安全保障三文書」に基づき防衛力の抜本的な強化を推進します。

672 宇宙・サイバー・電磁波領域における体制強化の加速

宇宙・サイバー・電磁波領域における体制強化に向けた取組みを加速化します。宇宙分野においては、「宇宙基本計画」に基づき、衛星コンステレーションの構築に必要な措置を進めるなど、宇宙の安全保障に関する総合的な取組みを強化します。サイバー分野については、「国家安全保障戦略」を踏まえ、能動的サイバー防御を導入するなど、欧米主要国と同等以上にサイバー安全保障分野での対応能力を向上させます。そのための関連法案を早期に国会提出するとともに、「自衛隊サイバー防衛隊」の体制強化、今年改編された陸自システム通信・サイバー学校をはじめとする部内教育の拡充、高度な知見を有する部外の人材の登用や教育・研究基盤の拡充・強化等を進めます。また、能動的サイバー防御の実施に向けて、不正アクセス禁止法等の現行法令等との関係の整理及びその他の制度的・技術的双方の観点、インテリジェンス部門との連携強化の観点から、早急に検討を行います。電磁波分野については、「電子作戦隊」の拡充やゲーム・チェンジャーとなり得る将来の技術の研究等により、電磁波領域における能力を強化します。

673 能動的サイバー防御導入に向けた体制強化等

高度なサイバー攻撃から我が国のインフラ機能を保護し、安全保障を確保するための政府と基幹インフラ事業者等との情報共有枠組みや、基幹インフラ事業者による政府へのサイバー攻撃の被害等の報告義務づけなどの仕組みを創設します。

外国政府主体等が関与する高度かつ重大なサイバー攻撃に対処するため、政府が通信情報を収集・分析する必要があります。その際、重大なサイバー攻撃への対処という公共の福祉の観点から必要最小限の通信情報の利用を可能とし、

欧米主要国を参考に、サイバー攻撃防止の実効性を確保しつつ、国民の権利との関係が整理された制度とします。

被害が瞬時かつ広範に拡散するというサイバー攻撃の特性を踏まえ、攻撃の未然防止や被害拡大防止のため、被害発生のおそれを認知し次第、被害防止措置をとれる権限整備を検討します。

また、重大なサイバー攻撃に対し我が国の持てる能力を最大限活用するため、内閣官房を司令塔として機能させつつ、警察、防衛省・自衛隊が必要に応じ、的確に措置を実施できる制度とします。その際、平素から柔軟に対応できるよう「事態認定方式」ではない新たな自衛隊の行動類型を整備することを検討します。

サイバーセキュリティ戦略本部の機能を強化することに加え、司令塔組織への権限付与等、政府全体の予算・体制・能力を抜本的に強化します。また、キャリアパスの明示、官民人材交流、国際的な官民枠組みへの参画、国内外の演習への参加などを通じて、サイバー分野における魅力あるキャリアを描ける人材育成・確保策を検討します。

674 “戦い方”の変化に応じた能力強化と態勢構築

AI、無人機、量子技術等の先端技術、軍事や非軍事の境界を曖昧にするハイブリッド戦、偽情報の見破りや戦略的な情報発信が肝となる情報戦への対応として、宇宙関連技術やドローン、AI、量子技術などの先端民生技術の専門機関と防衛省・自衛隊の連携を深め、急速な技術革新による“戦い方”の変化に応じた能力強化と態勢構築を進めます。また、政府全体として一次情報の収集能力を強化することに加え、インテリジェンスの集約・共有・分析等を更に統合的に実施する体制の構築も検討します。

675 弾薬・維持整備のための費用確保、優れた装備品の数量確保、後方分野の能力強化

事態発生から終結まで我が国を守り抜くために必要なかつ十分な量の弾薬の整備や装備品の維持整備に係る費用を確保し、特に、自衛隊の弾薬・燃料等については、より柔軟な保管・輸送を行うことができるよう、各種規制について関係省庁間で十分な調整を進めます。また、急激

に拡大する周辺国との戦力格差を一刻も早く埋めるため、領域横断作戦を通じて我が国を守り抜くために必要な、優れた正面装備品（艦艇、航空機等）の数量を確保します。加えて、輸送力や衛生機能を含む後方分野における能力の抜本的強化や、事態の兆候を迅速に察知し、有効に対処するための情報機能の強化、自衛隊施設の強靱化に取り組みます。

近年増加が著しい災害対処や感染症対応など、国民を守るための活動に自衛隊が十分な態勢で臨めるよう、万全を期します。

676 弾道ミサイル攻撃を含む我が国への武力攻撃に対する反撃能力の保有

極超音速滑空兵器、変則軌道弾道ミサイル、無人機・スウォームといった多様化・深刻化する経空脅威からの防衛に万全を期すため、領域横断的な統合防空ミサイル防衛能力を強化するとともに、イージス・システム搭載艦の整備を着実に進めます。また、度重なる北朝鮮によるミサイル発射など、我が国周辺のミサイル能力の増強に対し、ミサイル防衛網の質・量を強化するとともに、相手の攻撃を抑止する反撃能力にも活用可能なスタンド・オフ防衛能力を向上します。反撃能力の対象範囲は、相手国のミサイル基地に限定されるものではなく、相手国の指揮統制機能等も含むものとします。

677 島嶼部への攻撃や尖閣諸島周辺の事態など、不測事態に対処し得る体制の整備

我が国の島嶼部に対する攻撃への対応に万全を期し、常時警戒監視体制を強化するために、新型護衛艦（FFM）・哨戒艦や F35 戦闘機等の整備を引き続き進めます。加えて、12 式地对艦誘導弾能力向上型の研究開発等を通じ、相手方の脅威圏の外から対処可能なスタンド・オフ・ミサイルの整備を進めます。

尖閣諸島周辺において、我が国に対する圧力が一層強まり、事態がエスカレートすることも予想される中、我が国の正当性について国際社会に対する発信力を強化し、実践的なシナリオに基づく共同訓練等を通じ、自衛隊と警察・海上保安庁との連携を強化するとともに、我が国の領域侵害に対して政府機関が十分に対処できるよう、法整備も含め、速やかに必要な措置を講じます。ハイブリッド戦や様々な複合事態に

対しても、装備や法律上の権限などを十分に付与して、万全の体制を構築します。

また、自衛隊部隊の円滑かつ効果的な活動のため、南西地域の空港・港湾や通信等のインフラ整備を推進するとともに、有事における民間飛行場の航空管制機能維持、更には電波利用や周波数割り当て、防衛・風力発電調整法に基づく取組等について、政府全体で緊密に調整を進めます。

更に、衛星や海底ケーブルなど、国防上重要な施設等の防護を強化します。

678 防衛生産・技術基盤(防衛装備移転を含む)

防衛生産・技術基盤はいわば我が国の「防衛力そのもの」であり、抜本的な強化を進めます。

「防衛力そのもの」の担い手たる防衛産業が適正な利益を継続的に確保することは必要不可欠であることを踏まえつつ、防衛生産基盤強化法等により、国内の防衛生産・技術基盤に対して重点的に投資及び支援を行っていきます。

その際、スタートアップ企業をはじめとした新規参入を促進し、競争入札の見直しを推進します。また、人手不足への対応を含む、装備品等のサプライチェーン上のリスクに適切に対応するため、製造工程の高度化・効率化の取組を一層推進するとともに、強靱なサプライチェーンを構築します。加えて、サイバーセキュリティ対策を含む産業保全の抜本的強化を進めます。

更に、世界的な防衛需要の高まりを踏まえ、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出などのために重要な防衛装備移転を含む防衛装備・技術協力に、より一層積極的に取り組み、基金の活用を含めた積極的な対応を検討します。また、グローバル戦闘航空プログラム政府間機関を通じ、次期戦闘機の共同開発を推進します。

今後、我が国の防衛産業が様々な課題を乗り越えて、我が国の防衛力の抜本的強化に対応する、持続可能な基盤を構築することと併せ、官民が防衛事業の市場拡大と国際競争力の強化に取り組む環境を整えることで、防衛産業において生産性の向上とイノベーションの創出を実現します。これらの取組みを中長期的かつ戦略的に進めていくための戦略を策定し、我が国が目指す将来の防衛産業の在り方を打ち出します。

679 防衛分野の研究開発

我が国の技術力を結集し、将来の戦い方を実現する研究開発へと変革するため、防衛省の研究開発費を増額するとともに、研究開発に要する期間を大幅に短縮する新しい手法を研究開発プロセスに取り込み、将来の戦いにおいて実効的に対処する能力を早期に実現します。その上で、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)の議員に防衛大臣を正式に追加するなど、関係省庁の取組みと連携し、産業界とアカデミアの力を大胆に活用して民生先端技術を防衛分野に取り込み、安全保障分野における産学官の研究開発エコシステムを構築します。未知の技術領域に対して果敢に挑戦することにより、将来の新しい戦い方を創出する防衛イノベーションを実現する機能の抜本的強化や、研究職技官をはじめとする増員など人的リソースの拡充も含め、防衛装備庁を中心として、防衛省の必要な体制を強化します。更に、顕著な貢献のあった防衛産業、研究機関やその関係者に対する表彰等を積極的に検討します。

680 同盟・友好国との協力強化

日米同盟及び地域の安全保障を一層強化するために、我が国の防衛力を強化し、また、サイバー・宇宙を含む、全ての領域を横断する日米防衛協力を深化させます。また、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止の在り方を不断に検討するとともに、米国が提供する拡大抑止の信頼性を一層確保するべく、政治のリーダーシップの下、しっかり協議していきます。

「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンを維持・強化するため、日米同盟を基軸としつつ、豪州やインド、ASEAN・欧州諸国並びにNATO及びAUKUS等との連携、QUADでの協力等を通じ、人的交流や部隊間交流、共同訓練、防衛装備・技術協力を含む二国間・多国間の防衛協力・交流を推進するとともに地域の安全と安定を一層確保するための取組みを主導します。

681 処遇改善、募集施策強化、再任用活用や女性活躍の推進等、人的基盤の強化

人的基盤を一層強化するため、給与面を含む処遇改善、勤務環境の改善、人材育成システム、退職・再就職支援の強化等により、防衛省・自衛隊が魅力ある職場となるような施策を早急に推

進します。また、募集施策の強化を図るとともに、予備自衛官を含むいわゆる予備役制度の見直し・体制強化にも取り組みます。その際、女性活躍の積極的な推進など、人材のより一層の活用を図ります。また、血液の自律的な確保等の衛生機能の強化に引き続き取り組みます。

682 国際社会の平和と安定への貢献

アジアと欧州・中東を結ぶ海上交通の要衝であるソマリア沖・アデン湾での海賊対処行動や、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全確保のための中東地域での情報収集活動を着実に実施します。

また、シナイ半島における多国籍部隊・監視団(MFO)や南スーダンにおける国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)への司令部要員の派遣といった取り組みを通じ、国際社会の平和と安定に一層積極的に貢献します。

683 地域コミュニティとの連携の推進

自衛隊施設や在日米軍施設・区域が所在する地元の負担軽減を図るとともに、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付、防音工事や民生安定施設への助成など防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策を推進します。また、地元調達にも十分な配慮を行います。

在日米軍の施設・区域については、日米同盟の抑止力を維持しつつ、地元の負担軽減を図るため、日米で連携して、訓練移転を含め在日米軍再編に全力で取り組みます。特に、在日米軍専用施設・区域が集中する沖縄の負担軽減は重要な課題であり、在日米軍施設・区域の返還等を一層推進します。

また、普天間飛行場の危険性を一刻も早く除去するため、現行の日米合意に基づく名護市辺野古への移設を着実に進めるとともに、自治体への重点的な基地周辺対策を実施します。

地域住民の方々の安全・安心の確保を最優先の課題として、米国政府と緊密に連携の上、在日米軍による事件・事故の防止を徹底し、日米地位協定のあるべき姿を目指します。

684 国民保護の一層の強化

原子力発電所をはじめとする重要インフラの抗たん性を強化します。特に、グレーゾーンの事態に備え、警察機関と自衛隊との間でシーム

レスな対応ができるよう、より実践的な共同訓練の実施等の取組みにより、平素からの連携体制を一層強化します。とりわけ原子力発電所においては、自衛隊による対処が可能となるよう、警護出動を含め法的な検討を行います。

国民の生命・身体・財産を守るため、武力攻撃災害を含む各種災害を念頭に、シェルターをはじめとする様々な避難施設や輸送手段の確保、空港・港湾などのインフラ整備や今あるアセットの最大限の活用、図上訓練に加えた実動訓練の追求など、迅速な避難のため、国民保護の実効性ある体制整備を進めます。

まずは、全国に先駆けて先島諸島約12万人の避難受入れの基本形を早期に策定し、避難経路、避難先の多重化等、中長期的な課題にも取り組みます。

また、北朝鮮によるミサイル発射が頻発するなど、国民の生命・身体・財産に対する深刻な脅威が現実味を帯びる中、関係省庁と地方自治体との平素からの緊密な連携の確保や、実践的な訓練の実施、地方自治体の危機管理監等への退職自衛官の採用などを通じ、あらゆる事態を想定した国民保護の態勢を確立します。

在外邦人保護の観点から、在外公館の人員・機材を含む体制を強化するとともに、邦人等の保護や退避、避難民に対する支援に全力を尽くします。

685 気候変動への対応

異常気象の多発に伴う自衛隊の災害派遣等の増加、訓練計画への影響、将来的な脱炭素シフト・エネルギーシフトが与える自衛隊の装備品への影響、気候変動の影響に直面する地域の国々に対する人道支援・災害救援(HA/DR)分野での協力のための任務増、我が国周辺海域のシーレーン及び北極海航路を利用する日本関係船舶の安全確保等、気候変動が安全保障に及ぼす重大な影響を考慮し、自衛隊の訓練・任務の持続可能性を確保できる体制を不断に検討します。

686 我が国の安全保障に資する宇宙利用の促進

各国の動向を注視しつつ、我が国の安全保障に資する宇宙利用の促進、研究開発等を推進します。

具体的には、高分解能・高頻度の情報収集衛星や早期警戒衛星等、我が国の安全保障に資す

る研究開発を加速し、自衛隊をはじめ中央省庁・関係機関等が利用する通信、気象観測、偵察等、様々な用途の衛星システムの開発を推進します。

また、輸送系システム、射場の新設・整備を含む地上系システム、宇宙関連技術基盤の維持・強化等を図るため、デュアルユースの観点も踏まえた宇宙システムの開発を推進し、宇宙状況把握に係る国内の体制を整備するとともに、ミサイル防衛等のための衛星コンステレーションについて、米国との連携可能性も念頭に検討を行い、先行的な技術研究に着手します。

情報収集衛星については、財源確保策の検討を進めつつ、10機体制が目指す情報収集能力の向上を早期に達成し、情報収集能力の強化を図ります。

治安・テロ対策・海上保安

687 総合的なサイバーセキュリティ対策の強化

デジタル・トランスフォーメーションにより、サイバー空間と実空間の融合が進み、社会経済活動のあらゆる領域において、サイバーセキュリティの確保が必要な時代が到来しています。また、国境を越えたサイバー攻撃により、政府や企業の機微情報や技術情報の窃取や国民生活に直結する重要インフラ分野への攻撃、IoTを悪用した脅威等が益々深刻化しています。我が党は、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「サイバーセキュリティ基本法」の制定や改正に主導的に取り組んできました。今後とも、同法の理念に則り、政府内の体制を更に強化するとともに、IoTセキュリティの総合的な対策をはじめ、通信ネットワークの安全性や信頼性の確保等を通じ、ICTの利活用による豊かで便利な社会を作るための総合的なサイバーセキュリティ対策を推進します。

688 我が国独自のセキュリティ技術の開発とサイバーセキュリティ人材の育成等

国家安全保障の観点も踏まえつつ、サイバー先進国である米国に比べてはるかに劣る予算を充実させ、我が国独自のサイバーセキュリティ技術の開発や高度なサイバーセキュリティ人材の育成等に大胆に予算を配分します。とりわけ、サイバー攻撃に対する我が国の自律的な対処能力を高めるため、サイバー攻撃に関する多様な

データを国内で大規模に収集・蓄積・分析・提供し、国産のセキュリティ技術の開発や社会全体での人材育成を進めるための産学の結節点となる拠点を構築・運用します。加えて、特に、警察庁や防衛省、海上保安庁においては、サイバー防衛隊等を拡充し米国並みの動的防御システムやバックアップシステムを早急に構築します。

689 国民の情報を守るためのサイバーセキュリティ

行政機関等の保有する国民の情報を守り、国民に対する安定的な行政サービスの提供に資するため、NICTの大規模演習基盤の活用等により、政府機関や地方自治体等の情報システムのサイバーセキュリティを担う人材の育成を強力に推進します。政府機関などの情報機器や複合機等の調達に際しては、サイバーセキュリティの観点から、より一層サプライチェーン・リスクに対応するなど、適切な製品等が調達される仕組みを推進します。

我が国の産業界をサイバー攻撃から守るため、サイバーセキュリティ対策等を整理したフレームワークの策定とその産業分野への実装を進めるとともに、産業サイバーセキュリティセンターの模擬プラントの活用等による人材育成を進めます。更に、データの管理・処理を担う半導体を中心に、信頼あるサプライチェーンの確保に努めます。

690 電気通信事業者による積極的セキュリティ対策の推進

国民生活や経済活動に必要な多くのやりとりが電気通信事業者のネットワークを通じて行われています。日々、高度化する攻撃リスクに効果的に対処するには、電気通信事業者において、データの取扱い等に関するガバナンスを強化するとともに、より積極的なサイバー攻撃対策を実施していくことが重要です。こうした対策を実施するため、必要となる関係法令の整理や実証事業を推進します。

691 国際社会における法の支配の定着

京都コンGRESSで採択された「京都宣言」の実施にリーダーシップを発揮し、レガシーの確立に係る取組みの積極的な展開などを通じ、国際社会における法の支配の定着を図ります。

また、自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) の要である ASEAN 地域・各国や、国際社会における重要な課題について連携して取り組む G7 各国との間で、「法の支配」や「基本的人権の尊重」といった価値の重要性を共有し、2023 年に開催した司法外交閣僚フォーラムの成果展開を通じて、より一層の連携強化を図ります。

692 法の支配の定着に向けた法制度整備支援の推進

法の支配を定着させ、その国の持続的な成長に貢献するとともに、ビジネス環境改善にも資するため、引き続きアジア地域を中心とした国々において、法令の起草、運用改善及び司法実務家の人材育成などの支援を様々なアクターと連携しながら戦略的・多面的に推進します。

また、アジア・アフリカ諸国などにおける法の支配やグッドガバナンス（良い統治）の実現及び安全・安心な社会の確立のため、刑事司法実務家の人材育成などの支援を推進します。

このような法制度整備支援の取り組みを太平洋島しょ国、中央アジア、ウクライナ等にも広がっていきます。

693 司法外交の推進と国際ルール形成

法の支配の定着に向けて重点的に連携を図るべき国・地域に対して戦略的に司法外交を展開するとともに、その担い手の裾野を広げるべく、法曹などの国際機関への派遣などを通じ、国際司法人材の養成に取り組みます。司法外交の土台を形成するものとして、国際広報発信も引き続き推進します。

また、国際的な法的紛争発生時には、重要な国益の保護を図るため、国際的な法的紛争への実践的な対応能力を更に強化し、国際裁判等への確に対応します。

更に、民商事法分野の法の支配に裏付けられた国際秩序の形成を主導するため、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) などにおける国際的な商取引及びその法的紛争解決に係るルール形成のプロセスに積極的に関与するほか、ハーグ国際私法会議 (HCCH) などの国際機関とも連携を強化し、活動に貢献していきます。

694 性犯罪への対応と多様な法的需要に応える支援態勢の充実強化

性犯罪について、児童や精神に障害を有する性犯罪被害者からの聴取に関する多機関連携による司法面接などの取り組みや、再犯防止の強化を進めます。

また、2024 年 4 月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を実施できるよう、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材養成・処遇改善、困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体との掘り起こしや事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進等を図ります。

更に、性犯罪を含む深刻な犯罪の被害者等に対し、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を行う「犯罪被害者等支援弁護士制度」の早期かつ着実な運用開始に向けた取り組みを推進するとともに、高齢者、障害者、被災者、ひとり親、DV・児童虐待や靈感商法の被害者等の社会的・経済的に弱い立場にある方々等の多様な法的ニーズを的確に把握・分析し、デジタル技術を活用するなど、日本司法支援センター (法テラス) による法的支援の充実・強化を進めます。

695 再犯防止施策の推進

『世界一安全な日本』創造戦略』に基づき、多機関と連携しつつ、組織犯罪、児童虐待、外国人犯罪などへの対策を推進します。

また、新たな被害者を生まない「安全・安心な社会」の実現に向けて、「第二次再犯防止推進計画」(2023 年 3 月閣議決定) に盛り込まれた施策を国・地方公共団体・民間が一体となって着実に推進します。そのため、地方公共団体や民間の取り組みを財政面も含めて支援していきます。

696 地域社会や民間団体と連携した就労支援

再犯防止と社会復帰に重要な就労の確保・継続に向けて、職業訓練・指導の充実やコレワークなどのマッチング機能の強化など、矯正施設在所中から地域社会や民間団体などと連携した就労支援を推進するほか、きめ細かな就職活動支援や寄り添い型の職場定着支援を行う「更生保護就労支援事業」を拡充し、協力雇用主への

支援の充実などに取り組みます。

697 更生保護の充実

持続可能な保護司制度の確立のため、保護司の安全確保対策を含む支援の強化に取り組みます。

また、犯罪をした者などのうち、特に行き場のない者の立ち直りを支援するため、更生保護施設の運営基盤の強化や老朽化した施設の計画的な整備などに取り組みます。

更に、犯罪をした者などに対する“息の長い”支援の更なる推進に向け、地域に密着した支援ネットワークの構築や支援者支援等を実施する「更生保護地域連携拠点事業」の拡充、更生保護施設退所者等に対する「訪問支援事業」の拡充など官民が連携した継続的支援体制の整備にも取り組みます。

加えて、犯罪被害者等の心情等を十分考慮し、保護観察を受けている者にその被害の回復等に誠実に努めるよう指導監督することなどにより、犯罪被害者等の思いに応える更生保護の取組みを推進します。

698 包摂的なコミュニティづくり

「社会を明るくする運動」をはじめとする広報啓発活動を一層強化し、立ち直ろうとする人を受け入れ、支え続けられるような包摂的なコミュニティづくりに取り組みます。

また、社会内処遇におけるアセスメントを強化するとともに保護観察所による地域援助の取組みを推進し、更生保護に関する民間ボランティアの活動に対する支援を充実させるとともに、犯罪をした者等に対する継続的な支援に関する地方公共団体による取組みへの支援を行います。

699 更生保護行政のデジタル化

「刑事手続における情報通信技術の活用」に対応して更生保護業務のデジタル化を促進し、より効果的な再犯防止対策を充実させます。特に、保護司活動の負担を軽減し、時代の流れに対応したものとするため、保護司活動のデジタル化を強力に推進するとともに、更生保護行政のデジタル化を迅速に進めます。

700 矯正施設の充実

矯正施設におけるアセスメント・効果検証機

能の強化や対象者の特性に応じた指導・支援の充実を図るとともに、地方公共団体・民間団体などとの連携を一層推進します。

また、地域の犯罪・非行を防止するため、少年鑑別所（法務少年支援センター）における非行・犯罪心理に関する専門的知見を活用した相談体制を強化します。

更に、「国土強靱化基本計画」に基づき、矯正施設などの耐災害性を更に強化し、地方公共団体などの避難場所に指定するといった地域との連携の深化により、地域の混乱リスクの低減に資する取組みを推進します。

701 矯正施設における再犯防止機能の充実

刑事施設において、拘禁刑の創設の趣旨を踏まえた矯正処遇を推進するほか、社会復帰支援の充実等を図ります。

また、少年法の改正等を踏まえ、特定少年を含む若年受刑者の改善更生のため適切な処遇を一層推進します。少年院において、特定少年を含む少年院在院者の改善更生のため、入院早期の段階から地域社会や民間団体などと連携し、社会復帰後の地域での生活を見据えた矯正教育・修学支援などを推進します。

更に、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度を、引き続き犯罪被害者等の方々に寄り添い、適切に運用します。受刑者等の矯正処遇や矯正教育にも犯罪被害者等の方々の心情等を反映します。これらを通じ、そのお立場やその心情等に一層配慮します。

702 インテリジェンス機能の強化

国内外の悪意ある主体によるサイバー攻撃や偽情報の拡散など、深刻化する脅威に対応するため、サイバー空間における不審動向などに関する情報収集・分析体制を強化します。

また、北朝鮮に対する制裁措置の実効性確保や北朝鮮による拉致事案などの解決に向けて、外国機関との連携を強化しつつ、情報収集・分析体制を強化します。

更に、テロの未然防止や国家安全保障政策に資するため、外国機関との連携を強化しつつ、サイバー空間を含む人的情報収集・分析を中心としたインテリジェンス機能を強化します。経済安全保障分野の政策判断に不可欠なインテリジェンス能力を向上させるため、公安調査庁を

はじめとする関係省庁における情報収集・分析に係る能力・体制を更に強化します。

加えて、来日した外国人材に関し、「安心して暮らせる国 日本」に向けた対応に必要な情報収集・分析体制を強化します。

703 テロの未然防止とサイバーセキュリティの確保

2025年大阪・関西万博及び2027年国際園芸博覧会をはじめとする大規模国際イベント開催や観光立国実現を見据え、テロの未然防止やサイバーセキュリティの確保に向けた情報収集・分析体制を強化するとともに、水際対策の徹底や観光客などに対する円滑な出入国審査に取り組みます。

704 領土・領海の堅守

領土・領海を断固として守り抜くため、新たな国家安全保障戦略の取り組みの中で、我が国周辺海域での海上保安庁の対応力向上のための体制拡充・強化等により、領域侵害対処に万全の措置を講じます。具体的には、尖閣領海警備能力、広域海洋監視能力、大規模・重大事案の同時発生に対応できる事案対処能力、自衛隊等関係機関との連携・支援能力、海洋調査能力、人材確保・育成・定員の増員・教育施設拡充等の業務基盤能力といった海上保安業務の遂行に必要な能力強化を進めます。また、国境画定の起点等遠隔離島における活動拠点の整備等を推進します。

705 海上における治安の維持・安全の確保

老朽船の更新等「足腰」にかかる予算も十分に配分されるようにするほか、無操縦者航空機等の新たな技術の活用により海洋状況把握の能力強化の取り組みを進めるとともに、大和堆周辺海域における外国漁船の取締り強化のための体制を強化するなど、離島・遠方海域における治安の維持・安全の確保に努めます。また、異常気象時における船舶の走錨に起因する事故の防止を図るなど、海上交通の安全の確保を推進します。更に、激甚化する自然災害に対しても、人命救助を基本に、関係機関と連携して被災地のニーズに柔軟に応えられるよう努めます。

706 諸外国の海上保安機関との連携強化

南シナ海・東シナ海等における法の支配、共通の価値に対する挑戦については、アジア諸国をはじめとした海外の海上保安機関間の枠組みや、地域の枠組みを越えた「世界海上保安機関長官級会合」等の多国間の枠組み等を活用し、能力向上支援や国際連携等の強化を図ります。

707 世界一安全安心な日本に向けた取り組みの充実強化

全ての国民が安全に安心して生活できる社会を実現するため、『世界一安全な日本』創造戦略2022に基づき、テロ、サイバー事案、不法入国・不法滞在者、再犯防止、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、ストーカー・DV・性犯罪・児童虐待・いじめ等への対策のほか、AI等の先端科学技術を活用した治安活動の高度化など、世界一安全安心な日本に向けた取り組みを充実強化し、治安関係の基盤の強化に取り組みます。

「大阪・関西万博」を見据え、テロ等を未然に防止する取り組みを促進しつつ、国内の組織・法制の在り方について研究・検討を不断に進めるとともに、関係省庁の人的・物的基盤を拡充するなど、情報収集・分析体制を強化します。

708 サイバー事案に対応するための体制強化

高度化・複雑化するサイバー事案に対応するため、関係省庁における資機材の整備や高度な知見を有する専門人材の確保・育成に力を注ぎ、サイバー事案に対する捜査・対処態勢の強化、攻撃の予兆、攻撃主体・方法等に関する情報収集及び情報技術解析に関する態勢を強化します。

また、我が党は、サイバー空間における違法・有害情報の排除、日本サイバー犯罪対策センター(JC3)の積極的な活用、捜査手法の高度化などに取り組みます。

709 サイバーセキュリティ対策に係る連携の強化

地方自治体について、サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、地方自治体の行政に重大な影響を与えるリスクも想定されることから、その情報セキュリティ対策の抜本的強化を推進します。

また、中小企業におけるセキュリティ対策の

抜本強化に向け、中小企業が利用しやすいサイバーセキュリティお助け隊サービスの普及支援を行います。こうした地域単位の事業者のセキュリティ対策の強化のため、政府と地方自治体や地域企業の連携により情報共有やサイバー演習を行うための地域に根付いたセキュリティコミュニティである「地域 SECURITY（セキュリティ）」の形成及び強化支援に取り組んでまいります。

更に、諸外国等との効果的な連携を図り、サイバー分野における日米、日米韓及び日 ASEAN、クアッド等の政府間の対話をはじめ二国間・多国間での政策対話・取組みや国際会議への参画、能力構築支援等を通じた国際協調による協力体制の構築を図ります。

710 重要インフラ等におけるペネトレーションテスト等の継続的な実施

重要インフラや IoT システムにおけるサイバーセキュリティ対策が継続的に実施されるためには、日々、高度化する攻撃リスクを把握することが重要です。継続的なペネトレーションテスト等の実施を通じ、経営者を含めた攻撃リスクの認識を共有し、セキュリティ対策を推進します。

711 対日有害活動やテロ等への対策強化

北朝鮮による核実験・ミサイル発射等を受けて採択された国連安保理決議等の実効性の確保及び北朝鮮による拉致容疑事案の真相解明等の対日有害活動への対策並びに技術流出防止対策等の経済安全保障に関する取組みの推進に向けて、人的・物的基盤の拡充や外国治安・情報機関との情報交換の推進等を通じて、情報収集分析体制を強化します。

また、現在も市民生活を脅かす暴力団による抗争事件の発生がみられるほか、国際テロ・原発テロ・スポーツイベントにおけるテロなどの脅威への対応が求められています。

こうした情勢を踏まえ、海外などにおける情報収集体制や警備体制の強化など、サイバー犯罪対策、組織犯罪対策やテロ対策に万全を期します。

712 テロリスト等の入国を阻止する水際対策、情報収集・分析体制の強化

テロリスト等の入国を阻止するため、出入国管理体制の強化、出入国管理に係るインテリジェンス機能の強化、本邦渡航前におけるスクリーニングの強化、顔画像照合機能の活用等により水際対策を強化します。国際テロ情勢や安全保障環境が厳しさを増す中、海外の関係機関との連携を一層緊密にし、関係省庁の専門人材の確保及び育成を強化するなど、我が国の情報収集・分析体制を強化します。テロへの関与が疑われる外国人が、日本への帰化によって日本人として我が国に潜伏することを防止するため、より慎重に帰化許可申請の審査を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。

713 緊急事態対処体制の強化

尖閣諸島及び周辺海域のように警戒警備の強化が急務な場合があるため、国家・国民の安全を断固として守るために必要な法務・警察部門の体制強化を図り、頼りがいのある治安インフラの確立を目指します。

714 国民の安全安心の確保

高齢者が特殊詐欺や悪質商法の被害に遭ったり、ストーカー事案により国民の安全が脅かされたり、刑務所等の出所者が再び犯罪を犯したりするような国民の安全・安心を脅かす事案が相次いでいます。我が党は、相談事案従事者のスキルアップや広域的な情報管理体制の確立、交番及び通信指令の機能強化、矯正職員の技能向上など、市民生活の安全を確保するために必要な体制の強化を図っていきます。特に、特殊詐欺については、金融機関、関係事業者等の協力を得て未然に防止するための取組みを強化するとともに、高齢者のみならず、その子供・孫世代を対象に、家族や地域の絆による被害予防を呼びかける広報啓発に取り組むなど官民一体となった予防活動を推進します。

教育

715 改正教育基本法に基づく教育改革

誰もが日本に生まれたことを誇りに思える品格ある国家を目指して、2006年の「教育基本法」の改正以降、人格の完成を目指し、国家及び社

会の形成者を育成するという理念を踏まえ、いわゆる教育3法の改正や、教育振興基本計画の策定、学習指導要領の実施による伝統・文化に関する教育や道徳教育の充実など、教育再生を総合的に推進し、教育内容の抜本的な改善・充実や、切れ目のない教育費負担の軽減、次世代の学校・地域の創生を行ってきました。今後は、Society5.0の実現に向けて、学習指導要領の着実な実施や学校における働き方改革、高大接続改革、教育費負担軽減やリカレント教育の推進など、新時代に対応した教育改革に取り組みます。

716 教育再生の着実な実行

「教育基本法」の理念に基づき、「自助自立する国民」「家族、地域社会、国への帰属意識を持つ国民」「良き歴史、伝統、文化を大切にす国民」「自ら考え、判断し、意欲にあふれる国民」を育成します。そのため、「教育基本法」に則り策定した「第4期教育振興基本計画」や学習指導要領などを踏まえ、これまで進めてきた教育再生の歩みを緩めることなく着実に実行します。

717 教育投資の充実と安定的な財源確保策の検討

「家庭の経済状況や発達状況などにかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供・若者・社会人が質の高い教育を受けることができる社会」を実現します。また、少子化を解決し、「格差の再生産」を食い止めることは、我が国にとって喫緊の課題です。これらの課題解決に向けて、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、教育投資をこれからの時代に必要な「未来への先行投資」と位置づけ、その抜本的拡充と財源確保、民間資金の更なる活用などに取り組みます。

718 若者の夢や志を実現する学校教育への抜本的転換

変化が激しく先の予測が困難な時代の中で、全ての若者が夢や志を抱き、チャレンジし、それを実現していくことができるよう、学校教育の在り方を抜本的に見直す必要があります。このため、一人ひとりの状況に応じた質の高い教育を提供するため、小学校における35人学級を計画的に推進し、その効果検証を踏まえ、中学

校での対応を検討します。また、小学校における教科担任制の拡大などの指導体制の充実と未来の創り手となる子供たちに必要な資質・能力の育成を目指す学習指導要領の着実な実施に取り組みます。

719 グローバルに活躍できる人材の育成

日本人としてのアイデンティティ、歴史や伝統、文化に対する教養、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな語学力、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力などを備え、高い志や意欲、社会貢献への意識を持つ自立した人間としてグローバルに活躍する創造的な人材を育成することは重要な課題です。このため、AIの活用、教師の英語力・指導力の向上、小学校の英語専科教師や外国語指導助手(ALT)配置等の学校指導体制の充実、教材・指導資料の配布等の環境整備、中学校における英語の全国的な学力調査の実施とともに、「話すこと」「書くこと」の力の強化や英語力の地域間格差等の課題を解消し、英語教育を抜本的に強化します。また、WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアムの構築を支援するとともに、希望する生徒全員が海外留学できるよう、留学支援の充実を図ります。また、共通必修科目「地理総合」「歴史総合」において地理歴史や伝統・文化に関する教育の推進を図ります。併せて、帰国生の公立学校における受入れ態勢を充実します。

720 理数教育の大幅な充実

将来、イノベーションの担い手として世界を牽引していくリーダーとなるような子供の育成に向けて、先進的な理数系教育を行う「スーパーサイエンスハイスクール(SSH)」を推進するとともに、理数好きな子供を増やすため、体験活動や実験教室の充実、理工学部の学生や企業関係者などの外部人材の活用、理科設備などの環境整備、更には理数教育に携わる教師の指導力向上、理数専科教員の増員などを推進し、初等中等教育段階での理数教育を大幅に充実します。また、全国学力・学習状況調査で、国語・算数(数学)に加え、理科の調査を定期的実施します。

721 理工系人材の育成

子供の多様性を尊重し、創造性を育むとともに、優れた資質を伸ばし、育てる才能教育を強化します。学校を超えた才能教育の場を確保するための「次世代科学技術チャレンジプログラム」を推進するとともに、中学・高校生の「科学の甲子園・科学の甲子園ジュニア」などの活躍の場の充実などを推進し、国際科学オリンピックに参加する児童生徒数の大幅な増加を促進し、国際的な交流機会を拡大します。また、高等教育段階において、入学時に必要な学力として文系においても論理的思考力や表現力などの理数の力を重視する取り組みや、文理横断型教育プログラムの開発、デジタル・半導体などの成長分野を含む理工系人材の育成などを支援します。

722 国際バカロレアの更なる普及と活用の促進

国際的に通用する大学入学資格を取得でき、グローバル人材の育成に有益な国際バカロレアの教育効果を検証し、全国的なコンソーシアムによる成果の発信を通じて認知度の向上を図ります。また、導入・活用に関心のある自治体・学校・大学等への支援を一層強化することにより認定校等の増加を図り、国内外で活躍できる多様な人材の育成に取り組みます。

723 教育の情報化の推進

GIGA スクール構想によって子供たち1人1台の端末が整備され、全国的に端末の利活用が進んでいます。今後、端末等を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実のための専門家派遣など自治体・学校に対する伴走支援の取組の推進や、情報モラル教育の充実とともに、子供たちが互いに切磋琢磨しながら一人ひとりの力を最大限引き出す教育環境の整備を行います。また、教師がデジタルの恩恵を実感できるよう、校務のDXを環境整備も含めて集中的に支援し、業務の効率化や学校における働き方改革につなげます。更に、すべての小・中学校等における学習者用デジタル教科書の活用を促進し、子供たちがデジタルの良さを生かした学習を実感できるようにするとともに、教育データの活用等による教育DXを推進します。

724 GIGA スクール構想の更なる前進

GIGA スクール構想で整備した一人一台端末を

活用し、教育DXにより公教育を質的に向上させ、全国どこでも誰もが取り残されない教育を実現していきます。また、ネットワークアセスメントの徹底やその結果を受けた通信ネットワークの着実な改善を図るとともに、地方自治体の発意に基づく地域固有の課題に応じた取組みや生成AI等の活用も含む先進的な取組みを支援します。

725 日本人学校などのグローバル人材育成機能の強化

海外で暮らす子供たちは将来のグローバル人材の原石です。そうした子供たちが安心して学べるよう、国内同等の教育環境を整備する観点から、日本人学校などへの教師派遣の拡充や教師の質の向上に向けた取組みを進めるとともに、教育DXの推進や安全対策に取り組みます。また、魅力ある在外教育施設づくりに向け、先導的で特色ある取組みを推進するとともに、海外での我が国に対する理解の増進が図られるよう、在外教育施設を拠点とする国際的な交流を促進します。

726 日本型教育の海外展開の推進

高い基礎学力とともに協調性や行動規範を重視する小学校・中学校教育や、実践的で高度な技術者教育を行う高等専門学校制度などの「日本型教育」を学びたいという要望が、諸外国から寄せられており、我が国の教育それ自体がソフトパワーの源泉となっています。こうした日本型教育の海外展開をNPO、大学、企業等の参画を得ながら積極的に行い、相互理解の促進と国際社会への貢献、日本の経済成長への還元、日本の教育の国際化など教育の質向上につなげていきます。

727 公教育における国の責任体制の確立

義務教育については国が責任を果たすとの理念に立ち、教育の正常化を図った上で、子供が日本のどこで生まれ育ったとしてもふるさとで頑張っていれば必ず夢が実現できる環境を整えるため、教育の地域間格差が生じないよう、公教育の底上げに徹底的に取り組みます。

経済状況をはじめとした家庭環境や地方自治体の財政力によって教育格差が生じないよう、教育費負担の軽減などに取り組みます。

728 教育の質の保証

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国学力・学習状況調査を悉皆かつ毎年度継続的に実施し、全ての子供の課題把握、学校の指導改善に生かします。また、保護者への調査や学力の経年変化を継続的に把握するための調査などを定期的にも実施して、学力の状況を多角的に把握・分析し、次代を担う子供たちが確かな学力を身につけるための取組みを一層推進します。更に、GIGA スクール構想が進む中でエビデンスに基づく学習指導の重要性はより一層高まっており、国際学力調査の CBT（コンピュータ使用型調査）による実施の流れなどを踏まえ、全国学力・学習状況調査の CBT 化を推進します。国際的な学力調査の結果を見ても、日本の子供の学力はトップレベルにあります。ただし、応用力や活用力の面に課題があり、また、発展的な学習の実施や、実社会とのつながりを意識しつつ、教育課程や方法を改善していく必要もあります。これからも全ての子供の能力を最大限に伸ばし、未来を切り拓いていく力を身に付けさせ、公教育の使命を果たします。

729 学校の指導・運営体制強化と働き方改革

障害のある子供、経済的困窮家庭の子供、日本語指導が必要な子供、不登校傾向のある子供、特定分野に特異な才能のある子供など、特別な支援を必要とする子供たちの自立と社会参加を目指し、真の「共生社会」や「一億総活躍社会」の実現のため、多様な子供たち一人ひとりの状況に応じ、それぞれが持つ能力を最大限に伸ばすため、きめ細かい教育を提供していくことが必要です。このような観点から、学習指導要領を着実に実施し、教育の質を保証するため、小学校 35 人学級の計画的な整備や小学校における教科担任制の拡大など教職員定数の改善、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）や副校長・教頭マネジメント支援員、校内教育支援センター支援員、部活動指導員等の支援スタッフの一層の充実などにより、学校の指導・運営体制の強化・充実を図ります。

また、児童生徒や学校を取り巻く問題に関して法的側面からの助言や保護者との面談の同席等を行うスクールロイヤーの体制を充実するとともに、学校だけでは解決が難しい事案の解決

を、行政が支援する体制の構築を進めます。

こうした取組みを通じて、世界的に大きな成果を上げてきた、質の高い我が国の学校教育を持続可能なものとし、更に発展させるため、勤務時間管理の徹底、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化等を通して、教師の時間外在校等時間を徹底して削減し、学校における働き方改革を併せて推進します。

730 教師の処遇改善

我が国の未来を切り開く子供を育てるという崇高な使命と高度な専門性・裁量性を有する専門職である教職の特殊性や、喫緊の課題である教師不足解消の必要性などを踏まえ、教師に優秀な人材を確保し、頑張っている教師の士気を高め、教職の魅力向上を図るため、「人材確保法」の初心に立ち返り、教職調整額の率を 10%以上を目指して大幅に引き上げるなど、教師の処遇を抜本的に改善します。

731 我が国を愛する心を養う教育と体験活動などの推進

国旗・国歌を尊重し、我が国の将来を担う主権者を育成する教育を推進します。不適切な性教育やジェンダーフリー教育、自虐史観偏向教育などは行わせません。

中学校・高等学校でボランティア活動やインターンシップを積極的に推進し、公共心や社会性を涵養します。キャリア教育や職業教育、また、豊かな体験に裏打ちされた子供の力強い成長を促す農山漁村地域での自然体験活動や長期宿泊体験学習などを推進します。併せて、地域に根差した伝統・文化（伝統文化親子教室など）や、スポーツクラブ、サークル活動などの地域の絆を守り、困難な状況にある家庭も対象とした取組みを支援（幼児期からの運動習慣作りの促進、親子参加型自然体験活動の充実など）します。

732 規範意識を養う教育の推進と「公共」の着実な実施

人が人として生きる上で必要な規範意識や社会のルール、マナーなどを学ぶ道徳教育については、家庭や地域との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、その要となる特別の教科 道徳での、検定教科書を用

いた指導の着実な実施などにより、更なる充実を図ります。全国の優れた取組みを発信（道徳教育アーカイブの拡充など）するとともに、都道府県が実施する研修や家庭・地域との連携強化のための取組みを支援します。また、高等学校において、主体的な社会参画に必要な力を実践的に育むよう新しく設置された科目「公共」について、着実な実施に取り組みます。更に、小・中・高等学校を通じて、学校に新聞の複数紙配備を進め、併せて主権者教育を推進します。

733 依存症予防教育の総合的な推進

近年、喫煙、飲酒、薬物、インターネット、ギャンブルなどに関する依存症が社会的な問題となっており、将来的な依存症患者数の逡減や、青少年の健全育成の観点から、国、学校、地域が一体となって予防教育を行っていくことが必要です。具体的には、啓発資料の活用など、各学校段階における依存症に関する予防教育の取組みを充実するとともに、社会教育施設などを活用した保護者、地域住民向けの「依存症予防教室」などの学校外の取組みを推進します。

734 令和の日本型学校教育をはじめとする、激動の時代に対応する新たな教育改革

世界トップの教育立国とするため、結果の平等主義から脱却し、社会状況や子供の多様な成長の実態などに応じた、学校制度の多様化・複線化、教員免許制度改革や小学校教科担任制の拡大などによる義務教育改革、普通科改革の促進や・探究・文理横断・実践的な学びの推進を図る高校教育改革、高大連携の推進、社会変革の原動力となる高等教育改革、大学院の充実、産学連携、社会人の学び直しなど、学校制度全体を通じた改革に取り組みます。

小中一貫教育を地域の実情に応じて積極的に推進するとともに、フリースクールやインターナショナルスクール、フリーアクセスができる教育クラウドの作成などの学校外教育の環境整備、夜間中学の設置促進・教育活動の充実、飛び級の制度化など、個人の志や能力・適性に応じ、様々な挑戦を可能とする学びの保証システムを実現します。

735 高等学校教育改革の推進

高校生の学習意欲を喚起し、能力や可能性を

最大限引き出すため、普通科改革の推進や、地域における人材の定着・還流に向けた高等学校と地元の市町村や産業界等との連携強化、地方の小規模校における教育の充実や不登校生徒等の学習機会の確保のための遠隔授業や通信教育の活用の促進など、高等学校教育改革を推進します。

更に、後期中等教育の複線化を図り、若者が自らの夢や志を考え、目的意識を持って実践的な職業能力を身に付けられるようにするとともに、産業構造等の変化に対応するため、専門高校と専攻科を活用した5年一貫の職業教育や、専門高校と産業界等が一体となり、最先端の職業人の育成推進を図る「マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）」を通じて支援を強化します。自動車や造船をはじめとした地場にある産業界との連携を強化して、実践的なキャリア・職業教育、社会制度教育等を推進していきます。

736 高校段階におけるデジタル人材育成強化

大学等におけるデジタル分野への学部転換等の取組が進む中、高等学校段階からのデジタル人材育成の抜本的な強化が必要であり、DXハイスクール事業として、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化する学校等に対して、必要な環境整備に係る支援を着実に進めていきます。更に、これらの学校における取組が確実かつ発展的に成果を挙げ、実践的な職業教育を行う専門高校においても、高度な専門教科指導を実施することができるよう、専門的な外部人材の活用や大学等との連携などの支援を一層強化するとともに、デジタル人材育成に資するDXハイスクールの更なる拡大を図ります。その際、産業界等と連携した最先端の職業人材育成の取組、グローバルな取組、普通科改革を行う学校を重点的に支援します。

737 何歳になっても学び直しのできる社会の実現

何歳になっても、スキルアップ、職種転換などに役立つ学び直しができるよう、意欲のある学習者への経済的支援を充実するとともに、放送大学の機能強化などにより、学びやすい環境整備を推進します。また、大学・大学院・専修学校などにおける、社会人や企業などのニーズを

踏まえたデジタル・グリーン等成長分野におけるプログラムの開発支援、「職業実践専門課程」や「キャリア形成促進プログラム」、「職業実践力育成プログラム (BP)」の認定拡大、産学官等で人材ニーズを把握し、開発するプログラムを議論する場の設置促進、社会人の学習を後押しする情報アクセスの改善や、大学等での学び直しの履歴のデータ化など、就職氷河期世代も含めた社会人が再び学べる環境を整備し、産業構造の変化に対応したキャリアアップの機会保障と再チャレンジを促進します。

738 オンラインによる学びの機会の充実

様々な困難を抱える人々も含め全国民の学びを保障するため、子供向けから大人向けまで多様な動画教材や学習講座を紹介するポータルサイトを整備し、地域・障害・言語などの壁を越えて学びの機会を提供します。

739 女性や高齢者の学び直しや活躍の機会の創出

特に女性については、大学などにおける保育環境の整備を含め、子育てなどで離職した女性の学び直しと再就職やリカレント教育を一体的に行う仕組みづくりなど、地域と教育機関などの連携によるキャリア形成支援を充実します。高齢者については、地域における関係機関が連携し、学び直しが地域活動や就労・起業などと連動する仕組みづくりを推進します。

740 教育委員会改革の推進、町村教育委員会への支援強化

地方分権を受けて、地方自治体の教育政策決定や教育行政運営において、首長や地方議会の役割が高まっています。いじめ問題では教育委員会に対し形骸化や名誉職化といった批判があったため、2014年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正しました。教育の政治的中立性を確保しつつ、地方自治体の教育行政に民意を反映させ、効率的・迅速な運営を可能とすることを目指した法改正の趣旨に則り、引き続き、教育委員会改革を推進します。また、様々な課題を抱えているにもかかわらず、事務局体制が十分でない教育委員会に対する支援策を検討するとともに、教育委員会の運営の活性化のための教育委員への研修を実施します。

741 真に教育基本法・学習指導要領に適った教科書の作成

「教育基本法」が改正され、学習指導要領が改訂された後も、自虐史観に立つなど、偏向した記述の教科書が存在したことから、安倍政権において、教科書検定基準を改正しました。

政府見解があるものについてはきちんと書かせ、特定の学説のみを記載して子供たちが誤解するといったことがないように抜本的改革を進め、全体的に記述の大幅な増加や内容の充実がみられました。また、学習指導要領を改訂し、領土に関する記述が大幅に増加しました。また、学習指導要領の改訂に併せて、検定基準の更なる見直しを行いました。加えて、教科書調査官は、学習指導要領に基づいた良い教科書を作っていく上で、教科書検定における大変重要な役割を担っており、優れた人材の登用が必要であることから、教科書調査官の採用における公募制を導入しており、この方向性を一層推し進めます。

742 教科書採択の公正確保

義務教育諸学校の教科書採択の制度に関しては、各教育委員会や国立大学附属学校や私立学校に、採択した結果や理由などの公表に努めることを義務付けており、高等学校等に関しても、採択の結果や理由を公表すべく、設置者に働きかけを行っていきます。教科書採択にあたっては、国民から疑念をもたれないように、今後とも、採択権者の権限と責任により適切な採択が行われるよう、教科書発行者、教育委員会・学校関係者に対し、採択における公正確保などを徹底します。

743 人材育成の強化

Society5.0の時代に子供たちが必要な資質・能力を育むために、教材のオンライン図書館である「オンラインSTEAMライブラリー」の拡充・活用促進等により、STEAM教育を推進するとともに、子供たちの多様な才能を開花させるための民間教育プログラムを提供する「サードプレイス」(学校でも家庭でもない「第三の場」)の全国ネットワークを創設し、大学、高校、小中学校、経営者・企業等と連携し、地域ベースで多様な才能育成・異能発掘に取り組みます。

744 格差克服のための教育の推進

貧困の連鎖を断ち切るとともに「地方創生」を実現するためには、教育における格差を克服し一人ひとりの能力を向上させることは喫緊の課題です。そのため、学校が全ての子供に基礎学力を保障できるよう、学力課題校の解消やいじめ・不登校・中退などの課題を抱える子供への支援に取り組みます。また、幼児期から高等教育段階まで切れ目なく教育費負担の軽減を図るため、無償化を実現した幼児教育については更に質を向上させるための財源を確保し、就学援助に係る補助の充実、高校生等の授業料以外の教育費支援の拡充や安定財源を確保した高校教育の無償化の拡大などの高校生等への修学支援の充実、高等教育段階では、大学などの授業料・入学金の無償化の対象を更に拡大するなど、経済的支援の充実を図ります。更に、在学中は授業料を徴収せず卒業（修了）後の所得に連動して返還・納付を可能とする新たな制度（日本版 HECS）について、修士を対象に先行導入するとともに、学部生等への対象拡大を目指します。

745 貧困家庭に対する教育支援

国及び基礎的自治体に、教育支援も含めた貧困家庭に対する支援を行う総合的なワンストップ窓口を整備するとともに、「教育格差克服モデル都市」を設け、取組みを確立・発信していきます。また、格差克服が様々な社会的便益をもたらすというエビデンスを整備し、教育財源を確保するとともに、民間資金を含む多様な資金を活用するため新たな制度の導入も検討します。更に、困難を抱える家庭に寄り添った伴走型の家庭教育支援員の養成・配置促進による訪問型家庭教育支援の充実や親の相談・交流の居場所の提供、原則無料の学習支援の充実や図書館を活用した読書や自然体験活動を通じた親子の学びの推進などにより、学校だけでなく、家庭や地域の教育力向上を図ります。

746 多様な個性を最大限に伸ばす教育の実現

全ての子供の可能性を伸ばし活躍できる社会の実現に向け、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実します。保護者の不安を解消し一人ひとりの個性への理解を深め、子供たちを温かく見守ります。

一人ひとりの学習状況にきめ細かく対応するため、1人1台端末の下、ICT等の活用と少人数学級の推進、放課後を活用した補充的・発展的な学習などを拡充します。教育支援センターの充実や高校中退者などの高卒資格取得等に向けた学習相談・支援、特別の教育課程を編成する学校の整備など、また、隠れた能力を引き出すためのICTなどの活用も推進します。

747 特に優れた能力を更に伸ばす教育、リーダーシップ教育

多様な個性が長所として肯定され生かされる教育の実現には、一人ひとりの長所や強みを最大限に生かす視点が重要です。このため、社会の理解を醸成しつつ、国内外の実践事例について幅広く知見を収集し、大学などとの連携も含め、各学校、地方自治体などで、特に優れた能力やリーダーシップなどの資質を最大限に伸ばす多様な教育を推進します。

748 地域と学校の連携・協働による社会総掛かりでの教育の実現

学校が地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換するとともに、「学校を核とした地域づくり」を推進していくため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を置く学校）と地域学校協働活動の一体的推進が不可欠です。全ての公立学校がコミュニティ・スクールになることを目指し、教育委員会や学校などの取組みを強力に支援します。また、地域住民などの協力による放課後や土曜日などの学習・体験活動などの地域と学校が連携・協働して地域全体で子供を育てる活動（地域学校協働活動）や、家庭教育支援、図書館なども活用した読書活動などを推進します。地域住民などのネットワーク化と学校との連絡調整を図る「地域学校協働活動推進員」の配置の充実などにより、「地域学校協働本部」を整備し、豊富な知識・経験を持つ地域の退職者、企業・団体など外部の人材が、放課後などの学習、総合的な学習の時間や道徳などにおいて、その社会体験を活かした支援を行う体制を構築します。特に、経済的な理由や家庭の事情により、学習が遅れがちな子供たちへの原則無料の学習支援（地域未来塾）の取組みを積極的に推進します。

749 地域から学校を支え、地域を活性化

地域から学校を支えるとともに、地域の活性化を図るため、高齢者をはじめ地域住民などがボランティアや地域活動に参画しやすい環境を整備することが必要です。このため、高齢者などの地域住民などが活躍するための学びと実践の場を創生するなど、地域社会において全ての世代が活躍できる環境を充実します。

750 深刻ないじめを無くし、一人ひとりを大切に

「いじめは絶対に許されない」との意識を日本全体で共有し、児童生徒を加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない教育を実現します。第一に守るべきは、いじめの被害者です。加害生徒への厳正な対応・指導や行為が犯罪に該当する場合は警察に通報する、道徳教育の徹底など、今すぐできる対策を断行するとともに、いじめ対策に取り組む地方自治体を、国が協働しつつ指導を徹底し、財政面などで強力に支援します。

751 総合的・組織的ないじめ対策の推進

いじめが背景にあると疑われる痛ましい自殺事案が後を絶ちません。「いじめ防止対策推進法」に基づく総合的ないじめ対策が全国で確実に実施されているか点検するとともに、学校内のいじめ対策組織や教育委員会会議、総合教育会議を活用した組織的ないじめ対策を推進できるような方策を講じます。また、インターネット内での問題行動に対する取組みを強化するとともに、いじめの予防及び早期解決に向けて地方自治体を支援するため、緊急時にいじめ・自殺など対策の専門家を派遣するなど国の体制を整備します。

752 不登校・中退の未然防止や児童虐待対応などにより、若者に明るい未来を

「チーム学校」の理念のもと、教師と専門スタッフなどが役割を分担し連携・協力して生徒指導に取り組む教育相談機能を強化します。具体的には、生徒指導担当教師の配置充実に加え、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーや心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置時間を拡充し、将来的には全公立小・中・高等学校（約3万校）で常時相談できる体制の

整備を目指します。加えて、子供の貧困・生理の貧困やヤングケアラーなど子供を取り巻く諸課題に対して、教育と福祉等が連携した取組みを推進します。

753 不登校の子供に対する支援の強化

不登校の子供に対する支援を強化するため、不登校の子供に配慮した特別の教育課程を編成する学校である学びの多様化学校（不登校特例校）の設置促進や、学校内の別室を活用して指導・相談支援を行う校内教育支援センターの充実を図るとともに、教育支援センターの機能強化やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実、学校外で学ぶ子供たちへのオンラインを活用した指導・支援の推進等、専門家を活用した教育相談体制の整備や関係機関との連携強化を推進します。また、夜間中学の設置促進・教育活動の充実と就学希望者への積極的支援などの施策を一体的に実施します。

754 高等学校卒業程度認定試験の実施における地方との協働

高等学校段階の不登校者及び中途退学者の支援策として不可欠な高等学校卒業程度認定試験について、例えば都道府県による受験生への試験案内や進路変更に係る教育相談、試験会場の提供など、国と都道府県が互いの役割を果たしながら緊密に連携し、試験を実施していきます。

755 公私間格差の是正・私学助成の拡充

公教育において私学が果たしてきた重要性に鑑み、私学の建学の精神を尊重しつつ、「私立学校振興助成法」の目的の完全実現（教育条件の維持・向上、修学上の経済的負担の軽減、経営の健全性向上）により、公私間格差の解消を図ります。また、私立大学等については少子化を見据えた経営改革や社会からの要請と期待に応える抜本的な変革を行うとともに、2分の1を目標に私学助成を拡充します。併せて、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校の私学助成についても、経常的経費の拡充など更なる充実を図ります。

756 教育の政治的中立性の徹底的な確立

政治的中立性を厳に確保し、間違っても学校教育に政治的なイデオロギーが持ち込まれるこ

とがないよう、教育公務員の政治的行為の制限違反に罰則を科すための「教育公務員特例法」の改正、及び法の適用対象を義務教育諸学校限定から高等学校などに拡大する「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」の改正を行います。

757 教師力の一層の向上

教師力の一層の向上を図るため、2022年の中央教育審議会における「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方についての答申も踏まえながら、既存の在り方にとられることなく基本的なところから必要改革を進めます。具体的には、教師に求められる資質能力の再定義や多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方についての検討を踏まえ、質の高い教師の確保・育成に向け、地域枠の活用や多様な専門性や強みを発揮する質の高い教師の養成、学部・大学院一貫プログラムの活用等により教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化を図ります。また、第208回国会で成立した改正教育公務員特例法及び教育職員免許法を踏まえ、教師の個別最適で協働的な学びの充実を通じた主体的・効率的で深い学びを支える仕組みを構築するとともに、デジタル技術の活用を含めた教師の研修の更なる高度化を図りつつ、教員の効果的・効率的な資質向上と負担軽減等を進めます。

758 適性・人物重視の採用システムの整備と教師の地位向上

大学・大学院における学修成果、社会経験やボランティア活動等諸活動の実績等を多面的な方法・尺度を用いて総合的かつ適切に評価することにより、一層適性重視・人物重視の採用システムの整備を進めるほか、各教育委員会が教師養成に一定の責任を持つ「教師塾」の全国展開を促進します。また、教員採用選考試験の早期化・複線化も含めた実施時期の在り方や、特別免許状の活用による多様な人材の登用などについても検討を進め、あらゆる手段を講じて質の高い教師の確保に取り組みます。更に、教師の社会的地位の向上及び子供や保護者、地域住民などが教師の担う職務への理解を深める日として、近代教育制度を定めた学制の発布日である9月4日を「教師の日」として制定し顕彰す

ることにより教職の重要性に関する認識を深めるとともに、教職を肯定的に表現しうる教師という用語の通用性を高めるための取組みの一環として、「教師」という用語を用いることを一層推進します。

759 教育職員等による児童生徒等に対する性暴力等の防止等の推進

2022年4月に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が適切に運用され、児童生徒等の権利利益の擁護に資するよう、同年3月に策定された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」を踏まえ、この問題に関する取組みを総合的に推進します。

760 チーム学校の実現

校長の適切なマネジメントのもと、学校に多様な人材が参画し、教師と教師以外の多様な人材がそれぞれの専門性を十分に発揮して教育活動を行う「チーム学校」を実現します。

そのため、「チーム学校」を実現していく上で何よりも重要な学校教育の中核を担う教師をはじめとする教職員体制の充実など、優秀な人材を確保するための総合的な方策を講じます。また、学校全体の教育力を高めるため、教師と専門スタッフが連携・分担して教育活動にチームとして取り組むことができる環境を整備するとともに、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の一体的取組みを通じて地域と学校が連携・協働できる体制を構築します。

761 学校と地域の連携・協働の強化と校長のリーダーシップの発揮

子供たちの教育を更に充実していくためにも、学校と地域が目標やビジョンを共有し、学校・地域人材によるチームを形成することが重要です。そのため、コミュニティ・スクールの必置化を見据えた導入を加速させるとともに、地域住民などの協力による放課後や土曜日の学習・体験活動などを推進するための体制を整備することにより、学校と地域の連携・協働を強化します。

「チーム学校」が有効に機能するためには、校長のリーダーシップが重要です。教職大学院等も活用しながら、管理職や主幹教諭、指導教

論の育成を進めます。また、校長がリーダーシップを十分に発揮できるためには、校長を補佐する体制を充実させることが必要です。そのため、主幹教諭を倍増させ全校に配置するとともに、学校の経営企画機能を飛躍的に強化するため、事務職員の職務の見直しや適正な配置などの事務体制の効率的な強化を行います。

762 新しい学びを実現する教育環境の向上と安全・安心な学校環境の一体的な構築

学校施設は、子供たちの学習・生活の場のみならず、災害時には避難所としての役割（命を守るシェルター機能）も果たし、また、地域コミュニティの拠点として高齢者や障害者なども利用するものであり、地方創生、国土強靱化、国民保護のための拠点となる重要な施設です。

このため、長寿命化改修等を通じた老朽化対策による安全・安心な学校施設の実現と新しい時代の学びに対応した教育環境の向上を一体的に推進するとともに、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」に盛り込まれた防災拠点としての整備の観点も踏まえつつ、非構造部材を含めた耐震対策、トイレ環境の改善、空調整備、バリアフリー化など喫緊の課題にしっかりと取り組みます。加えて、LED照明や太陽光発電設備の整備等のネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化により地域の脱炭素化にもつながる学校施設整備を支援するとともに、学校施設と他の公共施設等との複合化・共用化を推進します。更に、これらの整備需要に対応するため、実態に即した国庫補助単価への引上げを図ります。

763 学校施設の防災機能の充実

災害時においては学校施設が避難所となることから、天井材などの非構造部材を含めた耐震対策にしっかりと取り組みます。また、学校施設の防災拠点としての機能をより充実させるため、トイレの洋式化、体育館等への空調整備、独立して域外と連絡可能な通信設備の設置や、自家発電設備、備蓄倉庫、井戸や給水槽、入浴設備の設置、避難所へ炊き出しを提供する給食施設の整備などを進めます。更に、地方自治体が財政上、困窮していることに鑑み、国からの支援の強化に努めます。加えて、国公立に比べ遅れている私立学校施設の耐震化について、早期の完了に向けて集中的に支援するとともに、大規

模地震などの災害時には地域の避難所として重要な役割を果たしている体育館などについても、天井材などの非構造部材を含めた耐震化などの老朽化対策や空調整備を加速します。

764 学校保健の充実

生涯を通じて心身ともに健康を維持できるよう、健康教育などの学校保健事業を推進します。

765 学校における安全確保

東日本大震災の教訓を生かし、保護者が帰宅困難になった際などに、子供を学校に留め置いて安全を確保するなど、保護者や子供の立場に立った災害対応体制を、国公私立を通じて整備します。地震・台風・火災などの災害を身近な危険として認識し、日頃から備え、災害の被害を防ぐため、地域の実情にあった「防災教育」を充実します。併せて、通学路の安全を確保するなど、子供が安心して通学できる学校環境を整備します。また、あつてはならないことですが、弾道ミサイルによる武力攻撃事態やテロ攻撃に対しても、設置者や学校長が「国民保護法」に基づく国民保護計画に即して、学校の危機管理マニュアルを不断に見直し、地方自治体が開催する訓練に参加することなどにより、「Jアラート」を通じて緊急情報が発信された際に適切に対応できるよう、学校における安全を確保する万全の取組みを促していきます。

766 学校の適正規模・適正配置の推進

今後、少子化の更なる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなるといった課題が顕在化することが懸念されています。子供たちのことを第一に考え、教育的な視点からこうした課題の解消を図っていく必要があります。こうした中、公立学校の設置者である地方自治体が、学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることができるよう、統合による学校の魅力化に関する好事例を創出するとともに、学校の小規模化への対応について各地方自治体の積極的な検討を促し、支援します。

なお、地域コミュニティの核としての学校の役割を十分に考慮し、地域の総力を挙げて、小規模校のメリットを活かしデメリットを緩和し

ながら学校の存続を図る場合についても支援します。

767 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上と幼児教育の無償化

幼児期の教育は、「教育基本法」に定めるとおり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、小学校以降の教育との学びの連続性にも配慮しつつ、全ての子供に質の高い幼児教育を保障することは極めて重要です。2019年10月に実現した幼児教育・保育の無償化の次なるステップとして、地方自治体における幼児教育推進体制の充実や、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」促進のための体制構築への支援、質の高い幼児教育を科学的に明らかにするための大規模縦断調査の実施、幼稚園教諭、保育士等の処遇改善、人材確保・キャリアアップ支援、ICT環境整備支援等の教育環境整備支援などを図ることで、幼児期及び幼保小接続期の教育の質の向上に取り組みます。子供たちが無償化により確保した教育機会で健やかに学べるよう、更なる質の向上のための財源を確保します。

768 青少年の健全育成

青少年健全育成のための社会環境の整備を強化するとともに「青少年健全育成基本法」を制定します。またITの発達等による非行や犯罪から青少年を守るための各種施策を推進します。

769 「幼児教育振興法」の制定

幼児教育の振興に関する施策を総合的に推進するための「幼児教育振興法」の制定に向けて取り組みます。

770 家庭教育の支援体制強化

家庭教育は全ての教育の出発点であり、「教育基本法」では、保護者が子供の教育について第一義的責任を有すること、国や地方自治体が家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育支援に努めるべきことを定めています。親子の育ちを応援する学習機会を充実させるとともに、地域の人材の力を活用して、学校などとの連携により家庭教育に関する保護者の悩みや不安を解消し、家庭教育の充実につなげる「家庭教育支援

チーム」の全市町村への普及を図り、家庭教育の支援体制を強化します。また、妊娠期から学齢期までの切れ目のない支援を実現するため、子育て支援や保健などの福祉サービスと家庭教育支援とを一体的に提供する体制の整備を図ります。更に、家庭教育支援に関する施策を総合的に推進するため、「家庭教育支援法」を制定します。

早寝早起きや朝食摂取などの子供の望ましい基本的な生活習慣を育成するために、企業と連携した取組みや、中高生以上の世代も含めた普及啓発を推進します。

771 読解力を高める国語教育

国語科は各教科等の学習の基盤であり、小・中・高等学校を通じて国語教育の一層の充実を図ること、特に、読解力の向上を通じて、各教科等における知識・技能や、思考力・判断力・表現力の育成を重視することが必要です。そのため、国語科について、「子供の言語能力を育てる授業」へと改善するとともに、高等学校においては、実社会・実生活に生きて働く国語の能力や、多様な文章などを多角的な視点から理解し、創造的に思考して自分の考えを形成し、論理的に表現する能力の育成を目指します。併せて、発達段階に応じた作文や論文の指導等の論理的思考や課題解決能力を伸ばす教育を推進します。

772 外国人の子供が日本社会で活躍するための日本語教育等

日本に在住する外国人が社会に溶け込み、また活躍する環境を整備するため、外国人の子供の就学を促進するよう、地方自治体における多言語の就学案内の送付や就学状況把握などの取組みを支援します。また、公立学校における外国人の子供の日本語能力や学力を保障するための指導を行う教師や指導補助者・通訳等の配置やICT機器・教材の活用など、学習者の日本語能力に応じたきめ細かな受入れ体制を構築します。更に、高校・大学等への進学を促進を行うとともに、キャリア教育支援を充実することにより、将来、我が国の社会での活躍を目指した学習意欲の向上を図り、日本人の子供と外国人の子供がお互いに学び合い、切磋琢磨し合う環境づくりに取り組みます。

773 真に外国人との友好を築く日本語教育

外国人労働者の増加や、日本語学習のニーズの多様化を踏まえ、第211回国会で成立した「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定日本語教育機関及び登録日本語教員の活用を含めた日本語教育環境の整備を進めるとともに、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」などを継続的に実施・充実させるなど、真に外国人との友好を育むための環境整備を行います。また、海外における日本語の普及にも取り組みます。

774 一人ひとりを大切に、十分に力を伸ばす特別支援教育

「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえ、障害のある子供たちを誰一人残さず、連続性のある多様な学びの場において、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育の更なる充実を図ります。

具体的には、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営する「インクルーシブな学校運営モデル」の構築を進めるとともに、医療的ケア看護職員の配置拡充による医療的ケアが必要な児童生徒等への支援や発達障害のある児童生徒等に対する就学前からの切れ目ない支援体制の構築、特別支援学校の教室不足の解消等に取り組みます。また、障害のある児童生徒が通常の学級でも学ぶことができるようにするため、公立小中学校における通級指導担当教員の基礎定数化の着実な実施、外部専門家や特別支援教育支援員の配置に対する財政的支援、学校施設のバリアフリー化の推進にも取り組みます。併せて、特別支援教育を担う教師の専門性向上にも取り組みます。

775 障害者の自立と社会参加を実現するための教育・就労支援の充実

自立と社会参加を実現するため、障害のある生徒に一層配慮した高校・大学入試の実施、個々の特性や能力に応じたキャリア教育・就労支援の充実、連携就労支援コーディネーターの配置拡充、高等学校における通級による指導の充実のための体制整備、学校卒業後の能力維持・向

上のための継続的な情報保障や生涯学習の機会の充実などに取り組みます。

776 実践的な職業教育を行う専門高校等の充実

人材育成に関する社会の要請に応えるため、普通高校以外に、実践的な職業教育を行う専門高校を整備するなど、多様性・専門性のある選択ができるようにします。農業、工業、商業、水産をはじめとする専門高校については、地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成するため、「マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）」などを通じて、企業や大学などと連携して、社会の変化や産業の動向などに対応した実践的な職業教育を推進します。特に、農林水産高校においては、農林水産業界や関連産業などと連携して最先端の学習の充実を図るなどの取組みを進めます。また、多様化する生徒のニーズに応じて、中学校卒業後早期に職業を中心に学ぶことができる高等専修学校（専修学校高等課程）を支援していきます。

777 専修学校・各種学校の教育の充実

専修学校において、地域企業などとの組織的な連携を促進するため、特別交付税による支援もはじめた「職業実践専門課程」の認定等を進め、地域の人材ニーズに対応した実践的な職業教育の質の向上に取り組みます。社会人や質の高い留学生など多様な学生の受け入れや、専門高校等と専門学校の連携による職業人材の育成を支援します。現状の専修学校・各種学校の存在意義を十分認識して、他の学校群との制度的格差の解消を目指し、財政的支援や教育内容の充実に向けての公的支援などを図ります。

大学、専修学校などと産業界・地域社会とのより幅広い連携協力のもとで、中核的役割を果たす専門人材の養成に取り組みます。地域密着型のコミュニティカレッジ化により、技能習得と就労を支援します。

778 若者の自立・自活を促すキャリア教育の推進

産業構造の変化や社会経済情勢の変化に伴い、国民が自ら主体的に生きることができる能力及び態度を養うことができるようにキャリア教育を推進します。そのためキャリア教育推進の理念や基本事項などを定める「キャリア教育推進

法」を議員立法で制定します。そのうえで、総合的、体系的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うために、文部科学省、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成するキャリア教育推進会議を設置します。都道府県は、区域におけるキャリア教育を推進するため、都道府県の関係機関、教育関係者、事業者、事業者団体などをもって構成する都道府県キャリア教育推進協議会を設置します。

779 キャリア教育の効果的な推進

インターンシップが事実上の就職活動とならないように配慮するとともに、学生の学修時間の確保や留学などの多様な機会を確保し、大学等における人材育成と両立した適切な就職活動の定着に取り組みます。

780 国立大学法人改革を通じた教育研究の質の向上

国立大学については、地方創生への貢献、グローバル化への対応やイノベーション創出等の社会からの期待に応えるため、学部・研究科などを越えた予算や人材などの学内資源配分の最適化、年俸制やクロスアポイントメント（混合給与）の導入、年功序列などの現行人事・給与システムの抜本的改革、戦略的な施設マネジメントの取り組みを進めるとともに、運営費交付金や施設整備費補助金などを通じた戦略的・重点的な支援を強化します。

また、国立大学の教育研究の質の向上や経営基盤の充実を図るため、開かれた教育と研究体制をつくり、学長のリーダーシップの強化を引き続き進めるとともに、ステークホルダーの信頼を得られる自浄作用を持つガバナンス体制の構築を進め、出資対象範囲の拡大といった規制緩和や一法人複数大学制を推進します。

781 私立学校の振興

私立学校に在学する学生生徒等の割合は、大学・短大で約 7 割、高等学校で約 3 割、幼稚園で約 9 割を占めており、私立学校は質及び量の両面から我が国の学校教育を支えています。少子化の進展など、私立学校を取り巻く環境が厳しさを増す中であっても、私立学校が社会の信頼と支援を得て一層発展していくため、学校法人の沿革や多様性にも配慮しつつ、かつ、社会

の要請にも応え得る、実効性のあるガバナンス改革や定員割れ大学に対する厳格な対応を進めます。

また、私立大学の収入の約 8 割は学生納付金であり受益者負担が重い現状を踏まえ、戦略的財政支援など、私立大学の総合的な振興を図るとともに、多様な財源の確保による安定的な経営を可能にするため、寄附の拡大や受託研究・共同研究の受入れの促進など、民間資金を自主的・積極的に調達するための環境整備を推進します。

782 大学と地域の共創の推進

大学同士だけでなく、地域共創（大学と地方・地域社会、産業の連携）運動を積極的に推進するとともに、大学の多様な取組みについて情報の国内外への発信を推進します。

地域の中核となる大学が、“特色ある強み”を十分に発揮し、社会変革を牽引する取組みを政府が総力を挙げて強力に支援します。特定分野の高い研究力の強化、人材育成や産学連携活動を通じた地域の経済社会、日本や世界の課題解決への貢献のため、「知と人材の集積拠点」である多様な大学の強みや特色を最大限に活かし、発展できるような大学のミッション・ビジョンに基づく戦略的運営の実現を推進します。

783 新たな時代を生き抜く真の学ぶ力を育成する高大接続改革の推進

新たな時代に向けて国内外の大きな社会変動が起こっている中、確実に学力を身に付け、人生を自ら切り拓き新たな価値を創造していける力を培う教育が重要です。これに対応するため、高校で身に付けた力を適切に評価し、次の段階へ進むことができるよう、高校教育と大学教育、そしてそれらをつなぐ大学入試を一体的に改革します。

これにより、学力の 3 要素をもって多様な人々と協働する態度を養い、リーダーシップ、企画力や創造力、豊かな感性や優しさ、思いやりなどを備えた人間を育成します。更に、これらの改革を推進するための体制の整備・強化など財政支援に取り組みます。

784 変化する社会に対応するための高等学校教育改革

高等学校教育改革では、①これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指して、高等学校学習指導要領の着実な実施に取り組み、②課題の発見と解決に向けて主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進しています。また、③生徒の日々の活動を通じた幅広い資質・能力の多面的評価の充実を図るとともに、多様な学習成果を測定するツールの一つとして「高校生のための学びの基礎診断」の活用など学力の定着に取り組みます。これらを引き続き推進し、高等学校教育の質の確保・向上に取り組みます。

785 社会の変化を踏まえた大学改革

大学の持つ教育機能を抜本的に強化し、学生を鍛え上げ社会に送り出していくための教育改革を加速します。そのため大学における教育研究の質の更なる高度化をはかるために、アクティブ・ラーニングの推進など授業方法の質的な転換や、学修成果の可視化、大学間の適正な競争を導くための情報公表の強化、質の保証を徹底するための全体的な制度の充実、大学改革に取り組む大学への資金の重点配分、大学教員の教育能力の向上、学修環境の整備など、教育改革に取り組む大学や教員への支援を強化します。

また、18歳人口の減少を踏まえ、大学の機能強化を図るため、大学の連携、統合・再編、縮小・撤退などに向けた支援を充実するとともに、地域における質の高い高等教育を受けられる機会を確保するための改革構想を明確にします。

786 デジタルやグリーン等の成長分野への高等教育人材投資と分野再編

文理横断や成長分野への貢献など未来を支える人材育成の中核を担うことが期待される大学等の機能強化を図っていくことが重要です。そのため、意欲ある大学や高専がデジタルやグリーン等の成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって取り組めるよう、基金が創設された大学・高専機能強化支援事業を通じて、学部再編等に必要経費について、継続的な支援を行います。

787 理系を学ぶ女性の活躍促進

理工系分野の学問を専攻する女子学生の割合を高めていくために、女子中高生の理工系分野への興味・関心を高める取組みを推進するとともに、理工系分野の女子など入学者の多様性を確保する選抜の促進などを推進してまいります。

788 「三つの方針」に基づく個別大学の教育改革、大学入学者選抜改革

各大学において、教育理念に基づき、①「卒業認定・学位授与の方針」、②「教育課程編成・実施の方針」、③「入学者受入れの方針」のそれぞれの方針が一貫性を持つ明確なものとして策定されるようにするとともに、これらの3つの方針に基づく充実した大学教育の実現を推進します。

大学入学者選抜改革では、大学全入時代を迎え、大学と進学希望者が双方を選択するという観点から、進路選択に必要な情報を積極的に提供することや、志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価する入学選抜への転換に取り組めます。

789 Society5.0 時代の到来を見据えたデジタル人材の育成

Society 5.0 時代に必要となる基礎的なデジタルに関する知識・技能の修得と、それを活用した社会課題の解決が求められています。この観点から、文理を問わずリベラルアーツ教育や数理・データサイエンス・AI 教育を進めることにより、幅広い知識と深い専門性をもった人材を育成する大学教育を推進してまいります。

790 専門職大学などにおける専門職業人の養成

専門職大学などにおいて、産業界や地域社会と密接に連携した実践的な職業教育を推進することで、高度な実践力と豊かな創造力を備え、成長分野をけん引する人材や地域の担い手となる専門職業人の養成を進めます。また、高度専門職業人養成を目的とする専門職大学院においても、産業界等と協働し、社会人が学びやすい環境を整備しつつ、学生が専門的・実践的な知識や幅広い知見・視野等を獲得できるよう、教育の質的向上を図ります。

791 高等専門学校の機能強化

実践的技術者の育成機関として国内外から高い評価を受けている高等専門学校について、時代の変化や進歩に対応した教育機関として財政面も含め更なる支援を行い、技術立国日本にふさわしい人材育成を実現します。特に、地域の産業や半導体・デジタルなどの成長分野をけん引する人材育成を強化するとともに、アントレプレナーシップ教育や大学・大学院との連携を推進するなど、教育の高度化を進めます。同時に、学生の海外派遣・留学生の受入れの推進や、日本型高専教育制度の海外展開を継続し、教育の国際化も推進します。

792 地方大学などの活性化を通じた人口減少克服

若年層人口の東京一極集中を解消するためには、地方の大学・高等専門学校が一層魅力ある存在となることが不可欠です。このため、地域の知の拠点としての大学が自治体や地方企業などと連携して行う人材育成などの取組みを支援するとともに、国立大学や私立大学に対する地域の強みを活かした教育研究の機能強化、公立大学の教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化を図ります。更に、大学生が地方企業へのインターンシップなどに参加する取組みを支援するとともに、都市部の優れた大学が行う授業を地方においても受講できるようにするための取組みへの支援を行います。加えて、初等中等教育段階においても、地域に愛着と誇りを持って地域を支える人材を育てるとともに、地域学校協働活動など、学校を核として、学校と地域の連携・協働により地域力を強化します。

793 大学の教育研究活動を支える基盤的経費の拡充

我が国の高等教育や基礎科学の中核を担っているのは、多様な人材が集い、教育活動や研究活動を行っている大学です。近年、その安定的な教育研究活動を支える基盤的経費（国立大学法人運営費交付金及び施設整備費補助金、私学助成）は減少傾向にあります。我が国の人材育成及び学術研究の中心的役割を担う国公立大学の抜本的改革を確実に進めるとともに、運営費交付金や施設整備費補助金、私学助成などの基盤的経費を拡充します。

794 社会変革や地域の課題解決を主導する国立大学への変革

国立大学については、2022年度から始まる第4期中期目標期間において、各大学のミッション実現のために必要な取組みの推進や、社会的なインパクト創出のための戦略的な強化を後押しするとともに、共通指標に基づくメリハリある資源配分の仕組みにより、自らのミッションに基づき、自律的・戦略的な経営を進め、社会変革や地域の課題解決を主導する国立大学への変革を実現します。また、キャンパス全体のソフト・ハード一体となった共創拠点（イノベーション・コモンズ）化を目指します。

795 評価制度の抜本的改革と情報公開

大学の教育研究活動の質を保証し、向上させていくためには、評価制度を抜本的に改革することが不可欠です。大学が自律的に改革を行うインセンティブを働かせるため、学修時間や卒業生の満足度をはじめとする成果指標を定め、教育成果の「見える化」、情報公開を進めます。

796 大学院教育の抜本改革

知識集約型社会における知の生産、価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」を育成する大学院が果たす役割は非常に重要であり、国内外の様々な機関や産業界と連携し、徹底した国際化と産学連携の促進、組織改革・推進体制等の基盤構築を通じて博士人材の育成機能を強化し、世界トップレベルの大学院教育拠点の形成を支援します。併せて、社会における博士人材の多様なキャリアパス構築や、大学院教育の質保証や円滑な学位授与などの教育改善、学生等への支援、博士課程進学への動機付けを高める取組みを推進します。

797 若手・女性研究者の活躍促進

若手研究者への支援に重点化して安定的なポストを大幅に増やすとともに、大学院生への多様な財源による経済的支援を行います。特に、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う博士後期課程学生について、処遇向上と研究環境の確保を進めます。また、優秀な研究者が大学や公的研究機関、産業界の枠を超えて活躍できる環境を整備します。加えて、キャリアパ

スを多様化するため、産業界と連携した若手研究者や大学院生に対する企業家・イノベーション人材育成を実施するとともに、産業界の研究職や知的財産管理などの研究支援に携わる専門職などでの活躍を促進します。若手研究者が自立して研究に専念できるようにするため、プロジェクト雇用における専従義務の緩和や研究以外の業務の負担軽減等を進めます。

また、女性研究者の活躍促進に向けても、出産や育児等のライフイベントと研究の両立、女性研究者の研究力向上、女性研究者の上位職への登用などの取組みを支援します。

798 グローバル人材の育成強化

日本経済を再生するには、グローバルに活躍できる「強い」日本人の育成が必要であり、意欲と能力に富む全ての学生に留学の機会を与える環境整備を進めます。このため、初等中等教育段階における国際交流・海外留学支援の充実や大学段階における奨学金単価の充実等の段階に応じた海外留学支援の強化や、企業や地方公共団体の参画により若者の海外留学促進を図る「トビタテ！留学 JAPAN」の継続的発展などにより、グローバル人材の育成強化に取り組みます。

799 優秀な留学生の戦略的な獲得・活躍推進

外国人留学生は我が国の教育・研究分野や外交において重要な存在であることから、優秀な留学生の戦略的な獲得に取り組みます。世界的な留学生の獲得競争の中で、日本で学ぶ留学生が増え社会で活躍できるよう、海外拠点を活用した教育研究活動に関する情報発信の強化や現地入試などの促進、留学生の適切な在籍管理、奨学金の充実や受入れ機関の体制整備、周辺的生活環境の整備、地方自治体や大学、民間団体、NPOなどが連携したインターンシップの実施、卒業・修了後の就職支援など産業界をはじめとする社会の受入れの推進を図ります。また、受入れから定着まで外国人留学生受入れの玄関口となる我が国発信のオンライン国際教育プラットフォームを運用するとともに、時代・社会のニーズを踏まえた多様な国際交流を推進し、質の高い国際流動性の実現を目指します。

800 海外の優れた学生・研究者の受入れと大学・研究環境の国際化

大学の国際化に向け、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進め、国際通用性を備えた質の高い教育を実現するとともに、我が国の大学教育のグローバル展開力を強化する事業を推進します。また、日本人学生と外国人学生がそれぞれの文化的多様性を活かし共に学修することを「多文化共修」と位置付け、これらの国内外での開発・実施・普及を通して、優秀な人材の育成・獲得や、更なる大学の国際化を図る事業を推進します。国際化を牽引する大学群の多様な実績の横展開を強化する環境を整備し、ニューノーマルに向けた高等教育の更なる国際通用性や国際競争力の強化を図ります。更に、我が国の大学の国際通用性の向上等に寄与する国際教育連携の促進などを通じて、大学の徹底した国際化を推進します。

また、大学が世界水準の教育研究活動を展開するためには、海外から優れた人材を受け入れ、協働で教育研究活動に取り組むことが不可欠であり、奨学金の充実や受入れ機関の体制整備、周辺的生活環境の整備などを推進し、優秀な留学生や海外からの研究者の受入れを進めます。更に、多くの研究者が、海外の異なる研究文化・環境の下で研さん・経験を積むことに専念できる環境づくりを行うとともに、国際研究ネットワークの構築を図ります。

801 海洋立国に相応しい海洋教育の充実

我が国は四方を海に囲まれ、世界第6位の領海・排他的経済水域を持ち、海外との貿易によって成り立つ海洋立国です。海洋基本法が制定され、海洋基本計画に基づき、各種海洋施策が推進されています。その中で、海洋立国を担う海洋人材の育成、海洋教育の充実が課題となっています。小・中・高等学校においては、発達の段階に応じて、関係教科や総合的な学習の時間等を通じ海洋教育を推進します。専門的人材の育成と確保のために、産学連携を強化しつつ、高等教育機関での海洋教育の充実を図ります。学校と社会教育施設、産業施設、各種団体などとの有機的な連携を促進し、学協会などとの協力のもと、アウトリーチ活動を重視した取組みなどを推進します。

802 安全安心な社会、健康で豊かな社会を創るための教育

幅広い世代を対象に、地域ぐるみの「防災教育」「防犯教育」「消費者教育」「投資教育」「情報セキュリティ教育」「食育」「スポーツ」「文化芸術活動」を応援します。

803 「社会制度教育」の推進

卒業・成人式などの節目や、社会福祉協議会や自治会による催しの場で、「社会制度教育」を推進します。生活保護の申請ができずに亡くなったり、育児や介護の負担に耐えられなくなったり、進学を諦めたりする方が居なくなるように、生活・育児・介護・障害・進学への支援策など利用可能な施策の周知を徹底します。

804 能登半島地震等からの文教施設等の復旧・復興と早期の学校再開に向けた取組強化及び文化財の早期復旧をはじめとする文化芸術の創造的な復興

被災地が一日でも早く元の生活を取り戻せるよう、能登半島地震や豪雨等で被害を受けた学校施設等の文教施設の復旧や児童生徒等に対する心のケアなど、被災地に寄り添った支援を全力で進めます。今後の災害に備え、早期の学校再開を支援する教育関係者の派遣等を行う「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-EST)の構築を進めるなど、災害応急対策の強化に取り組みます。地域社会の精神的支えとなる有形の文化財や、輪島塗やキリコ祭りをはじめとする地域の伝統行事等を含む無形の文化財の早期復旧をはじめとする、文化芸術の創造的な復興のための支援を行います。

文化・スポーツ

805 スポーツの国際競技力向上

パリオリンピック・パラリンピックにおける日本代表選手団の輝かしい成果を次世代につなぐため、競技団体向けの選手強化費をしっかりと措置し、我が国の国際競技力向上のための取組みを一層加速します。

競技団体の強化活動全体を統括する人材や海外から招聘した人材などを含む優秀な指導者層の配置など、各競技団体が行う日常的・継続的

な強化活動や、地域スポーツからの接続も意識した次世代アスリートの発掘・育成や地域におけるスポーツ医・科学支援機能の向上、女性アスリートの支援、大学等におけるスポーツ医・科学研究などについて、オリンピック競技・パラリンピック競技への一体的な支援の充実を図ります。

また、競技力向上の大きな役割を担う競技団体が自立して持続的に役割を果たせるよう、組織基盤の強化にも努めます。また、トップアスリートが同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング強化活動を行うため、競技別強化拠点を含めたナショナルトレーニングセンターの機能強化を引き続き進めます。

806 世界に誇るべき「文化芸術立国」の創出

「文化芸術推進基本計画(第2期)」も踏まえ、世界に誇るべき「文化芸術立国」を実現するため、官民による文化投資を拡大して、文化芸術の振興を我が国成長の原動力とします。文化芸術基本法に基づき、文化芸術活動への支援や、伝統文化の継承・発展や文化財の保存・修理・活用、国立劇場の再整備を含む美術館・博物館、劇場・音楽堂等への支援や、メディア芸術ナショナルセンター(仮称)の整備を含む文化芸術の各分野におけるセンター機能の強化クリエイター・アーティストを含む芸術家等への支援などに取り組みるとともに、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の幅広い関連分野との連携を図ります。また、新たな文化や価値を創造していくための社会的な基盤とするため、文化芸術のアーカイブ化の取組みを推進します。

807 文化財の後世への確実な継承

文化財を適切に保存し、確実に次代へ継承するための5か年計画である「文化財の匠プロジェクト」を着実に推進します。伝統的な技術や原材料・道具を絶やさないために、修理事業の事業量を安定的に確保することが重要なことから、必要な財源の確保、国指定文化財等の修理周期の適正化を総合的・計画的に推進するとともに、安心・安全な修理の実施や、国立文化財修理センターの整備を含め、修理技術の研究・評価・普及啓発に努めます。高松塚古墳壁画の保存管理公開活用施設の整備に向けた取組みを推進します。また、近年、頻発・激甚化する地震や

大雨、土砂崩れなどの災害等により被災した建造物・美術工芸品などの文化財の復旧や、これらの災害等から文化財を守るための文化財の耐災害性の向上に継続して取り組みます。また、重要な埋蔵文化財の保存と開発の両立のため、緊急調査や技術開発等の方策を推進します。

808 クリエイター等への支援

世界で高い評価を受けるコンテンツを生み出すには、多様なクリエイター等が独創的なアイデアに基づいて自由に創造できる土壌が重要であることから、クリエイター、アーティスト等の育成や、クリエイターの活躍・発信の場である文化施設を支援するため、「クリエイター支援基金」を活用して、弾力的かつ複数年度にわたって人材育成から海外展開・収益最大化までの活動をシームレスな枠組みで戦略的に推進します。

809 我が国文化芸術の「顔」国立劇場の再整備の推進

1966年の開場以来長年にわたり我が国伝統芸能の「顔」として機能してきた「国立劇場」は、公演の場としてだけでなく、伝統芸能を継承する次の世代を育てる場としても大きな役割を果たしてきましたが、老朽化のため2023年10月末に閉場し、現在一刻も早い再整備・再開場が求められています。新しい国立劇場では、海外からのインバウンドを含め国内外から多くの方々来場することで、我が国が世界に誇る歌舞伎・文楽・能楽をはじめとするコンテンツが後世にわたって世界に発信・継承され、我が国の経済成長をも牽引する文化の拠点としての機能を強化すべく、一刻も早く、品格を備えた国立劇場の再整備を国が責任をもって推進します。

810 メディア芸術ナショナルセンター（仮称）の整備をはじめとするメディア芸術の振興

優れた文化的価値を有するマンガ・アニメ・ゲームをはじめとする日本のメディア芸術の更なる振興を図るとともに、国際的評価の維持・向上のため、メディア芸術分野の人材育成や創作活動の充実、国内外への発信の強化、制作者の待遇改善を図ります。また、我が国のマンガ、アニメ、ゲーム等の分野における、アーカイブ機能や国内外への発信機能の強化を通じた国際

的な評価の向上などを図るため、全国の地方のマンガ等に関する連携による取組支援や、産業界と連携し、①作品及び中間生成物の収集・保存、②調査研究、③人材育成・教育普及、④情報発信、⑤展示・活用（デジタルを含む）並びに⑥普及交流の各機能を有する拠点としての「メディア芸術ナショナルセンター（仮称）」の整備を進めます。

811 アート市場活性化の推進

アート市場の活性化をはじめとする文化産業の振興、パブリックアートによる空間の価値向上、観光客の増加や他の産業や地域経済への波及を一層促進し、文化を通じて日本経済の活性化（文化によるGDPの拡大）を進めます。とりわけアートについては、その学術的評価と市場評価が車の両輪であるという認識の下、国内美術館の体制整備や国際的なアートフェア・オークション等の国内誘致などを通じ、我が国アートシーン・アート市場の活性化・国際拠点化を図り、アートによる生活の質向上、観光振興及び新たな市場・産業を創造します。また、アートの「受け手（鑑賞者・購入者）」育成に向けた鑑賞教育等の抜本的な充実を図ります。

812 文化庁の京都移転と機能強化

明治以来初となる中央省庁の移転として、2023年3月に京都に移転した文化庁を中核として、地域の絆であり、我が国の誇るべき宝である文化資源を活用した文化観光の推進や食文化の更なる振興、文化財の強靱化と持続可能な保存・活用のモデルの構築、文化芸術の国際発信とグローバル展開など、魅力ある日本文化の創造と発信に取り組み、インバウンドにも繋げ、文化芸術を通じた地方創生、文化芸術立国の実現を図ります。

813 文化芸術による地方創生

文化芸術立国の実現に向けた、地域の文化芸術への支援強化を実現します。劇場・音楽堂等、美術館・博物館など地域活性化の核となる地域の文化施設の機能強化を図るとともに、実演芸術の振興や美術品や文化財の鑑賞機会を充実し、地方自治体による計画的な文化事業や、国等有する地方ゆかりの名品を展示するなどの取組みへの支援を実施します。地域に長く伝わり、

文化伝承の礎となっている伝統行事・民俗芸能等への支援を強化するとともに、芸能、工芸技術、食文化を含む生活文化を後世に確実に引き継いでいくため、我が国が誇る貴重な無形の文化財の保存・活用を推進します。地域一体となって文化財を総合的かつ計画的に保存・活用するため、地域における文化財の総合的な保存・活用に関する基本的な計画の作成を推進するとともに、地域における文化財保護の取組みへの支援を進めます。文化芸術の創造性が産業や地域の活性化に結びつく取組みを行う「文化芸術創造都市」が全国各地に広がっていくよう支援します。

814 我が国文化の国内外への発信強化

2025年の大阪・関西万博に向けて、日本の心と美を発信するための「日本博2.0」を全国展開し、日本各地の文化資源で世界の人々を魅了する機会を創出するとともに、多言語で文化芸術の魅力国内外に発信します。また、社会的・経済的な考え方を取り入れつつ日本の文化芸術の国際発信強化とグローバル展開を効果的・戦略的に進める変革を目指したCBX（Cultural Business Transformation）の観点からの未来のトップアーティスト等の活動支援、活字文化の発信・普及等の取組みや、大規模祭典の実現に向けた取組み、伝統的な文化・芸術の継承・発展を引き続き推進するとともに、文化交流の相手先と内容の重点化、新国立劇場のグローバル拠点化をはじめとする国立文化施設における海外発信体制の強化、優れた芸術の国際交流の推進、海外の日本語教育拠点の拡充などを行います。更に、伝統芸能伝承者養成事業等による担い手の育成を図ります。

815 日本遺産をはじめとした文化財を核とした地域活性化

「日本遺産（Japan Heritage）」については、これまでに47都道府県において計104件が認定されたところ、今後も、日本遺産全体の底上げを図り、日本遺産ブランドを維持・強化していくための取組みを推進します。また、国際観光旅客税も活用しつつ、日本遺産や2024年2月に策定した「文化財を活用した文化観光の推進による地方創生パッケージ」のほか、博物館での特色ある取組みへの支援などを通じて文化芸

術資源を磨き上げ、観光振興やまちづくり、地方創生につながる文化資源の活用を進めます。更には、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」等を活用し、文化観光拠点・地域の整備の促進や、日本遺産等の文化資源の魅力向上や発信強化を行うとともに、地域の文化施設や文化資源等について、文化観光資源としての高付加価値化を図り、文化の振興を起点として、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興へと再投資される好循環を創出します。

816 世界遺産・無形文化遺産などの保存・活用

ユネスコの「世界遺産」について、我が国には、21件の文化遺産、5件の自然遺産があり、このうち、「佐渡島の金山」については、今年7月に開催された世界遺産委員会で世界遺産に登録されました。今後「飛鳥・藤原の宮都」のを世界文化遺産登録を目指します。また、「無形文化遺産」については、2022年に登録された「風流踊り」など合わせて22件が登録されており、「伝統的酒造り」と「書道」を提案中です。更に、「世界農業遺産」には、新潟県佐渡市、石川県能登半島などが登録されています。これらの保存・活用を図ることによって、海外への日本文化の発信及び諸外国との相互理解の増進や、我が国の文化を再認識し、歴史と文化を尊ぶ心の育成、文化財の次世代への継承などを積極的に推進します。

817 文化芸術活動の基盤強化と自律的活動の促進

芸術家や技術スタッフ等が安心・安全な環境で文化芸術活動ができるよう、契約の書面化の推進や適正な契約関係の構築について促進するとともに、芸術家等の活動を支える文化芸術団体の機能強化等を推進します。また、文化芸術団体が自律的・持続的に活動を継続できるよう、伴走型支援に取り組むとともに、寄附文化の醸成を図るための環境を整備し、税制上の優遇措置の利用を促進します。

818 博物館の機能強化

2023年に施行された改正博物館法の趣旨の実現に向け、博物館におけるデジタルアーカイブ化や、地域の活性化に連携して取り組む博物館

の活動・博物館同士のネットワーク化など、地域の文化拠点となる博物館に一層の支援を行います。また、博物館の中核を担う学芸員等の職員の資質向上に向け、取組みの充実を図ります。

819 文化芸術体験の充実

文化芸術体験は我が国の将来を担う子供の豊かな感性や創造力の涵養に資するという認識のもと、国として学校の教育課程において、全ての子供が、質の高い文化芸術を鑑賞・体験することができるようにするとともに、地域の文化施設や文化芸術団体等との連携による学校や地域における芸術活動の推進や劇場・音楽堂等における舞台芸術鑑賞体験への支援、「伝統文化親子教室」などの取組みを充実します。

820 障害者の芸術活動の推進

共生社会を実現するため、障害者等が必要な支援を受けて文化芸術や伝統芸能を鑑賞することができる機会の拡充や、障害者等が自ら芸術を創造できる環境の整備、障害者等の制作した作品等を広く発信するための機会の確保を図るとともに、障害者等の芸術作品等が広く世間に認識され、適正な評価を受けることができるよう、博物館や美術館をはじめとする公的な文化施設等における展示の促進など、障害の有無を問わず、全ての国民が、文化芸術や伝統芸能を身近に感じ、親しむことを可能とする環境の整備を図ります。

821 デジタルトランスフォーメーション (DX) 時代に対応した著作権制度・政策

DXの推進は、文化芸術における創作・流通・利用にも大きな影響を与えており、DX時代における社会・市場の変化やテクノロジーの進展に柔軟に対応したコンテンツ創作の好循環を実現する必要があります。そのため、DX時代に対応した簡素で一元的な権利処理方策の着実な実施に加え、コンテンツの利用円滑化とそれに伴う適切な対価の還元について取り組みます。また、著作権侵害に対する実効的な海賊版対策の実施、我が国の正規版コンテンツの海外における流通促進、デジタルプラットフォームサービスに係るいわゆるバリューギャップ等への対応、著作権制度・政策の普及啓発・教育方策を進め、コンテンツの権利保護を図ります。

822 地域における文字・活字文化の振興等

地域における文字・活字文化の振興に向けた地域モデルの創出を通じて、地域活性化を図ります。また、DX時代におけるAI開発等に資するものとして、現代日本語のデジタルによる大規模データベース化を推進します。

823 公民館1万4000を含む社会教育ネットワークの活用

社会教育施設として全国各地に公民館が約14,000か所設置されています。各地の教育委員会の社会教育主事が中心となって講座などの利用が進められてきました。しかしながら、社会教育主事の配置が十分ではなく、デジタル化が遅れている、学習コンテンツがとすれば個人の趣味嗜好に限定されがちになっているのではないなどの課題が指摘されていました。

そこで、本来の社会教育の在り方を検討しつつ、地域の課題を模索し解決するための社会貢献型に展開すべきです。デジタル技術を活用し、学習コンテンツを多様化・豊富化させるとともに、スポーツ庁と連携して健康増進活動や、厚生労働省と連携してのボランティア活動、法務省と連携しての終活など、各地の好事例を収集し、ブロックごとに周知を図るための支援を充実します。

824 スポーツ・インテグリティの確保とドーピング防止

スポーツ活動が公正かつ適切に実施されるよう、スポーツ・インテグリティ確保に向けたアクションプランを推進し、関係団体と連携した「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」において、ガバナンス確保の取組みを進めます。併せて、スポーツ団体が遵守すべき原則・規範を定めたスポーツ団体ガバナンスコードに基づく取組みを推進します。また、フェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツにおける公平性・公正性を確保するため、世界アンチ・ドーピング規程や国際基準等に基づいた、ドーピング検査体制の充実及びドーピング防止に関する教育・研修及び研究活動を実施します。

アスリートが安心して競技に取り組める環境を守るため、アスリートに対するSNS等での誹謗中傷や、写真や動画による性的ハラスメント

の問題にも取り組みます。

825 国際スポーツ大会の成功に向けた取り組み・招致

国際的なスポーツ大会を我が国において開催して、国内におけるスポーツ活動、スポーツ教育の活性化を図るとともに、スポーツを通じた国際交流、文化・観光の魅力発信等につなげていきます。

2025年に東京で開催される夏季デフリンピック競技大会や世界陸上競技選手権大会、2026年に愛知・名古屋で開催のアジア競技大会やアジアパラ競技大会、2027年に関西全域で開催のワールドマスターズゲームズの成功に全力を尽くしてまいります。また、国際スポーツ大会の招致にも取り組んでまいります。

826 「スポーツ基本法」に基づく「スポーツ立国」の実現

スポーツ立国の実現に向けて、2024年5月にスポーツ立国調査会で取りまとめた提言を踏まえ、第三期スポーツ基本計画の着実な推進、ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた国際競技力の向上とガバナンスの確保、新しい地域スポーツの創造と部活動改革の着実な実行、スポーツの成長産業化の推進、スポーツコンプレックスの推進、スポーツを通じた健康増進、障害者スポーツの振興、スポーツ振興のための「eスポーツ」の活用等に取り組んでまいります。

827 スポーツを通じた国際交流・協力

我が国の国際的なプレゼンスを高めるため、スポーツ国際団体の日本人役員の更なる獲得に向けた支援を強化するとともに、東京2020大会に向けた国際公約として実施した「Sport for Tomorrow (SFT)」プログラムを継承した、オールジャパンのスポーツ国際交流・協力の取り組みを進めてまいります。

828 子供の体力向上の取り組み推進

ICT活用も含め、学校における体育活動や地域におけるスポーツ環境の充実を図るとともに、子供達が障害の有無等にかかわらず、共に学べる環境を整えてまいります。加えて、子供達の安全・安心を確保するため、学校体育活動中の

事故防止に取り組めます。また、子供の体力・運動能力、運動習慣について調査を悉皆で行うとともに、調査の結果を活用することで、子供の体力向上の取り組みを推進します。

829 部活動の地域連携・地域移行等の推進

少子化が進む中、子供たちが将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を確保するためには部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行が重要であり、地域の実情を踏まえながら、地域と学校の一体化による多様な機会提供等に取り組めます。具体的には、地域のスポーツ・文化芸術団体等への支援充実、指導者の確保、低所得世帯への支援をはじめとする保護者の負担軽減等に取り組むとともに、生徒の多様なニーズに対応した活動機会の充実、体罰の根絶や事故防止など適切な指導の徹底、大会の在り方の見直し等にも取り組めます。

830 地域スポーツ・民間スポーツの充実

幼児から高齢者まで誰もがスポーツに親しむことができる環境を整備することは重要であり、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会、指導者養成事業、スポーツの裾野を広げるための地域スポーツの基盤強化など各種スポーツ振興事業の充実を図るとともに、スポーツを通じた健康増進等を図るため、トップアスリートへのサポートで得られたスポーツ医・科学の知見などに基づく運動・スポーツ等による国民のライフパフォーマンスの向上やスポーツ無関心層に興味・関心を喚起する取り組みへの支援、地域スポーツコミッションなどによるスポーツと地域資源を掛け合わせた地域活性化・まちづくりの取り組みを促進します。併せて、スポーツ団体の発展基盤の強化に向けて、競技団体の組織基盤強化のための取り組みを支援するとともに、スポーツ団体ガバナンスコードに基づくガバナンスの強化やアスリートキャリア支援などに取り組めます。また、大学スポーツ協会 (UNIVAS) の円滑な事業運営のための必要な支援を行い大学スポーツの振興を図ります。地域の住民が学校や地域のグラウンドや体育館等を利用しやすい環境の整備についても検討を進めます。

831 2020年東京オリンピック・パラリンピック

ク競技大会のレガシーの継承・発展活用

東京大会に向けて取り組まれてきたオリンピック・パラリンピック教育の知見・経験を活かし、アスリートの学校派遣などスポーツを通じて展開される特色ある教育活動を推進します。こうした取り組みを通じ、競技場や交通網などのインフラのみならず様々な分野で芽生えてきた東京 2020 大会のレガシー（遺産）を地域に根付かせます。

また、東京 2020 大会の招致公約として取り組んできたスポーツ国際交流・協力事業「Sport for Tomorrow (SFT)」を大会レガシーとして継承・発展し、東京大会のスポーツレガシーや社会的レガシーを活用したスポーツ分野における様々な国際交流・協力を進めていきます。

大会の開催を契機に、国民にとってスポーツがより身近なものとなり、スポーツが生活の一部となることで、我が国のスポーツ文化をより一層深化させ、国民の健康増進、子供達の体力強化、スポーツの成長産業化の推進に取り組んでいきます。

832 アスリートの引退後のキャリア形成支援

2024 年のパリオリンピック・パラリンピック競技大会や国際的な競技大会で活躍したアスリートが、引退後の人生に不安を抱くことなく安心して競技に取り組んでいける環境づくりをしていくことが必要です。

アスリートが競技に専念できる環境の整備と引退後のキャリア形成について、個々の選手に適した取り組みを行うため、スポーツ団体や企業などの関係機関が連携した検討を行うとともに、デュアルキャリア形成支援や、企業・学校・地域での運動指や教育活動などの活躍の場の拡大など、現役時代と引退後をつなぐアスリートのキャリア形成支援を推進します。

833 スポーツの成長産業化・地域活性化の推進

スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善等へ還元する自律的好循環を形成し、スポーツの成長産業化を推進していきます。

具体的には、スタジアム・アリーナの整備・活用や、より一層まちづくりとして総合的・複合的に施設等を整備・活用するスポーツコンプレックスを推進していきます。また、スポーツと他産業との連携による新事業の創出等に取り組

んでいきます。加えて、武道・スポーツツーリズムの活性化などを進め、スポーツ市場の拡大を一層加速させていきます。

834 学校や社会体育施設を中心にした生涯スポーツ振興

国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むため、生涯にわたってスポーツをする場の提供を推進していきます。具体的には、総合型地域スポーツクラブの登録・認証などの制度を整備するとともに、都道府県レベルでの中間支援組織の整備及び当該組織によるクラブの自立的な運営を促進する事業などを支援することで、クラブの質的な充実を図る取り組みを推進します。また、総合型地域スポーツクラブをはじめ地域の住民がスポーツをする場として、学校のグラウンドの芝生化や照明の整備、社会体育施設の整備などを進めるとともに、学校開放事業の運用の在り方についても検討を進め、生涯スポーツの振興に向けた環境の整備を推進します。

835 障害者スポーツの振興

スポーツを通じた共生社会を実現するため、多くの障害者がスポーツに親しめる環境を整備することにより、障害者スポーツの裾野を拡大していきます。そのため、障害者が身近な場所でスポーツを実施できる環境づくりや、特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点にする取り組み、障害の有無にかかわらず共にスポーツを実施する取り組みを推進していきます。また、基盤の脆弱な障害者スポーツ団体の体制整備のため、支援を求める障害者スポーツ団体と民間企業とのマッチングなどにより、団体を支援する取り組みを推進します。加えて、スポーツ施設などのバリアフリー化も推進します。更に、パラリンピック、スペシャルオリンピックス、デフリンピックなどの国際的な障害者スポーツ大会への選手派遣の支援も推進します。

836 武道の振興

各種武道大会などの開催や中学校における武道指導の充実、指導者の資質向上、武道場の整備、武道の国際交流などを通じて、我が国固有の伝統文化である武道の更なる振興、発展を図ります。

生活の安全

837 公共放送の改革と放送の将来像についての検討

あまねく日本全国において豊かで良質な放送番組を放送するなど、NHK が公共放送としての使命を引き続き果たしていくため、不断の改革に取り組んでいきます。インターネット空間においても、信頼できる情報を国民・視聴者が継続的・安定的に入手することができるよう、NHK のインターネット配信を強化してまいります。我が国に対する正しい認識を培い、国際親善の増進等を図る重要な役割を有する国際放送について、NHK が放送法で定められた責務を果たすことができるようガバナンスの強化を促してまいります。

また、スマートフォンの普及や視聴スタイルの変化など、放送を取り巻く環境が急速に変化する中においても、信頼性の高い情報が国民にあまねく届けられるよう、小規模中継局等による放送をブロードバンド等で代替することや放送の将来像について検討を行います。

838 携帯電話市場の公正競争促進

国民生活に不可欠な携帯電話サービスについて、「安く」「わかりやすく」「納得感のある」料金やサービスの実現に向け、通信料金と端末代金の完全分離や、事業者による利用者の行き過ぎた「囲い込み」を禁止するための電気通信事業法の改正をはじめとして、公正競争を促進するための政策を進めてきました。こうした取り組みの結果、国際的に遜色のない携帯電話料金が実現し、低廉な料金プランの契約者も増加しています。多くの国民が納得感のある料金・良質なサービスを利用できるよう、中古端末を含む端末市場の更なる活性化の対策や一層の公正な競争環境の整備などに取り組めます。

839 情報アクセシビリティの向上

本格的な IoT・AI 時代の到来に向け、障害者の皆さんがより豊かな生活を送ることができるようにするため、必要な情報に円滑にアクセスできるよう、利便性に優れた情報通信機器・サービス等の企画、開発、提供の促進や、字幕放送・解説放送・手話放送の更なる普及に向けた

取組みを通じて、情報アクセシビリティの向上を推進します。

840 ネット上の誹謗中傷等の対策推進

SNS 等のネット上における偽・誤情報や誹謗中傷等に対応するため、情報流通プラットフォーム対処法の円滑な施行、プラットフォーム事業者の積極対応の促進、利用者のリテラシー向上や相談体制の充実、偽・誤情報対策技術の研究開発など、表現の自由を最大限考慮しつつ、制度整備を含め、総合的な対策を推進します。また、会社法の外国会社登記の徹底、捜査機関の体制強化などにも取り組みます。

841 マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化

救急隊がマイナンバーカードを活用して傷病者情報を正確かつ早期に把握することによる救急業務の迅速化・円滑化について、2024 年度に先行実施している全国規模の実証事業の結果を踏まえて、2025 年度に全国展開を推進します。

842 養育費不払いと無戸籍者の解消

子の利益の実現に向けて、改正民法（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）の内容の周知を徹底するとともに、関係府省庁や裁判所等が連携して必要な体制整備に取り組めます。

また、親によって出生の届出がされておらず、無戸籍となっている方々について、徹底した実態把握に努めるとともに、改正民法の周知を含め、無戸籍者の解消に全力で取り組みます。

843 遺言及び船荷証券等のデジタル化

情報通信技術の進展等に鑑み、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、現行の自筆証書遺言の方式に加え、情報通信技術を活用した新たな遺言の方式に関する規律を整備することを中心として、遺言制度の見直しに関する法制度の検討を進めます。

また、近年の情報通信技術の進展に伴う電子商取引の拡大に対応するため、商法上の船荷証券等の電子化に関する法制度の検討を進め、早期の法整備を実現します。

更に、改正戸籍法に基づき、国民の戸籍に振り仮名を正確に記載することで、行政のデジタル化基盤の整備を促進し、行政手続の情報連携

を高度化します。

844 訟務機能の強化と法曹人材の確保

法の支配を徹底し国民の権利や国益を守るため、国内外の法的紛争の未然防止に向けた予防司法機能を充実させるなど、国の訟務機能を強化します。

また、多様化する国民のニーズを把握し、法曹の役割等についての積極的な情報発信や司法試験のデジタル化に取り組むなどして、多様な分野で活躍する法曹を多数輩出できる環境を実現します。

845 法教育と人権啓発活動の推進

成年年齢や裁判員対象年齢が引き下げられ、社会における若者への期待がますます高まっていることを踏まえ、社会の一員としての自覚をしっかりと持ち、社会参画していけるよう、法曹と教育機関をはじめとする地域の関係団体との連携を抜本的に強化するなどして、法教育をより一層充実させる取組みを進めてまいります。

また、児童虐待やいじめ、インターネット上の誹謗中傷や差別など、様々な人権問題を解消するため、人権啓発活動を推進するとともに、早期発見・救済に取り組みます。

846 交通安全教育の充実と徹底

交通事故の発生を未然に防止し、交通安全を徹底すべく、心身の発達段階に応じて、また生涯にわたって、段階的かつ体系的な交通安全教育を充実します。高校では「三ない運動（免許を取らせない、バイクを買わない、乗せない）」の見直しを進め、全国の高校の好事例の普及を支援していきます。若者の「車離れ」が叫ばれる中で、道路交通法規の教育の徹底を支援します。

847 交通事故死傷者数を半減

近年、交通事故死者数は減少を続けていますが、未だ多くの方が交通事故によって命を落とされており、その半数は高齢者となっております。更に、2019年4月には東京都池袋で高齢者の運転する車が歩行者をはね、母子2人が亡くなる事故が、2019年5月には滋賀県大津市で保育園児の列に車が衝突し、園児2人が亡くなる事故が、2021年6月には千葉県八街市で下校中の小学生の列にトラックが衝突し、小学生2人

が亡くなる事故が起こるなど、痛ましい事故が相次いで発生しております。

このため、我が党はボランティアの方々とも連携しつつ、生活道路は幹線道路と機能分化させ、通学路を含めた点検の実施やビッグデータの活用による効果的な生活道路等の対策を行うとともに、高齢者等への交通安全教育などの交通安全対策、高齢者の移動手手段の確保、高齢運転者の交通事故防止に資する衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）など一定の安全運転支援機能を備えた車（サポカーS）の普及、自動運転による移動サービスの社会実装を推進することにより、道路交通の安全と円滑を確保し、誰もが安全・安心に暮らすことができる社会の実現を目指します。

同時に高度道路交通システム（ITS）の推進による安全性を高めるための安全運転支援システムの実現や、交通事故が起こりにくい街づくり、スクールバス導入等による子供の移動経路における交通安全の確保、事故に遭っても被害が最小限に抑えられる車の開発、「あおり運転」や「飲酒運転」を行う悪質・危険な運転者に対する厳正な取締り、自転車に対する対策、バス等の公共交通の安全性向上、踏切対策、高速道路の逆走防止対策など、総合的な交通安全対策を推進します。

848 消費者行政の強化・充実

自然災害に便乗した悪質商法被害の防止や孤独・孤立した環境に置かれた消費者への対応など、消費者の安全・安心を脅かす様々な課題に機動的に対処すべく、消費者庁創設時の理念に基づき、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの連携の強化等によりそれぞれの機能の充実を図るとともに、スピード感を持って執行の強化や制度の見直しなどの施策を推進します。

同時に、消費者の安全で安心な暮らしを守るために、地方消費者行政への財政的支援も活用しながら、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、デジタル化にも対応した相談体制の強化に取り組むほか、孤独・孤立の状況にある方、高齢者、障害者等の配慮を要する消費者の被害防止のための「地域の見守りネットワーク」を全国に整備していくことなどにより、地方消費者行政の充実・強化を目指します。

849 消費者保護・育成施策の充実

デジタル化や高齢化の進展等を踏まえ、インターネット通信販売を始めとする様々な取引における消費者の保護や取引環境の変化に対応した消費者法制度のパラダイムシフト（考え方の大きな転換）に向けた検討を進めます。不当な表示を防ぎ、消費者の利益を保護するため、デジタル広告の表示の適正化に取り組むとともに、保健機能食品制度の信頼性確保も含む、食品表示制度の適切な運用に努めます。

若年者や高齢者など特に被害が懸念される消費者へのきめ細かな注意喚起や啓発を行うとともに、引き続き、消費者被害の未然防止や迅速な救済を実現するため、消費者団体訴訟制度の実効性向上に努めます。

更に、消費者教育を通じて消費者被害を防止し、自主的かつ合理的に行動できる自立した消費者を育成するとともに、事業者の消費者志向経営の促進や公益通報者保護制度の改革を通じた実効性向上により、消費者と事業者双方の信頼関係を構築し、持続可能な社会の形成と経済の活性化を図ります。

850 女性の安全と安心

女性の安全と安心を守ることは重要であり、女性を含めた全ての人々がお互いに人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受できる社会を目指します。

851 不当寄附勧誘の防止

不当な寄附の勧誘による被害者を増やさないため、2022年に整備した「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」などの制度を活用し、被害の防止に努めます。

852 匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な実態解明・取締りの強化等

国民の大きな不安となっている、SNSで実行犯を募集する、いわゆる「闇バイト」等の手口による強盗等について、「闇バイト」等の情報の削除等の犯行に加担させないための対策を推進するとともに、被害に遭わない環境を構築するための対策や、首謀者を含む被疑者を早期に検挙するための対策等を推進します。

これらの強盗のほか、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、組織的窃盗・盗品流通事犯、悪質

ホストクラブ事案、風俗関係事犯等への関与がうかがわれ、国民にとって治安上の大きな脅威となっている匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な実態解明・取締りを強化します。

また、国民に多額の被害をもたらしているSNSを利用した詐欺やフィッシング等に対し、「国民を詐欺から守るための総合対策」に基づき、官民が連携して各種施策を強力に推進します。

多様性・共生社会

853 孤独・孤立対策の推進

「望まない孤独・孤立」を放置しておくことはできません。孤独・孤立は人生のあらゆる場面で、誰にでも起き得るものです。孤独・孤立に悩む方々に寄り添い、実態把握の全国調査結果を踏まえ、一人ひとりを支えていく支援策の体系を構築します。

私たちが住む地域を、望まない孤独・孤立に至らない、また、至ったとしても速やかに支えられる社会にしていくことが重要です。「予防」の観点を重視しつつ、多様な居場所を確保すること等により人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを進めます。

854 助けを求める声を切れ目のない相談支援につなげる

様々な相談に的確に対応するため、電話やSNSなどの特性を生かしたワンストップの相談窓口、24時間対応の相談体制の整備等を進めます。相談者と同世代の相談対応者を配置するなど、相談者が相談しやすい環境整備を行います。誰もが「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすく、周囲が声をかけやすい社会」にしていけるよう、広報・情報発信、SOSの出し方の普及啓発を行うとともに、支援策を網羅したポータルサイトにより、必要なタイミングでタイムリーに情報が得られる環境づくりを進めます。

支援を必要とする方々の目線に立ち、積極的に支援を届けるアウトリーチ型の支援の推進により、支援策を確実に届けます。地方において支援団体の連携基盤づくりを推進し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保護司等の活動環境を整備するとともに、地方自治体への伴走支援、NPO等へのきめ細かな支援及びNPO等を支

援する中間支援団体への支援を行います。

855 孤独・孤立に陥らない取組みの推進

「社会的処方」の取組みを推進するため、医療保険者とかかりつけ医の協働による保健指導等の取組みへの支援に加え、国立公園や美術館・博物館などの公的施設の魅力発信・活用を積極的に進めます。

生活の基本である「食」と「住」の確保について、フードバンク等の食品提供のコーディネート支援や政府備蓄米等の活用を行うとともに、人とのつながりを生み出す共用空間がある住まいの確保など孤独・孤立の解消に対応できる居住支援を推進します。

こども食堂をはじめ多様で身近な居場所づくりをきめ細かく支援するとともに、ソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーなど地域資源との連携を推進します。

856 成年後見制度の見直しに向けた検討

尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るため、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の見直しに関する法制度の検討を進めます。

857 在留管理と多文化共生社会の実現

外国人の適正な在留管理の徹底を図るとともに、多文化共生社会の実現のため、一元的相談窓口の設置、行政・生活情報の多言語化などの受け入れ環境整備を進めます。

また、国と地方公共団体、全国の一元的な相談窓口などとの連携を充実させるなど、効果的・効率的な支援の実施を推進します。

更に、行政・生活情報について、我が国を訪れる外国人の国籍や使用言語などの多様化を踏まえ、多言語対応を推進しつつ、所要の体制整備を行います。国民と外国人の双方からの継続的な意見聴取や、基礎調査の実施などを通じ、外国人の生活上の諸問題を的確に把握し、共生社会の実現に向けた施策に反映させていきます。

858 不法・偽装滞在対策に資する体制の整備

安全・安心な社会を実現するため、関係機関等との連携強化などにより、出入国在留管理におけるインテリジェンス機能の強化を図ります。

また、関係省庁が連携し、在留カードの偽造事案に厳格に対応するなど不法・偽装滞在対策を推進しつつ、入管法違反者の円滑な送還のための体制整備を進めます。日本人と外国人がともに安心して暮らせる社会の実現に向け、改正された入管法も適切に運用し、在留が認められない外国人の迅速な送還に取り組みます。

859 出入国審査と在留手続の円滑化

訪日外国人 6,000 万人時代を見据えて、顔認証技術などの最新技術の活用や、電子渡航認証制度の導入等、円滑かつ厳格な出入国審査の実現に向けた取組みを進めます。

また、在留外国人の在留手続の円滑化・迅速化を図るとともに、外国人の利便性を向上させるため、マイナンバーカードと在留カードの一体化や在留関係手続のデジタル化の推進等に係る施策の充実を図ります。

860 留学生・技能実習生の適切な在籍・在留管理

留学生の適切な在籍管理を図るため、上陸基準省令の改正に基づく運用を着実にを行い、在籍管理が不適切な大学などに対して厳格な対応を行います。

また、技能実習生の適切な在留管理を図るため、実地検査のための体制や送出国を含む関係機関の連携の強化などを通じて、不適切な受け入れ機関や送出機関などに対して厳格な対応を行うことにより、制度の改善及び運用の適正化を図ります。

861 特定技能制度の活用

特定技能制度が深刻な人手不足の解消策としてより一層活用されるよう、2024年3月の新規分野の追加等を踏まえ、技能試験の整備や制度の周知活動、各分野の実情を踏まえたマッチング支援等、特定技能外国人の円滑な受け入れに向けた取組みを推進します。

また、特定技能外国人の受け入れに当たっては、受入れ企業と地方公共団体とが意思疎通しやすい環境を整えるなど共生社会の実現に資する取組みを進めてまいります。

更に、特定技能外国人の大都市圏などへの集中を防止するため、地方における受け入れ環境整備や、地方定着のノウハウ、優良事例の共有などを積極的に行います。

862 育成就労制度の円滑な施行

我が国が魅力ある働き先として選ばれる国となるように、外国人が日本で就労しながらキャリアアップできる分かりやすい制度として人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度を創設しました。

育成就労制度の円滑な施行に向けて、必要な体制整備、受入れ対象分野や受入れ見込数の設定、監理支援機関等の要件厳格化に関する方針の具体化等に取り組みます。

863 難民等の迅速かつ適正な保護・支援

2023年12月に開始された補完的保護対象者認定制度を適切に運用するとともに、補完的保護対象者として認定された方には、条約難民と同様に我が国での自立支援策の一環として、日本語教育や生活ガイダンスを受講できる「定住支援プログラム」を提供します。

難民等の保護すべき方々を一層確実、迅速かつ安定的に保護するとともに、保護された方への適切な支援に取り組みます。

864 司法分野のデジタル化

適正かつ迅速な裁判の実現を図り、民事裁判を国民にとって一層利用しやすいものとするため、当事者の裁判を受ける権利にも配慮しつつ、民事裁判手続のIT化を実現します。

併せて、デジタル化された判決書等の活用を促進するため、紛争解決手続に関するAIの開発等の基盤ともなり得る民事裁判情報のデータベース化を早期に実現します。

また、デジタル技術を活用した紛争解決手段であるODR（オンライン型民間調停）の社会への浸透を進めてまいります。

更に、刑事手続において、情報通信技術を活用することにより、円滑・迅速な手続の実施等を通じて安全・安心な社会を実現するとともに、関与する国民の負担軽減等を図るため、刑事手続のデジタル化の実現のための法整備に関し、2024年度中のできる限り早期に国会に法案を提出し、高い情報セキュリティを備えたIT基盤の整備を強力かつ迅速に推進します。

865 犯罪被害者等施策の抜本的強化

今なお、犯罪被害の回復・軽減がほとんどなされず経済的に困窮して苦しみ、また、シームレスなサポートを受けられずに孤独・孤立に苦しむ犯罪被害者等の切実な声が届いていることに鑑み、犯罪被害者等にきめ細かで充実した支援が行われるよう、「第4次犯罪被害者等基本計画」及び「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の着実な推進を図ります。

866 性的マイノリティの理解増進

性的マイノリティの社会生活上の困難を軽減するため、地域・学校・職場等社会の様々な場面における理解増進を図ります。また性別不平等に関しては、令和5年最高裁判決を踏まえ、生命の尊厳を守る観点から必要な法制度等の見直しを行います。

867 氏制度について

夫婦の氏制度の在り方については、旧氏使用ができない事で不便を感じられている方に寄り添い、運用面に対応する形で一刻も早い不便の解消に取り組みます。また、今後の夫婦の氏制度の在り方については、氏制度の社会的意義や運用上の課題等を整理しつつ、どのような形が相応しいかを含め合意形成に努めます。

868 障害者の方への施策の推進

2024年4月に施行された改正「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の周知を図るほか、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現にむけて、取り組みを強化します。また、障害者スポーツや、障害者の芸術・文化活動の更なる推進にも取り組みます。

障害福祉施策について、強度行動障害への対応も含め、障害者の重度化・高齢化に対応し、障害者が希望する地域での自立生活の実現・継続を支援するため、地域生活支援拠点等や基幹相談支援センターの整備促進などを進めます。また、障害福祉人材の確保に向けて、処遇改善に取り組みます。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、医療的ケア児やその家族等への支援を進めます。また、児童発達支援センターの機能強化などにより、地域における障害児支援の充実を図ります。

障害特性や就労ニーズの多様化が進む中で、精神、発達障害者等の就労支援やテレワーク等の推進を通じ、雇用の質の向上を図ります。障害者雇用と福祉の連携を強化し、2025年10月から創設される就労選択支援の円滑な施行や障害者就労を支える専門人材の育成強化など、効果的で切れ目のない支援体制の構築を進めます。我が党が主導した「障害者優先調達推進法（ハート購入法）」の着実な実施に努めます。

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、意思疎通支援が必要な障害者等に対する手話その他のコミュニケーション支援の充実に努めます。併せて、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、読書環境の整備を進めます。

引き続き、障害のある人の自立と社会参加のための基盤整備や人材の確保を積極的に推進してまいります。

869 総合的なアイヌ施策の推進

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するため、ウポポイの充実強化を図るとともに、アイヌ政策推進交付金等を活用し、アイヌ文化振興施策、生活向上施策、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた施策を総合的かつ効果的に推進します。

憲法改正

870 憲法改正の実現

「現行憲法の自主的改正」は結党以来の党是であり、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の3つの基本原理は堅持し、憲法改正実現に向けて、取組みを更に強化します。

技術革新、安全保障環境、時代や社会生活の変化など、時代の要請に応えられる「日本国憲法」に改正するため、力を尽くします。

自民党は現在、憲法改正の条文イメージとして、①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の4項目を提示しています。衆参の憲法審査会を安定的に開催し、憲法の本体論議及び国民投票法について積極的に議論を進めます。

憲法及び憲法改正に関する国民の幅広い理解を得るため、全国各地で対話集会などを積極的に

に開催し、憲法改正の必要性を丁寧に説明していきます。

衆参両院の憲法審査会において憲法論議を深め、憲法改正原案の国会提案・発議を行い、国民投票を実施し、「日本国憲法」の改正を早期に実現します。

政治改革・行政改革

871 選ばれる組織であり続けるための公務員制度改革

霞が関の本省庁だけではなく、現場をもつ地方支分部局や自衛隊、海上保安庁等の機関も含めた、広い意味での国家公務員組織が、社会のために働こうとする意欲ある者たちに「選ばれる組織」であり続けるため具体策を実施します。

①行政の重要課題に柔軟に対応するメリハリある公務員組織・定員管理を実現するため、災害対策、食料安全保障、外交安全保障、感染症対策など重点分野を担う業務については、大胆な増員を図るなど、定員の純増を実現します。

②限られた人的リソースの中でスクラップアンドビルドも必要であることから、デジタル化の推進による人員削減に取り組むことや、特に地方支分部局の個別の出先機関ごとに配置されている総務・経理などの管理部門について大胆な統合を図り、1箇所でも多くの出先機関の管理部門の実務を担うなどの共通化によって、行政機関全体のスリム化を図ります。

③勤務する省庁を固定するのではなく、より各自の能力・意欲を活かせる省庁に移る省庁間異動を可能とし、民間人材の積極的登用、一度公務員から民間に転職したスキルを有する人材の国家公務員への再度採用を推し進めるなど、柔軟性のある任用制度を実現します。

④各省庁の地方支分部局相互の人事交流の拡大により、転居せず異動できる職場の選択肢を広げ、それぞれの事情に配慮した人事異動を可能とすることで、地域の優れた人材の処遇を図ります。また、各自のライフプランに基づき選択的な地域限定・ブロック限定異動を実現します。

872 過疎地域における生活インフラ維持と人

材確保に向けた規制改革

都市部とは全く切迫度が異なる地方における人口減少と高齢化は、地域住民による共助ではカバーできる局面の限界を迎えました。全国一律の規制によっては困難さを抱える地方は救えないとの問題意識のもと、規制改革に取り組みます。

①過疎地域におけるガソリンスタンドの存続支援を図るため、現在、危険物規制に関する政令により進んでいない可搬式給油機の設置を消防長・消防署長の特例承認によることなく、一律に認めることができるよう取り組みます。また、可搬式給油機を対象とした補助事業を地域を限定することなく設け、緊急防災減災事業債の対象に加えるなどして、普及を促進します。

②日本で学ぶ留学生の25%が専門学校に在籍し、人材育成に大きな役割を果たしている一方、実際に就職したのは4割程度にとどまっています。在留資格などの厳格な基準により、特に保育や調理など、国家資格を取得したにもかかわらず、その職に就くことができない事例については早急な是正が必要です。「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」の適切な運用等を通じて、留学生本人と就職先企業のニーズに応え、とりわけ地方における人材育成・確保を促進します。

873 アップデートの視点を携えた行政手続き改革の実現

行政内部における業務手続きについては、社会・経済情勢の変化やデジタル化の進展等に伴い、現在の国際的な水準で見た際、我が国の行政サービスの水準として精査が必要な手続きもあり、更なる品質向上に向けて臨機応変に不断の見直し等が必要です。

①行政文書について、当該電子文書が作成されるタイミングにおいて作成者や作成時期を確認できるようにするとともに、保存の際に非改変性を担保するための措置を講ずることができるよう環境を整備します。また、行政手続きなどにおいて民間企業から提出される電子文書の非改変性の担保についても、手続きなどの内容、対象事業者、電子文書の性質等を踏まえ、取組みを進めます。

②金融機関が許認可・登録等の申請・届出を行う際に添付が求められる、公的機関が発行す

る書類(住民票など)については、原本での提出のみではなく、デジタル化を通じた提出方法も認めるよう、監督指針の改正など、デジタル化を積極的に進めます。また、「金融・資産運用特区」の創設などを通じ、海外の金融事業者などの日本への進出や日本での業務拡充を促進します。

③ビジネス・プロセス・リエンジニアリング(BPR)の手法を用いて、「旅費業務に関する標準マニュアル」の改定などを通じて、各府省の旅費業務の合理化を図ります。法人名義のクレジットカードによる決済などを認めることにより、精算業務の効率化を図るなど、キャッシュレス決済の特徴や課題も踏まえながら、旅行者・経理担当者の双方にとって効率的な業務プロセスを整備します。

874 将来にわたる高い品質の統計の提供、ビッグデータ、デジタル技術等の利活用

将来にわたって高い品質の統計を提供するために、必要な体制整備や人材育成を行いつつ、ビッグデータ、デジタル技術等も活用し、統計精度の向上に引き続き取り組むとともに、報告者負担の軽減による効率化等に取り組みます。また、統計情報を国民が容易に利用し、合理的な意思決定や新たなアイデアの創出につなげることができるよう、データ利活用の利便性を向上させます。また、これらと両輪のものとして、限られた予算のもとで政策効果を最大限に発揮するため、証拠=エビデンスに基づく政策立案(EBPM)を一層推進します。

875 国民目線に立った行政の見直しの推進

国民本位の効率的で質の高い行政を実現するためには、行政自らが、国民目線に立った評価・分析を徹底した上で、その結果を政策の改善につなげていくことが重要です。このため、政策評価が、政策の企画立案や見直しプロセスにおいて、より一層活用されるものとなるよう、改善を図ります。また、従来の社会環境を前提とする仕組みそのもの見直しを要する施策、府省横断的な見直しを要する施策などについて、国民目線に立って見直します。

876 郵便等投票制度の対象者の拡大等

在宅介護を受ける歩行が困難で自ら投票所に行けない方の投票機会確保のため、郵便等投票制度の対象拡大を図ります。在外選挙インターネット投票の導入について、論点を検討し、公正・公平が確保された制度に向けて幅広く議論を重ねていきます。選挙権年齢が引き下げられたことを踏まえ、被選挙権年齢も引下げの方向で検討します。適用年齢・対象選挙は若者団体など、広く意見を聴いた上で結論を出します。また、衆議院選挙制度協議会の報告を踏まえ、一票の較差の是正と地方の有権者の声の反映の両立等の観点から、衆議院議員選出のための望ましい選挙制度の在り方等について、具体的な結論を得るよう議論を続けていきます。更に、選挙運動規制等の公選法全般の見直しを進めます。

選挙の公営掲示板用のポスターについて、候補者の情報を有権者に伝えるという本来の目的を果たすため、品位保持規定、営業宣伝に関する罰則を設けるなど、公選法の見直しを行い、早期の法改正を目指します。

877 基金・特別会計等の改革、独立行政法人の活用

基金や特別会計等についても不断の見直しを行い、基金の余剰資金の国庫返納や、特別会計の積立金・余剰金等の一般会計等の財源としての活用、独立行政法人の独自財源収入の増加や事業費抑制等を通じての国の一般会計からの繰り入れや運営費交付金の抑制を進めます。また、これまでの独立行政法人制度改革の成果を踏まえ、引き続き業務運営の効率化を進めつつ、独立行政法人の持つ専門性やノウハウを、国の政策課題の解決のために最大限活用してまいります。

878 人事院勧告制度の尊重

人事院勧告は、国家公務員において憲法上の労働基本権が制約されていることの代償措置として、国家公務員に対し、適正な給与、勤務時間・休暇等の勤務条件を確保するという機能を有するものであり、人事院勧告を尊重します。

879 党改革

党運営の新たな指針「自民党ガバナンスコード」に基づき、自ら党改革を進めます。特に、政

治資金の透明化と厳正なコンプライアンス対応などに取り組みます。

多様で包括的な社会を実現するため、2033年までに国政における我が党の女性議員の割合を、現在の12%から30%まで引き上げることを目標に取り組みを強化します。

昨年導入した新人候補者への子育て・介護支援制度、女性候補者支援金制度、ハラスメント相談窓口を推進し、女性が国政選挙に立候補しやすい環境整備に取り組みます。

国政に挑む新人支部長が抱える課題を解決するために先輩の国会議員が指導・助言を行うメンター制度を充実させるなど、政策集団に代わる新たな人材育成を推進します。

党所属国会議員の経歴や専門分野などの情報を定期的にヒアリングし、公正で適材適所の人事を一層推進します。

880 政治制度改革

政治への信頼回復を実現するため、厳しい反省と強い倫理観のもと、新たに設置した「政治改革本部」を中心に、不断の政治改革、党改革に取り組みます。

将来的な廃止も念頭に、政策活動費の在り方や透明性の確保、その監査に関する「第三者機関」の設置、政党交付金の交付停止等の制度創設など政治資金制度改革に取り組みます。

調査研究広報滞在費の使途の明確化、使途の公開、未使用分の国庫返納などに取り組むとともに、当選無効となった議員の歳費返納等を義務付ける法改正の実現を図ります。

これまでの国政選挙、地方選挙で明らかになった課題を踏まえ、有権者目線で選挙制度を見直す議論・改革を進めます。